

福祉文化研究

目 次

巻頭言 福祉の巨匠をうしない、福祉文化への思いを強くしよう —多様性と平等を考えながら—	月 田 みづえ	2
特集 震災から学ぶ「生活基盤の再構築」		
生活基盤の再構築 —創造的福祉文化概念を抛り所に—	河東田 博	5
「豊かな暮らし」不安の深層	永 山 誠	17
東日本大震災支援団体の福祉文化活動に関する調査	石 田 易 司 福 山 正 和	26
論文		
「戦後日本における知的障がい児支援活動の組織化の—源流」試論 —「手をつなぐ親の運動」の先覚者、加藤千加子を中心に—	中 薫 洋 園 川 緑	39
研究ノート		
限界集落に求められる福祉的支援 —徳島県三好市における行政等関係者および住民に関する調査を例に—	木 内 哲 二	52
「福祉文化」としての音楽活動の評価研究 —障害を持つ対象者へのヴォイス・トレーニング事例の分析を通して—	林 香 里	69
その他		
マイノリティとしての「当事者研究」の意義 —吃音マイノリティとして生きて—	須 田 研 一	83
現場実践論		
老人ホームにおける傾聴活動	堀 清 和	94
緊急追悼特集 一番ヶ瀬康子氏 追悼セミナー・公開座談会		
基調報告1 「一番ヶ瀬康子と福祉文化論」	馬 場 清	103
基調報告2 「一番ヶ瀬康子と創造的福祉文化」	河東田 博	107
公開座談会 「日本福祉文化学会が目指したもの 一番ヶ瀬康子が遺したもの」	司会 島田治子 (現副会長) パネリスト 河島 修 (元副会長)、桜井里二 (元副会長) 蘭田碩哉 (元副会長)、多田千尋 (元事務局長)	113

Human Welfare and Culture Studies

Organ of the Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture

2013 Vol.22

Preface

Confirm your Thoughts on Human Welfare and Culture in the Wake of the Loss of a Master of Welfare:
Thinking about Diversity and Equality Mizue TSUKITA 2

Features “Lessons from Earthquake Disasters: Rebuilding of Livelihoods”

Rebuilding of Livelihoods: Based on a Concept of Creative Human Welfare and Culture
..... Hiroshi KATODA 5

“Affluent Life”: Deep-seated Uncertainty Makoto NAGAYAMA 17

Survey on Welfare and Cultural Activities of Support Groups for the Great East Japan Earthquake Victims
..... Yasunori ISHIDA / Masakazu FUKUYAMA 26

Article

A Source of Organization in Supporting Activities among Handicapped Children after the War in Japan:
Focusing on Chikako KATO, a Pioneer in “Te wo Tsunagu no Undo”
..... Hiroshi NAKASHIMA / Midori SONOKAWA 39

Short Article

Social Welfare Support Required for Genkai-Shuraku – A Case Study Based on Research of Administrative
Staffs and Local Residents on Miyoshi City, Tokushima Prefecture – Tetsuji KINOUCHI 52

The Evaluation Research of Music Activities as “Human Welfare and Culture Studies” through Analyzing
Voice Training Report of the Client with Disability Kaori HAYASHI 69

Others

Significance of the Person Concerned Study as the Minority: Issues of the own Culture
..... Kenichi SUDA 83

Activity Report

Active Listening in a Nursing Home Kiyokazu HORI 94

Urgent Features: Seminar Commemorating Yasuko ICHIBANGASE

“How to Put Yasuko ICHIBANGASE’s Spirit into the Future of the Japanese Society for the Study of Human
Welfare and Culture”

Keynote Address 1 Human Welfare and Culture Proposed by Yasuko ICHIBANGASE
..... Kiyoshi BABA 103

Keynote Address 2 Yasuko ICHIBANGASE and Creative Human Welfare and Culture
..... Hiroshi KATODA 107

Open Discussion The Goal of the Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture: the Legacy
of Yasuko ICHIBANGASE 113

Moderator: Haruko SHIMADA

Panelists: Osamu KAWABATA, Sekiya SONODA, Satoji SAKURAI, Chihiro TADA

Edited by
The Japanese Society for the Study of
Human Welfare and Culture

學術刊行物 2013 Vol.22

福祉文化研究

日本福祉文化学会

福祉の巨匠をうしない、 福祉文化への思いを強くしよう

—多様性と平等を考えながら—

月田みづえ

一番ヶ瀬康子先生は、日本女子大学の助教授として教べんをとるかたわら、附属高等学校の主事（校長）も併任されていた。今、計算すると38歳の若さだったとはおどろきである。私事であるが、その時に附属の高校生であった。先生は、ベティーフリーダンの『新しい女性の創造』を紹介しながら、女性がますます、社会に貢献しなければならない。そのためには、社会福祉を学ぶことが重要だと熱く語られた。当時、一般的には、“社会福祉は、奇特な人が変り者がすること”というイメージがあった。私が、卒業後に障がい児施設で働くことを決めたとき、社会福祉学科の先生にも親御さんは了解されているのと聞かれたほどである。

ベティーフリーダンは、後に72歳で、『老いの泉』（上・下）の大著を出版した。そこには、「『新しい女性の創造』を書いた時もそうだったが、世の中にはびこっている老年期の恐ろしいイメージと、生き生きした高齢男女の現実との奇妙な食い違いを検討する作業であった。」とある¹⁾。老いに貼られたマイナスイメージの払しょくのために分厚い著書2冊を書いたのである。

一番ヶ瀬先生は、生き生きした福祉の実践者との出会いや感動から、一般にある社会福祉の暗く特殊で、困難なイメージを塗り替えたいと突き進まれていたように思う。その頃、付属から多くの学生が社会福祉学科を志望した。「社会福祉を学ぶものは、美しいものに触れ、おおいに恋愛をして、感性を豊かにしなさい。表現はよくないが、“乞食”とも“王様”とも話ができればならない。社会福祉を学んだら、社会福祉領域にとどまらず、芸術でもなんでも、いろんな分野で花を咲かせなさい。」とことあるごとに学生に話された。先生は、障がいグループ、ゆきわりそうの歌に感銘し、新宿、歌舞伎町のゴーゴー喫茶で踊った。社会福祉は、一部の専門職の専門に限られることなく、ひろく福祉文化として発展させるべきという信念をもっておられた。わかりやすいことばで、社会福祉がだれにでも大切な普遍的な課題であることを広く伝える努力を常にされていた。硬直し、狭い専門性の殻に閉じこもらない“社会福祉”を表現するために“福祉文化”のキーワードを使った。あるとき、先生が私に「これからの福祉に必要なものは何」と聞かれ、「文化」と答えるとその通りといわれた。その時は、私のひらめきも大したものだと思ったが、そうではなく学生がそう答えるような情報発信を常にされていた“誘導尋問”だったのだ。ベティーフリーダンと一番ヶ瀬康子は、既成の大きな概念を読み替える巨匠であった。

一方、現実的にも、普遍的な価値を敷衍した。子どもの未来のために、幼児の保育は、高い理念をもって、国家や社会が責任を持って保障すべきと主張された。保育所が措置から契約制度に

変わるときに、子どもの育ちや権利を守るという理念がおろそかになってはならない。国家百年の計は教育にありきなのに、と危惧された。阪神淡路大震災の復興委員会委員を務めた時、大方針は、復興記念館などの箱物づくりを優先することにおかれた。しかし、先生は、高齢者や障がい者がどこに住んでいるかがわかっていて、すぐにボランティアが駆け付けたために、救済できた地域とそれができなかった地域では、亡くなった方の人数に大きな差が出たことに着目した。そして、日ごろから互いの生活の動静がわかり合えていることが重要である。どこにだれが一人で暮らし、どのような行動をするかを把握していれば、初動のボランティア活動で、救出が可能になる。そのために、小学校区に一か所ぐらいの高齢者などの集いの場（掘立小屋でもよい）を作る意見を報告書に入れることに心血を注いだ。その他にも多くの福祉的観点の意見をだしたが、一番々瀬意見を1行書き入れることに、難渋した。それでも、人々の生活と命を守る視点を貫いた。

社会福祉は、先生をはじめとする先達の努力と時代の要請から広く一般的な用語として定着した感がある。しかし、少子・高齢化、過疎化による地域の衰退、若年層にも及ぶ非正規雇用の拡大、セーフティーネットの脆弱化、あらたな地域関係づくりの遅れ、主体的創造的に動ける地域行政づくりの遅れ、自殺、虐待、いじめ予防策の無策など問題が山積している。財源不足を理由に福祉財源の削減を食い止められない。今の日本では、“自己責任”が強調されることで、人々も納得しそうなこわい傾向がある。“絆”や“連帯”よりも、強烈に人々の観念に支配する。

その状況のなかで、東日本大震災は起こり、生活上のこれらの問題が露呈した。福祉分野の力不足もあきらかになった。

アマルティア・センは、「人間とは全く多様な存在である。(中略)年齢、性別、病気に対する抵抗力、身体的・精神的能力などといった個人的な特性においても異なっている。平等を評価する場合、人間につきまとうこのような多様性を考慮せざるをえない。『人間の平等』という強力なレトリックは、このような多様性から注意をそらしてしまう傾向がある。このようなレトリック(例えば、『人は生まれながらにして平等である』)は、平等主義の重要な要素と見なされているが、個人間の差異を無視することは実は非常に反平等主義であり、すべての人に対して平等に配慮しようとするれば、不利な立場の人を優遇するという「不平等な扱い」が必要になるかもしれないという事実を覆い隠すことになっている。(中略)しばしば人間の多様性は、『人間の平等』という『崇高な』見地からではなく、単純化の必要性という現実的な『低い』見地から無視されてきた」²⁾という。

社会福祉に通じるところがある。平等という名のもとに、個人の嗜好や能力が無視され、同じものや低いものがあてがわれる。自己責任の名のもとに必要性が切り捨てられる。

多様な人間性をどのように平等に扱うかという時に、多様で異質な価値を認めあいながら、連帯をめざすのが“福祉文化”であろう。安易な自己責任論を打破したい。巨匠をうしなつた今、多様性、平等、福祉文化を提起しつづけることが重要になると感じる。

注

- 1) ベティーフリーダン、山本博子他訳『老いの泉 上』西村出版、謝辞
- 2) アマルティア・セン、池本幸生他訳『不平等の再検討 潜在能力と自由』岩波書店、PP 1
～ 2

(つきた みづえ 「福祉文化研究」編集委員 昭和女子大学 福祉社会学科)

生活基盤の再構築

—創造的福祉文化概念を拠り所に—

河東田 博

1. はじめに

日本福祉文化学会では2011年3月11日の東日本大震災を受け、ホームページ上で「東日本大震災で被害に遭われた方々へ」（2011年4月7日付）を掲載、同時に「震災支援方針」（2011年4月7日付）を決定し、「震災対策委員会」の下で可能な限りの後方支援・現地訪問支援を行ってきた。同年7月には日本福祉文化学会・日本グッド・トイ委員会・高齢者アクティビティ開発センター共催の被災地訪問プロジェクトを開始し、ささやかな現地における訪問支援を開始してきた。その延長線上に2011年9月仙台での全国大会があり、2011年10月にはアクティビティ・ケア実践フォーラムの副題を「震災後のアクティビティ・ケアの重要性とこれから」として講演やパネルディスカッションを通して検討してきた。2012年9月には気仙沼大島における現場セミナーを開催、同年9月の倉敷での全国大会では分科会の中で東日本大震災のテーマを扱うなど、継続した積み重ねを行ってきた。こうした取り組みと並行して、

「震災対策委員会」（現：災害と福祉文化委員会）では、会員に対する「東日本大震災支援活動アンケート」調査や各会員が行ってきた被災地支援の報告書を作成するなどしてきた。今後も継続した直接・間接の被災地支援がなされていくことになっているが、果たしてこれだけの活動で十分だったのだろうか。もっと先につながる有効な支援を見出すことは出来なかったのだろうか。

大震災後2年が経とうとしているが、瓦礫は撤去されて綺麗に片付いたものの被災地も被災者（原発汚染から逃れて避難生活を送っている人たちも含む）も元の生活に戻ることはできず（許されず）、ほとんど何も事態が進展していないように思われる現状をどのように受け止め、支援の手を差し伸べていったらよいのだろうか。このような問題意識を持ちながら、筆者がこれまで考えて来たこと、今考えていることなどを整理しながら与えられたテーマに沿って記していきたいと思う。

2. 今改めて被災地で何が起こっていたのかを思い起こす

2011年3月11日14:46、私たちはどうしていたのだろうか。被災地に出かけて支援活動を行った人も、心の中で被災者の無事や被災地の一日も早い復活を祈り続けた人もいたに違いない。ある人は帰宅難民の一人になり、被災地にいる親や親族・友人・知人の安否を心配しつつも、諸事情で大地震直後から外出を制限され、悶々とした日々を送っていたに違いない。多くの人が義援金を送り、物資調達の手伝いをするなどしてきた。やがて友人・知人宅が一部損壊・半壊・全壊になっていたり、沿岸部に住まいしている人たちの中には津波の犠牲になった人たちもいることなどが少しずつ分かってきた。そして、メディアを通して、ライフラインの断絶、物資確保の困難さ、人間関係の断絶・孤立化、集団疎開、行政機能不全、放射能汚染、街・環境の破壊等々の実態が伝えられるようになってきた。

東日本大震災が発生してから2年近くが経とうとしているが、この2年間の動きを、各種文献や私的経験を踏まえ、(1) 3月11日震災当日、(2) 3月12日以降現在まで、に分け、改めて東日本大震災の現地で何が起こっていたのかを記していきたい。

(1) 3月11日震災当日

「1歳の子どもを実家に預けて働いておられた方は、津波で実家ごと流され、自分だけが職場で生き残った」「妻の幼稚園に行くがだれもいなかった。しかし近所の中

学に避難していることがわかり出会えた。当日は園児と歩いて避難したらしい。すでに保護者が迎えに来た園児たちの中には助からなかった人が多かった。…高齢者の方は失禁もされていて悲惨な状況の人もたくさんいた。」「仲間のひとりが亡くなった。その方は、最後まで、利用者の避難誘導をしていて、それが終わった瞬間に津波が押し寄せてきて、流されてしまった。」(杉田穂子、2012)

「震災当日、大きな揺れの直後には何が起こったか分からず、ある職員の方がたまたま携帯電話のワンセグを見たことで津波が迫っていることが分かった…。その後、車で何往復もして利用者の方を避難させ、津波が来る前には全員の避難ができたので、利用者・職員含めすべての人が無事ですんだ…。また、避難する際、職員の方々は利用者の上着だけは持って逃げたそう。3月のまだ寒い時期だったため、もしその時何も持たずに避難していたら一晩過ごすことも難しかっただろう…。」「(利用者は全員無事避難)事務員の女性…は一度避難したが忘れ物を取りに戻ったところで津波の被害に遭われた。」(安藤さなえ他、2012)

(2) 3月12日以降現在まで

・震災直後の実態

「障害者施設の現場では…避難所に入れない人たちが、電気の明かりをみてどんどん入ってきた…非常食は…地域の人たちにもだしているとあつと言う間になくなってしまった。」「通所施設…家族とは連絡がとれないので、そのまま通所で泊まるという形になった。その後も帰せる利用者は帰

し、帰せない利用者の家族をどう支援するかが大変だった。がれきの撤去と泥落としさえすれば、帰せる場合は職員総出で、その家のがれき処理などをした。そのようにして一人一人帰れる場所を作っていた。…入所の場も通所の場も、地域の人、グループホーム、ケアホームの人たちが避難してきて、定員の2～3倍ぐらいの人数で生活していた。」(杉田、2012)

・避難所の実態

「災害直後に避難所に行くが、足の踏み場もないほど混み合う中でトイレすら行ける状態ではなく結局自分たちの事務所に戻った…トイレの備蓄対策がされていない…問題性…福祉避難所ではなく通常の避難所に災害弱者のためのスペース（が確保されていない問題）…避難所（仮設住宅も含め）のバリアフリー化（がなされていない問題）…情報発信力（の弱さ）」(斎藤まこと、2012)

こうした実態は、形を変えて、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震でも見られていた。

「避難所がかかえる問題：…生活の場ではなかった…障害者や高齢者には過酷な環境、あまりに長すぎたプライバシーのない生活、女性や子どもへの性暴力の防止がされなかった、早い段階での心のケアの必要性」「女性のための電話相談から見えたこと：夫・恋人からの暴力に苦しむ声、孤立感・無力感に苦しんでいる…」(正井礼子、2005)

・震災トラウマ

「職員の方の中にはご家族を亡くされた方がいらしたり、利用者の方の中にも震災の時の恐怖感が強く残っている様子が見ら

れたりするなど、目には見えない形での影響も強く残っている…」(安藤他、2012)

・被災地における地域生活者の実態

「ヘルパーや手話通訳者も被災し、自立障害者への支援が危機的状況だというSOSが届いています。…避難所から被災した自宅に戻って被災住宅障害者となっている人たちの孤立…地域生活に移行した精神障害者の方々が、地域での生活基盤や人とのつながりが奪われ、再び入院されたという事態もありました。民間の借り上げ住宅…改修の問題が重度肢体不自由者にとって妨げとなっています。視覚障害、聴覚障害の方々への情報保障も大きな課題となっています。」(福祉労働編集委員会、2012)

「大震災では、大勢の外国人も被災した。警察庁によると、6月27日現在、死亡した外国人は29人。うち7割近い20人が宮城県で亡くなった。震災発生直後、外国人が取った行動を調べると、運に加え、『日本語』『近所付き合い』『防災意識』なども生死を分けた要因として浮かび上がった。」(河北新報社編集局、2012)

その他、次のような実態を知ることができる。「避難所を転々とさせられたしょうがい者」「避難所にいることができず、車の中で宿泊を余儀なくされたしょうがい者」「家の中での生活を強いられたしょうがい者」「すし詰め状態の入所施設（地域の活用ではなく入所施設の活用が意味するものは何か）」「疎開（移転）先で孤立するしょうがい者」等々。そして、しょうがいのある人たちが一般の人たちの倍近い被災を受けているという実態がある。地域生活支援をしていて、家の中に閉じこもりきりになっていたしょうがい者の存在が明るみ

になったという報告もなされている。このような実態を裏打ちするように、次のような報告がなされている。

「支援活動の中で、『障害に対する偏見』を感じました。元々この地域は閉鎖的な考えが根付いていたようで、障害に対する理解が得られていないようです。災害前は、近所からは厄介者扱いで、一人の人間として見てもらえない、本当に必要なサービスが利用できない。災害時も避難所にも行けない、支援物資も取りにいかなければ手元に何も無い。この状況を踏まえた上での支援体制と、障害に対する意識の向上が必要」(入谷忠宏、2012)

支援への問題提起が、被災者から次のように出されていたことも忘れてはならない。

「一番腹立たしかった支援は、他県から派遣されてきたソーシャルワーカーの人たちだっただろうか。一番お願いしたかったのは、通所利用者の家のがれきの撤去や泥落とし作業であったが、自分たちは専門のソーシャルワーカーとしてきているので、がれきの撤去はできないと言われた。『今それどころでないだわ』と思って、とても腹立たしかった。」(杉田、2012)

「子どもが今でもトイレに一人で行けないこと、おばあちゃんが怖がって一人にしておけないこと、正直、ここから抜け出したいと思うことがあること、睡眠導入剤で眠っていること、『復興した』との報道と現実のギャップに不安を覚えること、何のためにここに来たのかわからない訪問者の姿に唾然とすること等、…家族や子どものことに触れると、声が詰まってしまわれる。悲しみの深さはいかばかりかと思わずには

いられない。」(磯部幸子、2012)

以上数え上げればきりが無い位の悩みや先の見えない不安、悲惨な実態を様々なメディアが取り上げてきた。私たちが折に触れて「先の見えない不安を抱えて、今は1日1日必死」(磯部、2012)な様子を観察記録や学びを通して伝えてきた。

3. 何を整理し、どう震災と向き合ったらよいか

この間多くの心ある団体が独自のネットワークを利用し、被災地の惨状を把握し、いち早く現地に飛び、所属ネットワークを駆使して被災者が必要なものを入手し、届け、被災者が必要とする場を確保し、支援し合う、という作業を続けてきた。支援グループが相互に最も効率の良い役割分担をしつつ、「すきま」をキャッチし、「つなぐ」支援を続けてきた。これらの団体に共通していた取り組みの特徴や主張は、災害弱者をたらい回しにしてはいけない、心地よい居場所をなくしてはならない、孤立させてはならないということであり、復活計画に災害弱者(ネットワークから漏れている人たちも含む)問題を取り入れ、当事者の目線で支援を行い、誰もが必要な支援を受けながらあたり前に生きられる社会・地域づくりをしていく必要がある。しかし一方で、被災以前の災害弱者に対する偏見・差別・排他性などが、震災後の避難所や仮設住宅の暮らしの中で如実に表れてきたことも心しておく必要がある。

しかも被災地は東北の沿岸部にあり、伝統的な風習と郷土文化をもつ保守的でよそ者を受け入れにくい固い絆で結ばれた人間

関係をもっていた。例えば、2011年9月に現場セミナーで伺った気仙沼大島では三代に渡る家族と一緒に食卓を囲む習慣をもっており、都会に暮らす人たちには羨ましい／想像し難い伝統文化を維持している所でもあった。時によそ者を排除し、独自の地域文化を作り上げてきた所でもあった。

地域文化を維持し、被災地域の再生・復活に役立てようとする地元出身者の思いと行政側との思いのズレにも直面した。例えば、教員に地元出身者のいない中学校では、中学校の校舎を利用してボランティア活動を展開したいと思っても、校舎利用（特に週末・祝日）ができないためにボランティア活動が頓挫していた。隣の小学校では校長先生が地元出身者だったため、校長先生の好意（判断）で校舎利用が可能となり、ボランティア活動が多様に展開され大きく広がっていた。しかし、今年になり、2013年3月退職予定の校長先生に、島内での嘱託教員採用が認められず、ボランティア活動の継続が暗礁に乗り上がっている。「生活基盤の再構築」が縦割り行政、あるいは、非情な（杓子定規の）行政対応の壁によって阻まれようとしているのである。

被災地には古くから培われた人間関係を大切にしようとする人たちが大勢いることを知ったが、心の拠り所にしてきた郷土文化や人間関係が破壊・寸断・分断され、そこに立ち戻れないでいる大勢の人たちがいることも知った。

筆者は、2012年3月の宮城県東松島市野蒜で出会った老夫人のことを今でも忘れられない。彼女は70余歳だった。夫と子どもを津波で亡くしていた。生き残った息子夫

婦と子ども（孫）と仮設住宅で暮らしていた。明るく振る舞う彼女も、亡くした夫と子どもを考え、毎日塞ぎ込んでいるという。心の支えは、孫の存在であり、孫の保育園への送り迎えだという。しかし、1年経った今、「心の隙間」を埋められないでいるという。彼女と別れる際、筆者は彼女に、「早く心の隙間を埋められるようにして下さい」と声を掛けた。すると彼女は、「私の心の隙間を埋めて！」と言いながら私の胸に飛び込んできた。彼女の身内を失った喪失感、心の痛み、悲痛さに筆者は立ち竦んでしまった。その時、形ばかりの再生・復活ではない一人ひとりの「心の隙間」を埋められるような「希望の持てる」「生活基盤の再構築」でなければ意味がないことに気づかされた。

さらに、これまでささやかではあるが、故郷宮城県の被災地仙台市若林地区、気仙沼地区、東松島地区、野蒜地区に足を運び、多少なりとも関わりをもってきた。2011年9月の日本福祉文化学会仙台大会現地交流会でお世話になった仙台市若林地区（またはその周辺）で被災に遭った「仙台つどいの家」や「るばーと」でも昨年暮れになって漸く別所での再建が開始され、起工式の運びとなった。完成は震災後2年以上も経ってのことである。そして、昨年からは、筆者は、陸前高田市の障害者福祉計画／障害福祉計画の策定に関わっている。陸前高田は街ごと跡形もなくなくなり、多くの方が亡くなった。市役所職員の多くも被害に遭われ、亡くなられた。さらに、5階建の建物の4階部分までが水に浸かり、市役所内に保管されていた住民に関わる書類も流失した。当然ながら障害者福祉計画／

障害福祉計画に関わる資料も基礎データも全てなくなった。行政機能が破壊・停止し、今尚マヒしている状態である。担当部署の社会福祉課障がい福祉系の職員も全員交代した。担当係長は、どのように情報を収集し、どのような考え方の基に障害者福祉計画／障害福祉計画を立てていったらよいか分分からずに困り果てていた。そんな時に筆者に声がかかった。何度か障害者福祉計画／障害福祉計画策定に関わっていた筆者は、喜んで引き受けることにした。ほとんど何も無いところから計画（案）を作らなければならない。もちろん現地の方々との意見交換も必要になろう。提出時期（3月末）も限られており、これから正念場を迎える。何とか現地の方々に応えられるような計画（案）にしたいと思っている。

ところで、ここまで書き進めて来て、「生活基盤の再構築」を検討するためには基本となる考え方、つまり「生活基盤の再構築とは何か」の整理をしておく必要があることに気づかされた。そこで、「生活基盤の再構築とは何か」の整理を筆者が提起した「創造的福祉文化」概念¹⁾に求め、次節で採用することにした。

4. 「創造的福祉文化」と「生活基盤の再構築」

筆者は「福祉文化」を「個が大切にされ、一人ひとりの夢や希望を紡ぐ、創造性豊かな、地域で続けられている実践的でヒューマンな幸せづくり」と考え、「福祉文化」により積極的な意味を付与するために「創造的福祉文化」という概念を提起した。

この「福祉文化」の定義も「創造的福祉文化」概念も被災地の「生活基盤の再構築」に生かされなければならないと考えている。そこで、まず、上述した「福祉文化」の定義や「創造的福祉文化」概念を「生活基盤の再構築」にどう役立てることができのから考えてみたい。

大震災による津波の影響や原発放射能汚染の影響によって「生活基盤」が根こそぎ奪われ、「再構築」に向けてゼロからの「先の見えない生活」を余儀なくされている人たちが大勢いる。大震災当日、そして、避難所に避難した当初は、「個をないがしろにし、夢や希望を奪い、…福祉文化とは縁遠い非人間的な社会」（「非人間的非福祉文化社会」）であったに違いない。しかし、多くの支援の手が差し伸べられるようになり、避難所の生活に改善が見られるようになると、避難所にあっても不自由だがプライバシーが少しずつ守られるようになり、「非人間的非福祉文化社会」から脱け出していくことができるようになっていった。そして、今は（2年という）期限付きではあるが個人・家族の専有空間が多少なりとも確保される仮設住宅での暮らしとなっている。しかし、仮設住宅での暮らしは、その名の通り、あくまでも「仮設」であり、狭く、隣の家庭の様子が聞くとともに聞こえてしまう（見て見ぬふりをしなければならない）「長屋暮らし」となっている。しょうがいのある人たちにとっては使い勝手が悪いため仮設住宅の利用率が低く、知的しょうがい者を抱える世帯も肩身の狭い生活を強いられ、時に（結果として）排除の対象となっている可能性がある（このことを避難所で暮らすことのできな

かった多動的な自閉症の人たちが教えてくれた)。つまり、「非人間的非福祉文化社会」を脱け出すことはできたものの、「平等に個が大切にされ、夢や希望を紡ごうとするものの」、お互いに目に見えない地方文化特有の伝統や格式・序列などの壁を作り、「異質なものを排除してしまう未成熟な福祉文化社会」（「排他的未成熟福祉文化社会」）になっていた。また、「共に生き、個が大切にされ、夢や希望を紡ごうとする」思いがあるものの、外国人やしょうがい者を排除するなどの「差別が存在し、お互いを生きにくくしている未成熟な福祉文化社会」（「排他的未成熟福祉文化社会」）になっていたのではないかと推測された。これまでかろうじて地方文化の中で維持されてきたものまでも、異質な文化と出会い、仮設住宅などで隣り合わせになることで、様々な葛藤・矛盾を呈する状況となっていたことが2011年7月の気仙沼における被災地訪問プロジェクトでのインタビューや2011年9月の仙台大会現地交流、さらには、2012年9月の気仙沼大島での現場セミナーを通して把握することができた。

「排他的未成熟福祉文化社会」では被災者に思いを寄せ社会全体で受け入れようとするが、避難先での限られた暮らしや仮設住宅での我慢を強いられる辛い生活に思いを馳せることができずに結果として排他的な傾向になりがちである。福島住民の車の所有者に対する嫌みな発言や露骨な排除はその象徴であった。しかし、徐々に一人ひとりが置かれている実態や思いを大切にしようとする機運が高まる動きも見られてくるようになるなど、複雑な思いが混在している社会になっていた。「差別的未成熟福

祉文化社会」では、被災者からの訴えや主張に気づき社会で受け入れようとしたりそのための枠組みを作ろうとするが、社会的な支援の動きが見られず、形式的に対応されてしまう傾向があった。異なる文化を持つ子どもたちが敏感に感じる異質な者への無意識になされる差別的対応は多数者から少数者への「いじめ」となって見られることが多かった。しかし、徐々に一人ひとりを社会的に包み込もうとする機運が高まる動きが見られるなど、「排他的未成熟福祉文化社会」同様複雑な思いが混在している社会となっていた。

私たちが目指そうとしている「個が大切にされ、夢や希望を紡ぎ、創造性豊かな、地域でのヒューマンな幸せづくりが保障される創造的な福祉文化の社会」（「創造的福祉文化社会」）では、人と人とが有機的に出会い、一人ひとりのその人らしさや価値観が尊重され、自発性が生まれ、知的探究心を満たすことができ、心地良さ・快適さ・喜び・安心感を感じることができ、個人的にも社会的にも満足感を得ることができるようになる多元主義的共生社会となっていなければならない。そうした社会（創造的福祉文化社会）を「生活基盤の再構築」の中で見い出していかなければならないと思うがいかがであろうか。その意味で、被災地の惨状をいち早く把握し、誰よりも早く現地に飛び、被災者が必要なものを入手し、届け、被災者が必要とする場を確保し、支援し合う作業を続けてきた人たちは、「創造的福祉文化社会」で生き、「生活基盤の再構築」を目指そうとした人たちであったと言える。このような人たちの力や貢献により「創造的福祉文化社会」づく

りや「生活基盤の再構築」がなされていくのであろうが、そう簡単に「創造的福祉文化社会」づくりや「生活基盤の再構築」が成し遂げられるとは限らない。このような社会が実現でき、生活基盤の整備と再構築がなされていくためには、そのための条件が必要となる。そこで次に、「創造的福祉文化」概念の中で提案されていた考え方を援用し、「生活基盤の再構築」のための条件を考えてみたい。

5. 「生活基盤の再構築」のための条件²⁾

「生活基盤の再構築」のためには、被災地内外で被災した人たちと被災を免れた人たちが出会い、お互いの価値観やその人らしさが尊重され、快適で、心地良さを感じることができるようにならなければならない。「生活基盤の再構築」を目指す活動を通して、被災者の生きる意欲に繋がり、生活の質が高まり、喜びや幸せを感じ取り、満足感が得られるようになっていく必要がある。そこで、ここでは、「生活基盤の再構築」のための条件を整理しておく。

「生活基盤の再構築」を確実にしていくためには、「生活基盤の再構築」を「質」的に「外的側面」「内的側面」の両面から検討してみる必要がある（図1参照）。「生活基盤の外的側面からの質的再構築」とは、個々人が享受している「住まい」「教育」「仕事」「経済」「余暇」「文化活動」「対人関係（親子関係・夫婦関係・友人関係・同僚との関係・近所づきあいなど）」「社会への完全参加と平等」「政策立案への参画」を通しての「生活基盤の再構築」でなければならない。「将来への希望」に向けたものである必要がある。「生活基盤の内的側面からの質的再構築」とは、個々人の内面にもたらされる「自己実現」「自由・自己決定」「自信・自己受容」「安心感」「社会的関係」などを通しての「生活基盤の再構築」でなければならない。被災した人たちがその人らしく、代替のきかない一人の人間として存在することを意味する。物事がうまくいった、うまくいかなかったというだけでなく、何かの活動に関心を持ち、自分なりに取り組んでいるか、自分のことをどう思っているか、個性や可能性を發揮しているかなどに向けたものである必

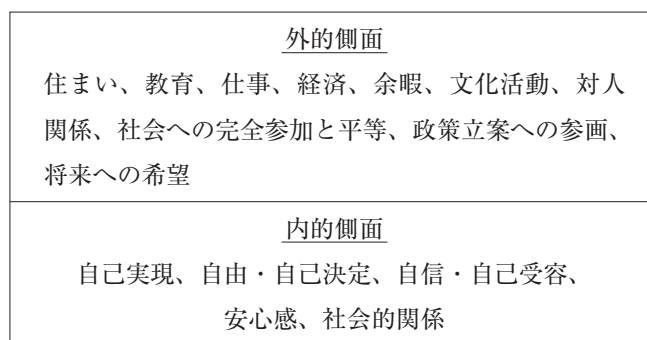


図1 「生活基盤の質的再構築」の「外的側面」「内的側面」

要がある。「生活基盤の外的側面からの質的再構築」と「生活基盤の内的側面からの質的再構築」は相互作用しており、これらを総称して、ここでは、「生活基盤の質的再構築」と表現する。

6. 「生活基盤の質的再構築」向上のための条件³⁾

被災地や被災された人々の「生活基盤の整備」がなされ、その人らしく創造的な生活を送ることができるようになれば、「生活基盤の質的再構築」が可能となる（図2参照）。しかし、「生活基盤の整備」がなされたからといって、被災地や被災された人々がその人らしく「生活基盤の質的再構築」を達成したとは言えない。いくら「生活基盤の整備」がなされたからといっても、それを「機能的に」利用できなけれ

ば、「生活基盤の質的再構築」がなされたと言うことはできない。例えば、元の住まいに戻れたとしても、他に元の住まいに戻って来る人が誰もおらず、物品を購入できるお店からも遠く離れてしまっているのは、孤独に苛まれてしまいかねない。したがって、「生活基盤の整備」だけでなく、その人が様々な環境の中にある資源を利用できるような「機能性」が必要となる。

（環境資源を利用できるような）「機能性」を補うことができれば、（生活基盤となる）「環境」を利用する機会が広がり、「生活基盤の質的再構築」に向かって歩んで行くことができるようになる。例えば、その人の特性に応じて、分かりやすい方法で情報が伝えられれば、その人は自分の判断で様々なものを利用しながら活動範囲や機会を広げていくことができる。つまり、「個別の支援」を得ることによって、その

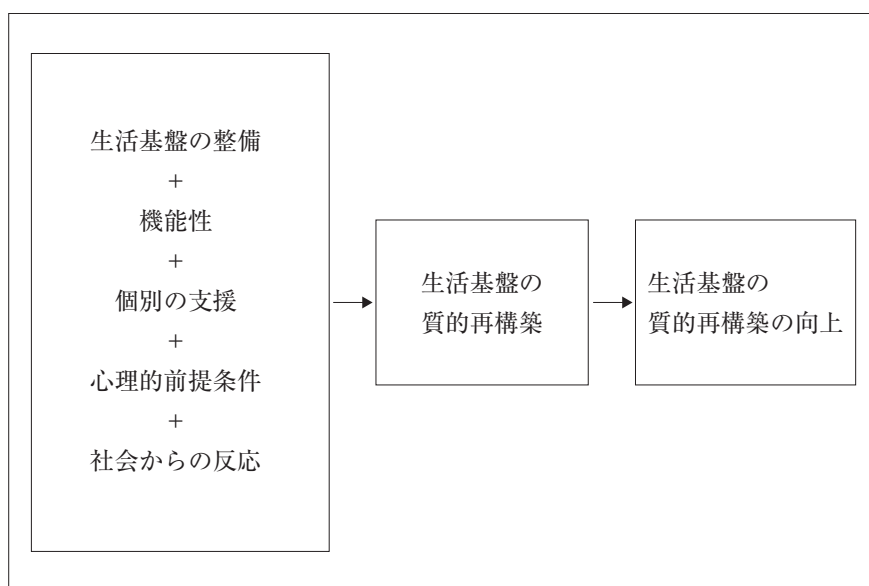


図2 「生活基盤の質的再構築」向上のための条件

人の制限されている「機能性」をかなり補うことができる。「個別の支援」とは、その人の制限された「機能性」を補うための社会的支援や物理的支援、人的な支援である。

実際に生活していくのはその人自身であり、暮らしていく様々な場面で「何をどうするのか」といった意思を被災者自身がつ、ということが重要になる。その人がどこで誰と暮らし、どんな仕事に就き、どんな活動に参加するのかということが、他の誰かに決められてしまうことは、その人らしさや自己実現が阻まれることになる。そこで、生活の主体者である被災者自身が、自分の生活や人生を自分自身でコーディネートするための意思をもつという「心理的前提条件」が必要となる。心に大きな傷を負った被災地の人々には辛い過酷なこともかもしれないが、「生活基盤の質的再構築」を図るために「心理的前提条件」は殊のほか重要になる。

最後に考えなければならないのは、「社会からの反応」である。これは、周りの人たちの被災者に対する態度を意味し、被災者自身の意思、それに基づく被災者自身の決定権を十分配慮しながら尊重していくことである。これは、津波で家や家族を失い、原発放射能汚染の影響で町や村ごと文化の異なる他地域に移住しなければならない人たちに対しては特に配慮されなければならないことである。

このように、「生活基盤の質的再構築」は、具体的な生活場面や生活状況といった外的側面のみならず、被災者自身が自分の生活や、過去のあるいは将来の人生についてどう感じ、考え、どの位満足しているか

といった内的側面をも含んでいる。また、今後、社会的・物理的・心理的支援を必要とする被災地の人々にとって、「生活基盤の整備」がなされ、「機能性」「個別の支援」「心理的前提条件」「社会からの反応」を適切に得ていくことができれば、「生活基盤の質的再構築」を確実にし、向上させていくことができるようになるはずである。

以上のように、5つの条件「生活基盤の整備」「機能性」「個別の支援」「心理的前提条件」「社会からの反応」を有機的に整え、組み合わせ、融合させることにより、「生活基盤の再構築」が可能となり、質的にも向上させることができるように思われる。このような条件を満たすことができるよう「生活基盤の再構築」に向けた取り組みや施策が展開され、可能な限り早い将来、被災地にも被災された人々にも「創造的福祉文化社会」が到来することを心より願っている。

7. おわりに

以上述べてきたことは、現時点での筆者の率直な思いであり、「生活基盤の再構築」に向けたささやかな提案であった。

被災された方々（しょうがいのある方や多くのマイノリティの方々も含め）が日常的に置かれていた大変な状況が物資供給の段階で、避難所で、仮設住宅で、避難・転地先で、身を寄せた友人・知人・親族宅で、職場で、学校で、その他様々な場で、心身共に傷つき、晴れることのない日々を悶々と過ごし、生きにくさ、生きづらさ、辛さを絶えず抱えながらひっそりと生きて

きたし、今でも状況はそれほど変わってはいない。そうした人たちの実態を知り、筆者がまず感じさせられたことは、自ら望まずに入所施設に入れられ、そこで何年間も出口を見いだせないまま暮らしてきた「利用者」と呼ばれる人たちと全く同じだったのではないかということである。「脱施設化」「地域移行」という用語を「再生」「復興」「復活」という用語に変えてみることで、両者は質的に全く同じであったことが分かる。被災に遭われた方々は、1年先、2年先、5年先、10年先は待てないのである。今すぐに、「脱施設」（脱避難所、脱仮設住宅...）し、元の生活に戻り、「地域生活」ができるようにするための「支援」をしてほしいと願っているのである。そのために私たちがやれることは、（これも）ささやかだが、被災者（被災地）を忘れないということである。常に思い続けることである。被災者（被災地）に寄り添うことである。被災者（被災地）のニーズを受け止め、被災者（被災地）のニーズと摺り合わせ、被災者（被災地）が求める課題を深める中からしか「生活基盤の再構築」、そして、その質を向上させるための構想は創り出せないということなのである。

注

1) 河東田博『『創造的福祉文化』概念の構築を目指して』（第1章第1節13～72頁）日本福祉文化学会編集委員会編『福祉文化とは何か』明石書店 2010年（17～22頁を基に援用した。なお、原著の「創造的福祉文化」概念では、縦軸の上方向に「平等」・縦軸の下方向に「差別」を、横軸の右方向に「共生」・横軸の左

方向に「排除」を配置した「福祉文化社会モデル」を通して「創造的福祉文化」を説明した。）

- 2) 同上（60～63頁を基に援用した。なお、原著では、「多元的共生福祉文化社会」を目指す「創造的福祉文化社会」には誰もが享受できる「創造的福祉文化」があり、その文化における「生活の質」が高められていく必要があるとし、「創造的福祉文化」内で展開される「生活の質」のことを「創造的福祉文化生活の質」と表現した。）
- 3) 同上（63～66頁を基に援用した。なお、原著では、「福祉文化環境の整備」「機能性」「個別の支援」「心理的前提条件」「環境からの反応」を「創造的福祉文化生活（＝社会）を築くための条件」として示した。）

引用・参考文献

- (1) 安藤さなえ・井上玖美子・黒澤美緒・斎藤ゆい・坂本佳子・佐藤美友貴・西村綾介・二口恵『人×情報＝∞～今こそつながろう、被災地と！～』立教大学コミュニティ福祉学部「人×情報＝∞」活動報告集編集委員会 2012年
- (2) 井上きみどり『わたしたちの震災物語』集英社 2011年
- (3) 入谷忠宏「被災地障がい者センターかまいしでの支援活動をおこなって」『SSKSわれら自身の声』第5431号 2頁 2012年
- (4) 河北新聞社編集局『再び、立ち上がる！－河北新聞社、東日本大震災の記録』河北新聞社、2012年
- (5) 斎藤まこと「大震災における災害弱

- 者支援報告』『れぞみ』Vol.133 通巻
9094号 9頁 KSKP共同連 2011年
- (6) 杉田穂子「被災者に学ぶ」『福祉文化
研究』第21号 26-32頁 日本福祉文化
学会 2012年
- (7) 福祉労働編集委員会「東日本大震災
障害者支援アピール」『季刊 福祉労働』
第131号、8-9頁、2011年
- (8) 正井礼子「防災に女性の視点を！」
『新潟県中越地震対策における「女性の
視点」の反映について－阪神・淡路大地
震の事例研究から』神戸市男女共同参画
局 2005年
- (9) 磯部幸子「気仙沼・大島から学ぶ
3.11のその後」『福祉文化通信』Vol.69,
3 日本福祉文化学会 2012年
- (かとうだ ひろし 立教大学)

「豊かな暮らし」不安の深層

永山 誠

言葉にならない不安

私たちは「豊かさ」のなかで暮らしています。お笑い系番組がTVにあふれ、ゲラゲラ楽しみながら毎日をすごしています。ところが足元の生活は、ブラックユーモアにもならない事情があります。職場の権利状態は混沌とした様相をみせ、経営が悪化したといったら突然の工場閉鎖、リストラ、地域経済まで沈滞し打撃を受けるケースもいくつもみられます。これらの幾分乱暴とも思える動きをみていると、1980年代の国鉄分割民営化以来の「資本攻勢」の前兆かもしれないと心配になります。

他方、生活の変化に注目する機運もでてきました。メディアは、ホームレス、派遣切り、蟹工船、無縁死、ワーキング・プア、生活保護などの問題を次々と取り上げ視聴者の大きな関心をよび、共感を得ているようで多くが出版物にもなっています。ここから流行語も生まれ強いインパクトを私たちに与え、こころの深層に沈殿していた何かを発見した方も少なくなかったと思います。

「日本の社会福祉は、どこに向かって動いているのだろうか？ 福祉の充実を願ってきた人びとのあいだの意識に混沌とした何かが年ごとに膨れ上がり、言いようのない不安がかもしだされはじめている。」

これは『戦後社会福祉の転換』（永山、1993）¹⁾の冒頭で記したことばです。考えてみると、1970年代前半までは生活の安定感が広がった時代ですが、ところがこころの不安は80年代ごろから徐々に進みはじめます。90年バブル崩壊後、私は、戦後福祉政策の分析から結果として、生活問題は21世紀に一大争点になると確信しました。それから20数年、毎年この論点が問われ、ついに今日、本格的な形で浮上しました。

1. 3.11被災地の生活再建と地域復興

東日本大震災の被害額試算

2011. 3.11東日本大震災から2年近くが経過しました。世界銀行を含む海外機関や国内の公的あるいは民間の研究機関によるいくつもの被害額試算がだされました²⁾。被害額はおおまかにいって16-18兆円台に集

中し、もっとも高いもので25兆円です。

原発被害の実態は未解明

これらの試算をみてわかったことの第1は、東京電力福島第一原発崩壊による被害額が共通に除外されていることです。私の検索は不十分ですが、原発の被害額の発表はなく、調査もまだ進んでいないと思われる。

12年11月、東京電力は2013-14年度経営方針を発表した際に、「これからの除染、廃炉が本格化し、その費用は10兆円を超える」（朝日新聞2012. 11. 8）との見通しを示しました。東電はこれまで、原子力損害賠償支援機構から5兆円、政府の公的資金1兆円を引き出し、さらに電力料金を平均8.46%値上げし、原発事故対策と賠償もまかなうといってきましたが、加えて5兆円が必要だというわけです。賠償見積りは当初5兆円でしたが執行額は11月現在で1.4兆円の28%で、「出し渋り」との批判が被災者からでています。

読売新聞（2011. 6. 1）によると2011.5.31、橋本茨城県知事は記者団に対し、原発事故の損害賠償は「因果関係があるものはすべて含めるべきである」とのべましたが、政府側は「すべてを賠償と認めたら100兆円あっても足りない」（財務省幹部）との見解を示しました。さらに廃炉や、「核のゴミ」の中間貯蔵や最終処分費用を含めた場合は100兆円を遥かに超えるのでしょうか。要するに被害総額からみると、原発被害額は3.11被害のコアだということです。原発事故の被害額を明らかにしなければ東日本大震災の実態は事実上封印されます。

2012. 11. 10付朝日新聞によれば「野田政権は9日、東京電力福島第一原発事故に伴

う住民避難の実態を初めて本格的に調査することを決め」、13年秋には結果をまとめる予定だそうです。除染、賠償、復興等は実態調査なしには進まないのですが、平野達男復興相は原子力災害復興推進チームの初会合で「国会事故調などの簡易な調査はあるが、本格調査は未着手」であることを明らかにしました。

3.11住民被害の実態も未調査

被害額の試算例を読んでわかったことの第2は、試算は産業界や企業側の視点が多く、住民視点の被害額の試算が極めて少ないことです。いうまでもなく、経済界や企業の視点は必要不可欠であることはよくわかりますが、しかし住民生活への関心が共通して薄いのは、なんとも不思議です。なぜ個人（住民）の被災調査が抽象的で少ないのか、この落差が気になりました。調査が難しいということもあるでしょうが、できないことはない。たとえば福島大学は原発被災地の調査をやっているのだから、同様に被災3県中心に調査の実施は可能です。なぜしないのでしょうか。

住民（個人）資産の賠償はしないという災害補償の原則があるからでしょうか。しかしだからといって被害の実態調査も不要とはならないのではないのでしょうか。勘繰れば、財務省幹部が主張するように、「すべてを賠償と認めたら・・・（いくら）あっても足りない」からでしょうか。確かに被害の実態をみなければ賠償の必要はなく、被害実態を公表しなければ東電も政府も負担は軽く済むからでしょうか。

被害額試算の傾向の全体の感想は、経済界やトップ企業の被害は公的性格が強いので保障をするが、住民（個人）の場合は個

人財産なので、「自己責任」中心の福祉政策と同様、自然災害も「自己責任」なので関心が向かないのでしょう。

復興の予算執行の「怪」

3.11復興の財政対策は、現在、大きな課題であった瓦礫処理も一部の遅れがあるもののだいたい進み、漁場施設をふくむ農林水産業被害データのとりまとめ、除染、中小企業資金繰り支援、農業・農村復興マスタープランの策定等が進められています。

政府は復興支援を目的に「東日本大震災復興特別会計」を設け、少なくとも19兆円を投入予定です。この特別会計の財源は、①10.5兆円が復興特別で、所得税にプラスして所得税額の2.1%分を2013（平成15）年1月から25年間増税。利子所得や事業所得も同様の扱いです。さらに個人住民税に対し14年度から年1000円を10年間増税します。

企業に対しては、復興特別法人税が12年4月から、法人税額の10%増税、この場合は25年ではなく3年間という瞬間増税です。ただし法人実効税率は12年4月から5%の恒久減税が確定していますので、4年後には5%減税が実施されます。25年間の収支でいうと大企業は17兆円以上の減税です。全体として復興予算に関する最終収支は<勤労国民は増税・企業は17兆円減税>です。

次いで復興予算の使途をみます。復興基本法にもとづく予算執行ですが、国会で「流用」が指摘されました。私に関心をもったのは経済産業省の「国内企業立地補助金」3000億円です。これが被災地以外の日本のトップ企業の一部に即座に流れまし

た。他に、防衛省440億円、外務省72億円、文科省42億円等です。平野復興相は「野党からの（福島立地補助事業とあわせ）5000億円という数字をそのまま採用して予算化した」（朝日新聞2012. 10. 19）と説明し、復興基本法を成立させるために自公の要求をまる呑みした結果だと弁解しました。「流用」として批判が強まり「見直し」されるとのことですが、使ってしまったものはほとんどが回収不可能との報道です。「懐にはいったものはかえさない」。

国内企業立地補助金の執行を被災3県に限定すると31件、全体のおおよそ6%で、きわめてわずかです。各省庁とトップ企業にとってこの補助金は短期間で3000億円という大規模な予算が執行されたのですから「使い勝手」がよかった。企業側は違法ではないと返還を表明した企業はなく、「違法ではないので」「もらえるものはもらう」という姿勢で、これが被災地そっちのけの「復興予算執行劇」の第一幕でした。日本の社会システムは経産省等行政やトップ企業にとっては効率よいシステムでした。

民主党政権になってから予算の使途が開示されるようになりました。これは政権交代の成果の一つです。会計検査院調査を朝日新聞が追跡したところでは、岩手、宮城、福島の3県沿岸33市町村のうち18市町村が、2011年度に交付された復興予算の5割以下の消化率で、被害が大きかった宮古市（岩手）は30.3%、南三陸町（宮城）は36.2%などです。会計検査院によると未消化の要因は、「被災地は限られた人員で膨大な業務に取り組んでおり、円滑な復興に向けた支援が必要」だと指摘しています。自治体側は「専門職員が足りない」と指摘

しています（朝日新聞2012.10.26）ので、行政改革による地方公務員削減をやめ、逆に増やすことが必要です。

また、被災3県は復興庁に対し復興交付金（第4次申請）1兆5000億円ほどを要求しましたが、被災地では「交付金をもらえなかったり・・・消化しきれなかったりする例が相次ぐ」状況です。自由に使えるはずが、「個人資産形成につながる」「集団移転にはよいが、津波で浸水したのに移転対象外の引っ越しの場合は使えない」等と規制が多く、「使い勝手が悪い」ことが指摘されています。申請しても不採択になるケースが続出し、被災地にとっては「形だけ予算」といえます。有効に消化できない制約がある。さらに「政府の判断や決定の遅さ」「政府内の責任があいまい」なことも原因として指摘されています。これらは復興の遅れの一つの要因といえます。

「形だけ福祉」

予想に反し3.11被災者の生活保護利用はごくわずかです。3.11から1年たった2011年7月、生活保護受給者は205万人となりましたが、うち3.11被災者は939人、8月でも2000人未満で、被災者の急増はみられない。被災者が受給しない理由は、周囲の目を気にして利用を自粛³⁾したようで、しかも「自己責任」の意識がこれを補強していると思います。

また反貧困ネットワーク事務局長の湯浅誠は「山井和則さん（厚生労働大臣政務官：当時）は、『形だけ福祉』と言っていました。形はあるが、使えるか使えないか、届くか届かないか検討されていない⁴⁾と、福祉制度全体が抱える論点を紹介し

ています。

私も1980年代以降の福祉をみると在宅福祉をはじめ見事なまでにメニューが豊富になり利用者の選択肢も大きく広がったと思います。日本の福祉の歴史からいえばこれは飛躍的な発展で、これをどう有効に生かすかが課題です。しかしこの飛躍的な発展をはじめた時期から、介護でも保育でも国民負担が増え、近年は家族が背負いきれないような不思議な重圧を感じます。福祉メニューは増大したが家族負担もふえ、福祉の前進なのか後退か考えこんでしまう事態になっています。

NPO法人自殺対策支援センター・ライフリンク代表の清水康之は先の湯浅の発言を受け、「実施者本位なのか、受益者本位なのか、出発点が違う」（46頁）と福祉政策の現状を指摘します。「自己責任」の考えや「使い勝手の悪い制度」を利用者の視点からどう改善するのが重要だと清水は指摘します。被災者支援、復興支援のかかえる問題と同様の論点だが、この湯浅・清水のこのやり取りに集約されています。

強調したいのは民主党・山井和則議員の「形だけ福祉」という表現です。様々な課題を抱えた現在の福祉の全体状況を的確に表現していると直感し、私は深く印象づけられました。ですから、「形だけ福祉」というキャッチコピーは講演などでたびたび借用しています。また「形だけ福祉」ですと、生活支援の機能が十分果たせないの、家族の苦勞が減らず、逆に増える。

こうした財政や制度の「機能不全」の事態を「戦後の行政システムの限界」とみる向きがあります。そのような評価も確かに可能ですが、しかし他面では、復興予算を

非常に効率よく使用（流用？）しているの
で、一般論として「社会システムの限界」
とひとくくりにするわけにはいかない面が
あると思います。この論点に関してはむしろ、
誰にとって機能不全か、誰にとって効
率的かを具体的に把握することが肝要だと
思います。

最大の問題だと思うのは復興予算の執行
状況にみられるように、社会道徳上の配慮
を欠く一種の「感覚マヒ」があることで
す。社会組織のトップのモラルハザードは
中間層を経由して庶民層に広がり、被災者
の生活再建を遅らせる要因になっていると
思います。震災復興は、国民が一つになっ
て支援すべき課題だと私は思いますが、支
援の実態は不透明で勝手放題のところがあり、
自分の利益権益を守るので精いっぱい
になっている社会のトップの人が多すぎると
思います。渋沢栄一という人物を想起す
るまでもなく、何のために企業利益を追求
するのか、問いたい気持ちです。

これとは逆に大小の経営者が、崩壊状況
にある被災地の事業者には漁船や生産設備を
提供し、製品発注を積み増しして取引を継
続するなど、積極的な動きが多様にあるこ
とを見落としてはならないでしょう。こう
した経営者の自主的な取り組みが、被災地
の復興の大きな呼び水になり、復興のカギ
になっています⁵⁾。

2. 生活保護制度をめぐる二つの問題

生活保護受給者戦後のピークに

財務省、厚労省、政治家、および福祉関
係者は、このところ生活保護制度に大きな
関心をよせています。生活保護制度は貧困

層の増減を図る社会的尺度なので、まずこ
の増減が注目されます。生活保護受給者数
急増です。生活保護受給者数は、厚生労働
省によると2012年8月で213万人を超え、
戦後最大の数となりました。70年代の「豊
かな社会」から一転し「貧しい社会」に転
落したかのようです。

被保護人員の推移の内訳をみると、「大
きく割合を増加させているのは60歳代と70
歳以上（1980年27%→2009年52%）」です。
「これに対し、40歳代までの若い層はむしろ、
その割合を大きく減じている（59%→33
%）。すなわち生活保護受給者増加の最も
大きい要因は…低年金・無年金の高齢者が
増えていること」にあります。

メディアをみると、生活保護受給者の激
増は報道するが、その原因や理由につい
ての言及はトーンダウンで、論点を生活保護
費の増大に関心を誘う内容がほとんどで
す。生活保護制度を縮小し、「自立（?）」
を促すシステムへの転換の必要を感じさせ
る報道に重点がかかっています。

この問題を考えるとき、①失業者は可能
な限り失業給付や政府の雇用創出政策で解
決することが一般論ですが、失業即生活保
護に直結する理由は、失業給付や政府の雇
用創出政策が十分機能していないからで
す。②雇用不安や低賃金の労働者の大量発
生は、企業の賃金対策および雇用対策によ
って生み出されます。これは主に日本経団
連の組織指導の結果です。これを是正する
には労働組合の役割が大きいですが、努力はさ
れているが経営側の動きを規制するような
成果は少なく、トップ企業の「やり放題」
の観を呈しています。

生活保護受給者増大の原因は、一言でい

えば「労働費用の極端な節約」の結果といえます。「経済的安全保障」の視点⁶⁾からいうと、「労働費用の極端な節約」の社会的結果を、福祉で後始末をする制度システムといえます。原発事故の被害補償で東京電力負担を回避し、国家財政と電力料金に転嫁する構造と酷似しています。

生活保護基準の引き下げと就労支援

第2に、生活保護制度の根幹に改革の手をつけようとする動きです。2012.9.28、第8回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会（厚生労働省所管）に厚生労働省側が「『生活支援戦略』に関する主な論点（案）」（以下、「論点案」と省略）を提出し、10.22には、財政制度等審議会財政度分科会が生活保護基準の引き下げを提起しました。1986年総合安全保障法の成立以降、政府の基本的政策は国家の総合政策として作成・提案されるようになりました。この二つは当然関連づけて理解しなければなりません。

論点案は、生活保護基準引き締めと関連づけて制度利用者の早期自立を促進するシステムを目指します。受給者は、①一般に働く能力がある、②受給者は不正受給をする可能性ある、の二つを前提に就労促進システムをつくる。よしあしは別にこの前提で、受給者の消費行動と生活行動に行政介入する内容です。同時にこの行政介入によって受給者の「価値観の操作」＝「自己責任」意識の徹底に踏み込むような微妙な内容を含んでいます。

2011年の受給者の自殺者数は厚労省調査で1187人です。これは自立支援と「自己責任」意識の呪縛の行き着く先を暗示してい

ると思いますが、いかがでしょうか。

「生活支援戦略」に関する主な論点（案）目次	
生活支援戦略の全体像	
I	新たな生活困窮者支援体系に関する論点
	1. 総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援
	2. 就労支援の強化
	3. 家計再建に向けた支援の強化
	4. 居住の確保
	5. 「貧困の連鎖」防止のための取組
	6. 地域における計画的な基盤の整備
II	生活保護制度の見直しに関する論点
	1. 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化
	2. 健康・生活面等ライフスタイルの改善支援
	3. 医療扶助の適正化
	4. 不正・不適正受給者対策の強化等
	5. 地方自治体の負担軽減

3. 忍び寄る「生活戦争」？

生活保護受給者急増の背景

生活保護受給者は2012年8月で213万人を超え、戦後最大の数です。日本弁護士連合会パンフレット『今ニッポンの生活保護制度はどうなっているのか？』で「人数では最高になりましたが、利用率（対人口比：永山による）は減っています」。1951年が2.4%、2011年1.8%です。それにしてもなぜ急増するのか、背景を考えます。

第1に、保護開始理由（2009年）をみると、①傷病による7617人、②働きによる収入の減少・喪失7016人、③貯金等の減少・喪失5070人、これが上位3要因です。ここで分かることは、①傷病を負うと収入が途絶え、雇用関係が不安定化する社会状態にあり、医療保障、休業補償、失業給付が十

分機能しておらず、古典的な貧困原因で生活保護受給に至る現状がある。歴史的にみると、このような生活不安を克服するため社会政策や社会保障制度を確立したのですが、現在日本の両制度はこれが防げない状態にあるようです。②は企業の「労務費の極端な節約」が直接の原因です。③は「形だけ福祉」の証拠となるような理由です。税・社会保険料の高額化も理由の一つではないでしょうか。

さて今後、生活保護受給者は減少するの可否かです。

第1に、高齢者の所得の状況です。全世界帯（総数）でみると1世帯（平均世帯人員2.65人）当りの平均所得金額をみると549.6万円です。高齢者世帯の1世帯（平均世帯人員1.56人）当たり平均所得金額は公的年金を含め307.9万円です。高齢者世帯を所得金額階級別でみると、200万円未満が37.8%あり、250万円以下でみると48.7%に達します。つまり「65歳以上のみの世帯」の半数近くが生活保護基準以下かそれに近い。何かあるとすぐ受給者になりやすい層。

第2に、ここ30数年間、経済界と政府は協力して賃金切り下げをめざしてきました。これは年金等の保険料収入を減少させ、年金財源の不足のみならず、家庭生活の基盤を不安定化させながら家族の絆を弱め、DV、いじめ、ネグレクトなどを発生させました。今後とも経済界と政府の政策の基本は継続されますので、少しずつかつ広く中間層が受給者に落ちていく可能性が大きくなると思います。

第3に、完全失業者の増大です。完全失業率は高度経済成長期、低成長期を中心に

1 - 2%台でしたが、1996（平成8）年から4 - 5%台と2倍を上回り高い失業率が常態化し10（平成22）年は334万人で、うち男性世帯主が69万人います。企業の雇用調整が常態化し、大企業労働者といえどもこの可能性からまぬかれません。

第4に、企業における雇用形態の多様化が生み出す問題です。10（平成22）年で非正規雇用者は全雇用者の34.4%です。全雇用者5479万人（2010年）のうち年取200万円未満の雇用者を計算すると、正規労働者が439万人、非正規労働者は1362万人、合計1801万人、全雇用者の33%です。非正規労働者に働いても生活が成り立たないワーキング・プア層が集中し、受給者のもっとも大規模な予備軍です。

以上から今後生活保護受給者は「労務費用の極端な節約」を放置する限りさらに増大するでしょう。

このような文脈のなかで厚労省の「論点案」を考えると、貧困の被害者である生活保護受給者に「自己責任」の意識を受容させ、受給者の「自由」と「自己決定」（つまり「人間の尊厳」）を行政の管理下におく「自立支援」策であるため、結果として行政隷属型行動様式を受容させるトレーニングというイメージが残るのです。心理学領域からの研究が期待されます。

自殺者3万人台が示唆すること

国民生活の状況で気になることは自殺者が14年間も3万人台で推移してきたことです。統計をみると1980—97年までは2万人台での推移ですが98年以降急増し、98年以降今日まで14年間、悲しいことに自殺者が持続して3.5万人前後で推移しています。

自殺は個人の問題であるとか、自己責任の範囲という人もいます。自殺された方がたはいったい何の犠牲者なのでしょう。

1998年以降の自殺者急増についてNPO法人自殺対策支援センター・ライフリンク代表の清水康之は「1997年といえば、三洋証券、北海道拓殖銀行が経営破綻に陥り、山一証券の自主廃業があり・・・日銀の短観（企業短期経済観測調査）が急激に悪化し、倒産件数も急増。1998年3月には完全失業率がはじめて4%台に乗る。そういった社会経済状況に引きずられるようにして、自殺者が急増し・・・同じような立場の人たちが、同じよう理由で自殺に追い込まれ続けている」（清水・湯浅『闇の中に光を見出す』2010 4頁）と分析しています。

「宣戦布告なき戦争」といわれたベトナム戦争は15年間つづきました。そのうち後半の1964年から1975年の11年間にアメリカは陸軍を中心に58万人もの兵員をベトナムに投入し、合計5万8000人の戦死者と2000人の行方不明者、合計で6万人もの犠牲者をだしました。1年間当たりで計算すると5454人です。

このベトナム戦争での米軍の犠牲者数を基準に日本の自殺による死亡者数を対比すると、年間平均での自殺者はベトナム戦争米軍犠牲者の5-6倍となります。年三万数千人の死者=自殺者数を基準にベトナム戦争の規模に換算すれば、58万人の5-6倍にあたる300万人規模の軍隊が日本国内で「宣戦布告なき戦争」を展開しているのと同じです。

適切な比較ではないのですが、ベトナム戦争になぞらえれば、これをはるかに上回る大規模な「武器なき内戦」が徐々に激し

さを増し現在まで継続していることになる。犠牲者の一部がこの自殺者だとふと感じます。日本社会はリストラや賃下げで労働者の利害を守る組合運動が少なく、生活不安はそれぞれの家庭に転嫁され、さらにかたちを変えて労働者間の会社内での生き残り競争、あるいは家族生活を守る生活戦争にさらされ、戦っている状況なのではないかと思います。

「お笑い」系番組で国民すべてが楽しみ、3.11被災者支援で「絆」をここに刻んでいる裏で、このような生活不安の現実がある。この裏表のコントラストが生活認識の乖離を生み出したのではないのでしょうか。

あまり注目されていないのですが、この国民意識の乖離を生む一つの理由として私は、1986年以降、総合安全保障法にもとづき内閣官房に「重要政策に関する基本的な方針に関する企画および立案並びに総合調整に関する事務」を担当するセクションが行政内におかれたことに着目します。そして「広報」についても内閣広報室が「総合調整」を実施すると「内閣官房組織令」⁷⁾に書かれています。1980年代以降についていうと、「総合調整」され一元的に管理・加工された情報を、メディアや教育等を通して私たちは受け取っています。

私たちは一元的に加工され管理された情報によって理論、現実、意識、感情の動きを制御されます。「錯覚の世界」で暮らしている。「劇場型選挙」「劇場型犯罪」ということばが1990年以降使われるようになりましたが、私たちの日常生活も「劇場型生活」ということです。言葉にならない不安とは、実態とかけ離れたこの「劇場型生活」への疑念だと思うのです。それに深く

浸透している「自己責任」という考え方が勤労国民の「生きさせろ」（雨宮処凛）という意思を自己抑制させています。

福祉文化の視点からの課題をのべれば、「劇場型生活」の実像を事実によって検証し、意識と現実との乖離の構造を解きあかし、錯覚から現実に意識を引き戻しこころの不安を解消することだと思えます。

注

- 1) 永山誠『戦後社会福祉の転換』（労働旬報社1993）11頁。
- 2) 内閣府「東日本大震災における被害額の推計について」（2011.6.24）、②内閣府経済社会総合研究所「統計からみた震災からの復興」（2012.4）、③日本政策投資銀行「東日本大震災資本ストック被害金額推計」（2011.4.28）、④関西社会経済研究所「東日本大震災による被害のマクロ経済に対する影響」（2011.4.12）、⑤三菱総合研究所「2010-2012年度の内外景気見通し（東日本大震災後の改定値）」（2011.4.18）、⑥三菱東京UFJ銀行「東日本大震災の経済的影響について：生産サイドからの分析」（2011.4.20）、⑦大和総研「第169回日本経済予測（改訂版）」（2011.6.9）、⑧世界銀行被害額19兆円と発表（NHKニュース）ウィキペディア東日本大震災出典190（2012.11.28閲覧）。⑨福島大学災害復興研究所「平成23年度双葉8か町村災害復興実態調査基礎集計報告書（第2版）」。この報告書は原発事故被災者住民の貴重な生活実態調査であ

る。この災害復興研究所の取り組みは、研究者の社会的役割とは何かを考えるうえで貴重な成果・教訓を与え、福祉文化賞に値する活動である。

- 3) 2012.10.17朝日新聞岩手版によるとボランティアが3.11被災者に生活保護申請を勧めたところ、周囲の反応を理由に誰も応じなかった。
- 4) 清水康之・湯浅誠『闇の中に光を見いだす—貧困・自殺の現場から—』岩波ブックレット2010 45頁。
- 5) 3.11復興の動きの報告は、「東日本大震災と生活様式の再建」『福祉文化研究』2012 第21号15-25頁拙稿参照。
- 6) 「経済的安全保障」は、閣議決定「新経済社会7か年計画」（1979）の上位の政策概念で、かつ21世紀日本の国家目標に位置づけられた。すべての政策はこの国家目標を実現する総合政策に組み込まれるようになった。総合政策の概観は、総合研究開発機構「21世紀への課題」プロジェクトの最終報告書（野村総研）および11本の研究報告書を参照。概要の理解には永山誠『社会福祉理念の研究』遊藝書館2006 136頁を参照のこと。
- 7) 内閣官房組織令（昭和32年7月31日政令第219号、最終平成23年3月31日政令第60号）第3条に内閣広報室の項目があり、役割としては「広報」の「総合調整」である。

（ながやま まこと 昭和女子大学）

東日本大震災支援団体の 福祉文化活動に関する調査

石田 易司・福山 正和

要旨

目 的

東日本大震災では多くの組織・団体が支援活動にあたったが、いったい、どのような団体がどのような活動に携わったのか、そして、福祉文化活動と支援活動の関係はどのようなのかを探ることを目的とした。

方 法

2012年7月1日から月末の1か月間、東日本大震災支援全国ネットワークのホームページ上に加入団体として記載されている団体約600の各々のホームページから住所を調べ、日本福祉文化学会関西ブロックの名前で、住所の判明した約500の団体に郵便で調査を依頼した。

そして、返信のあった109の団体の活動を集計し、分析した。

結 語

今回の東日本大震災の支援活動には、NPO法人が約60%、法人格のない団体が約20%参加し、災害時の支援活動には身軽な機動力が必要であること、一方、こうした団体は資金力が弱いので、助成金が大

きな力になったことが分かった。寄付文化の弱い日本と言われているが、寄付金も今回大きな比率を占め、災害時のように、その悲惨な状況、被災者の大変さがわかる時には寄付する人がたくさん存在する。

また、どの支援団体も結果的には多様な活動にかかわり、多くの団体が福祉文化活動に携わっていた。そして、その目指すもの、結果は日本福祉文化学会が目指すものと同じであり、わたしたち学会の目指すものが一つの福祉の方向を指し示すことが証明された。

キーワード

災害支援 福祉文化 NPO QOL コミュニティづくり

1. はじめに

東日本大震災から1年たった2012年3月、被災地では生命にかかわる緊急的な状況を脱し、それなりに落ち着いて、被災1周年を迎えた。私としては緊急時の災害支援活動にも興味があったが、同様に、落ち着きを見せた被災地でのQOLの豊かさを求める支援活動にも興味があった。

1995年の神戸で、避難所になっていた高校の卒業式に支援ボランティアが招待されたとか、兵庫県北部の温泉地・城崎の旅館組合が被災者を招待して喜ばれたとか、被災地の子どもたちの心のケアのために、関西のキャンプ協会加盟団体が協力して数百人にもほる子どもたちのキャンプを実施したなど、大災害を乗り越えて生き延びた後の暮らしの豊かさを求める活動に興味があったからだ¹⁾。

一方、避難所の体育館で激励のコンサートを展開しようとした演奏家に、うるさいとどなりたてて追い出した被災者の話もあったし、避難所での子どもの遊びを、近隣の小学校校長会に諮っていないからと拒否した校長がいたりして、大災害時の福祉文化活動がいつでも歓迎されたわけではなかった。

今回の東日本大震災時においても、早くからこうした福祉文化活動が展開されていた。子どもの冒険遊び場を展開したNPOだとか、おもちゃや本を避難所に配ったグループだとか、仮設住宅のお年寄りを孤立させないように、サロン活動を展開している地域団体だとか^{2) 3)}。

人がどんな時にも暮らしの豊かさを求めるのは必然だと思うが、支援団体や支援ボランティアがいつごろから、どのようにして、どのような福祉文化活動を展開しているのかを調べることもこの調査の一つの目的である。

2. 福祉文化活動とは

アンケートは活動の全容と福祉文化活動について質問している。その福祉文化活動

について、いろいろな人がいろいろと定義づけているが、現在日本福祉文化学会会長の河東田博が「福祉文化とは何か」⁴⁾で、学会創始者一番ヶ瀬康子の定義を引用して

「個が大切にされ、一人一人の夢や希望を紡ぐ、創造性豊かな、地域で続けられている実践的でヒューマンな幸せづくりの活動」と述べ、具体的な活動として

- a. 仕事
- b. 遊び
- c. イベント
- d. アミューズメント
- e. 学習
- f. 豊かな生活づくり
- g. 健康づくり
- h. 旅行
- i. 趣味
- j. 音楽・演劇などの鑑賞
- k. スポーツ
- l. 創作
- m. 食事
- n. ボランティア活動

の各活動を挙げている。(nについてはこの調査のために筆者があえて入れた)

今回のアンケートでも、この定義を挙げ、具体的な活動のどれをいつごろ実施したかを尋ねている。

3. 災害時における福祉文化活動

日本福祉文化学会では「災害と福祉文化委員会」を設け、災害時の支援活動を学会活動の中に大きく位置づけている。2010年11月には、まるで翌年3月に大地震が起こることを予測していたように「災害と福祉文化」⁵⁾を発刊している。

そこで、石田⁶⁾は時間の経過とともに移っていく支援活動の諸相を取り上げ、主にボランティアによる活動を、大島⁷⁾は専門職によるソーシャルワークとしての福祉文化活動を取り上げている。彼女は地域こそが専門職による福祉文化活動のキー概念だと言っている。

この本ではボランティアと専門家によるいくつかの活動を紹介し、最後に編者の渡邊⁸⁾の手で、多くの行政が立てている防災・減災計画は、災害弱者と呼ばれる高齢者や障がい者、乳幼児などのことにはあまり触れられていないけれど、だからこそ、ケアマネジャーや社協職員など福祉の専門職がそうした弱者支援の視点で活躍しなければならないし、また、NPOやボランティアが行政計画を超えて支援しなければならないと書き、そうした両輪の活動が災害時における福祉文化活動だとまとめている。つまり一番ヶ瀬の言う「個が大切にされ、一人一人の夢や希望を紡ぐ、創造性豊かな、地域で続けられている実践的でヒューマンな幸せづくりの活動」が被災地でも実践されなければならないという主張を強く訴えている。

4. 調査の概要

2012年7月1日から月末の1か月間、東日本大震災支援全国ネットワークのホームページ上に加入団体として記載されている団体各々のホームページから住所を調べ、日本福祉文化学会関西ブロックの名前で郵便で調査を依頼した。発送数507通、住所表示が間違っていたりした未着数11、つまり、アンケート総数496通、回答数126通の

うち、白紙や期限後到着したなどの無効回答17で、有効回答数は109通、回答率は25.4%（有効回答率22.0%）だった。

送付数	507
未着（住所不十分など）	11
アンケート総数	496
回答数	126
有効回答	109
無効回答	17
回答率	25.4%
有効回答率	22.0%

同様に、同時期、簡単なアンケートを日本福祉文化学会員に日本福祉文化学会「災害と福祉文化委員会」の名前で、往復はがきで依頼したところ、387通のうち、返信されたのが99通で、回答率25.6%であったことを考えると、全く見ず知らずの団体から突然送られてきた調査に対する回答としては、とても誠意のある回答状況だと言える。

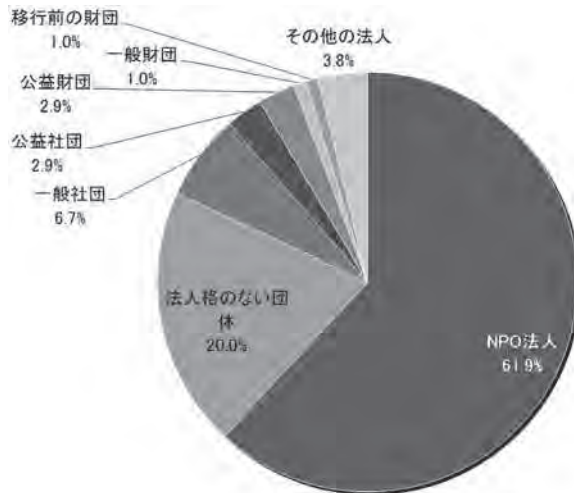
5. 調査の結果と考察

109通の回答をいくつかの視点で整理してみよう。

①団体 災害救援や復興など災害時を想定した団体は20。そのうち発災以後に設立された団体が15あった。

また法人別にみると、NPO法人が61.5%、法人格のない団体20.0%で、こうした非日常時の、緊急の対応にはNPO法人や法人格のない団体が数の上では圧倒的な機動力を持って活躍していることがうかがえる。しかし、対象のネットワークの性格上、大規模団体、企業、行政、社協などの参加が

団体の法人格について



NPO法人	65	61.9%
法人格のない団体	21	20.0%
一般社団	7	6.7%
公益社団	3	2.9%
公益財団	3	2.9%
一般財団	1	1.0%
移行前の財団	1	1.0%
移行前の社団	0	0.0%
社会福祉法人	0	0.0%
其他の法人	4	3.8%
合計	105	100.0%

(不明4団体を合計から削除)

元来少なく、このグラフが支援団体全体を表すものではないことも想像できる。また、団体数でなく、支援活動の量で考えると、数少ない大規模団体（行政、社協、全国組織など）の活動量が多数を占めることも想像に難くない。

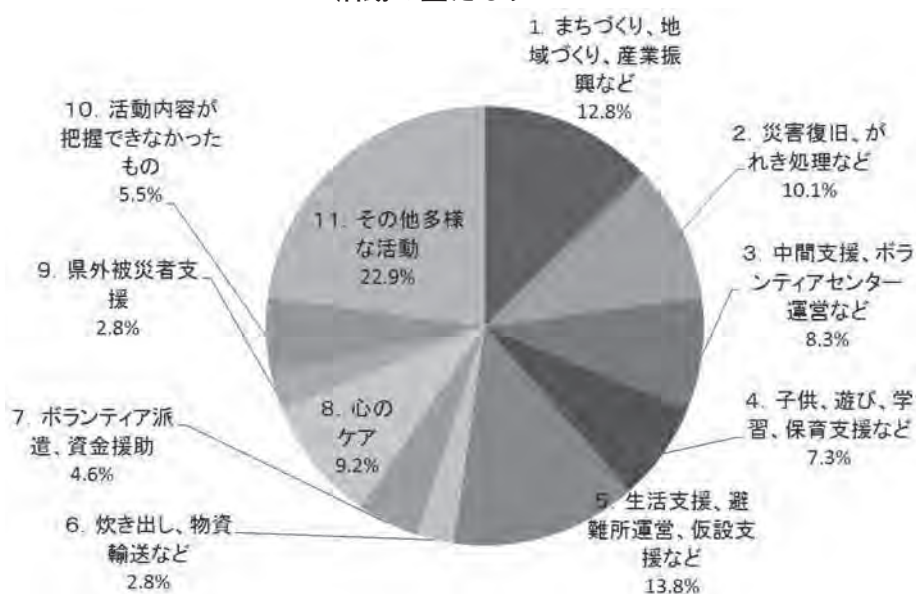
②日常活動との連動 災害時の活動を法人本来の活動にしている団体はもとより、よいおもちゃの普及を目的にしている団体が被災地でのおもちゃの普及活動をしていたり、文化財の保護活動をしている団体が被災地の文化財の復旧の支援をしていたりなど、日常活動の延長線上で被災地（者）支援活動をとらえている団体や、団体の主たる目的として災害支援活動をしている団体もたくさんあり、阪神大震災以後、災害支援活動が日本社会のいろいろなところに浸透していることを示した。

③当事者の主体性 被災地外からの支援団体が多いのは当然だが、少数だが、被災者

自身、あるいは被災地の中から支援活動に乗り出した団体が目についた。ボランティアへの依存だとか、義捐金による無気力を指摘されているという被災者の問題もマスコミで多く取り上げられていたが、一方、復興を自分たちの課題ととらえ、立ち上がった団体があったことは、うれしいことだ。

④活動 多くの団体が一つの活動に留まらず、多様な活動を実施していた。がれき処理を目的に被災地に来たけれど、被災者の生活を考えるとがれき処理だけにとどまらず、生活支援や子どもの遊び支援にも携わったなどの例である。活動が多様であるということは被災者に共感し、トータルな生活全般にかかわったということである。ソーシャルワークの潮流はジェネリックやエコシステムなどという言葉が示す通り、部分部分の支援でなく、その人の暮らし全般を支援するという流れが、災害支援活動でも当然のこのようであった。

活動の主たるテーマ



1. まちづくり、地域づくり、産業振興など	14	12.8%
2. 災害復旧、がれき処理など	11	10.1%
3. 中間支援、ボランティアセンター運営など	9	8.3%
4. 子供、遊び、学習、保育支援など	8	7.3%
5. 生活支援、避難所運営、仮設支援など	15	13.8%
6. 炊き出し、物資輸送など	3	2.8%
7. ボランティア派遣、資金援助	5	4.6%
8. 心のケア	10	9.2%
9. 県外被災者支援	3	2.8%
10. 活動内容が把握できなかったもの	6	5.5%
11. その他多様な活動	25	22.9%
合 計	109	100.0%

⑤時期 その多様な活動を引き起こす要素の一つに、時期の問題があるのは、先に石田が示したとおりである。とりあえず生命を長らえた後には、必ずQOLの豊かさへの希求があるだろうし、モノに満たされたらココロの欲求の充足を求めるものだから、そうした被災者のニーズに応じて、活

動は変化していく。また、避難所から仮設住宅、さらに恒久的な住居へと生活様式が異なること、子どもにとっては日々の暮らしが遊びであることなど世代によるニーズの違いもあって、地域に暮らす多様な被災者の支援にかかわるためには多様な活動が求められる。

被災地支援活動と福祉文化活動の両方が回答されている団体は64団体で、そのうち、36団体は、被災地支援活動の開始と福祉文化活動の開始が同じだった。被災地支援の開始のピークは3～4月、福祉文化活動のピークは4～5月と1月経過ぐらいからのスタートが多く、またほとんどの団体が2011年9月までに活動を開始している。

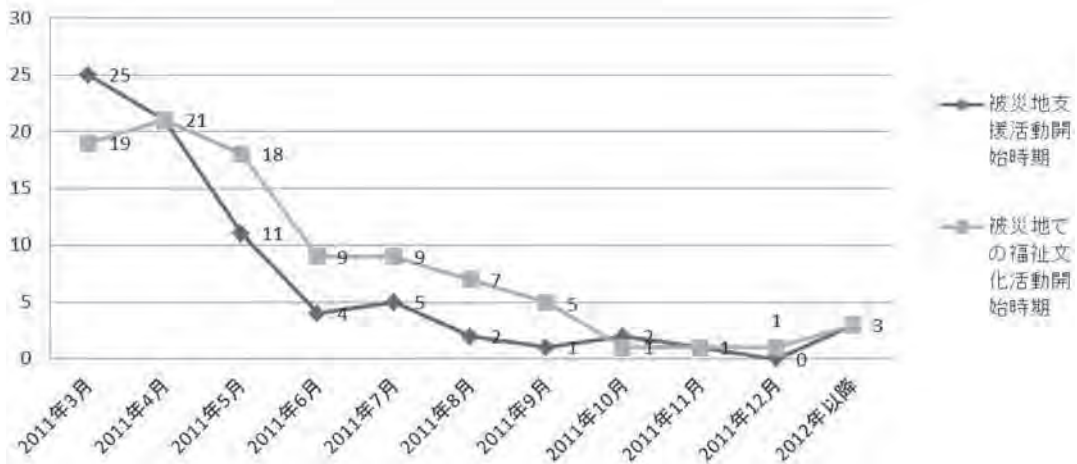
なお、下の表については、被災地支援活動から福祉文化活動への移行の状況を見るため、被災地活動の開始時期と被災地での福祉文化活動の開始時期の両方について回答があった件数で作成しており、グラフについては、全体の状況を把握するため、無回答がある場合も含めて作成している。

被災地支援活動開始時期と被災地での福祉文化活動の開始時期の比較

被災地支援 ↓	被災地での福祉文化活動開始時期→											合計	
	2011年												2012年 以降
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
2011年	3月	10	4	2	2	4	0	1	0	0	0	0	10
	4月		11	2	2	1	2	2	0	0	0	0	3
	5月			7	1	0	1	0	0	0	1	0	4
	6月				1	0	1	0	1	0	0	0	1
	7月					3	0	1	0	0	0	0	1
	8月						1	0	0	0	0	0	0
	9月							1	0	0	0	0	1
	10月								0	0	0	0	0
	11月									1	0	0	1
	12月										0	0	0
	2012年以降											1	0
	合計	10	15	11	6	8	5	5	1	1	1	1	85

■は、被災地支援活動開始時期と被災地での福祉文化活動開始時期が同じ時期である団体数
 ■は、団体数が0

被災地の支援活動の開始時期



⑥地域づくり そうした多様な生活支援を支えるためには、個人支援だけにとどまらず、地域全体への支援、あるいは被災当事者によるコミュニティづくりがテーマになる。多くの被災団体が活動の効果として「コミュニティ支援」ができたことを挙げている。

⑦心のケア コミュニティづくりなどと競うように活動のテーマとして挙がっていたのが心のケアである。遊び支援、サロン活動支援などを足すと、さらにこの数は増え、被災者支援は「モノ」の支援だけでなく、内面の豊かさを合わせて支援することだと支援者自身が思っていた。

また、心のケアという言葉には傷ついた人を「癒す」「治す」というイメージがあるが、アンケートで心強く思ったのは、被災からの復興の「意欲を高める」だとか、同じ地域住民の「人間関係を深める」、子どもの「成長を促す」などの前向きな言葉がたくさんあったことである。心のケアに

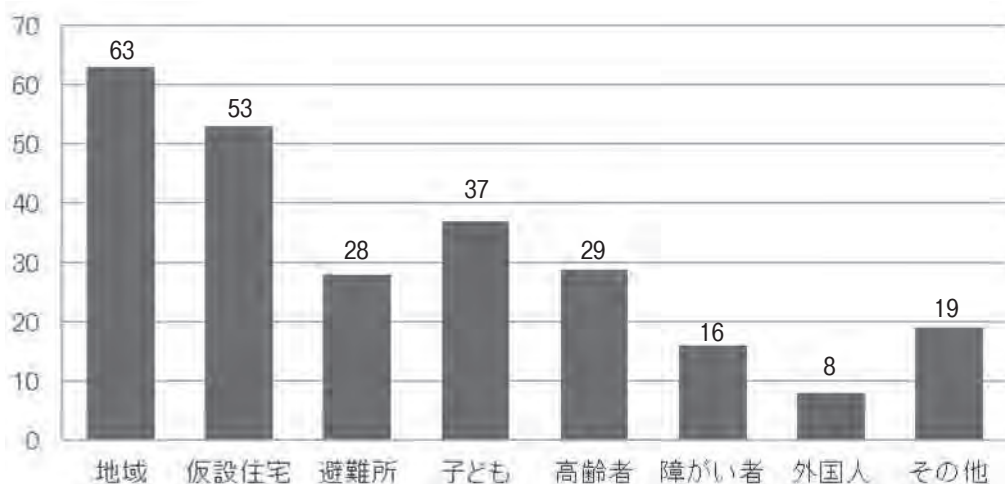
は被災者の「主体性の形成」という前向きな概念が多く育まれていた。

⑧ネットワーク また、こうした地域支援のためには様々な専門性や長期にわたる継続性が必要になる。そのために行政と民間団体のネットワークや、専門職集団の全国的なネットワークが機能したことも今回の災害支援の大きな特徴だろう。

そのためには様々な障壁があったこともアンケートには書かれていたが、それでも広域な被災、多様な被災者ニーズにこたえるためには組織間の連携が必要であり、今回の支援活動においては、従来にも増してこの機能が充実していたことをアンケートでは示している。

⑨福祉文化への道 さらに、支援活動の効果のグラフを見て驚いたのが、多くの団体が示している効果が一番ヶ瀬の言う福祉文化の目指す活動と一致したことである。とりあえず、人命救助や住居の確保に動いて

活動の対象

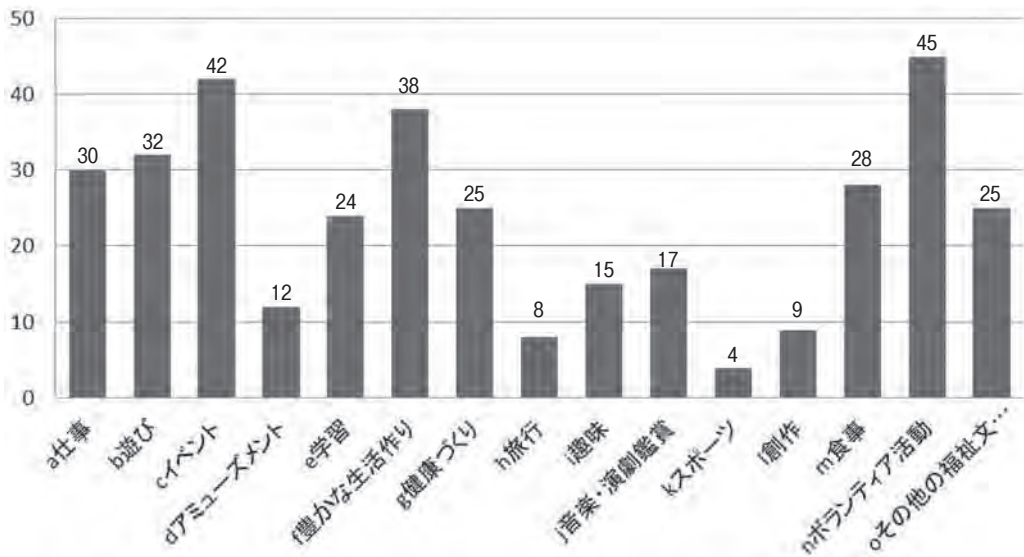


いても、1年半を経過した調査時点ではほとんどの団体が福祉文化的な活動を取り入れ、その効果にコミュニティづくり、生きがいがづくり、健康づくり、復興への希望を願う当事者の主体性形成などを挙げてい

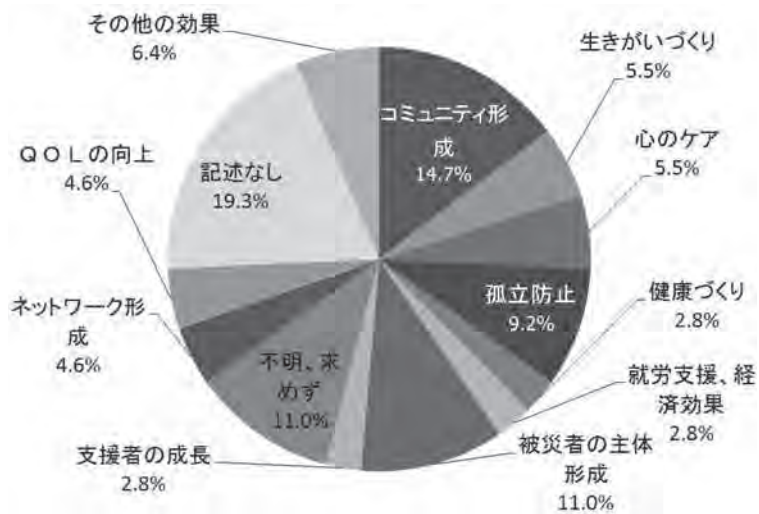
る。まさに「個が大切にされ、一人一人の夢や希望を紡ぐ、創造性豊かな、地域で続けられている実践的でヒューマンな幸せづくりの活動」なのである。

下の表は支援団体の福祉文化活動に取り

被災地での福祉文化活動の内容



支援活動の効果



支援活動の効果

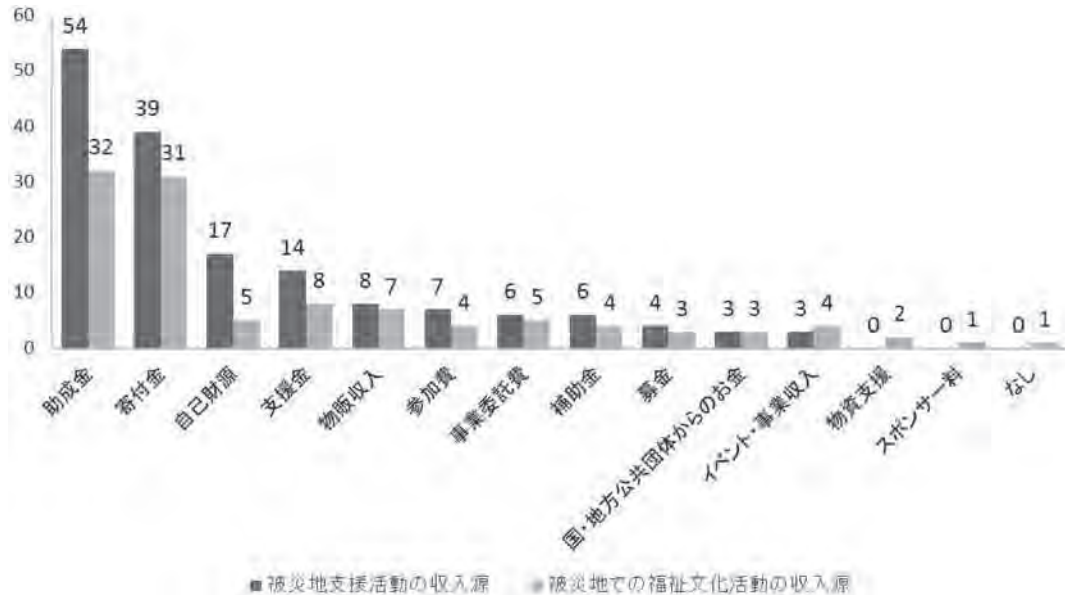
コミュニティ形成	16	14.7%
生きがいづくり	6	5.5%
心のケア	6	5.5%
孤立防止	10	9.2%
健康づくり	3	2.8%
就労支援、経済効果	3	2.8%
被災者の主体形成	12	11.0%
支援者の成長	3	2.8%
不明、求めず	12	11.0%
ネットワーク形成	5	4.6%
QOLの向上	5	4.6%
記述なし	21	19.3%
その他の効果	7	6.4%
合計	109	100.0%

組んだ目的だが、6割の64団体が福祉文化の項目はまさに上記定義と一致している。活動と定義された活動に取り組み、これら

支援活動の収入源について

資金の種類	被災地支援活動収入源	被災地福祉文化活動収入源
助成金	54	32
寄付金	39	31
自己財源	17	5
支援金	14	8
物販収入	8	7
参加費	7	4
事業委託費	6	5
補助金	6	4
募金	4	3
国・地方公共団体からのお金	3	3
イベント・事業収入	3	4
物資支援	0	2
スポンサー料	0	1
なし	0	1

支援活動の収入源について



⑩資金 しかし、すべての団体がスムーズに活動を展開したわけではない。まず共通の課題が活動資金の確保であるだろう。①②で示されている通り、資金的な背景の弱いNPO団体が団体数の大半を占め、日常活動の延長線上で日常活動と同様の活動を被災地で展開した団体は、支援活動資金に大きな課題を抱えていた。自己資金も大切だが、非日常の災害支援活動に必要な資金を日常的に保留している団体はあまりない。

結果的に共同募金をはじめとする助成団体による助成金が今回は大きな役割を果たしたと言える。

また、寄付の文化が日本社会には熟成していないとよく言われるが、災害支援に対しては多くの市民からの寄付もあったと言える。それも何となくする寄付でなく、

「この団体のこの活動に」という寄付が資金力の弱いNPO法人や無認可の団体の活動を支えていた。

⑪金額 もともとの組織の規模も多様であったが、活動資金もゼロから億単位まで多様であった。支援活動の経費は中央値が300万円、福祉文化活動については中央値が80万円となっている。大規模で全国的な組織の支援、あるいは世界的な支援を受けている団体もあり、1億円以上使っている団体が5団体あるが、被災地内の当事者団体など支援活動の必要経費がかかっていない団体が21団体19.2%もあった。具体的には、がれきの処理活動一つを考えても重機を使っているところと、人力を中心としているところの差のようなものだろうか。

被災地での活動の必要経費の額

金額	被災地支援活動	福祉文化活動
0	21	35
1～99	15	18
100～499	22	19
500～999	16	8
1,000～1,999	16	12
2,000～2,999	3	1
3,000～3,999	3	3
4,000～4,999	1	1
5,000～5,999	1	0
6,000～6,999	2	0
7,000～7,999	1	1
8,000～9,999	0	0
10,000以上	3	3
無回答等	5	8
合計	109	109

(単位は万円)

⑫軋轢や対立も 活動中の価値観や活動方法の違い、立場による違いなどによる軋轢や対立もあった。事故が起こらないように、また、スムーズに支援活動が展開できるようにコントロールしようとする行政や災害ボランティアセンターと、自由な発想で被災者の幸せづくりに「邁進」しようとするボランティア団体との対立や、被災者と支援者のニーズの違いなどによる軋轢は次に示すような文章で表されていた。

- 初期は被災者と支援者がお互いに理解しあえない場面が多かった。
- 部外者の介入のむずかしさを、特に初期は痛感した。
- 行政、社協、災害ボランティアセンターと団体の価値観や方法の違いが大変だった。
- 制約の多さやニーズが伝わらないことが多かった。

- 最初は行政が話し合いもしてくれなかった。
- 被災者同士の軋轢を目の当たりにした。保証金問題や世代による価値観の差が大きかった。
- 物資の無償配布やなんでもしてくれるボランティアが自立意識を低下させた。
- ボランティアは不謹慎との批判を受けた。
- 東電関係者と反原発派の軋轢がすごかった。
- 中間支援団体というものを被災者が理解してくれず、直接的な支援を望まれて、断ったことを理解しなかった。
- 専門知識のない学生ボランティアのやりすぎが目立った。
- 行政への被災者からの批判があっ

た。行政の担当者は現場をほとんど見ていないし、要望しても返事もない。行政の指定した業者という存在もボランティアがする支援活動と相いれなかった。

○活動の継続性や時期による変化に私たちが対応できなかった。

この調査では各項目に少しずつ記載されていた放射能への対策活動も、今後の社会の動きいかんでは大きな対立するテーマになることが予測される。災害支援だけでなく、日本社会の今後の在り方にまで大きな影響を与えた原子力発電所の事故ではあるが、あまりにも大きな対立軸であるので、ここではあえて触れないでおこう。

5. 最後に

以上、アンケートに示された特徴的な結果をまとめてみた。

整理すると、まず、日本社会における災害対応の日常化がかなり進んでいることだ。災害救援専門の団体もたくさんできて、国内はもとより世界中の災害支援に飛び回っている団体が数多く見受けられるが、今回もそうした団体が活躍をした。また、行政や社協も日常から災害への備えが、十分とはいえないまでも、それなりに準備をしており、大活躍をした。その中でボランティア団体との軋轢もあっただろうが、いい形で協働ができ、今後の復興や日常活動にいい影響のあると思われた事例もたくさんあった。

NPO法人という存在が日本社会に定着し、非常時に大活躍することも実践が示し

てくれた。

その資金確保のための助成制度や寄付文化も今回の災害支援ではよく機能した。こうした行政のお金に頼らない仕組みが日常化すると、さらにNPO活動は大きく広がるだろう。

寄付という行為が広まったのも、今回のアンケートと合わせて実施した福祉文化学会会員へのアンケートでも示されている⁹⁾。

また、災害支援活動は物資や資金提供、がれきの処理などの「モノ」の支援にとどまらず、あるいはそこから始まるのだが、さらに被災者の生活全般や見えにくい生きがいづくりや被災生活のQOLの向上にまで広がり、さらには人間関係づくり、コミュニティづくりへと展開されていく。一方で認知症高齢者や自閉症児などの災害時要援護者支援や心の傷をいやすなどの福祉・医療・心理などの専門職による個別援助に分化していく。

多様な支援活動の中でも、コミュニティづくりが支援団体のテーマとして大きく取り上げられたのは、新しい地域福祉社会への期待が大きいからなのだろう。

最後に支援団体が認識した効果が福祉文化の目指すものと一致したことが、今回の調査の大きな成果だろう。緊急時の支援活動から遅れてスタートする福祉文化活動だが、ほとんどの支援団体がその意義を認め、私たちが目指すものが災害時にも必要であり、その非日常性が制度や資格を超えて多くの市民による創造的な活動につながっていくことを、これからの日常活動にも大いに期待したい。

注

- 1) 「行った出会った学んだ～朝日ボランティア基地の158日」朝日新聞厚生文化事業団 1995年10月
- 2) 「災害と福祉文化実践報告集」日本福祉文化学会 2012年9月
- 3) 「現地フォーラムin福島実施報告&事業実施報告」全国福祉レクリエーション・ネットワーク 2012年5月
- 4) 「福祉文化とは何か」明石書店 河東田博編著 2010年3月
- 5) 「災害と福祉文化」明石書店 渡邊豊編著 2010年11月
- 6) 石田易司 桃山学院大学社会学部教授
阪神淡路大震災時にボランティアとして半年の神戸暮らしを経験。
- 7) 大島隆代 法政大学現代福祉学部助教。
中越地震支援時に地域福祉専門職の調査を行った。
- 8) 渡邊豊 新潟県社会福祉協議会職員。
阪神淡路大震災時にはボランティアとして、中越地震時には地元県社協職員として、東日本大震災では支援県社協職員として被災者支援に活躍。
- 9) 「災害と福祉文化実践報告集」p72～73
日本福祉文化学会 2012年9月

(いしだ やすのり 桃山学院大学社会学部)

(ふくやま まさかず 桃山学院大学社会福祉実習指導室)

「戦後日本における知的障がい児支援 活動の組織化の源流」試論

—「手をつなぐ親の運動」の
先覚者 加藤千加子を中心に—

中 巖 洋・園川 緑

要 旨

目 的

本研究は、先行研究であまり注目されてこなかった「知的障がい児親の会」発足時の活動実態の解明を目的としている。とりわけ、1952年の千代田区立神龍小学校親の会（神龍小学校援護会）の始動と展開を、発起人とされる3人の母親のうちの中心人物である加藤千加子に焦点化して、詳しく検討し、その後いかにして全日本手をつなぐ育成会という全国組織へと発展していったのかを明らかにしようとした。親の会活動という組織的実践の普及の考察から、福祉文化の認識・実践の基盤とそのありようを考究することを試みた。

方 法

- ①全日本手をつなぐ育成会の機関誌『手をつなぐ親たち』第1号（1956年）から同『手をつなぐ』第649号（2010年）までの54年間分の記事及び同誌号外『地域福祉と権利擁護』などを中心とした文献調査
- ②全日本精神薄弱者育成会（手をつなぐ親の会）創立25周年記念全国大会資料・同30周年記念全国大会資料の分析

- ③埼玉県手をつなぐ育成会創立50周年記念誌『新しい世紀の育成会活動を目指して』における加藤千加子の特別寄稿論文の分析
- ④「ヨミダス歴史館」のキーワード検索機能の活用と新聞記事収集・分析
- ⑤埼玉県手をつなぐ育成会役員（相談役・事務局長）への聞き取り調査
- ⑥上記文献研究及び聞き取り調査研究の結果を摺り合わせつつ、（1）親の会発足の経緯、（2）親の会発展の鍵、（3）親の会の全国普及の諸相、（4）一母親としての加藤千加子の思想・信念にアプローチする。

結 語

本研究の成果として、第1に、1952年4月から3人の知的障がい児の母親たちにより始まった草の根活動では、社会的な偏見・憐憫に屈しそうな多くの親たちを説得して回り、協力体制を整えながら自ら先陣を切って奮闘した加藤千加子を中心としたグループにおける生活の苦しみと、そうした動きに理解を示し呼応した学校関係者、政府関係者、福祉関係者、マスコミ関係者らによる援護体制との共同作業の産物として、知的障がい児への支援活動の組織化が萌芽したことを明確にした。また、1950年代における「与えてもらう」「要求する」という一般認識

が、親の会活動の全国普及により、やがてその行き詰まりと転換を求めていた点、親の会の取り組みが子どものみならず母親の権利擁護を促し、母親たちの結集が女性のエンパワメントにつながっていた点、施設や親元を離れた暮らしの可能性を探究することが、今日の共生社会づくり活動の端緒へとつながっていることを考察した。

キーワード

知的障がい児、手をつなぐ親の運動、加藤千加子、埼玉県手をつなぐ育成会、共生社会

1 はじめに

本稿は、千代田区立神龍小学校特殊学級設置を嚆矢とし、1950年代に3人の母親を中心に展開したとされる「手をつなぐ親の運動」（以下、親の運動）の実態解明とその促進要因の検討を主題としている。この運動に関する記述は決して少なくない（千代田区立神龍小学校・幼稚園 1966;全日本精神薄弱者育成会 1976:1981;指導誌編集委員会編 1991;立岩真也・寺本晃久 1998;大南英明 2004;杉本章 2008;八幡ゆかり 2008など）。これらの先行研究では、千代田区立神龍小学校・幼稚園（1966:19）、大南（2004:1-30）、八幡（2008:128-141）などのように特殊学級の変遷を論じたもの、知的障がい者の当事者活動を取り上げた立岩・寺本（1998:91-106）、組織的活動としての歴史を記した全日本精神薄弱者育成会（1976:1981）などに大きく分けられるが、そのほとんどが通史という形で概説するに留まっている。とりわけ、知的障がい児の親の会の成立過程を、3人の母親という先覚者の視点から捉えた研究は、調査した限

りでは着手されていないようである。全日本精神薄弱者育成会（1976:24;1981:52）は、知的障がい児の親の会活動の起源を次のように述べる。

東京神田の神竜小学校の特殊学級には毎日入学希望の母子の姿が見られた。当時都内の特殊学級は26学級。入級は宝くじなみであった。なんとかしなければと立ち上がったのが、加藤千加子、諏訪富子、広瀬桂の3人の母であった。ラジオドクターの近藤宏二氏の結核予防運動の話聞いたのがきっかけで、千代田区役所に勤務して神竜小学校特殊学級の生みの親のひとりでもあった花岡忠男先生に協力をお願いした。こうして3人の母親と1人の社会教育家の協力で親の会運動は出発した。……（傍点筆者）

しかし、従来の研究では、1950年に設置された神龍小学校特殊学級への入学困難者の増加を危惧した母親たちによって、自発的にこの運動が始まったという一面的な理解を招きかねない。幾人もの論者が手をつなぐ親の会や全日本精神薄弱者育成会による記録物・史料を引用しているものの、3人の母親一人ひとりの思想や取り組みに焦点を当て、彼女らの生活体験や思想形成を基とした研究とはなっておらず、起源の十分な解明が求められる。すなわち、そもそも何故、母親たちはそのような運動を始めようとしたのか、あるいは3人の母親たち各々の関係はいかなるものであったのか、さらに民間の母親たちによる運動をその後いったいどのようにして、全国組織である全日本手をつなぐ育成会へと発展させたの

か、といったことが未解明なままになっている。これらを詳らかにしない限り、「親の会」の実態や特質にアプローチできない。「福祉文化を追求する主体の問題として、人間とは何かということが起点となる」(一番ヶ瀬・河畠・小林・蘭田1997:9)とされる以上、本稿でもキーパーソンへの着目が課題解明の鍵といえ、それ故、3人の母親個人を通して、過去にどのような形で「親の会」への取り組みが行われていたのか、福祉文化の視点、すなわち「知的障がい児」とその母親の生活支援への理解の普及という視点から検討する。

本稿では、知的障がい児の親の運動の展開を志向し、3人の母親のなかでもとりわけ中心的に活動を進めたとされる加藤千加子に焦点化しながら、親の運動の発端、始動、展開と、その後の全日本手をつなぐ育成会への発展要因を明らかにすることを主な課題とした。

2 研究方法と倫理的配慮

本研究は、次の方法及び期間で行った。

- ①全日本手をつなぐ育成会機関誌『手をつなぐ親たち』第1号(1956年)～同『手をつなぐ』第649号(2010年)までの54年間分の記事の検討：2012年3月26日、於 全日本手をつなぐ育成会 同誌号外『地域福祉と権利擁護』の分析：2012年2月22日、於 国立国会図書館
- ②全日本精神薄弱者育成会(手をつなぐ親の会)創立25周年記念全国大会資料及び同30周年記念全国大会資料の分析：同上

- ③埼玉県手をつなぐ育成会創立50周年記念誌『新しい世紀の育成会活動を目指して』における加藤千加子の特別寄稿論文¹⁾の分析：2012年2月21日、於 埼玉県手をつなぐ育成会
- ④「ヨミダス歴史館」キーワード検索機能の活用と新聞記事収集：2012年3月6日、於 県立浦和図書館
- ⑤埼玉県手をつなぐ育成会役員(相談役福岡三治氏、事務局佐々木裕子氏)への聞き取り調査：2012年2月21日、於 埼玉県手をつなぐ育成会
- ⑥上記①～⑤のような文献調査と聞き取り調査の結果を摺り合わせつつ、以下、(1)親の会発足の経緯、(2)親の会発展の鍵、(3)親の会の全国普及の諸相、(4)一母親としての加藤千加子の思想・信念を明らかにする。

一方、倫理的配慮として、2012年2月21日に、聞き取り調査の結果の引用許可を、福岡氏、佐々木氏からいただいた。

3 研究結果

3-1 神龍小学校特殊学級の設置経緯とその社会的背景

1950年前後の社会背景を論じるにあたってとり上げなければならないのは、学校という場を介しての社会運動の高揚である。すなわち、特殊学級の設置である。1940年代後半以降、厚生省社会局設置(1945)、日本国憲法公布(1946)、生活保護法成立(同)、教育基本法・学校教育法公布(1947)、中学校就学義務施行(1948)などの法制化の一方、近江学園創設(1946)、

大和田小学校特殊学級設置（同）、日本精神薄弱者愛護協会再建（1949）、特殊学級研究連盟結成（同）といった精神薄弱者施策も遅ればせながら進捗した。この過程において全日本精神薄弱者育成会（1976:23）は、「特殊教育は、発足は明治29年の長野県長野小学校であるが特殊学級は戦前かなりの数に上った。それも戦争で姿を消した。昭和21年4月に東京の大和田小学校、富山の堀川小学校に特殊学級が見られる。……」と戦災の影響の大きさを指摘し、戦後の再建が要点であったとする。また、八幡（2008:130）はそうした動向は必ずしも関東地方だけに見られたものではなかったと言及している。

しかしながら、本稿が主題とする親の運動が関東地方の一つの小学校内に設置された特殊学級から始まったのはいったい何故なのか。つまり、大和田小学校でも堀川小学校でもなく神竜小学校で発祥した要因は何であったのか。この点へのアプローチこそが重要であり、本稿の課題究明につながるものであろう。神竜小学校第7代校長の宮本盛助は、「……（特殊学級の開設は）混乱と不自由の真最中、他に見られた様な反対もなく、保護者各位の深い理解のもとに全国に魁けて、昭和25年11月に12人の児童を集めて発足したのでありますが、二上教諭、続いて木野教諭と誠によい指導者を得て稀に見る成果を挙げ、全国的にモデルケースとして注目され、高く評されている……」（千代田区神竜小学校・幼稚園1966:19）とその一端を述べる。そこには、1950年代当時、十分に陽の当たらない知的障がい児福祉分野であったからこそ、より積極的に人々の理解や認識を社会的に高め

る必要性が芽生えていたと考える。渋谷区立大和田小学校（1946年）、世田谷区立砧小学校（1947年）などを皮切りに、東京都内の小学校における特殊学級設置は続くのだが、そこでは知的障がい児にとってもっとも身近で深い理解者である母親の存在と役割があったことを看過できまい。以下、先行研究ではあまり追究されてこなかった神竜小学校特殊学級の母親たちの具体的実践に着目し、その活動の歴史的意義を実証的に考究していく。

3-2 「手をつなぐ親の運動」開始前の加藤千加子を巡る生活上の苦悩

戦前から神竜小学校（現、千代田小学校）には、補助学級、吃音学級が設置され、特殊学級は1949（昭和24）年11月に設置されたが、知的障がい児親の会の成立過程はそれほど単純ではない²⁾。この特殊学級に、加藤は「婦人雑誌で特殊学級のある事を知って、（わが子を）入学させた」（加藤千加子 2002:5）というが、『埼玉県手をつなぐ育成会50周年記念誌』に寄稿した加藤自身の文章（「天の命ずるがままに」）を紐解くと、その背景には、当時かならずしも障がい児の幸福を願う声が政治・教育・福祉など多くの領域に届いていないという社会の実情があったと推察される。加藤は生活困難を次のように述べる。

昭和24年、私は最愛の長女を、花の蕾のまま19歳の若さで亡くしてしまいました。愛する者を失った悲しみ・喪失感、経験者でなければお分かり頂けない事でしょう。それからの3年間というもの、私は生ける屍でしかなく、幼い三女

のY子が、同じ悲しみとショックに翻弄されて、やり場のない思いをもて余している事にも気づかず、その心を受け止め癒してやる事さえも出来ない愚かな母だったのです。気づいた時には、学業にもついてゆけなくなり、先生のもて余し者になっておりました。そんなY子の状態に初めて我に返った私は、大学病院などあちこち訪ね歩きましたが、何の救いも得られないでおりました。そんな時、婦人雑誌で特殊学級のある事を知って入学させたのが神田の神竜小学校なのです。……（加藤 2002:5）

このように、加藤は知的障がい児の親の会結成以前からジレンマを抱いていた³⁾。加えて、「入学させてから私は初めて、知能の遅れた子供達がどんなに悲惨な状況に置かれているかを知りました」（加藤 2002:5）というありさまだった。一番ヶ瀬・河島・小林・藪田（1997:3）は、「いかなる時代においても、文化を生み出した人々は、法にその社会にまたその社会の人間観や価値観に安住していた人々ではない。むしろその社会で差別され、逆境のなかから人生の苦悩を感じ、新たにその社会の価値観をこえて、真・善・美・聖の普遍性を求め模索をつづけた人々であった」と指摘するが、本稿ではそうした典型的存在として加藤を位置づける。さらに、加藤自身、変化が必要だと感じた問題を次のように言及する。

……こうした学級（特殊学級）に入れるのは、ほんの一握りに過ぎず、大多数の子供達は放置され、ある者は悪い大人に

利用されて悪事を犯し、ある者は犬猫のように暗い納屋につながれ、障害を持つ子の親達は世間の冷たい視線の中で身を縮めて暮らし、中には行く末を案じて子を道づれに死を選ぶ親もいるとか——。幸い入学出来た者でさえ、数年後には出されて行き場もなく、心を痛める親達の姿でした。……（加藤 2002:5）

つまり、知的障がい児を巡る家庭環境、学校教育、社会認識、就業・就職など多くの面での配慮や支援が欠落し、新たな福祉問題の蓄積へと発展しかねない状況にあったことが認識できる。「私は何とかしてこの子等を救いたい、何とかしなければ……と考えるようになりましたが、良い知恵も浮かばず悶々とした日々を送っておりました。」（加藤 2002:6）と吐露した心境は、当時の加藤が抱えていた苦悩の大きさを示唆している。さらに、「(病で)苦痛にあえぐ夫を病床に残して出かけなければならない時、ああ私は家庭を守るべきか、不幸な子供たちのために働くべきか、その岐路に立ってなやみ苦しみました」（手をつなぐ親の会 1952:4）と述べていることから、加藤の場合、それが家族の理解を得るところからの出発であった。ここに、この運動の生みの苦しみの一端を把握できよう。こうした逆境の只中にあった折、ある一人の医師との邂逅が大きな転機になったと加藤は振り返る。

そんな頃、次女が肺結核を再発してしまい、長男の東大の親友の兄上が当時ラジオドクターをしておられた近藤宏二医博でしたので、お訪ね致しました。いろいろ

ろなお話から結核予防運動でご苦労なされたお話を伺ううちに、はっと啓示を受けたのです。私が捜し求めていた道はこれだ！全国の子供達を一度に救うのには、この子等の為に、教育の立法化と福祉法の適用を目指して養護（ママ）運動を興すしかない。これこそ天が私に与え給うた天命なのだ——と確信したのです。……（加藤 2002:6）

以上から、わが子を含む知的障がい児の教育や福祉の実情改変こそが、自分自身の追求する道という加藤の強い認識が看取でき、「手をつなぐ親の会活動」の起点を醸成していたといえる。この思考を契機に、障がいそのものに積極的な理解を見出そうとする活動が生まれる。それが、神竜小学校特殊学級の子の3人の母親による「手をつなぐ親の運動」であった。

3-3 3人の母親による運動の実態と第1回手をつなぐ親の会全国大会開催

1952（昭和27）年4月から始動した3人の母親による「手をつなぐ親の運動」について、全日本精神薄弱者育成会（1976:24;1981:52）は、「……なんとかしなければと立ち上がったのが、加藤千加子、諏訪富子、広瀬桂の3人の母であった。……」と端的に指摘する。さらに、『埼玉県手をつなぐ育成会創立50周年記念誌』を紐解くと、同誌上で加藤曰く、「……そこでまず、日頃親しい2人の方に話して協力を求めましたが得られず、やむなく一人で花岡（忠男）先生をお訪ねしてご協力をお願いしたところ、特殊学級に呼びかけて頂け

る事になりました。後日結果を伺いにお訪ねすると、何の反応もなかったとか——。とにかく一人でも多くの父兄の協力が必要と渋る2人の方も何とか説得して協力を約束させ、学級の父兄にも呼びかける……」（加藤 2002:6）というのが実態であった⁴⁾。

つまり、当時の加藤の願望や要求は身近な友人にさえも容易には理解されないほど、困難を極めていた。換言すれば、それ程に、1950年代当時の知的障がい児への理解や配慮が低迷していたといえる。しかし、根気強く世論喚起のための行動に徹した加藤は、「早朝に家を出ては、都庁、文部省、厚生省を始めとして、衆議院、参議院などの官庁に陳情すると共に、政財界人・知識人に協力をお願いする一方、夜は夜で名簿を頼りに親達を訪ね歩いては説得するのですが、けんもほろろに追い帰されるのが常でした」（加藤 2002:6）と当時の苦労を打ち明かす。こうした粘り強い行動の背景には「母の愛こそは如何なる困難をも克服してこの不幸なる子供達の幸福を築き上げる事が出来るでしょう」（手をつなぐ親の会 1952:4）、「何が何でもこの子等を幸せにしなければ……という一念から、死力を振り絞って運動に邁進した」（加藤 2002:7）という加藤の母親としての使命感があった。

その後、政府関係者や学校関係者の理解や支援にも後押しされ、1952（昭和27）年12月、東京YMCAにおいて、第1回手をつなぐ親の会全国大会が開催された。そこでは、「全国70万の精神薄弱児をその忘れられた姿から救い出して、立派な社会人にまで育成することを重要な課題として、政府ならびに各界が取り上げるよう、本大会の

名において要望する」(全日本精神薄弱者育成会 1976:24) ことが宣言された(読売新聞社「会場つつむ母の涙」『読売新聞』27299、1952.12.7(8))。つまり、一人の親を「生みの親」とし、「いろいろな親」が手をつないで「手をつなぐ親の会」が始動したのであった。

3-4 「手をつなぐ親の会」の組織化の要因とその普及

さて、ここまでみてくると、知的障がい児親の会の成立過程の説明が終わったようにもみえる。しかし、そうはいかないであろう。たとえ、家族やごく身近な知人の理解が得られたとしても、それを社会一般の福祉関係者や地域住民にどう説明するのか、変動の絶えないこれからの日本社会の実情にいかに対応していくのかと問われたとき、どう答えるのか、そう簡単には答えを得られない。したがって、親の会活動の展開には、障がいをとかく他人事と連想しやすい現状に対して当事者集団としてどう自分事と認識させていくかが課題となってくる。ここに知的障がい児親の会の一つの存在意義が浮かび上がってくる。

知的障がい児の親の会の発展要因の鍵として、本稿では、(1) 機関誌『手をつなぐ親たち』刊行、(2) 新聞メディアによる親の会活動の普及、(3) 手をつなぐ親の会の組織化(全日本手をつなぐ育成会の結成)の3つに着目した。まず、(1)については、とりわけ加藤及び協力者の諏訪が取り上げられた記事が重要であろう(表1参照)。「何ものにもめげず屈せず彼等の代弁者となりまっしぐらに目的に向かって進もうではありませんか」と述べ、知的障

がい児の代弁者という役割を明示した加藤や、「腹立たしいやら情けないやら」と、子ども理解の困難さを率直に述べた諏訪の言説は、関係者の団結と行動を誘ったと考え得る。次いで、新聞メディアによる普及としては、1952(昭和27)年5月25日付の『読売新聞』夕刊記事が注目される。「この私の訴えが実って翌日の夕刊の全国版に取り上げられ、社会に大きな反響を呼び起こす事となり、花岡先生を中心に『児童問題研究会』として発足。……」(加藤 2002:6) というように、促進要因の一つであったことが分かる。加えて、表2に示したその他の関連報道記事も同会の社会的理解を促したと考えられる。なかでも、『読売新聞』1952年7月6日朝刊、第4面記事では、「精薄児と特殊教育 神龍小で実情を発表 文盲が一年半で解決 望まれる一般の協力」と報じられ、親の会活動の起点となった神龍小学校の取り組みの成果が公表されている。ここでは、関係者の功労と、より一層の協力を求めようとする意図が汲み取れる。さらに、全日本手をつなぐ育成会の結成では、47都道府県すべてに育成会が設置され、幾つもの支部が設置されるに至っている。このような普及の過程の初期段階(1952~1953年)を図式化したものが図2である。ここから、組織化の諸相の一端が看取でき、意外にも北海道や高知県といった地方都市における先駆的な動きがみられ、知的障がい児を巡る問題が1950年代当時すでに全国的にみられていたと推察できる。

表1 機関誌『手をつなぐ親たち』に掲載された加藤及び諏訪の主張

執筆者名	記事のタイトル	号数(頁)・年	要旨
加藤ちか(ママ)子	精神薄弱児養護運動を起して	第1号(4)、1952年12月1日	不幸な子供達の現状に私は黙し難くこの精薄児養護運動を起しましたものの、私が毎日の様に外出致しますので、家は何時も留守勝、子供達は学校から帰宅しても迎えて呉れる母のいない淋しさから何時とはなしに外に出て遊ぶようになり、宿題すら忘れて朝登校に先立ち急いで書く様な始末、夜おそく帰宅する私はつかれ切って着替する力も無く時にはお食事さへ取らずに、そのまま床に横たわる事も度々でした。自然家庭の仕事は夫の負担となるため余り健康で無い夫は遂に病に倒れてしまいました。……然し痛みをこらへながら励ます夫の言葉に勇気づけられ運動に出かける私の心は苦痛にはりさける思いでした。……世の精薄児をもつお母様強く立上り何ものにもめげず屈せず彼等の代弁者となりまっしぐらに目的に向かって進むうではありませんか。
諏訪 富子	ある時の子供	第1号(4)、1952年12月1日	……今日も朝から長女が何が気に入らないか大きな声で泣いたり、十八にもなったのに、四、五歳の子の様に足をばたばたさせて、何と話して聞かせても聞き入れずにわんわん泣き続け、叱っても騙しても駄目です。自分の思う様になるまではどんな無理も通そうとする、そんな時の腹立たしいやら、情けないやら近所の方への恥しさ、子供達への気兼ね。実に何とも言い様のない深い深い嘆き悲しみは到底筆や口には言い表わし様もなく、絶望の気持をジッと押さえています。その時ふっと世の悲劇の行われる事も、此んな時ではなかるうかと思わず背筋に冷たい思いをした事もありましたが、不幸な子を持つ方には、私の気持をよくわかって戴けることと存じます。
手をつなぐ親の会	本会加盟団体名簿	第7号(4)、1954年11月1日	埼玉県(名称)埼玉手をつなぐ親の会(代表者名)加藤千加子(事務所所在地)埼玉県大宮市桜木町六九〇四 加藤千加子付
加藤千加子	昭和二十九年九月十六日の日誌より	第68号(78)、1961年	……今日は渋沢敬三先生の所に顧問ご依頼に行く予定。……麹町の支所内にある育成会事務所に行くと、渋沢先生の方がお済みになったら東京駅で待っていて欲しいと花岡先生から伝言があったとの事。丸の内の電電公社に渋沢先生をお訪ねしたが会議中との事でお目にかかれず、秘書の方に要件を申上げると多分お断りになるでしょうが一応社長にお伝えしますという頼り無い返事、二十分程色々お話しして是非お引受け頂くよう重ねてお願いしお暇する。(翌日私宛顧問承諾のお手紙を頂いて——私の予感的中——心から感謝した次第です)……
加藤千加子	草創期の思い出	号外(30周年記念全国大会資料)、1981年	昭和27年、余りにも悲惨な精薄児の実態に何とかこの子等を救いたいと、知人の近藤宏二医博に相談、20年前結核予防運動を興された話に気付き、教育の立法化と福祉法の適用実現に養護運動を興す決意をしました。直ちに御紹介頂いた花岡先生に協力を要請、まず親達の結束が大切と学級の父母に呼びかけている所へ、読売新聞の滝沢国夫記者が見えたので世論を興す為ぜひ記事にして欲しいとお願いしました。これが5月25日夕刊に『精薄児50万人愛の保護立法を！母心集結世に訴う…母親代表加藤千加子さんは語る』と大きく報道されて反響を呼び、この為各方面の協力が得られ、7月19日には参議院会館で結成大会の運びとなり、私は母親の立場から精薄児の現状と対策の急務を訴えました。こうしてわずか3ヶ月で『全国精神薄弱児育成会』として発足。国としての対策は内閣各省に、県の対策は安井都知事に陳情。知事は千葉県長浦の保護施設を精薄施設にと約束され都バスで案内させ、見学後意見書を求められたので、施設の改善と、専門の保母の許に養老院の健康で子供好きな老人と生活させたら双方共に良い結果が得られるのではと、原口一次都民室長に提案しました。この年12月6日、三木安正先生のご指導の下に、パールバック女史の序文を頂き、主婦の友社の後援で、神田のYMCAで『手をつなぐ親たち』の出版記念大会開催。先の立太子礼には、盲聾肢体不自由児に御内幣金が下賜されたのに精薄児にはなく残念との私の訴えが御耳に達し、翌年天皇御誕生の日には精薄児のみに御内幣金が下賜されたのでした。この日かねて呼びかけていた埼玉の先生が出席協力を約束され、連年2月『埼玉親の会』を結成。毎日の運動に、娘は学校や友達に託して遅れ帰る時は日もとっぶり暮れ、電車の中で疲れて眠る吾子を揺り起し家路を急ぐ時、不憫さに何度涙した事でしょう。……

【出典】手をつなぐ育成会編『手をつなぐ親たち』第1号(1952.12.1)～同誌第68号(創立十周年記念特別号、1961)及び同『手をつなぐ親たち(号外)』(創立30周年記念全日本精神薄弱者育成会、1981)等を基に、筆者作成。

表2 神竜小学校特殊学級及び親の会に関するメディア（読売新聞）報道

年月日・(面)	版(主な報道地域)	記事のタイトル
1951年9月14日朝刊(4)	都民版	精神薄弱児 忘れられた三万七千名 特殊学校僅か七校 世間体をばばかる父兄達
1952年5月16日朝刊(4)	都民版	精神薄弱の児童へ 品川区で特殊クラス
1952年7月6日朝刊(4)	都民版	精薄児と特殊教育 神龍小で実情を発表 文盲が一年半で解決 望まれる一般の協力
1952年10月19日朝刊(3)	不詳	護れ 精神薄弱児50万人 海越えて母の愛 巻頭にパール・バック女史の激励
1952年11月20日朝刊(8)	都民版	特殊学級三周年 神田神龍校で記念式
1952年12月7日朝刊(8)	城西版(世田谷区・中野区・杉並区)	会場つむ母の涙 “精薄児の親” 全国大会ひらく
1952年12月30日朝刊(8)	城西版(世田谷区・中野区・杉並区)	精薄児に理解を 忘れられた三万余名
1953年7月23日朝刊(6)	下町版(中央区・台東区・千代田区・港区)	精薄児育成会の大会 廿五日に読売ホールで
1954年1月24日朝刊(6)	下町版(中央区・台東区・千代田区・港区)	きらわれる特殊学級 千代田・神龍小の中学部 練成中移転もめる PTAが反対 区教委は強行のハラ
1954年6月3日朝刊(6)	下町版(中央区・台東区・千代田区・港区)	精薄児も楽しく 神竜小の学会
1954年11月15日朝刊(6)	下町版(中央区・台東区・千代田区・港区)	手をつなぐ親たち 精薄児育成会 創立記念研究発表会
1955年11月23日夕刊(3)	不詳	手をつなぐ親 全国大会開く
1955年11月24日朝刊(5)	不詳	忘れられた精神薄弱児 暗い運命の90万人 暖かい心で守ろう 特殊学級 増えているがまだまだ
1957年11月26日朝刊(5)	不詳	精薄児を見すてないで 第6回「手をつなぐ親の全国大会」から ほとんどが野放し 施設増やして義務教育を
1966年11月21日夕刊(11)	不詳	「チエ遅れの子に国の愛を」 “手をつなぐ親の会” 大会開く
1968年11月22日夕刊(10)	不詳	精薄児親の会 全国大会開く

【出典】2012年3月6日、埼玉県立浦和図書館で、「ヨミダス歴史館」検索システム（キーワード検索）の分析を基に、筆者作成。

4 考察——福祉文化の視点からみた「手をつなぐ親の運動」の歴史的意義

以上、史料収集及び聞き取り調査の結果を基に、知的障がい児の親の視点から、親の会活動の発足経緯と発展過程の一側面をみてきた。加藤は社会福祉問題への取り組みの一環として、「知的障がい児親の会」結成に取り組んだが、そこでの加藤の果たした役割とはいったい何か。一番ヶ瀬・河畠・小林・蘭田(1997:9)は、文化自体がどのように本来の人間のあり方に大きな意味をもつかを歴史的に明らかにする必要性を述べている。この視点に基づき、以下、

「手をつなぐ親の会」活動が福祉文化形成の一起点として⁵⁾、どのような歴史的意義を有しているのかを3点考察したい。

第1に、本稿で注目した「手をつなぐ親の運動」の先駆者である加藤は、1952年に神竜小学校特殊学級親の会活動を主導しただけでなく、後に埼玉手をつなぐ育成会会長(初代)、全日本精神薄弱者育成会理事を歴任し、施設創設に尽力するなど、社会一般に対する知的障がい児福祉理解の浸透に大きく貢献し、後進に道標を提示している。また、何故親の会活動によるスタートであったのかを追究すればするほど、障がい児にとってもっとも身近な肉親である代弁者としての「母親」の存在が彷彿とし



図1 1952～1953年度における親の会結成の拡張過程

【注】1952年4月、東京都千代田区神竜小学校特殊学級の母親3人によって始められた「手をつなぐ親の運動」を起点（I）とし、その翌年の1953年12月までにいかに拡張していったのかを明示した。1952年度（II）は、精神薄弱児育成会発足、北海道精神遅滞児教育連盟発足、兵庫県手をつなぐ親の会結成準備、高知県精神薄弱児育成会結成、1953年度（III）は、埼玉手をつなぐ親の会結成、群馬県手をつなぐ親の会発足、千葉県育成会結成、育成会滋賀県支部結成、徳島県精神薄弱児育成会の創設などの動きがみられた。

【出典】全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち（号外）』（創立30周年記念全日本精神薄弱者育成会「手をつなぐ親の会」全国大会）、1981、pp.50-57.を基に、筆者作成。

てくる。但し、そうした加藤ですら、「障害のY子にも母らしい事は何一つしてやれず、どんなに淋しい思いをしていたかと胸が痛んでなりません。そのY子も主人も今は亡く、私の運動を陰で支え、私や家族の看病に明け暮れて一生を犠牲にしてしまった次女の行く末を考えては……」（加藤2002:8）と自責の念を抱いている。全日本精神薄弱者育成会（1976:24;1981:52）の指摘の如く、本稿でも3人の親の役割の大きさは認められたが、さらに彼女ら個々人

に注視すると、必ずしも順風満帆ではなく、日々の葛藤や現状打破のための並々ならぬ試行錯誤がみられた。つまり、物事の起源や歴史を個々の生活レベルで捉える視点を持ち続けることは、歴史的認識や福祉文化形成の探究においても重要であり、個の問題の歴史を重層的に捉えることが文化や地域との関わりの検討へとつながることになる。

第2に、「共生社会」の成熟の必要性が認められる。筆者の聞き取り調査

(2012.2.21) に答えた埼玉県手をつなぐ育成会相談役の福岡氏は、「このところで親の会の運動は、転換する必要が来ているなあと。今までの『与えてもらう』『要求する』という方向で進んできたのはそうじゃないと。とにかく、これから施設をつくらなくて、厚生労働省も施設をつくらないわけですよね。つくらないと入っていけないわけだから、やっぱり地域で暮らすより仕方ないと。地域で暮らすならどんな条件が必要かという、やはり支えてもらうシステムがないと生きていけない。護られるというか、権利をきちんと守ってもらえるような……。今盛んにどこでも共生社会と言われる時代ですから……。』⁶⁾と親の会運動が今日の共生社会の議論の伏線の一つになっていたことを示唆する。「いかなる少数派も尊重し、多様性こそ認め合いつつ共生しうる社会、他と異なる独自の価値観や生活様式をもつ少数派であることに互いに誇りをもって生き生きと生きることのできる社会」(日本福祉文化学会編集委員会編 2010:276) と定義づけられる共生社会では、障がい児やマイノリティにおける価値観や生活観の多様性を許容していることを忘れてはいけない。加藤自身も、「いつの日か、どのような障害があっても、それが個性の一つとして受け容れられ、一人の人間として、持っている能力を活かして安心して生きてゆける世の中になる事を心から願ってやみません」(加藤 2002:8) と強調する。障がいの有無や状態に拘わらず、「一人間としての価値」をどう護っていくかが要点となる。それは、「施設福祉か在宅福祉か」という安易な二者択一的でなく、個々人の障がいや生活実態に即した支援の追求が求

められ、個人→集団→地域へと浸透する方策を考慮することが福祉文化の基盤形成上、重要である。

第3に、知的障がいの子もだけではなくその母にも光を当て、『読売新聞』や『手をつなぐ親たち』という雑誌メディアを通じて、子どもの生活を主体的・積極的に護る認識と行動を呼びかけた一連の運動は、「知的障がい児」の母の権利擁護や協働体制強化にもつながっていたということである。すなわち、組織体として母親集団が力を結集し、一丸となって行動しようとしたことは、女性のエンパワメントにつながるものであり、障がい児の代弁者による団結が福祉文化形成の萌芽につながっていた。「何ものにもめげず屈せず彼等の代弁者となりまっしぐらに目的に向かって進もうではありませんか」という加藤の主張に、母親を中心としたフェミニズム運動の組織化の起点が端的に表れている。さらに、わが子のみならず同様の知的障がい児の現状や多くの親たちの苦しみを憂い、自身の実体験から様々な可能性を志向し、弱者たちの代弁者として、社会的生活欲求(Social Needs)を具体的レベルまで推し進めた、加藤ら3人の親を基軸とした親の会活動の足跡は、今日の知的障がい児を巡る支援や理解のあり方を根本に立ち返り再考する一契機になるものと考えられる。

以上、本稿では、加藤千加子というキーパーソンに着目した限定的な研究であったが、親の会活動の展開過程を実証的に検討した。反面、「地域での福祉実践の姿を文化的視点も含めて解き明かすこと」(日本福祉文化学会編集委員会編 2011:141) といった地域文化や地域生活史を踏まえた研究

までは今回、掘り下げられなかった。また加藤とY子の生育史、加藤と仲野好雄との関係、キリスト者としての加藤の思想展開について十分に言及できなかった点にも限界があった。これらを優先課題とし、地域密着の視点から、知的障がい児支援活動の展開をより体系的に検討することを今後の課題としたい。

注

- 1) 同論文は、95歳（当時）の加藤を関係者が訪ね、その時の聞き取り調査等を踏まえたものであり、知的障がい児の親の会立ち上げ当事者の言説を綴った貴重な一資料である。
- 2) 翌1950年度には中学生も中学校に在籍のまま、神竜小学校で学び、さらに1951年度には小学生は神竜小学校に在籍し、中学生は九段中学校に籍を置いたといったように、特殊学級運営のあり方自体が模索されていた（東京都千代田区立神田小学校 1976:161）。
- 3) 佐々木裕子氏（埼玉県手をつなぐ育成会事務局）は、「越境入学のようにしていたんでしょうかね」と当時の加藤が抱えていた苦勞を察する一方、「（加藤は）エリートなんですね、ある意味で。信仰をもってらっしゃったんで謙虚なんですよ。……意識も高いですよ。」とキリスト者としての信仰の影響を窺わせる（平成24年2月21日、筆者による佐々木氏への聞き取り調査の結果より）。
- 4) 同様に、福岡三治氏（埼玉県手をつなぐ育成会相談役）も、「実は加藤さんは自分のお子さんのために自分が動いて、そして同じ神竜小学校にいらっしゃった

お友達が加藤さんをお手伝いした。中心はあくまで加藤さんがやった。……」と加藤の功績の大きさを指摘している（2012年2月21日、筆者による福岡氏への聞き取り調査の結果より）。

- 5) 一番ヶ瀬・河島・小林・蘭田（1997:3-4）は、福祉文化を「自己実現をめざしての普遍化された“福祉”の質（QOL）を問うなかで、文化的な在り方を実現する過程及びその成果であり、民衆のなかからうみ出された文化」と定義づけるが、本稿はこれを踏まえ、知的障がい児の親の活動から福祉文化の土壌がいかに形成されたのかを、親の視点から迫ろうとした。
- 6) 2012年2月21日、筆者による福岡氏への聞き取り調査の結果より。

引用・参考文献

- 千代田区教育委員会編『千代田区教育百年史』1980.
- 千代田区教育委員会編『千代田区教育百年史 別巻』1980.
- 千代田区立神竜小学校・幼稚園『神龍』新生孔版、1966.
- 花村春樹著『「ノーマリゼーションの父」N・E・バンク-ミケルセン——その生涯と思想』ミネルヴァ書房、1998.
- 一番ヶ瀬康子・河島修・小林博・蘭田碩哉編『福祉文化論』有斐閣、1997.
- 加藤千加子「特別寄稿 天の命ずるがままに」埼玉県手をつなぐ育成会編『新しい世紀の育成会活動を目指して』（埼玉県手をつなぐ育成会創立50周年記念誌）2002;pp.5-8.
- 日本福祉文化学会監修『高齢者生活年表

- 1925-1993』日本エディタースクール出版部、1995.
- 日本福祉文化学会編集委員会編『福祉文化とは何か』明石書店、2010.
- 日本福祉文化学会編集委員会編『福祉文化学の源流と前進』明石書店、2011.
- 緒方直助編『手をつなぐ育成会（親の会）運動50年の歩み』全日本手をつなぐ育成会、2001.
- 大南英明「特殊学級50年の歩みと今後の特別支援教育」『帝京大学文学部紀要 教育学』第29号、2004;pp.1-30.
- Pearl S Buck, The good earth, Pulitzer Prize for The Novel, 1932.
- Pearl S Buck, The child who never grew, Training School at Vineland; Mentally handicapped children, 1950.
- パール・バック著・伊藤隆二訳『母よ嘆くなかれ』法政大学出版局、1993.
- パール・バック著・小野寺 健訳『大地（一）』岩波書店、1997.
- 指導誌編集委員会編『地域福祉と権利擁護』（手をつなぐ親たち号外）、1991.
- 神竜小学校創立五十周年記念事業協賛会『五十周年記念誌』1959.
- 杉本章著『障害者はどう生きてきたか——戦前・戦後障害者運動史』現代書館、2008.
- 立岩真也・寺本晃久「知的障害者の当事者活動の成立と展開」『信州大学医療技術短期大学部紀要』第23号、1998;pp.91-106.
- 東京都千代田区神田小学校『神田小学校世紀の歩み』1976.
- 「東京都手をつなぐ親の会」(<http://www.ikuseikai-ky.or.jp/oya/katudo/history/history.html> 2012.2.13取得)。
- 辻村泰男「養護学校の義務制実施について」『手をつなぐ親たち』No.245、1976;pp.32-33.
- 八幡ゆかり「知的障害教育の変遷過程にみられる特殊学級の存在意義——教育行政施策と実践との比較検討をとおして」『鳴門教育大学研究紀要』第23巻、2008;pp.128-141.
- 全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち——25年の歩みとこれからの親の会活動』（創立25周年記念全国大会資料）、1976.
- 全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち（号外）』（創立30周年記念全日本精神薄弱者育成会〔手をつなぐ親の会〕全国大会）、1981.
- 「全日本精神薄弱者育成会加盟団体会員名簿（1）」『手をつなぐ親たち』No.40、1959;pp.38-39.
- 全日本手をつなぐ育成会『手をつなぐ育成会（親の会）50年の歩み』2001.

付記

本稿は、2012（平成24）年9月30日開催の第22回日本福祉文化学会全国大会（於倉敷芸文館）における筆者による口頭発表「戦後日本の知的障害児福祉実践の組織化の源流——『手をつなぐ親の運動』の先覚者 加藤千加子を中心に」を踏まえたものである。

（なかしま ひろし 帝京平成大学現代ライフ学部）

（そのかわ みどり 帝京平成大学現代ライフ学部）

限界集落に求められる福祉的支援

—徳島県三好市における行政等関係者および
住民に関する調査を例に—

木内 哲二

要 旨

目 的

今日的な地域問題とされる限界集落の福祉を考察することは、当該集落を含めた地域の福祉文化の創造や発展、継承についての模索につながる。本研究では、その視点から限界集落住民の生活や福祉ニーズの現状とその課題を明らかにし、求められる福祉的支援を考察することを目的とする。

研究の方法

行政（徳島県三好市）の地域振興等の部署で限界集落を担当する職員および行政に委嘱された集落支援員や民生委員等の行政関係者、加えて社会福祉協議会の担当者等、当該地区を支援する関係者に対し、限界集落に必要な福祉的支援についてのインタビュー調査を実施し、さらにその結果をもとに、とりわけ人口減と高齢化の進む6箇所57世帯の限界集落住民に対し、「生活と福祉」について意識調査（アンケート）を実施した。

結 語

行政等の集落を支援する関係者の認識と住民の意識の多くは一致しており、なかでも集落の巡回を通

して住民の声を吸い上げる集落支援員の活動は評価できるものである。また、調査対象の限界集落住民のアンケート調査において、その地理的な孤立状況の一面がうかがえる一方、日常生活の不安とそれに対応するための福祉的支援については、「地域の医療」や「介護サービス」、「見守り・安否確認」等、自宅での生活が継続できる包括的な支援システムを求めている。加えて、住民においては、合併により地域の関係性や活動が希薄化・低下していると感じているものの、できる限り住み慣れた土地で生活したいという希望が圧倒的に多い。行政や社会福祉協議会等関係機関は、こうした状況について再認識し、集落近郊からのボランティア開拓を含めた「地域住民の助け合い」等の組織化を支援する必要がある。さらに、調査地のように公的な福祉サービスが利用しにくい地域では、サービス利用のための移動手段の確保策を構築するための支援や、点在する空き家などを利用して、小規模ながらも定期的な健診等の保健活動や介護予防事業に対する公的補助の検討が必要である。とりわけ行政内において、福祉や介護、保健、さらに地域振興等、部署を超えた横断的な組織体制を構築した取り組みに加え、社会福祉協議会による集落および近郊住民を巻き込んだ福祉活動の組織化推進等、官民が協力した限界集落支援のための地域福祉を展開することも求められよう。

キーワード

限界集落、福祉的支援、地域福祉、集落支援員
福祉文化、ストレングス

1-1 はじめに

平成7年の合併特例法改正以降、いわゆる平成の大合併によって市町村合併が強力に推し進められた。その結果、社会資本の基盤整備や広域行政需要の対応が可能になったというメリットの半面、旧体制の行政機関や地域資源が縮小・消滅し、とりわけ過疎地域住民への行政サービスの低下が進行している。福祉サービスにおいても、福祉の市場化政策により介護分野における民間事業者の参入が日常的になるにつれ、事業運営上効率の悪い町村地域で活動する事業所が減少するとともに、市町村間の地域間格差にとどまらず、同一市町村内での地域内格差も拡大している。なかでも「限界集落」と呼ばれる地区を含む中山間地域においてサービス低下の傾向が顕著であるとされる¹⁾。

「限界集落」とは、大野（1991）が問題提唱した用語であり、65歳以上の高齢者が半数以上を占め、集落²⁾としての存続が困難に達し、近い将来、消滅の恐れが高い集落を指し、中山間地域における過疎問題を象徴する用語として近年多用されている。総務省の調査（平成23年：過疎地域等における集落の状況に関する現状把握結果）によると、限界集落は平成22年4月時点で10,091ヶ所に上り、同18年の前回調査から213ヶ所増加し、調査対象の集落総数に占める割合も12.7%から15.5%に上昇した。このうち3,908ヶ所は市町村役場から20キロ以上離れた場所に位置し行政等による社

会サービスが届きにくい環境にある。また、住民全員が65歳以上の集落が575ヶ所を数え、このうち205ヶ所は全員が75歳以上である。

徳島県においても、平成18年には1,693集落中433であった限界集落は、平成22年には1,708集落中606を数え、わずか4年間で173の増加をみている。なかでも本調査対象地の三好市では、全446集落中、限界集落が156を数え、県内の限界集落の4分の1が同市に存在していることになる。

また、地域社会の将来的維持について、徳島県が行った過疎地域指定市町村³⁾の住民アンケート（平成20年：徳島からの提言）によると、地域社会の将来的な維持について、「維持できる」と回答した割合は全体で2割に満たず（17.6%）、回答者の年代が下がるにつれて減少し、29歳以下及び30歳代ではわずか6%台にとどまっている。これに対して、「維持できない」と回答した割合は30歳代及び40歳代で3割、「分からない」はすべての年齢層で5割を超え、地域住民の不安感が強いことがうかがわれる。さらに、「暮らしの満足度」は、若年層ほど不満度の割合が高くなっており、不満の理由として全体的に「雇用の少なさ」が最も多く、「交通の不便」「若い人の少なさ」「医療・福祉施設の不十分」が続いている。そして、今後の重要な課題として、「各種産業の振興」「医療の確保」「保健福祉の向上」「交通の整備」「国土保全・防災・安全対策」の順となっている。

こういった状況下において、限界集落を多く包摂する三好市では、住民に対する社会サービスが低下するなかで、集落の崩壊・消滅が進行していることが確認されて

いる⁴⁾。それゆえ、人口減少と著しい高齢化が急速に進む過疎地域では、産業振興・雇用確保とならんで、コミュニティの維持や定住支援のための福祉施策も地域政策に求められる喫緊の課題であるといえる。

以上のことから本研究では、三好市において平成23年度から導入された総務省による過疎地域等における集落対策の一環である「集落支援員制度⁵⁾」等の活動を視野に入れながら、集落支援員や民生委員および行政等の集落支援関係担当者へのインタビュー調査、さらに限界集落住民に対する意識調査（アンケート）を実施することによって限界集落住民への定住支援や福祉ニーズの現状とその課題を明らかにし、求められる福祉的支援の模索を目的とするものである。

1-2 先行研究について

本稿の調査対象である限界集落に関しては、限界集落という言葉を提唱した大野晃の著作をはじめ、近年、当該集落を含む地域の再生や活性化にスポットを当てた文献等が数多く見受けられる中、本稿テーマである限界集落住民に対する福祉的支援について筆者が特に参考にした先行研究は以下である。

田中（2012）は、本稿調査地と隣接する高知県大豊町等、同県内の複数の限界集落におけるフィールドワークを通して、地域福祉の視点から、「個別支援と地域づくりの複眼思考として、見守り、居場所、計画活動を住民主体で展開する必要性」を示している。また、松岡（2007）は、徳島県上勝町の事例を取り上げ、高齢化と過疎の進行する中山間地域において、既存の地域資

源を新たに活用し当該地域の再生過程を「創造的な福祉とまちづくりの文化の発展」という視点から報告している。

一方で、永山（2010）は、限界集落の特異性を「地域コミュニティの希薄化による衰退」と象徴化し、その再生には「地域コミュニティの自律性の確保、いかえれば自治の回復によって条件付けられる」と提言している。また、太田（2009）は、北海道内の限界集落の事例を取り上げ、「広域自治体においては、地区の実態をつかみ地区を理解し、地区では課題を明らかにして、自治を育てるまちづくり」の必要性を述べている。

これらの研究からは、住民への直接的支援と地域コミュニティや自治形成のための地域支援の重要性、加えて住民主体の計画活動を含めた将来的な地域福祉の課題が読み取れる。

2 研究方法と結果および考察

2-1 調査地域について—三好市における過疎化の進行と福祉サービス—

三好市は徳島県西部に位置し、平成18年3月1日、当時の三好郡の旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧東祖谷山村、旧西祖谷村が合併して誕生した。県面積の約6分の1にあたる県内最大面積を占めるが、市域のほぼ90%が四国山地・阿讃山地で占められ、可住地面積はそのうちの13%に過ぎず、市域の大半は中山間地域である。

同市の旧町村は、昭和45年の過疎地域対策措置法の施行に伴い過疎地域として公示され、以後、同法および過疎地域振興特別

措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法の経過のもと、地域振興および活性化のために諸事業を実施してきたが、人口減少や高齢化率上昇に歯止めがかからない典型的な過疎地域である。近年では、「移住交流支援センター」を開設し、市内外から定住者を募る事業を展開すると同時に、定住支援情報を提供するための「三好市定住交流支援サイト」の開設などを通じて情報発信している。また、平成23年度から地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持・強化を図ることを目的として、総務省の事業である「地域おこし協力隊」を全国から募集するとともに、本稿でも取り上げている「集落支援員」を旧町村に配置することによって、地域・集落の実情や課題を把握し、地域活力の維持・活性化対策を推進しようとしている。

一方、社会福祉サービスの整備については、平成20年3月に三好市地域福祉計画、同21年3月に第5次三好市高齢者保健福祉計画・三好広域連合介護保険事業計画及び第2期三好市障害福祉計画を、そして同22年3月に三好市次世代育成支援行動計画（後期）を策定し、それぞれ地域福祉、高齢者福祉及び介護保険サービス、障害者福祉、児童福祉に関して合併後の広域な福祉行政サービスの計画化のもと、その展開を進めている。しかし、これらの計画は地域の広域化によってスケールメリットを得ようとする市町村合併の趣旨とは異なり、住民が日常生活を営んでいる地域の地理的条件や人口等を勘案し地域特性に応じて策定する、あるいは住民自身によって地域の組織化を図り、そこで必要とされる福祉活動

を住民参加の下で推進し、行政等関係機関が支援することを目的としている。換言すれば、福祉サービスを可能な限り地域住民が利用しやすいアクセシビリティなもの、つまり「地域化」することを目指して策定されるものであり、地域の枠組みを広域化し、効率化を目指す合併とは目的の違う政策として位置づけられている。その結果、合併により行政の経費が削減されつつあるという評価の半面、行政と住民との関係性の希薄化が進み、計画と実情が乖離し、住民へのサービスが低下するという矛盾した状況を招いている実情もある。例えば、市場化したサービス事業が合併により周辺化した僻地（限界集落）へのサービスを経費採算上、縮小・削減・撤退するケースや公的介護事業についても広域化・均等化によりそのサービス内容が低下するという地域内格差が今回調査を行った三好市でも生じている⁶⁾。

2-2 調査1-行政等関係者に対する聴き取り調査-

本研究では、旧池田町と旧山城町の集落支援員および三好市役所地域振興課職員、三好市社会福祉協議会地域福祉課職員に加えて調査対象地区の民生委員など、行政の過疎対策や行政と協力連携のうえ地域福祉を推進する役割を担う担当者5名に限界集落での定住を継続するために必要な福祉的支援に関するインタビューを実施し、主に「集落住民の日常生活の不安要素」および「必要な福祉的支援」に関わる項目をそれぞれ5件あげてもらった。インタビューの目的は、限界集落住民の不安や必要な福祉的支援に関して、上記の過疎対策や集落支

援、地域福祉推進の各担当者の認識（その差異も含め）を把握するとともに、集落住民に対するアンケート調査にその結果を反映させることにある。

各回答項目はレコーダーに録音された順であり、会話分析としての転記記録（トラ

ンスクリプト）によるものではない。調査は平成23年10月20日～21日に実施し、集落支援員A氏と三好市地域振興課C氏に対しては合同インタビュー（約50分間）を行い、集落支援員B氏と旧池田町K地区民生委員D氏にも同じく合同で同時間行った。

表1 集落住民の日常生活の不安要素

A氏（集落支援員：男性60歳代）	本人や家族の健康問題	見守り・安否確認	配偶者の介護	鳥獣被害	災害や崩落による孤立
B氏（集落支援員：男性50歳代）	健康診断が受けにくい	見守り・安否確認	生きがいが無い	買い物が不便	介護保険サービスの格差
C氏（三好市地域振興課：男性40歳代）	生活道路の整備	集落住民の経済問題	学校の閉校問題	住まいの老朽	後継者不足
D氏（民生委員：女性60歳代）	通院不便（泊まりがけでいく人が居る）	災害対策	鳥獣被害等で耕作地が荒れる	話し相手が居ない	子どもを1人も見ない不安感
E氏（社協地域福祉課：男性40歳代）	介護予防問題	定期健診の場所まで行けない	見守り安否確認	介護事業者不足	経済的問題

表2 必要な福祉的支援

A氏（集落支援員：男性60歳代）	身近な医療体制が必要	近隣の助け合いを組織する	巡回訪問体制に力を注ぐ	電話での安否確認	自主的な災害訓練
B氏（集落支援員：男性50歳代）	なんでも気軽に相談できる窓口が必要	身近な医療体制が必要	訪問ボランティアを開拓する	デイサービスやショートステイを利用しやすくする	インターネット等通信網での見守り
C氏（三好市地域振興課：男性40歳代）	近隣の助け合い組織が必要	移動販売の工夫が必要	身近な医療体制整備	高齢者施設の分散化	支援員等の巡回訪問
D氏（民生委員：60歳代）	身近な医療体制が必要	近隣の助け合いを行政が組織化すべき	自主的な災害訓練や対策が必要	見守りや安否確認の対策を急ぐ	若い人が定住できる子育て等の支援
E氏（社協地域福祉課：40歳代）	近隣の助け合い組織を構築する	身近な医療体制を整備する	相談体制充実	小規模で多機能な施設が必要	介護事業者の参入を補助する

三好市社会福祉協議会地域福祉課E氏には単独インタビュー（約40分間）を行った。

結果として、「集落住民の日常生活の不安要素」（表1）については、全回答25件中「健康診断を含む健康問題や医療体制」「介護に関する不安」「見守り・安否確認」が各4件あがり、医療・福祉に関する不安要素が12件と全項目の半数を占めている。それらの他に「鳥獣被害」「生き甲斐のなさ」「買物の不便」「災害対策」「経済的問題」や「生活道路の整備」「後継者不足」「学校の閉校」等あげられている。

これらから、当地域において集落対策およびその支援、地域福祉等住民の生活支援に関わる関係者は「健康問題と医療体制」「介護に関する不安」「見守り・安否確認」の3つをその主な不安要素として共通認識していることがわかる。また、それぞれの役割からみると、集落を巡回し住民と接する集落支援員と地区住民の福祉推進を担う民生委員は、日々の暮らしに直面した不安要素をあげているのに対し、市の職員は地域生活の基盤整備・インフラ（生活道路や住居など）についての意見を述べており社会福祉協議会職員は当然ながら地域の福祉（とりわけ介護サービスとその格差）や医療に特化した内容をあげている。

一方、「必要な福祉的支援」（表2）は全回答25件中「近隣の助け合い（防災を含む）」が6件、「身近な医療体制の整備」が5件、「福祉サービス整備」が4件、「見守り・安否確認」、「訪問活動」が各3件、「相談しやすい体制づくり」が2件であった。主な不安要素（表1）である「健康・医療」「介護」「見守り」に対応する形で、「身近な医療体制」、「福祉サービス」（訪問

や相談も含めて）、「近隣の助け合い」と「見守り・安否確認」が各人から共通の意見として聴かれた。特に「近隣の助け合い」は、医療等のフォーマルな社会サービスと異なり、住民同士の長年の関係性の上に成り立つ連帯的意識によって構築されるものであることから、「見守り・安否確認」や自主防災と同質のものとして捉えることができ、行政サービスを補う地域自身の福祉力といえるであろう。

以上、インタビュー結果を概観すると、不安要素は「健康・医療」「介護」「見守り」以外にも関係者間で多様な意見が分かれるが、「必要な福祉的支援」については、各関係者間で共通の意見が出され、横断的かつ収斂的でもあることがうかがえる。

2-3 調査2-限界集落住民への意識調査-

本研究における2番目の調査として、行政等の関係者（以下、関係者）に対するインタビューに続いて、旧池田町および旧山城町の限界集落の中で、とりわけ人口減が著しいと同時に極めて高齢化率が高く、手厚い支援が必要とされる旧池田町の4集落（31世帯）と旧山城町の2集落（27世帯）の58世帯のうち、調査に協力してくれた57世帯に対して、平成23年11月に調査地を担当する集落支援員の個別訪問によってアンケート調査を実施した。

調査地について、前者は旧池田町の松尾川流域の急勾配な山腹斜面（標高200～300m）に形成された集落が点在しており、調査集落は4集落平均で平成9年度から18年度の10年間に人口が47.6%、平成18年度から22年度の間にも31.1%減少し、高齢化

率は94.9%に達している。後者は、国道32号線から高知県境の黒滝山へ登る市道沿いに点在する集落で、標高400～500mの山腹急斜面に立地する。この2集落は平成9年度から18年度の10年間に平均で33.7%人口が減少、平成18年度から22年度の間18.5%減少し、平成22年3月時点の高齢化率は73.3%である。

一方、合併前の旧町村時代を含め三好市全体の人口も平成9年度から18年度の10年間に16.1%、平成18年度から22年度の間で9.9%減少し、平成22年度3月時点の高齢化率は45.4%と全国平均の23.0%（総務省発表）を大きく上回っているが、そうした状況下にあっても、調査対象集落の人口減少率や高齢化率の高さがいかに顕著であるかがうかがわれる。

調査結果について、旧池田町4集落と旧山城町2集落は同様の地理的環境に位置

し、人口減や高齢化率等も共通した状況にあることから、表3の数値は6集落の合計値を示してある。回答者は各世帯1人で、表3にあるように、その性別は概ね男性4割、女性6割であった。年齢は70代が47.4%、80代が40.4%を占めて、合わせて87.8%と後期高齢者の多さを示している。「家族構成」は、「本人ひとり」が47.4%で半数近くを占め「夫婦だけ」が31.6%となっていて、高齢者のみの世帯が8割近くを占めており、89.5%が「30年以上」現在地で住み続けている典型的な限界集落である。

次に回答者の生活や福祉についての結果が表4と図1（日常生活の不安要素をグラフ化）及び図2（必要な福祉サービス等をグラフ化）である。これらのうち「家族以外の話し相手（複数回答）」は、「隣近所の人や友人」が70.3%で圧倒的に多く、「親戚」の24.6%、「ヘルパーやデイサービス

表3 対象者の属性 n=57

性別	男	23 (40.4%)
	女	34 (59.6%)
年齢	40未満	0 (0.0%)
	40代	0 (0.0%)
	50代	2 (3.4%)
	60代	5 (8.8%)
	70代	27 (47.4%)
	80代以上	23 (40.4%)
家族構成	本人がひとり	27 (47.4%)
	夫婦だけ	18 (31.6%)
	親と子の二世帯	8 (14.0%)
	親と子と孫の三世帯	3 (5.3%)
	その他	1 (1.7%)
居住年数	5年未満	0 (0.0%)
	5～10年未満	0 (0.0%)
	10～20年未満	2 (3.5%)
	20～30年未満	4 (7.0%)
	30年以上	51 (89.5%)

表4 生活や福祉について

家族以外の話し相手 (複数回答)	隣近所の人や友人	40 (70.3%)	福祉サービスの利用しやすさ	利用しやすい	17 (29.8%)
	親戚	14 (24.6%)		どちらかという	
	ヘルパーやデイサービスの職員・利用者	11 (19.3%)		利用しやすい	9 (15.8%)
	誰もいない	7 (12.3%)		どちらともいえない	24 (42.1%)
				どちらかという	
移動手段 (複数回答)	自転車	0 (0.0%)	必要な福祉サービス等 (複数回答)	利用しにくい	5 (8.8%)
	自家用車	26 (45.6%)		利用しにくい	2 (3.5%)
	家族の車	13 (22.8%)		見守りや安否確認	21 (36.8%)
	バス	1 (1.8%)		身近なところで相談できるようにする	6 (10.5%)
	タクシー	16 (28.1%)		介護サービスを利用しやすくする	14 (22.8%)
	その他	10 (17.5%)		近くで医療が受けられるようにする	30 (45.6%)
日常生活の不安要素 (複数回答)	自分や家族の健康	37 (64.9%)	住民同士の助け合い	25 (42.1%)	
	介護に関すること	25 (52.6%)	高齢や障害があっても在宅生活が続けられるようにする	30 (45.6%)	
	日用品の買い物	1 (1.8%)	高齢者や障害者の施設を整備する	11 (15.8%)	
	災害対策	9 (15.8%)	保育等子育てしやすくする	0 (0.0%)	
	生活費などの経済的問題	7 (12.3%)	低所得者の生活支援	0 (0.0%)	
	鳥獣被害	13 (22.8%)	その他	2 (3.5%)	
	生活道路の保全	5 (8.8%)			
	住まいの老朽	3 (5.3%)			
	耕作地が荒れること	8 (14.0%)			
	不安はない	9 (15.8%)			
	その他	1 (1.8%)			
	利用している福祉サービス (複数回答)	ホームヘルパー	7 (12.8%)		
デイサービス		17 (29.8%)			
短期入所(ショートステイ)		0 (0.0%)			
その他		4 (7.0%)			
利用していない		31 (54.9%)			

の職員・利用者」の19.3%と続く。「誰もいない」と回答した世帯も12.3%を数え、当地区住民の地理的な孤立状況の一面がうかがえる。

「移動手段(複数回答)」は、「自家用車」45.6%、「家族の車」22.8%、「タクシー」(介護保険による介護タクシーは含まれない)が28.1%であった。バスは1.8%にとど

まり、公共交通機関利用の不便さを示している。これは、調査宅のほとんどが自宅からバス停まで2~3km離れており、しかも急勾配な道程であることからバスを利用している件数が非常に少ない結果となっている。他方、自家用車等が利用できない場合、タクシーを利用した買物や通院による経済的負担の大きさも推察できる。平成23

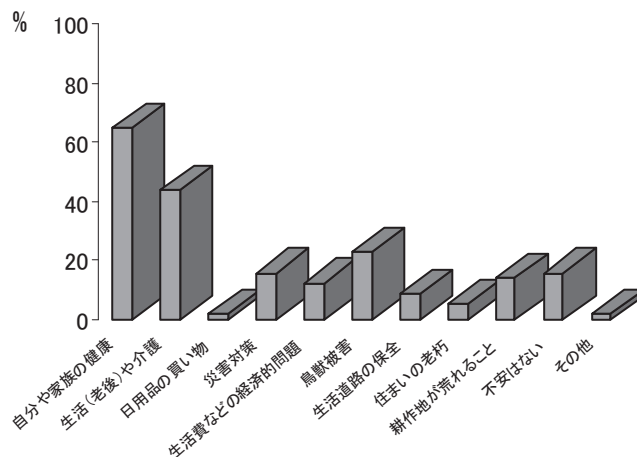


図1 日常生活での不安要素

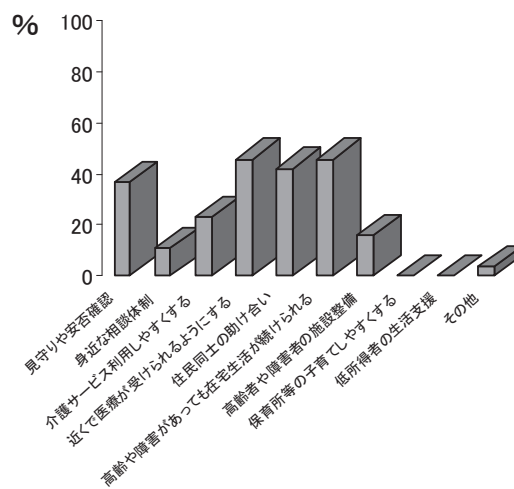


図2 必要な福祉サービス等

年度から、市は「辺地地区等タクシー利用者助成事業」⁷⁾により住民の移動支援を実施しており、調査地区の住民がそれを利用していれば、タクシー利用数値の高い要因とも考えられるが、今回の調査ではそれを確認することはできなかった。

「日常生活の不安要素（複数回答）」については、高齢化を反映し「自分や家族の健

康」の64.9%と「介護に関すること」の52.6%が突出しており、これは関係者のインタビュー結果とも合致する。反面、15.8%は「不安なし」と答えており、質的な調査によりその理由を探る意義もあろう。

一方で、福祉・介護に関して多くの住民が不安を感じているにもかかわらず、「利用している福祉サービス（複数回答）」に

ついでに「利用していない」が54.9%で最も多い。このことについては、関係者のインタビューから、調査時点では対象地区は比較的健康で介護の必要性も低く、当面は何とか自立した生活を送れる人が多いという意見も聞かれた。反面、「介護サービス等が必要になった時は家を捨てて移住する」という住民談話もあるという。これは、一人で生活できる限りは住み慣れた集落に居住を続けるが、身体的・精神的に独居等が困難になった場合には、子どもや施設を頼ってムラを去る、すなわち離村を意味しており、こうした点でもいわゆる二次過疎にともなう人口減は避けられない状況にあるといえる。

以上のことから、三好市のような中山間地域の自治体では福祉・介護施設は中心市街地にそのほとんどが設置され、調査地のような限界集落からは交通アクセスが改善されない限り、高齢者や障害者が日常的に福祉・介護施設へ通院することは困難であることを示唆している。同時に、市場原理で運営される近年の福祉・介護サービス事業は、遠隔に点在し、移動に時間や経費コストを要する集落に職員を派遣することで、かえって収益性が落ちることが懸念されるため、容易に事業を展開できないというジレンマがあることも予想に難くない。この点で、福祉・介護の市場化政策の下、中山間地域の限界集落は極めて厳しい環境に置かれているといわざるを得ない。

また、「必要な福祉サービス等（複数回答）」に関する質問では、「近くで医療が受けられるようにする」と「高齢や障害があっても在宅生活が続けられるようにする」が共に45.6%で最も多く、次いで「住民同

士の助け合い」が42.1%、「見守りや安否確認」が36.8%と続いている。つまり、住民にとっては医療・福祉・介護サービス需要と同様に、地域のコミュニティへの期待が高くなっており、この点は、関係者へのインタビュー結果と重なっている。

次に、地域コミュニティや定住希望に関する回答結果が表5と図3（定住希望をグラフ化）である。地域のコミュニティのあり方に関わる「合併前と現在の近隣・地域関係の比較」についての質問では、「少し弱くなった」「弱くなった」を合わせた否定的意見が40.4%と、「強くなった」「少し強くなった」を合わせた肯定的意見の5.2%を大きく上回っている。同様に「合併前と現在の地域活動の比較」の回答も「どちらかというとなくなった」「少なくなった」を合わせた54.3%が、「活発になった」「どちらかというとなった」の合計の1.8%を大きく上回り、平成の大合併によって集落や地域の関わりや活動が弱くなったことを住民が感じていることがわかる。この点に関しては、関係者のインタビューにおいても、合併により広域行政化し旧町村の統廃合が進むなか、行政による公共サービスの低下や行政と地域住民の乖離を指摘する声も聴かれた。

そして、「地域に対する愛着度」は、「とても愛着がある」が59.6%、「ある程度愛着がある」が24.6%で合わせて84.2%、同様に「定住希望」も「住み続けたい」43.9%、「できれば住み続けたい」49.1%で合わせて93%と、長年住み続けた土地や家に対する思いの強さが見てとれる。

以上の結果の中から、調査地の住民とコミュニティについての関係をより多面的に

表5 地域について

合併前と比べた近隣地域の人とのつきあいや関わり	強くなった	2 (3.5%)
	少し強くなった。	1 (1.8%)
	変わらない	31 (54.3%)
	少し弱くなった	14 (24.6%)
	弱くなった	9 (15.8%)
合併前と比べた地域の行事や活動	活発になった	0 (0.0%)
	どちらかというと言活発になった	1 (1.8%)
	特に変化はない	25 (43.9%)
	どちらかというと言少なくなった	22 (38.5%)
	少なくなった	9 (15.8%)
住んでいる地域に対する愛着	とても愛着がある	34 (59.6%)
	ある程度愛着がある	14 (24.6%)
	どちらともいえない	6 (10.5%)
	あまり愛着がない	1 (1.8%)
	愛着がない	2 (3.5%)
定住希望	住み続けたい	25 (43.9%)
	できれば住み続けたい	28 (49.1%)
	どちらともいえない	4 (7.0%)
	できれば移住したい	0 (0.0%)
	ぜひ移住したい	0 (0.0%)
	その他	0 (0.0%)

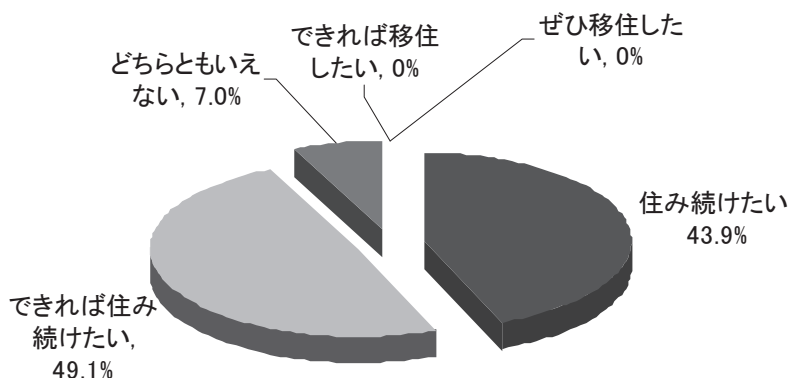


図3 定住希望

分析するために、回答者の「家族構成」(表3)と「家族以外の話し相手(複数回答)」(表4)のクロス集計を行った結果が表6である。

「家族構成」については全数の94%を占める「本人ひとり」「夫婦だけ」「親と子の

2世代」の3種類の回答数である。先ず「本人ひとり」世帯は、回答総数(複数回答)38件中47.4%が「隣近所の人や友人」で最多数を占め、続いて「親戚」と「ヘルパーやデイサービスの職員」の15.8%が同数であるが、「誰もいない」が10%を超え

表6 「家族構成」と「家族以外の話し相手（複数回答）」のクロス集計

家族以外 の話し 相手 家族構成	隣近所の人 や友人	親戚	ヘルパーや デイサービ スの職員・ 利用者	その他	誰もいない	総計
本人ひとり	18(47.4%)	6(15.8%)	6(15.8%)	4(10.5%)	4(10.5%)	38(100%)
夫婦だけ	13(54.2%)	4(16.7%)	3(12.5%)	2(8.3%)	2(8.3%)	24(100%)
親と子の二世帯	7(58.3%)	2(16.7%)	2(16.7%)	0(0.0%)	1(8.3%)	12(100%)

ている。「夫婦だけ」世帯は総回答数24件中、「隣近所の人や友人」が54.2%を占め、「親戚」の16.7%、「ヘルパーやデイサービスの職員」が12.5%と続き、「誰もいない」が8%を超えている。「親と子の二世帯」も回答者数は少ないものの同様の数値を示している。

これらのことから、調査地において、異なる家族構成の世帯に共通して、コミュニティ、特に近隣同士の関係性の強さが理解できると同時に、一方で家族以外では誰とも交流がないというケースの存在がより鮮明となっている。特に、話し相手が「誰もいない」と回答した7件中4件が「ひとり暮らし」であるという実態は、独居住民の「孤立」の深刻さを示している。この背景には、強い絆で結ばれていた近隣住民が減るなか、残った人は比較的元気であるが故に訪問・安否確認の必要な対象と見なされず、合併による行政サービスの低下が進行し、同時に僻地である地理的な条件が市場原理で展開される民間福祉サービス（訪問・通所）の減少をもたらした等、複数の要因が重なっている結果であるとも考えられる。

同様に、家族構成別にみた「日常生活の不安（複数回答）」と「必要な福祉サービ

ス（複数回答）」のクロス集計が、表7と表8である。まず、表7の「日常生活の不安」について「本人ひとり」世帯では「自分や家族の健康」が24.5%で最も多く、「生活や介護」が22.3%、「鳥獣被害」13.3%と続いている。「夫婦だけ」世帯では、「自分や家族の健康」が34.2%で最も多く、「生活や介護」21.1%、「災害対策」13.2%、「鳥獣被害」13.1%と続いている。「親と子の二世帯」世帯も「自分や家族の健康」と「生活や介護」が高い数値を示しており、どの家族構成でも健康と介護を最たる不安要因として捉えていることがわかる。ただ、「本人ひとり」の回答で「不安はない」が、13.3%という高い数値を示していることについては表4で示した結果同様、質的な調査が求められよう。

表8の「必要な福祉サービス」について、「本人ひとり」世帯では、「高齢や障害があっても在宅生活が続けられるようにする」が22.3%で最も多く、「住民同士の助け合い」20.9%、「身近な医療体制」19.4%、「見守り・安否確認」17.9%と続いている。

「夫婦だけ」世帯では、「高齢や障害があっても在宅生活が続けられるようにする」と「身近な医療体制」が24.3%で最も多く、「住民同士の助け合い」19.0%、「見守り・

表7 「家族構成」と「日常生活の不安（複数回答）」のクロス集計

不安要素	家族構成		
	本人ひとり	夫婦だけ	親と子の二世帯
自分や家族の健康	11 (24.5%)	13 (34.2%)	7 (30.4%)
生活や介護	10 (22.3%)	8 (21.1%)	5 (21.7%)
日用品の買い物	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.3%)
災害対策	1 (2.2%)	5 (13.2%)	1 (4.3%)
経済的問題	4 (8.9%)	1 (2.6%)	1 (4.3%)
鳥獣被害	6 (13.3%)	5 (13.1%)	2 (8.8%)
生活道路の保全	2 (4.4%)	2 (5.3%)	1 (4.3%)
住まいの老朽	1 (2.2%)	1 (2.6%)	1 (4.3%)
耕作地が荒れる	3 (6.7%)	2 (5.3%)	2 (8.8%)
不安はない	6 (13.3%)	1 (2.6%)	2 (8.8%)
その他	1 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
総計	45 (100%)	38 (100%)	23 (100%)

表8 「家族構成」と「必要な福祉サービス（複数回答）」のクロス集計

必要な福祉サービス	家族構成		
	本人ひとり	夫婦だけ	親と子の二世帯
見守り安否確認	12 (17.9%)	5 (13.5%)	2 (8.0%)
身近な相談体制	2 (3.0%)	1 (2.7%)	3 (12.0%)
介護サービスを利用しやすくする	4 (6.0%)	5 (13.5%)	4 (16.0%)
身近な医療体制	13 (19.4%)	9 (24.3%)	5 (20.0%)
住民同士の助け合い	14 (20.9%)	7 (19.0%)	3 (12.0%)
高齢や障害があっても在宅生活が続けられるようにする	15 (22.3%)	9 (24.3%)	4 (16.0%)
高齢者や障害者の施設を整備する	6 (9.0%)	0 (0.0%)	4 (16.0%)
後継者のために保育等の子育て支援	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
低所得者の生活支援	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	1 (1.5%)	1 (2.7%)	0 (0.0%)
総計	67 (100.0%)	37 (100.0%)	25 (100.0%)

安否確認」と「介護サービスを利用しやすくする」が13.5%と続いている。「親と子の二世帯」世帯は、「身近な医療体制」が20.0%で最も多く、「高齢や障害があっても在宅生活が続けられるようにする」「介

護サービスを利用しやすくする」「高齢者や障害者の施設を整備する」の3項目が16.0%で並び、「見守り・安否確認」は、8.0%にとどまっている。これについては、二世帯世帯という家族員の多さから、「本

人ひとり」と「夫婦だけ」とは異なった結果となっていることが推察できよう。

3 課題と展望

本研究は徳島県三好市を例に、限界集落を支援する関係者に対するインタビューと当該集落住民へのアンケート調査を通して、住民の日常生活における課題や定住を継続するための福祉的支援についての調査を実施した。

その結果、集落支援員の活動（集落の巡回・状況把握）を含めた行政等関係者の認識として、限界集落で定住するための課題と必要な福祉的支援策が把握できたとともに、住民へのアンケート調査により、住民自身が感じる日常生活での不安要素や課題、福祉サービス、さらに地域への愛着や定住に対する強い希望も明らかになった。総じて、限界集落を支援する関係者の認識と住民の意識の多くは一致しており、中でも集落の巡回を通して住民の声を吸い上げる集落支援員の活動は評価できるものである。

一方の住民生活に目を向けると、調査対象集落における高齢化は著しく、回答者の4割超は80代以上で、独居者が半数近くを占めている。また、総数に対する12.8%は“話し相手がない”と答えており、その孤立的状態が垣間見えた。さらに家族構成とのクロス分析によって、「1人暮らし」「夫婦のみ」世帯で特にその傾向が顕著であることも明らかになった。また、移動手段はほとんどが自家用車やタクシーを利用しており、このような状況に対応するため、市は「辺地地区等タクシー利用助成事

業」を実験的に実施しているが、その結果を踏まえて官民の協働による移動施策（デマンドバス等）を推進する必要も求められよう。

また、日常生活の不安とそれに対応するための福祉的支援については、「地域の医療」「介護サービス」や「見守り・安否確認」等、“自宅での生活が継続できる”包括的な支援システムを求めており、それが地域に対する愛着や強い定住希望の非常に高い数値として相関して表れていることは言うまでもない。反面、関係者に対するインタビューでは、調査地のような集落が近い将来消滅する可能性は高く、現時点でそれを食い止めることは難しい状況にあるとの声も聴かれた。

しかし、できる限り住み慣れた土地で生活したいという希望が大半でありながらも、住民の多くは合併により地域の関係性や活動が希薄化・低下していると認識している。行政や社会福祉協議会等関係機関はこうした状況について再認識し、まずは集落近郊からのボランティア開拓を含めた「地域住民の助け合い」等の組織化を支援する必要がある。アンケート調査からわかるように、集落住民は地域のコミュニティの関係性を尊重している傾向がうかがえることから、例えば1人暮らしで話し相手もほとんどいない住民宅を定期的に訪問する地域のボランティア活動を推進すれば、その孤立状態を解消し健康状態や介護予防の必要度の把握にもつながる。

さらに、調査地のように公的な福祉サービス（介護保険サービス等）が利用しにくい（供給体制が非常に少ない）地域では、サービス利用のための移動手段の確保策を

住民主導による相互管理システムによって構築するための支援や、点在する空き家利用などを通して、小規模ながらも定期的な健診等の保健活動や介護予防事業に対する公的補助の検討が必要である。それらを具現化する方策として、市社会福祉協議会が推進している「地区住民協議会組織化」⁸⁾によって集落ごとのニーズに対応するといった、官民が協力した限界集落支援のための地域福祉を展開することも求められよう。こういった行政がイニシアチブを取るべき集落への対応は、いくつかの先行研究でも指摘されている通り、住民への直接的支援と地域コミュニティや自治形成のための支援の重要性として再認識できるものである。

一方で、本研究においては、住民の「日常生活の不安要素」等ネガティブな側面にウエイトを置いた調査を基盤とした内容にとどまっている。しかし、全国の中山間地に共通していることであるが、今回調査した限界集落地区を含む地域にも脈々と伝統文化や産業が継承されていると同時に、自然風土と融合した生活形態や土着性ともいえるべき「生活の充足感」を住民は生きる喜び（生命力）としているであろう。そのことがアンケート調査の「愛着度」や「定住希望」項目において非常に高い数値を示している理由となっていることは想像に難くない。つまり、限界集落の住民は、住み続けてきたイエやムラの持つ「生活」と「文化」を営々と守り続ける思いが非常に強いともいえる。よって、そういったポジティブな面からのアプローチも限界集落に対する福祉的支援や地域福祉を研究する上で今後の課題ともなろう。

最後に、三好市に限らず、限界集落住民の福祉の展望を模索するとき上述のような視点、つまり現地特有の生活に根ざした「文化」（福祉文化）を見据えたストレングスなソーシャルワークが求められると考える。それは、地区の実情や歴史、その個性や文化に根ざした住民の生活を理解したうえで個別支援や地域支援ができる人材育成と同時に、関係機関の連携体制を整備する取り組みを行政や社会福祉協議会が担う一方で、住民自身はその行程に参画し、自らで地域の福祉を生み出す「集落の存在力」「集落の福祉力」を育むための支援を意味する。その支援とは三好市を例にとれば、集落支援員をはじめ、先述した「地域おこし協力隊」の募集や「三好市定住交流支援サイト」からの情報発信、市社協による「地区住民協議会組織化」など、三好市独自の福祉文化を背景にした施策や活動の推進であるといえる。さらに、そういった施策や活動の動向は、ストレングスな視点に立脚した地域福祉の充実・発展に結びつけるチャンスとして捉えることもできる。また、そういったチャンスを実りあるものにするためには、限界集落の再生・活性化、あるいは住民の生活や福祉支援に関連した幾多の活動が、行政内の単一部局だけで事業展開され完結するのではなく、市全体のプロジェクトとして行政の枠を超えて官民が一体となり、横断的・包括的かつ統合的に対応できる体制を構築することが必要である。

注

- 1) 例えば、全国町村会は、特に農山村の衰退が合併により拍車がかかったことを

- 指摘している。(平成の合併をめぐる実態と評価2008) また、大野は(2007)、限界集落を格差社会の象徴としてとらえ、三位一体改革とともに平成の大合併を批判している。
- 2) 本稿での「集落」とは、一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位とする。
- 3) 過疎地域自立促進特別措置法で指定された市町村であり徳島県の場合は全市町村の過半数を超えている。
- 4) 三好市が行った限界集落实態調査開始後2年間で限界集落が11増え、2011年12月現在3集落が無住地(消滅)集落となった。
- 5) 三好市は平成23年度、旧6町村に各1名の集落支援員を配置した。集落支援員は、集落の巡回等を通し、その実情や課題を把握し、地域活力の維持活性化および再生を目的とするものである。
- 6) 本研究の調査地である山城町の一部において、自宅から医療機関やデイサービス等への移送サービス(送迎)が平成18年3月の合併と同時に旧町村間のサービス均一化を理由に廃止されたという経緯がある。
- 7) 交通の便が著しく悪い地区(最寄りのバス停からの距離が1km以上の地区)に居住する高齢者等がタクシーを利用するとき、その料金の一部を助成するものである。
- 8) 地域住民のネットワークによる「助け合い、支え合い」活動を組織化し、1人暮らし高齢者等の見守り等の地域福祉活動を推進する事業を進めている。

引用・参考文献

- (1) 大野晃『山村環境社会学序説』農文協(2008)81-91頁
- (2) 大野晃「限界集落の現状と地域再生の課題」『月刊地域づくり』平成19年8月号4-7頁
- (3) 大野晃「現代山村の限界集落化と地域の再生」『ガバナンス』平成19年3月号20-22頁
- (4) 田中きよむ他「限界集落における孤立高齢者への生活支援(完)」『高知論叢第103号』(2012)119-120頁
- (5) 松本竹生「中山間地域における福祉文化の創造」『福祉文化研究Vol.16』日本福祉文化学会(2007)62頁
- (6) 永山誠「限界集落の再生と福祉文化の課題」『新・福祉文化シリーズ新しい地域づくりと福祉文化3』明石書店(2010)83-86頁
- (7) 太田貞司「地区を守る限界集落の取り組み」『地域福祉研究No.37』鉄道弘済会(2009)9-16頁
- (8) 「道州制と町村に関する研究会」編『平成の合併をめぐる実態と評価』全国町村会(2008)
- (9) 「総務省自治行政局過疎対策室」編『新たな過疎対策について』総務省(2008)
- (10) 「総務省自治行政局過疎対策室」編『過疎地域等における集落の状況に関する現状把握結果』総務省(2011)
- (11) 「徳島県過疎対策研究会」編『徳島からの提言(案)』徳島県(2008)
- (12) 「三好市企画財政部企画調整課」編『三好市限界集落調査に関する調査報告書』三好市(2010)

- (13) 「池田町史編纂委員会」編『池田町史』(1983) サービスの縮小進む」平成20年2月5日付
- (14) 「三好市限界集落一覧表」三好市地域振興課 (2011) (きのうち てつじ 徳島文理大学保健福祉学部)
- (15) 徳島新聞「奪われる高齢者の足 (上)

「福祉文化」としての 音楽活動の評価研究

—障害を持つ対象者への
ヴォイス・トレーニング事例の分析を通して—

林 香里

要旨

目的

これまで人間への働きかけとしての音楽活動が純粋な音楽活動一般とは差当り区別して、「福祉文化」の分野以外にも、療法・教育・まちづくりなどの諸分野で行われている。その中で福祉文化としての音楽活動は人間への働きかけとしての理念を最も全面的に打ち出すものである。したがって諸分野における人間への働きかけとしての音楽活動への志を包括し牽引するものとして期待される。しかし同時に福祉文化としての音楽活動はその問題意識も実践内容も結果として拾い上げられる成果も多様を極めている。それゆえに福祉文化としての音楽活動が全体として何を独自に達成したのかを確認し、その実りを他の実践に還元させることは容易であるとは言えない。これに対して本稿では、諸実践の個性を十二分に汲み尽くし、各実践の独自性を明らかにすることに主眼を置いた実践評価研究の枠組み及び方法論を提示する。さらに本稿ではその方法論を用いて実際に事例を分析し、福祉文化としての音楽活動の評価研究の基盤づくりを進めることを目的とする。

方法

報告された一続きの文章を「対象者の状況」・「実践者による状況の解釈」・「実践者の対応（対応のねらい・理由・根拠も含む）」・「対象者の反応」・「反応への実践者の解釈」・「その他」の要素に区分する（これらの要素は報告の多様性を超えて共通に含まれる要素である）。さらにそれを人間への働きかけとしての音楽を捉える独自の枠組み（音楽を成り立たせているものを技術的契機と人間的契機とに区別し両契機の統合を音楽美の成立として捉えること）に即して分類する。それによってその実践で両契機において何が認識され、実践されたか、そして両契機がいかに相互に関わり合い、統合されてそこに新しい音楽美が生じたかを明らかにする。本稿では具体的な演奏上のやり取りが記された実践事例として（松原2010a）を対象とする。

結語

分析の結果、当該事例では両契機のそれぞれにおいて主体形成が確かに示されていること、そしてそれら両契機における主体形成は確かに相互に関わりあって生じていることが、本稿で提示した分析の枠組み及び方法を用いての事例の分析から明らかになった。

キーワード

人間への働きかけとしての音楽、音楽の技術的契機、音楽の人間の契機、両契機の統合、福祉文化、主体形成

1. 緒言 (研究の背景・目的)

本稿の課題は、福祉文化の音楽活動として報告された実践事例—障害を持つ対象者へのヴォイス・トレーニング事例 (松原2010a) —の分析により人間への働きかけとしての諸音楽活動の基盤を明らかにし、これについての評価の方法論の確立を目指すことである。

研究の背景について。音楽は我々に感動をもたらす点において、元来人間への働きかけを持つものである。しかしながら、音楽においては通常そのことは自明のものとして特に取り上げられることはない。それに対して人間への機能に焦点化した音楽活動が実践され蓄積されてきた。そこにはそのような音楽活動が求められる理由がある。つまり、従来行われてきた音楽活動一般では対応し尽くせないと捉えられたという理由である。そのような音楽活動とは様々なネーミングの下に行われたものである。例えば、「音楽療法的音楽活動」((北山2005) 参照)・「音楽療法的アプローチ」(北山2006) その他、「療育的音楽活動」((丸山2002) 参照)・「音楽によるまちづくり」((木村2008)・(細井2008) 他参照) などがそれにあたる^{1) 2)}。これらの人間への働きかけとしての諸音楽活動は、従来の音楽活動一般では対応し尽くせないと捉えられたものを対象にして新たに行われた音楽活動である。本稿ではこれらの音楽活動

を、人間への働きかけとしての目的を特に掲げない音楽活動一般とは区別して、人間への働きかけとしての音楽活動として位置付けよう。

以上の人間への働きかけとしての諸音楽活動は、療法・教育 (生涯学習)・まちづくりなどの諸分野においてそれぞれ行われてきた。他方、我が国において「福祉文化」を専門的に研究する日本福祉文化学会では設立から20余年の間、音楽活動が多様に蓄積されてきた。その中には上記の療法・教育・まちづくりなど要素が多様に含まれている ((資料1) 参照。実践目的・内容の詳細な分析は別稿に譲る。) このことは、福祉文化の基本理念「すべての人が『その人らしいかけがえのない人生をおくる』ことができるような社会の実現を目指す思想」であること (馬場2005:55)³⁾ の下、(療法・教育など特定の分野に限定することなく) 各々の現場での実践者の試みを緩やかにとりまとめられて行われてきたことによると推測される。このような蓄積を経た「福祉文化」としての音楽活動には、さらに次の課題が課されている。すなわち、「福祉文化」の音楽活動が全体として達成した事柄を見渡すことである。それによって、「福祉文化」以外の様々な分野で行われている人間への働きかけとしての音楽活動全体を包括し、牽引することが求められる。

しかし、蓄積された実践においてなにを達成したかを把握することは次の三つの点で困難に直面している。第一に、各実践は主体的に行われたものであること。第二に、第一の結果、実践やその報告の表れが多様性を極めていること。それは、多様で

あるがゆえに無限の可能性を持つものであるが、同時に全体としての達成を見渡すことを極めて困難にもさせている。第三に、報告された実践を評価する方法論が確立されていないという問題がある。すなわち、実践者の自由な発想によって行われてきた実践が生み出したものをどのように評価するか、その共通理解が欠けているという問題に直面しているのである。いうまでもなく、問題意識も実践内容もその自己評価の仕方も多様な表れをする実践を、ある一定の目標を設定し、それとの遠近で評価するのは困難である。というのは実践が多様な表れをするために、共通の目標を設定すること自体が非常に困難であるからである。そこでそのような目標を設定することを前提してきた従来の実践評価とは異なる方法が求められる。

結局のところこれら三つの困難は、この音楽活動の実践が主体的に行われていることに基づいている。この困難を解決するためにはこの主体による実践をどのように捉えるかという点で一つの方向付けがなされなければならない。その方向付けとは多様な実践によって事実が生み出されているというそのことに注目する必要があるということである。つまり、多様な実践が多様なプロセスを通るとはいえ、何らかの事実を生み出しているところに共通の基盤がある。したがってその事実がどのように生み出されたかというそのプロセスを分析すること、このことによって事実というものはいわば質を捉えることができるはずである。このように一つ一つの事実の質が相互に位置付けられることによってその事実という基盤の上で評価されることになる。し

たがって、本稿ではその事実がどのようにして生み出されたかそのプロセスを明らかにするために、プロセスを構成する要因を基に分析する。それによって個々の実践の質を評価する事例を提示したい。これらの方法を用いて一つ一つの事例分析を重ねることによって多様な実践のプロセスを構成する要因を明らかにできる。そしてそれによって、それらが単に一つの主観的な評価ではなく他の諸々の実践との関連において位置付けられるその実践の客観的な評価が可能になるであろう。

そこで本稿ではこれらを可能にする実践報告の評価分析の枠組みと方法として次のものを提案し、実際に事例分析を試みる。第一に、音楽活動一般とは区別した人間への働きかけとしての音楽を捉える独自の枠組みである（2-3. で後述）。本稿では、人間への働きかけとしての音楽活動を音楽活動一般と区別し、音楽を成り立たせるものを技術的契機と人間的契機とに区別し、両契機の統合を音楽美の成立として捉えるものである（この区別と両契機の統合については2-3. で後述）。本稿の評価分析においては、この枠組みを用いて報告された事例において、それぞれの契機に即して何が認識され、実践されたか、そして両契機がいかに相互に関わり合い、統合されてそこに新しい音楽美が生じたかを明らかにすることを目的とする。第二に、多様な表れをする実践やその報告を一貫して読み込む（分析する）ための方法（2-4. で後述）である。これらを通して、その音楽活動が、それ以外の音楽活動一般と区別してどのような独自の問題意識や意図や取り組みやその結果としての成果を生み出したの

かを明示できる。そしてそれによって、同じように人間への働きかけとしての音楽活動を目指す他の実践との関連（共通点と相違点）とを明らかにすることができる。そしてそれはそれぞれの実践のさらなる一歩を豊かに展開することにつながる。ひいては、このようにして人間への働きかけとしての音楽活動で新たに取り組み、得られた事柄は、音楽活動一般とは無関係に並列して行われるのではなく、互いを発展させつつ音楽一般の新たな段階を切り拓くことにつながるであろう。

そこで本稿で論じる事柄は以下の点である。第一に、分析の諸条件（2.）、第二に、分析結果（3.）、第三に、分析結果の考察（4.）、第四に、結語として本稿で明らかにしたことと残された課題（5.）、である。

2. 分析の諸条件

2-1. 分析対象

本分析で対象とするのは松原徹の「実例②：障害をもつM君の場合」の事例である（（松原2010a）。出典は資料参照。）。この事例を選んだのは具体的な演奏活動のやりとりに関して記述されているからである。すなわち、音楽活動一般においては人間への働きかけを自明のものとすることによって音楽美は演奏行為を中心に捉えられる。これに対して人間への働きかけとしての音楽活動では、演奏だけではなく、その演奏を担う主体の側も同等に注目される。とはいうものの、音楽活動一般と同様に、人間への働きかけとしての音楽活動もまた他ならぬ音楽活動であるため、演奏行為が

直接的な出発点になる。したがって仮に、演奏上のやり取りの記述なしに音楽活動にあたっての意図や、そこから生み出された結果としての成果のみが記された場合、その人間への働きかけとしての音楽活動の性格を十分に示すことができないだろう。ここでは音楽活動の核となる演奏上のやり取りに関する具体的な記述が、当の音楽活動の性格を捉える上で不可欠である。というのは、そこから生じた様々な面における対象者の主体形成は、それが音楽活動である限り、演奏行為上のやりとりが軸になっているからである。したがって、本分析では具体的な演奏活動のやりとりに関して記述されている事例を対象とする⁴⁾。

次に、（松原2010a）で複数の事例が紹介されている中でこの事例を取り上げる理由は、この事例が実践者と対象者との演奏活動のやりとりに関して最も詳しく記述されているからである。尚、具体的な演奏活動のやりとりが記述されているものとして佐伯の事例（佐伯2010）がある（出典は資料1参照）。この事例の分析については（林2012）を参照⁵⁾。

2-2. 文献抽出の条件

2-1. で示した分析対象を次の条件で抽出した。①日本福祉文化学会関連で発行された音楽活動についての文献であることである。具体的には学会の紀要、学会が出版したシリーズの出版物が挙げられる（この条件で抽出した文献一覧は資料参照）。これは当該学会においてこれまでどのような音楽活動の報告が行われたのかの全容を把握するためである。②これらの文献は、日本国会図書館に登録されているもの（国

会図書館から検索可能なもの)に限定している(2012年8月現在)。それは、公開された文献であることによって議論を共通の俎上に載せることが出来るからである。③上記①～②の条件の該当する実践者のうち、学会が出版に関係していない文献で、より実践報告としての形式が整えられた文献がある場合は、そちらの文献を取り上げる(ここでは(赤星1999)がそれに該当する。この報告は直接的に赤星自身が著者として挙げられてはいないが、著者が理事長を務める協会が行った実践として最も報告書の形が整えられたものであるため、ここで取り上げる)。④①のうち、実践場面の記述が含まれないものは除く。⑤①のうち、実践マニュアルの形式による文献・実践報告とマニュアルとの区別が不明な文献は除く。⑥音楽活動のうち、直接に演奏が含まれない活動は本稿では除く((松原徹2010b)の作詞活動)。⑦また、長瀬晃二の事例(2002『福祉で音楽のまちづくり』筒井書房および、2003「福祉音楽活動の類型化と課題—福祉音楽論の構築に向けて」『福祉文化研究』12巻、83-89)については(林2008)で既に考察したためここでは除く⁶⁾。

2-3. 分析の枠組み—人間への働きかけとしての音楽観

本稿では福祉文化としての音楽活動に代表される人間への働きかけとしての音楽活動を音楽活動一般とは区別して次の枠組みから捉える。すなわち、音楽を成り立たせるものを技術的契機と人間的契機とに区別し、音楽美をこれらの統合として捉えるものである。音楽の技術的契機とは、音楽活

動の核である演奏を直接に構成する要素である。事例では、ヴォイス・トレーナーとしての専門的な音楽技術に基づく<技術上の見識>や<技術上の見極め>が該当する。例えば代表的な箇所として(実践者の対応5)「徹底してナ行、マ行をはっきり発音するように指導」したことが挙げられる。他方、音楽の人間的契機とは、上の音楽技術を担う主体としての人間の要素である。事例では、(実践者の対応5のねらい)「ナ行、マ行を練習することが表情筋を動かすことにつながり、無表情に近かったM君にさまざまな表情が生まれてくるのではないかという推測を持ってのレッスンだった」の箇所に代表的に示される。そこでは音楽技術が対象者の日常生活面に及ぼす影響が考慮されている。音楽を以上の二つの契機から捉えるのは、音楽を人間への働きかけを中心に捉えようとする音楽活動によって音楽一般における新しい段階が作りだされたことによる。以下このことについて述べよう。

音楽を人間への働きかけを中心に捉えようとする音楽活動は、音楽活動一般からすればその中に含まれている人間的契機に注目していると捉えることができる。その人間的契機に注目している音楽活動が蓄積されることによって、それとの対比で音楽活動一般では対応し尽くせないとされている音楽活動はとりわけ音楽活動一般の中で演奏行為すなわち技術的契機に重点を置くものとして捉えられる。つまり人間への働きかけを中心とする音楽活動との対比で、音楽活動一般は技術的契機に重点を置くものとして捉えられる。

既述した通り、元来音楽活動一般にとっ

ては人間への働きかけは当然含まれていることだが、実際に人間的契機に重点を置いた音楽活動が蓄積されることによってそれとの対比で音楽活動一般は技術的契機を重点に置くことと捉えられることになる。人間的契機に重点を置く音楽活動はそのような音楽活動一般における技術的契機を前提して成り立っているものである。したがって人間的契機を重点とする音楽活動は音楽一般の中で人間的契機と技術的契機との統合として捉えるという点で音楽活動一般を捉えなおさせる新しい段階を作り出していると言える。

2-4. 分析の方法

本稿の分析では、どのような事実が生み出されているかに注目する。すなわち演奏主体、および聴衆が演奏行為を経て何を得たか、ということが焦点になる。本稿ではそれを主体形成と呼ぶ。したがってここではその音楽活動の実践によってどのようなプロセスを辿ってそのような事実が生み出されたか、そこに分析の焦点をあてる。以下1)～4)はその手順である。

1) まず、事例で書かれた文章を場面ごとに区切る。当該事例は、次の四つの場面(3-1. ～3-4.)に分ける。すなわち、3-1. では実践にあたってのスタンス、3-2. および3-3. では具体的な演奏上のやりとり、3-4. では実践者による当該事例全体への振り返りについてである。このように文章を場面ごとに区切って分析することによって、実践者の意図によりよく添った形で事例を読み込むことを目指す。

2) 具体的な演奏上のプロセスの記述箇所

(3-2. および3-3.) とプロセスを経ての実践者による振り返りについての記述箇所(3-4.) を次の要素に区分する。すなわち「対象者の状況」・「実践者による状況の解釈」・「実践者の対応(対応のねらい・理由・根拠も含む)」・「対象者の反応」・「反応への実践者の解釈」の要素のいずれかに分類する。これらの要素は報告の多様性を超えて共通に含まれる要素である。これらの要素に当てはまらない文章は「その他」として分類する。これについては、各要素の文章全体の分析の後にその意味について4. で考察する。

以上のように一続きの文章を区分することによって、実践で生じ、報告された事柄が、実践者側のものか、対象者側のものかを、われわれ読み手は改めて明確に認識することができる。さらにそれは次の3)のように分類する。

3) 2) で区分した事柄が、本分析の枠組みである音楽の二つの契機のうちのどれに該当するかを分類する。音楽の技術的契機に関わる箇所は一重の下線、音楽の人間的契機に関わる箇所は二重の下線、その他についての記述は波線の下線で示した。

4) 1)・2)・3) の分類を経て、以下の点について4. で考察する。すなわち、①当該事例では人間への働きかけとしての音楽活動として、音楽の両契機においてそれぞれどのようなことが認識され、意図され、実践され、反応を得られたか(この一連のプロセスを主体形成として拾い上げる)、②①で読み取られた、ある事柄における主体形成と次の事柄における主体形成とは、それぞれにどのように関わりあっているか、である。①・②によって当該事例

において、両契機における主体形成がどのように相互に関わり合い、統合され、その結果そこにどのような独自の音楽美が生み出されたかを明らかにすることができる。そのようにして、音楽活動一般とは区別された人間への働きかけとしての音楽活動としての当該事例の性格をきめ細かく汲み取ることができる。

3. 分析結果－「実例②：障害をも持つM君の場合」

3-1. 音楽活動の方針についての記述箇所

(対象者の状況1)「一昨年(平成21年現在)より、M君という男子生徒が練習に来ている。今年25歳になる彼は中学の頃、心臓手術の後遺症により脳に障害が残り、それ以来車椅子生活をしている。」→(実践者の対応1)「私は福祉の専門家ではないので、どう対応してよいのか、月謝をいただくのにふさわしい講座ができるだろうかと、当初は悩んだが、『上手に音楽療法をやろう』とか、『カウンセリングをしよう』などと分不相応なことは考えず、M君の発声や歌を、障害者としてではなく、ヴォイストレーナー対受講生として指導することにした。」以上(松原2010a:127)参照。

3-2. M・N音の発音をめぐってのレッスンについての記述箇所

(実践者の対応2)「とりあえず、『何か歌ってほしい』と言ったところ、」→(対象者の反応1)「『世界に一つだけの花』を選んだので」→(実践者の対応2)「聴いてみた。」→(対象者の反応2)「言語障害が

あるため歌詞もよく聴き取れず、音程も一音ないしは一音半の間をうろうろするだけだった。」<技術上の見極め>以上(松原2010a:127)参照。→(実践者の対応3)「まず歌詞の部分から取りかかろうと、聞きづらい言葉を選び出してみたところ、」<技術上の見極め>→(対象者の反応3)「『ナニヌネノ』が抜けていることに気づいた。」<技術上の見極め>以上(松原2010a:127-128)参照。→(実践者の対応4の理由)「ナ行の子音はN。このNという子音は通鼻音と呼ばれ、舌全体を上を持ち上げるように、上あごに密着させ、声を鼻に通し、子音Nを発声。そして各母音につないでいくことで『ナニヌネノ』を成立させる。」<技術的見解>「脳に麻痺のあるM君は普段から無表情に近いので、顔面上部の筋肉をほとんど使っていない。Nを鼻に通すためには、鼻のまわりから顔面上部の表情筋を動かすことが必要不可欠である。」<技術上の見極め>「ほかに『マミムメモ』の子音Mも同じく鼻に通さなければならぬので、」<技術的見解>(実践者の対応4)「同じ歌をもう一度歌ってもらい確認したところ、」<技術上の見極め>→(対象者の反応4)「やはりナ行同様、マ行も聞き取りにくいのに気がついた。」<技術上の見極め>

(実践者の対応5)「『まずはここから改善しよう』と、」<技術上の見極め>「M君の好きな曲を何曲か歌ってもらい、」<人間的契機に及ぶ配慮①：選曲にあたり対象者の好み配慮されている。>「徹底してナ行、マ行をはっきり発音するように指導することにした。」<技術上の見極め>(実践者の対応5のねらい)「ナ行、マ行を

練習することが表情筋を動かすことにつながり、無表情に近かったM君にさまざまな表情が生まれてくるのではないかという推測を持ってのレッスンだった。」<人間的契機に及ぶ判断②：音楽技術が対象者の日常生活面に及ぼす影響が考慮されている。>→(対象者の反応5)「言語聴覚士の訓練も受けていると聞いたが、確かに一文字一文字をはっきりとした口形で喋る訓練はできているようだ。しかしN,Mのような続けてしゃべると声にならない文字が挟まると、言葉が途切れてしまい、フレーズ(節)が成立しないため会話にならないし、当然、歌にもならない。」<技術上の見極め>→(実践者の対応6)「そこで常にフレーズが成立しているかどうか注意して指導することにした。まず井上陽水『少年時代』の歌詞『なつがすぎ／かぜあざみ／だれのあこがれに／さまよう／…』に、フレーズごとに斜めの線を入れ、そこまでは息継ぎをしないように、苦手なナ行、マ行があっても言葉を止めて息を継いだり、息を飲み込んだりしないように注意して歌詞を読むレッスンから行った。」<技術上の見極め>以上(松原2010a:128)参照。(実践者の対応6のねらい)「ことばをフレーズ化するレッスンは、歌うことだけではなく日常会話にも役立つ。」<人間的契機に及ぶ判断③：歌うことのみではなく、対象者の日常生活への影響も考慮されている。>以上(松原2010a:128-129)参照。

(実践者の対応7)「以来レッスン日にはカリキュラムに入る前、必ずM君と雑談を行うことで、彼の表情、言葉等のチェックを行うことにした。」<技術上の見極め>以上(松原2010a:129)参照。

3-3. 音程を巡ってのレッスンについての記述箇所

(対象者の反応(状況)6)「次に音程。前述したようにM君は一音ないしは一音半の音幅で歌っている。」<技術上の見極め>「この一音ないしは一音半というのは、われわれ日本人が会話するときの音幅で、これは世界中で最も音幅が狭い部類に入るそうだ。だから日本人が歌う時、音幅を広く使えるようになるためには外国人以上に努力が必要なのである。」<技術的見解>→(実践者の対応8のねらい)「M君の場合、歌っているのではなく、ただ会話しているに過ぎないと解釈すれば、歌おうという気持ちの切り替えと、歌うためのテクニックを理解することで人並みに歌唱力がつくのではないかという仮説が成り立つ。」<技術上の見極め>「まず、彼の持つ音域を理解しようと考え、」<技術上の見極め>(実践者の対応8)「よく口ずさんでいた『世界に一つだけの花』で探ることにしたところ、」<人間的契機に及ぶ判断④：音程を確認するために、M君によくなじみのある曲が選ばれている。>→(対象者の反応7)「ほぼ女性の音域に近いことがわかった。」<技術上の見極め>→(実践者の対応9の根拠)「カラオケで男性ヴォーカリストの歌を女性が歌う場合、キーコントロールをマイナス4に設定し、一オクターブ上げて歌うのが通常なので、」<技術的見識>(実践者の対応9)「その設定でM君に歌ってもらったところ、」<技術上の見極め>→(対象者の反応8)「音程はぴったり合った。」<技術上の見極め>(対象者の反応9)「そして居心地がよいかから自然と音域も広がり歌になってき

た。」<技術上の見極め> (対象者の反応10)「そして今では『少年時代』がM君の18番となった。」<人間的契機に及ぶ判断⑤:対象者の歌唱が上達したことについて記すにとどまらず、「18番」として、その上達がM君の表現生活にとって持つ意味にまで考察が及んでいる。>→ (実践者の対応10)「それからレッスンではカラオケを使ってM君の音域に合わせて、いろいろな曲を楽しく歌うことを取り入れた。」<技術上の見極め> (実践者の対応10の根拠)「訓練という眉間にしわを寄せた孤独な修行のようにとらえられるが、カラオケを使うことで周りの人と楽しみながら訓練ができる。」<人間的契機に及ぶ判断、音楽観・訓練観⑥:対象者が歌唱上の問題点を克服するのみではなく、「周りの人と楽しみながら」訓練することに思いが寄せられている。>以上 (松原2010a: 129) 参照。

3-4. レッスン全体の振り返りについての記述箇所

(対象者の反応11の実践者による解釈1)「そして正しい発音で歌い、正しい音程で歌う努力はM君の生活自体に潤いを与え、彼自身の気持ちを前向きにした。」<人間的契機に及ぶ観察⑦:レッスンが音楽技術上の向上にとどまらず対象者の日常生活に及ぶ影響が考察されている。>以上 (松原2010a: 129) 参照。(対象者の反応11の実践者による解釈2)「そして、自分が楽しいと思えたことを人に伝えたいという気持ちが湧き上がり、他人への思いやりを深めることに役立っているのではないかと考えた。」<人間的契機に及ぶ判断⑧:レッスンが音楽技術上の向上にとどまらず対象者

の日常生活に及ぶ影響が考察されている。>以上 (松原2010a: 129-130) 参照。(対象者の反応11)「現に時々、彼の通う障害者用デイサービスに伺うと、『Mティーチャー』とみんなから言われ、他の利用者に対して見よう見真似のヴォイストレーニングを行っているのだ。」<人間的契機に及ぶ観察⑨:対象者の音楽技術上の変化のみならず日常生活上の変化についても観察されている。>。(対象者の反応12の実践者による解釈3)「M君は、歌うことの法則を学ぼうとしているうちに、少しずつ生きることの法則も学んできたのかもしれない。」<人間的契機に及ぶ解釈⑩:レッスンが音楽技術上の向上にとどまらず対象者の日常生活にとってもたらした意味について推測されている。>→ (その他)「私はM君への指導を通じて、ヴォイストレーニングとは新しいものを作り上げるのではなく、法則に反する部分を改善する、ある種の行動医学であることを再確認した。」<活動全体を振り返っての実践者の音楽観(福祉文化としての音楽観)>以上 (松原2010a: 130) 参照。

4. 考察 (結果の考察・評価)

4-1. 音楽活動の方針の記述箇所 (3-1.) について

3-1. では実践者の当該事例実践全体へのスタンス(「発声や歌を、障害者としてではなく、ヴォイストレーナー対受講生として指導すること」)が示されている。このことが後述の音楽活動全体を方向づけている。

4-2. M・N音の発音をめぐっての記述箇所(3-2.)について

まず、(実践者の対応2)から(対象者の反応4)に至るやり取りを通して対象者の歌唱上の現状の問題点(発音)がきめ細かく把握されている。次に、(実践者の対応5)から(実践者の対応6のねらい)のやり取りを通して対象者の現状の問題を克服できる具体的な方法が見出されている。(実践者の対応7)では、その後のレッスンで継続的に3-2.で把握した事柄(発音と表情)を確認したことが示されている。

これらの中で(実践者の対応5)・(実践者の対応5のねらい)・(実践者の対応6のねらい)では、人間的契機に拡大した判断がそれぞれなされている(それぞれ、<人間的契機に及ぶ配慮①>・<人間的契機に及ぶ判断②>・<人間的契機に及ぶ判断③>)。すなわち、(実践者の対応5)では、聞き取りにくい発音箇所の確認をする際に対象者の好きな曲が用いられている。このことによって本人の状況に寄り添ったものになり、対象者はよりリラックスし、興味を持ってレッスンに臨むことができただろう。(実践者の対応5のねらい)では、「ナ行、マ行を練習すること」が発音の改善にとどまらず対象者の表情を生み出すこと、(実践者の対応6のねらい)では、「ことばをフレーズ化する」ことが歌唱の向上にとどまらず「日常会話にも役立つ」ことが考慮されている。これらはいずれも音楽の技術的契機に即したものでありつつもそれにとどまらず、人間的契機にも拡大して捉えることにより、そこでの音楽活動はより対象者の個性に寄り添ったものになる。そ

して、そのことは技術的な向上を一層促す。そのことが翻って対象者のゆるぎない自信へとつながり、人間的契機においても主体形成を促しただろう。

4-3. 音程を巡っての記述箇所(3-3.)について

まず、(対象者の反応(状況)6)で示された歌唱上の現状の問題点(音域)を、続く(実践者の対応8のねらい)から(対象者の反応8)に至るまでのやり取りを通してさらにきめ細かく捉え具体的な改善方法が見出されている。次に、(対象者の反応9)および(対象者の反応10)では先のやり取りでえた一連の手ごたえを機に対象者の音楽的成長が生じたことが示されている。そして(実践者の対応10)および(実践者の対応10の根拠)では、このやりとりを通じて、カラオケ機材を使うという方法が実践者と対象者とのレッスンの型にまで成長したことが示されている。

これらの中で(実践者の対応8)・(対象者の反応10)・(実践者の対応10の根拠)では、人間的契機に及ぶ判断がそれぞれなされている(それぞれ<人間的契機に及ぶ判断④>・<人間的契機に及ぶ判断⑤>・<人間的契機に及ぶ判断、音楽観・訓練観⑥>)。すなわち、(実践者の対応8)では、対象者の音域を理解するために対象者の「よく口ずさんでいた」曲が用いられている。このことによって本人の状況をよりの確に把握することができただろう。(対象者の反応10)では、音域が広がり歌唱が「歌になってきた」だけではなく、「18番」になったことが記されている。つまり、対象者の歌唱技術の向上にとどまらず、対象

者の表現生活にとっての意味にまで評価の視野が拡げられているのである。このように、人間的契機にまで視野を拡げることによって翻って当の音楽的技術はより対象者にとってぴったりとしたものになり、その結果、その対象者ではなければ表現できないような独自の音楽美が新たに生み出されたのである。そしてそのことが、対象者にとってかけがえのない自信につながり、次の3-4. に示されるような日常生活面における主体形成が果たされたと思われる。

4-4. レッスン全体の振り返りの記述箇所(3-4.)について

最後の感想からは実践者の音楽観が示されている。「行動医学」という風に結論付けられているが、当然そこでは歌唱の音楽的成長が前提となっていることから、実践者の音楽観についての記述として捉えられるだろう。

文章中「新しいものを作り上げる」こととは、一般に上手と言われる歌唱レベルに焦点を定めること、そして、「法則に反する部分を改善する」こととは、あくまでも対象者の現状に寄り添ってそれに合った指導を一段階ずつ積み上げていくということだろう。そのことは、音楽活動一般においても示唆的である。この事例ではとりわけ、(言語)障害を持つ対象者の場合が示されることによって、より明確に音楽の本質が示された例といえよう。

5. 結語—本稿が明らかにしたことと残された課題

演奏上のやり取りについて記述された松

原の事例について本分析の枠組みに沿って次の点を明らかにした。①当該事例では両契機において確かに主体形成が図られた、②それらは確かに互いに関わりあって成立している、③それによって新たな音楽美を確かに生み出した。

残された課題は、本稿で分析した事例と他の演奏上のやりとりが記載された事例(佐伯2010)との関係を明らかにすることである。これについては別稿の機会に譲る。さらに、本稿の条件で抽出した以外の事例報告の評価である。その場合もまた本稿で用いた分析の枠組みと方法を同様に適用する。それによってそれぞれの実践の「多様性」とは、どのように多様なのかを、分析し全体を把握すること、それによって福祉文化としての音楽活動が全体として何を独自に目指し、行ってきて、どのような独自の音楽美を生み出したのか、さらにある実践の独自性と他の実践の独自性との関連を明らかにすることが求められる。

註

- 1) 細井拓也2008「新しいまちがはじめる…音楽によるまちづくり『コザ・ミュージックタウン』完成中の町A地区第一種市街地再開発事業』『再開発コーディネーター』、第131号、2008: pp. 11-14./北山英子『介護予防・健康福祉ブック3 うたいましよう!ポピュラーソング～音楽療法的アプローチ集Vol. 1～』ひかりのくに株式会社、2005/同『介護予防・健康福祉ブック4 介護予防アクティビティにも生かせる音楽療法的音楽活動～音楽療法的アプローチ集Vol. 2～』ひかりのくに株式会社、2006/丸山忠璋

- 『療育的音楽活動のすすめ—明日の教育と福祉のために』株式会社春秋社、2002、参照。
- 2) 日本福祉文化学会で扱われた音楽活動においても「音楽表現レクリエーション」((石山・鈴木、2005)参照)・「福祉音楽」((長渕2003)参照)・「音楽を用いたケア」((堀2010a)参照)など多様なネーミングをもって行われている(出典は本稿末の資料参照)。
- 3) (馬場2005:55)参照。馬場は、「現時点」において「福祉本来の在り方」とは「かけ離れている」と認識される状態から「福祉本来の在り方」を目指す、という要素を加えることによって福祉文化についての新たな規定を試みている((馬場2005:56)参照)。そこでは人間にとっての文化(音楽活動)の「本来の在り方」をも同時に目指されていると言えよう。(馬場清『福祉文化概念』の再検討と今後の研究の方向性『福祉文化研究』Vol.14, 2005; pp. 49-57.) 長渕(2003)の「福祉音楽」の活動主体の属性による類型化(「音楽家型」・「当事者型」等)の研究はこのような多様な状況にある諸音楽活動を俯瞰する試みである(出典は資料参照)。
- 4) なお、(松原2010b)では作詞活動が取り上げられている。作詞活動もちろん音楽活動の一つであるが、本分析では音楽をより直接に成り立たせる要素としての演奏活動に注目する。出典は資料参照。
- 5) 林香里「人間への働きかけとしての音楽活動の評価研究の基盤づくりへの試み—音楽活動におけるやり取りの記録による事例報告の分析を通して」『社会福祉』日本女子大学社会福祉学科、第52号、2012; pp. 47-59.参照。
- 6) 林香里「長渕晃二の社会福祉的音楽活動の意義—長渕による類型化を手がかりにして」『日本女子大学人間社会研究科紀要』第14号、2008; pp. 13-26.を参照。

資料

以下は日本福祉文化学会関連で発行された音楽活動についての文献(全10名(組)の実践者による実践報告)の一覧である。2012年8月現在。アルファベット順。

(1) 赤星多賀子

赤星多賀子「福祉の中の音楽の役割」『福祉文化』Vol.1、1989; pp. 14-16.

(財)東京ミュージック・ボランティア協会・赤星建彦・加藤みゆき・小林俊恵・馬場悦子・坂元直美・他2名「埼玉県痴呆性老人の処遇向上モデル事業—報告より」赤星多賀子・赤星建彦・加藤みゆき『高齢者・痴呆性老人のための療育・音楽療法プログラム』音楽之友社、1999; pp. 134-147.

同「1 音楽は心の豊かさの代名詞」『第3章 誰にも豊かな芸術文化を』日本福祉文化学会監修一番ヶ瀬康子・河東田博編『実践・福祉文化シリーズ第3巻 障害者と福祉文化』明石書店、2001; pp. 145-160.

(2) 千葉和夫

千葉和夫「AMアクティブ(歌の会)」・「茶話会(日曜PMアクティブ)」『福祉文化ライブラリー—高齢者レクリエーションのすすめ』中央法規出版社、1993; pp. 189-198.

(3) 堀清和

堀清和「施設における高齢者への音楽を用いたケア—私の音楽、あなたのメロディー—」[第2節 個を尊重する][第2章 QOLを高めるアクティビティ実践事例] 日本福祉文化学会編集委員会編『新・福祉文化シリーズ2 アクティビティ実践とQOLの向上』明石書店、2010a；pp. 77-86.

同「音楽療法におけるケア概念とその課題」『福祉文化研究』Vol.19、2010b；pp. 42-51.

(4) 石山有香・鈴木好子

石山有香・鈴木好子「音楽表現レクリエーション」[2 新時代レクリエーションの技法][II 生活場面別レクリエーション～応用編～] 高橋紀子編、芸術教育研究所監修『Apty Care福祉文化シリーズ②高齢者のための生活場面別レクリエーション』株式会社黎明書房、2005；pp. 56-63.

(5) 松原徹

松原徹「ヴォイストレーナー活動を通じて」[第2節 福祉文化活動の楽しさ][第2章 福祉文化活動の魅力] 日本福祉文化学会編集委員会編『新・福祉文化シリーズ1 『福祉文化とは何か』』明石書店、2010a；pp. 122-132.

同「引きこもり児童に対する作詞療法—信頼に応えるということ」[第1節 思いや理念を形にする][第2章 QOLを高めるアクティビティ実践事例] 日本福祉文化学会編集委員会編『新・福祉文化シリーズ2 アクティビティ実践とQOLの向上』明石書店、2010b；pp. 53-64.

(6) 長瀬晃二

長瀬晃二『音楽で福祉のまちづくり』筒井書房、2002

同「福祉音楽活動の類型化と課題—福祉音楽論の構築に向けて」『福祉文化研究』Vol.12、2003；pp. 83-89.

同「音楽を通じて福祉のまちづくり」[第2節 福祉文化活動の楽しさ][第2章 福祉文化活動の魅力] 日本福祉文化学会編集委員会編『新・福祉文化シリーズ1 『福祉文化とは何か』』明石書店、2010；pp. 114-121.

(7) 野水恵

野水恵「ミュージック・ケア（加賀谷式音楽療法）プログラム・一斉プログラム—認知症の症状に関係なく音楽に合わせて身体を動かし、集団の力で楽しさを共有」pp. 33-35.

「音楽プログラム・一斉プログラム—生の音に触れながら季節を漢字、周りとの関わりを楽しむ」pp. 36-37. [第2章 アクティビティプログラム実践紹介] (医) 川瀬神経内科クリニック著・高齢者アクティビティ開発センター監修、『Apty Care福祉文化シリーズ③ 脳活性化のための想起認知症のアクティビティプログラム』株式会社黎明書房、2007

(8) 小野田マリ胡（実践者）、（多田信作聞き取り・著）

小野田マリ胡（語り）・多田信作聞き取り著「手作りの音楽発表会」[第4章 芸術教育の立場から] 多田信作著『福祉文化ライブラリー 私のしごとはナンバーワン—地域に根ざした福祉文化の創造者たち』中央法規出版社、1992；pp. 156-162.

(9) 佐伯典彦

佐伯典彦「(現場実践論) 視覚障害者への
ギターを用いた音楽による支援～対個人
から複数、施設利用者全体・相互への支
援へ～」『福祉文化研究』Vol.19、2010；
pp. 137-149.

(10) 姥山寛代

姥山寛代『ひびけ歓喜の歌』ミネルヴァ書

房、1990

姥山寛代「【現場報告】 ゆきわりそうの障
害者芸術活動」『福祉文化研究』Vol.2、
1993；pp. 64-71.

(はやし かおり 武蔵野音楽大学音楽学
部器楽学科ピアノ専攻在学)

マイノリティとしての 「当事者研究」の意義 —吃音マイノリティとして生きて—

須田 研一

1 はじめに

大学を卒業して一般企業でトータル20年間働いた。現在は、福祉系NPO法人で活動する傍ら、資格スクールや専門学校で講師の仕事もいただいている。そんな私が一般企業に在籍していたときに隠してきたこと、それが吃音である。私は吃音当事者（マイノリティ）である。

私の吃音は「隠してきた」とあるようにカミングアウトでもしない限り、周囲の人々にはわからない。たとえば、講師として講義中に行う音読も生徒とのやり取りも「普通」にこなしているし、日常の会話でも「普通」に話せているからだ。実際、生徒や会社の同僚から吃音を指摘されたことは一度もない。私の吃音は、「表面に出ない」点からすれば軽度と言えるかもしれない。まずは、私と吃音とのつきあいを回顧してみたい。

私自身の中での拭い去れない記憶。それは彼此40年前にさかのぼる。

それは、ある日突然振りかかってきた。

国語の授業でのことだ。

「ノンちゃん雲に乗る」の朗読であてられたとき、言葉のはじめの文字、「ノンちゃん」の「ノ」の音（オン）を発することができなかったのである。しばしの沈黙を周囲は奇妙に感じたのであろう。周りからは、「ノンちゃん、ノンちゃん」という声が聞こえてくる。隣に座っていた女の子は教科書を指差して、「ここ、ここだよ」と教えてくれる。もちろんページ数もわかっていし、読むところもわかっていた。心のなかではスラスラ読めていたのだから。だけど、喉元が金縛りにあったように、どんなに声を出そうと振り絞ってみても、どうしても最初の音を発することができなかったのである。さすがに、先生も痺れを切らしたのであろう。私に代わって別の生徒が指名され、私は茫然自失として席に着いた。そのときになんとも言えない「不安」に駆られたことを今でも鮮明に思い出す。それが現在から遡ること40年前の小学3年生のときであった。

それからと言うものの、朗読の時間になると、決まって言葉がつまるようになった。そうして無理に言葉を発しようとする

と、「ノノノノンちゃん」となって見事にどもった。そして、そのときの周囲の反応には決まって「笑い」があった。優越感なのか、嘲りなのか、悪意のない物珍しさなのか、笑いの理由はともかく、自分には屈辱だけが残った。

また教科書を朗読する国語や社会の授業では、いつも指名される恐怖や不安にさらされ、授業どころではなかった。先生の話は上の空であり、終わりの時間ばかり気にしていたように思う。さらに、その不安は前日から襲いかかってくる。「あてられたらどうしよう、またどもって笑われるのではないか」という心の葛藤にさいなまれるのである。

このようにして私と吃音とのつきあいが始まった。幸いにして、私の吃音は中学生以降軽度となったが、だからといって苦しみから解放されたわけではなかった。

傍から見れば普通のしゃべり方は非吃音者と変わらないのだから、まさか私が吃音で苦労しているとは思わないであろう。しかし、あの朗読の時間のトラウマからであろうか、人前でしゃべる行為に対しては、講師業をしている今でも依然としてコンプレックスを持っているのである。

私は吃音当事者として、これからも吃音と向き合っていかなければならないのであるが、その前に、そもそも吃音とは何かおわかりであろうか。

2 吃音とは

私がまだ院生のころ、「吃音」という言葉がわからない人がいたが、「どもり」と言ったらわかった。吃音とは「どもり」の

ことである¹⁾。

国語辞典で吃音を引くと、「どもる：ものをなめらかに言えずつかえたり、同じ音を繰り返したりする。『緊張すると一・る』』とある（『学研現代新国語辞典』改訂第4版）。

また、WHO（世界保健機関）によれば、吃音とは「話者は、自分が何を言いたいかわっているが、付随的に生じる繰り返し、引き伸ばし、発声の停止のために言うことができないようなスピーチのリズムの障害をいう」と定義されている²⁾（下線は筆者）。

WHOの定義に習うと、吃音とは3つの意味があることがわかる。

1つ目は、「繰り返し」である。これは国語辞書にもあるように、「同じ音を繰り返す」ことを意味し、たとえば、「ありがとう」と言おうとしたら、「ああああありがとう」となってしまう場合である。

2つ目の「引き伸ばし」は、「あーありがとう」といった音を引き伸ばす言い方である。そして、3つ目の「発声の停止」は、「……ありがとう」となる。「……」の箇所は、沈黙にあたり「ありがとう」と言おうとしても、言葉がつまって出てこない状態をあらわしている。そうして無理に声を出そうとすると、「……ああああありがとう」と「発声の停止」から「繰り返し」へと移行したりするのである。

一般的に成人の吃音では「発声の停止」が、子どもの吃音では「繰り返し」が多いと言われている。「繰り返し」の吃音はしゃべれば表面化するが、「発声の停止」は、言い難い言葉を言い易い言葉に置き換えてしゃべれたりすることから、吃音が可視化

されない。よって、その人が吃音なのかどうかを見分けることは難しい。すなわち、吃音を隠せる（隠している）吃音者も少なくないのである。症状³⁾や程度はまちまちで個人差が大きいことから、吃音に対する悩みの程度も一人ひとり違う。しかも、症状が軽いからと言って悩みが小さいとは限らないのである。それについて伊藤伸二は、次のように述べている。

吃音の悩みは、吃音の症状が重い軽いにあるのではない。吃音の重い人は日常生活で苦勞することが多いがゆえの悩みがある。一方吃音の軽い人は、隠せるから、できるだけ隠そうとする。吃音の問題のキーワードは「隠す、逃げる」だが、吃音が軽いがゆえに、悩みは深いともいえる。「吃らない人に吃る人の気持ちなど分かるもんか」と吃音に悩む人は親や周りの人に言うことがある。しかし、吃音のある重い人は「それだけ話せばいいじゃないか」と軽い人の苦しみがなかなか理解できないし、軽い人は軽い人で、重い人が日常的にひどく吃ることでどんなにつらい思いをしているか理解しにくい。

吃る当事者同士であっても、ひとりひとりの事情が違い、本当のところは分からないのである⁴⁾。

しかし、吃音は話し方だけの問題ではない。その過程で起こるプロセス—どもることへの予期不安・場面恐怖・吃語恐怖—これこそが問題の本質なのである。

私の経験にもとづけば、小学生のころの

“場面恐怖”は、朗読の場（時間）だった。日常の先生や友だちとの会話は流暢に話せていたが、朗読になるとなぜか言葉がつかまって出てこなかった。また、国語の授業の前日は、「あてられたらどうしよう、またどもるのではないか」と不安が募り、よく眠れなかった。授業中は、自分が読む順番を常に気にしていた。席の一番前から後ろに順々にあてられるときの待っている時間は、緊張と不安でいっぱいだった。「自分にまわってきたらどうしよう、どもってしまうのではないか」と予期するのである。これが“予期不安”である。

最後の“吃語恐怖”とは、ある特定の音が発音できないために生じる、言葉に対する恐怖である。女優の木の実ナナは、自著で吃音を告白している。その中で「あ」行がうまく言えなかったために、本名である「池田」の名前が言いづらかった苦しみを自著で回想している⁵⁾。

木の実のように自身の名前を言うことが苦手という吃音者は多い。私自身もそうである。たとえば、生徒とのはじめての顔合わせで、一番緊張する場面が名前を告げる場所である。セルフヘルプ・グループの会報を読んでいると、吃音のある教員も少なくない。そんな教員たちの悩みのひとつに卒業式がある。卒業式では、生徒の名前を言わなければならないからだ。なかには言い難い名前もあるだろう。吃音者にとって、言葉の言い換えがきかない名前などの固有名詞は吃語恐怖が高まるのである⁶⁾。

次に吃音の原因であるが、いまだにわかっていない。以前は親の育て方に問題があるとされていた。また子どもの性格や転校などの環境変化、左利きを右利きに矯正

した際のストレスも原因と言われたが、今はいずれも否定されている⁷⁾。

原因がわかっていないのだから、治療方法も確立されていない。

だからであろうか。吃音者の胸の内では吃音を治したいという思いと、これといった治療・訓練もないのだから「吃音を受け入れて、いかにつき合っていくか」に重点を置くべきだという思いの両方がせめぎ合っているのである。吃音臨床家や研究者などが「吃音は治すべきだ」と謳う一方、前出の伊藤のように「吃音は治らない」と言い切る当事者もいるのである⁸⁾。それでは私はどうかと言えば、治るかどうかはわからないが、「環境」によって緩和し得ると思っている。

3 当事者研究

3-1 私の素朴な疑問

はじめに、私が「当事者研究」に活路を求めたわけは、以下によるものだ。

院生時代、研究対象として吃音のある人を取りあげ、私自身の経験やインターネット上に寄せられた当事者の声を集めて披露すると、その客観性についてゼミ仲間から問われたのだ。つまり、インターネット上の声をそのまま鵜呑みにしていいのかという同僚からの指摘である。また研究は言うまでもなく客観性が求められており、個人的な経験を語るべきではないとも言われた。しかし、研究者と言われる人たちの書いた書籍を読むと、当事者（研究対象者）から聞き取ったものをそのまま文章に起こしているし、研究対象者の声をインターネット上から拾ってきている文献も見られ

る。では、なぜ、当事者がやると許されず、非当事者なら許されるのだろうか。

その疑問について、神経難病当事者で、かつ研究者の鈴木隆雄は、質的研究における研究者のポジションについて、「『マジョリティ＝研究者・調査する側』『マイノリティ＝研究・調査対象（者）』という暗黙の前提があるのではないか」と指摘し、「研究主体は、他者によって周縁化されたり、異端視されたりする、ある文化やコミュニティの当事者、マイノリティの当事者自身が、研究者・調査者になって」⁹⁾、自らの所属する集団や文化の「情報を発信しても良いのではないか」と問題提起している¹⁰⁾。

また精神科ソーシャルワーカーの向谷地生良は、「従来＜研究＞は、医師や研究者がするものであって、当事者は主体的に入る余地のないもの」であった。「しかし、研究の分野こそ当事者性を打ち立てるべきではないか」と指摘している¹¹⁾。向谷地の所属する精神障害等の人々が集う社会福祉法人浦河べてるの家（以下、べてるの家）は、先駆的な「当事者研究」を行い世間に広めたことで知られている。

べてるの家の「当事者研究」によって、当事者主体の研究が盛んになっていった。そして、「当事者主権」なる言葉も生まれた。上野千鶴子と中西正司が著した『当事者主権』でも書かれているように、現代は、「障害者、女性、高齢者、子ども、不登校者、患者など社会的な弱者として『私のことは私が決める』という最も基本的なことを奪われてきた当事者たちが、近年、様々なところで発言し」得る社会となってきたのである。

このような潮流から「当事者研究」は、吃音のある人たちのセルフヘルプ・グループでも活発に行われている¹²⁾。たとえば、吃音のある人たちのセルフヘルプ・グループ・日本吃音臨床研究会（代表・伊藤伸二）では、2011年の秋に向谷地を講師に招き、「当事者研究」について、交流を深めている。

3-2 当事者研究の意義

向谷地は当事者研究について、以下のよう

に述べている。
「一人だけで抱える孤独な作業が、『研究しよう』という言葉によって、いつの間にか協働作業に変わるので。つまり、『こだわり』や『とらわれ』の歯車が、自分の抱える苦勞への興味や関心となって、観察者の視点を持って自分自身の生きづらさに向き合う勇気へと変えられるのです。

浦河の中で日常的に使われていた『研究』という視点が、統合失調症などを抱える中で起きてくる『暴発』や被害妄想と向き合うための『自己研究』になり、さらにはそれが、『自分自身で、共に』というキャッチフレーズが生まれたように、より人とのつながり——『研究』の共同性を重視する要素を取り入れて、『当事者研究』へと進化してき¹³⁾。

そして、『当事者研究』という実践活動は、統合失調症などを抱える当事者が、仲間や関係者と共に、自らの生きづらさや、生活上の課題を『研究者』の視点から解き明かしていくという試み¹⁴⁾である。

また、発達障害当事者で当事者研究者の綾屋紗月は、「専門家によって記述される外側からの見立てによる特徴に納得ができ

ず、内部の自分から見える景色や、内側から感じていることとのズレに対する不満を抱えていた¹⁵⁾。その後、当事者研究者の熊谷晋一郎の恩師と再会し、「べてるの家の『当事者研究』を薦められた」。綾屋は、本を読んで初めて「「あ、これなら内側からわかる気がする」と思えた。それは「自分のなかに生じるあの感覚の延長線上にあるのではないか」と自分に引きよせてわかる感覚だった。「べてるの家の『当事者研究』は綾屋の心の支えとなり、また、自分を語る言葉を探していく際の参考になった」と述べている。

さらに、吃音のある人たちのセルフヘルプ・グループでの「当事者研究」では、「吃音にどう悩み、吃音にどう向き合い、どのように生きてきたかを参加者で整理し学んできて」いる。

それぞれに共通するところは、自分自身を見つめ直すとともに、仲間に対して自己開示し、研究のテーマについて一緒に考えるということである。すなわち、その人の苦勞（現実）を共有するのである。

さらに、「当事者研究」においてもひとつ大事なことは、前出の鈴木と言う当事者が「自文化の情報を発信」することにある。「自文化の情報の発信」の必要性について鈴木は、「ALS患者のロックドインシンδροーム（LIS）¹⁶⁾の症状の患者やカミングアウト出来ない身体的、精神的状況の人びとなどの『語る』ことのできないサイレント・マイノリティは、スピヴァクの言う『サバルタンは語る事が出来ない』（1998）という状況や桑山の言う『自らの文化に関する民族誌に自らの声が十分反映されていないというネイティブの不満』

(2009: 12) の図式が存在しているといっ
てよく、当事者による『当事者研究』に
は、こうした状況、不満を乗り越えるとい
う意義が認められるのである」と述べてい
る¹⁷⁾。

すなわち、中西・上野の『当事者主権』
にもあるように、「わたしのことは、わた
しが一番わかっている」のである。「当事
者研究」は文字通り、当事者の立場から研
究し、自己の文化を情報発信すること自体
に意義があると言えるであろう。

それでは、誰に対してなんのために「情
報発信する」のであろうか。

べてるの家のメンバーの一人である清水
里香は、「当事者研究」について、次のよ
うに言っている。

「いままで自分の病気のことを先生とか
精神科医だとか、専門家に任せてただけ
ど、自分の症状や苦勞をみんなと話しあ
いながら研究していこうっていうのが研究
のはじまりです。苦勞を真ん中において、
みんな苦勞をもっている人もその苦勞に
対して向きあっていて、外在化っていうや
り方をしながら研究しています」と¹⁸⁾。

ここでいう外在化とは、「苦勞を自分だ
けで抱えこまない、みんなのなかに投げ
だしてみるということ」である。べてるの
家では、悩みを苦勞に変え、苦勞をテーマ
に変えて、みんなで分かち合っている。で
は、その悩みや苦勞の基は、どこにある
のであろうか。それは本人自身よりも、む
しろ社会（世間）にあるのではないだろ
うか。

つまり、自文化の情報は、仲間内にとど
まらず、社会に向けて発信するということ
である。なぜなら、精神疾患や吃音に限ら

ず、マイノリティな人々が暮らしやすい社
会にするためには、世間一般の人々の理解
がなによりも必要だからである。

だからこそ、マイノリティな人々（私も
含めて）は自文化の情報を発信するのであ
る。そして、発信された情報は、しっかりと
非当事者（マジョリティ）によってキャ
ッチされ、非当事者も一緒になって、当事
者の悩みや苦勞している現実を共有する必
要があると思うのである。

まとめると「当事者研究」は、当事者
（マイノリティな人々）が自分自身を見つ
め直し、仲間とともに問題を一緒に考え、
自己の文化の情報を社会（マジョリティな
人々）へ発信し、その提起された問題（悩
み・苦勞）を非当事者（マジョリティな
人々）も一緒になって考えるという一連の
流れを包括する実践的な活動といえる。

そして、そうなるこそはじめて、マジョ
リティとマイノリティとの相互理解が深
まり、ひいては乙武洋匡のいうところの
「人は、それぞれ違っていいんだよ」
と言える社会になるのではなからうか。

3-3 吃音とスティグマ

向谷地は、『『弱さ』という情報は、公開
されることによって、人をつなぎ、助け合
いをその場にもたらしめます。その意味で、
『弱さの情報公開』は、連携やネットワー
クの基本となるものなのです。それをプラ
イバシーとして秘匿してしまうことによ
って、人はつながることを止め、孤立し、反
面、生きづらさが増すのです」と述べてい
る¹⁹⁾。

確かに、自分自身の「弱さ」を情報公開
（カミングアウトともいえる）すれば、周

困の人々の理解も得やすくなるだろうし、それによって自分自身の気持ちも楽になるのかもしれない。しかし、そう簡単にカミングアウトできない現実もあるのである。それは他人に「弱さ」を見せた場合、それがデメリットになる場合もあるからである。

たとえば、ある女性吃音者は仕事上で電話対応がネックになり、悩んだ末に職場の上司に吃音であることを告白し、電話対応を免除してもらった。しかし、日が経つにつれて、保護された情けなさ（みじめさ）や吃音をもつ恥ずかしさが募っていった。そうして自信喪失となり、会社を辞めてしまった。この事例は、会社は理解を示したが、保護された本人の「同情」された心情もわからなくはないであろう。

そして、もう一つがスティグマ（負の烙印）の問題である。

社会学小辞典（有斐閣）によると、スティグマとは「对人的状況において、正常からは逸脱した（望ましくない、汚らわしいなど）とみなされ、他人の蔑視と不信を買うような欠点・短所・ハンディキャップ（たとえば、皮膚の色、盲目や聾啞などの身体障害）などの属性」とある。すなわち人々が抱くある種のマイナス（負）のイメージの属性を言い表す言葉なのである。

「正常からの逸脱」で言えば、非吃音者が言葉を自由に操ることができるのに対して、吃音者は語頭の「音」を繰り返したり、言葉がつまって出なかったり、言葉を自由に操ることができない。そうすると吃音は「望ましくない」もので、それは欠点・短所・ハンディキャップなどの属性、つまり、マイナスのイメージが付与されて

しまうのである。たとえば、定型的なマニュアル言葉を強制されるファストフードの接客や電話対応などで、人並に言うことができなければ、上司や同僚から「なんでそんな簡単なこともできないのか」と烙印を押されてしまうことであろう。また吃音者の多くは子どものころから、吃音をマネされたり、笑われたり、からかわれたりした経験をもつ。すると吃音自体をなにか「悪いもの、恥ずかしいもの、劣ったもの」というマイナスのイメージをもってしまうのである。

もちろん、吃音だからといって常に否定的な評価をされるとも限らない。たとえば、小学校教員採用面接での経験を語る女性吃音者は、面接官から「名前と自己アピールを1分間でどうぞ」と言われたときに、「勇気を出して『私はどもります。だから名前が言えませんでした』と正直に笑顔で面接官に伝えた。その後、面接官の一人から『どもってでも結構ですので、ゆっくりお話下さい』と言われて、肩の力が抜け、自分の思いを伝えられた」経験を語っている²⁰⁾。そして、採用されたのである。それは彼女が言っているように「今までどもりで悩んできた自分だからこそ、悩みを抱えている子どもに寄り添えるなど、どもりの自分だからこそ教師としてできることをアピールした」ことが功を奏したからかもしれない。

反対に吃音を拒絶された例では、「国語の教師から本を『読むのがうまいね』と茶化された」。「選考の一つで店舗でのインターンシップをした時も、『どもるのがなかったらイケてる』』と言われて。「就職面接のときに、どもってしまい『そんなんで嘗

業なんかできないだろう』』と言われた。就職イベントの相談コーナーで、「会社としても、どもる人をお客さんに近い所に置きたくないのでしょうか。向き不向きがあるんだからどもる人に向いている仕事を探せばいい」と言われて、「どもりだからしてはいけない仕事があると言われているようだった」とか、「バイトの事務の女の子でも電話対応できるのに、なんでお前はできないんだ」と叱責されたなどなど、スティグマの実態はセルフヘルプ・グループの会報でもインターネットでも容易に拾うことができる。そして、後述しているが吃音が原因で社会的不利益を被る恐れもあるのである。

このように世間一般の人々のまなざしが、受容的であるのか拒否的であるのかは、接してみないとわからない。だから、スティグマを貼られないように、吃音を回避しようと工夫を凝らしたりするのである。

4 おわりに

たとえ吃音であっても楽しく充実した人生を送っている吃音者も多くいるであろう。しかし、吃音が原因で悩み・苦勞している吃音者もいることは確かであり、私自身もこの問題に長く悩んできた一人である。だから、一人でも多くの人に当事者の「苦勞」を伝えたかったのである。

そして今回、私が久しぶりに文章を書きたい衝動にかられたのは、以下の小学2年生の男の子の言葉（声）からだった。

「おじゃましますと、‘お’がつまるか

ら、失礼しますだとつまらない。すごいでしょ。オレって天才」²¹⁾

律義で健気でいじらしいと思わないだろうか。小学2年生の男の子が、この年齢ですでにどもらないように工夫を凝らしているのである。社会で生き抜くために。

しかし、実社会はどうであろうか。

次の文章は、吃音者が社会的不利益を被る象徴的な事例として、これまでもよく引用・参考にしている文である。

電話対応の話し方で、その会社は、電話を切るときには「失礼します」ではなく、「失礼いたします」と言わなければいけないという決まりがあった。吃音症のある一人の会社員はこれが言えなかった。「失礼」の後に発語阻止が起こり、「いたします」の「い」の音（オン）が言えない（出ない）のである。その代わりに、「いたします」ではなく「(失礼) します」といって済ませてしまう。そうすると、そのたびに上司から、「そんな簡単なことがどうしてできないのか」と注意されてしまう。そう評価付けられてしまった。そうして、ますます過度の緊張状態が生じていった。この会社員はもちろん忘れていたわけでもなく不注意だったわけでもなく、言いたくても言えなかっただけである²²⁾。結局、この会社員は退職の道を選んでしまった。

まさに典型的なスティグマの事例である。たぶん、この会社員はつまって言葉が出ない「発声の停止」の吃音であったと思

われる。「発声の停止」の吃音者は、言い難い言葉を言い易い言葉に換えて、吃音をコントロール（回避）したりする。この会社員の場合は、「失礼いたします」は言い難い言葉であったため、自分自身がどもらずに言える言葉—「失礼します」—に置き換えて言っていた。しかし、それが許されなかったのである。

日本社会では、ファストフード店に代表される定型的なマニュアル言葉を推奨している企業が実に多くある。吃音者はこうした一字一句言い方が決められている定型的なマニュアル言葉を言うことに苦労している。そうして挙句の果てに退職まで追い込まれてしまう吃音者もいるということである。

引用文の会社員の心情を察すると、どもって恥をかきたくなかったこともあろうし、スティグマを貼られることを避けたかった気持ちもあったと思われる。

ならば、せめて先の小学2年生の子どもが、これから大人になったときに社会的不利益を被らないように（生き抜いていけるように）、どうか、もっと自由に、安心して普通にしゃべれる環境を一緒になって創っていってもらえないだろうか。それが吃音当事者として生きる私の願いでもある。

最後に、当事者研究とはなにもマイノリティだけの専売特許ではない。昨今、子ども社会では、いじめや不登校、ひきこもりなどの問題がある、一方、大人社会では「うつ」患者が著しく増えていることが社会問題化している。さらに、自殺者の人数はいっこうに減少していない。これらは人々がさまざまな悩みや苦労を抱えている

証でもある。しかもその悩みは、だれにも打ち明けられずに自分一人で抱え込んでしまう傾向にある。だとしたら、こころが病んでしまう前に、自分自身を取り巻く人々と苦労をわかちあえる「研究」（学校なら授業、企業ならミーティングと言い換えてもいい）をしてみてもどうであろうか。ただし、その苦労や悩みを告白したことによって、その人が排除や周縁に置かれることがあってはならないことは言うまでもないことである。

注

1) 「どもり」は、差別用語として「吃音」や「言語障害」に言い換えられてきた。これに対して、吃音のある人のセルフヘルプ・グループ、NPO法人・全国言友会連絡協議会は、「吃音」と共に「どもる」という言葉を使用するように報道機関へ通知している（2007）。

また、日本吃音臨床研究会会長の伊藤伸二は、「<どもり>を、言い換えなければならない差別語と考える人は、どもる私たちの存在をどう考えているのでしょうか。『私はどもりに苦しんで』『どもる子どもの相談会』などの表現を問題視する意識の中に、差別意識が潜んでいるといわざるを得ません。どもりは、そんなに悪く、劣った、周りに気を使ってもらわなければならないものなのかと、暗い気持ちになります」と言って、「私は<どもり>を死語にしたいはありません」と述べている（2004：伊藤）。このような当事者グループの働きかけによって、昨今は、「吃音（どもり）」と表記している紙面をみるようになってきた。

- 2) 日本聴能言語士協会講習会実行委員会編集、アドバンスシリーズ『コミュニケーション障害の臨床2 吃音』協同医書出版社、2001；p.20.
- 3) 吃音症状には波がある。吃音はどもる場面、どもる言葉等、人によってさまざまに変化する。また、それまで言えていたのが、急に言えなくなるなど、どもる状態に「波」がある（2005：伊藤）。私自身、一般企業に勤めていたころ、バイオリズムのようにどもる周期（波）、たとえば、電話応対で自分の名前が周期的に出づらくなったりした。
- 4) 水町俊郎・伊藤伸二『治すことにこだわらない、吃音とのつき合い方』ナカニシヤ出版、2005；p.35.
- 5) 木の実ナナ『下町のショーガール』主婦と生活者、1986；p.152.
- 6) 前掲書4) pp.30-33.
- 7) 毎日新聞2010年12月19日参考
- 8) 二十一歳の時、民間矯正所で四か月間努力をしましたが、私を含め、一緒に受けた三百人全員が治らなかった（2004：伊藤）。
- 9) 鈴木隆雄「当事者であることの利点と困難さ—研究者として／当事者として」『日本オーラル・ヒストリー研究』Vol.6号、2010
- 10) 前掲書9)
- 11) 浦河べてるの家『べてるの家の「非」援助論』医学書院、2002；p.138.
- 12) 吃音のある人のセルフヘルプ・グループを主宰する伊藤伸二の日本吃音臨床研究会（大阪府寝屋川市）では、2011年度の学びのテーマを「当事者研究」としている。
- 13) 向谷地生良・浦河べてるの家『安心して絶望できる人生』日本放送出版協会、2006；pp.51 - 52.
- 14) 前掲書12)；p.3
- 15) 綾屋紗月・熊谷晋一郎『発達障害当事者研究—ゆっくりしていねいにつながりたい』医学書院、2008；pp.103-104
- 16) ロックトインシンドロームとは、閉じ込め症候群とも言われている。すなわち、頭（精神）の知能、視覚、聴覚や意識はあるのだが、全身が麻痺状態で、意思疎通が困難な状態を言う。詳述は、川口有美子（2009）『逝かない身体 ALS的日常をいきる』（医学書院）参照。9）鈴木、p.75.
- 17) 鈴木隆雄「当事者であることの利点と困難さ—研究者として／当事者として」『日本オーラル・ヒストリー研究』Vol.6号、2010；p.69.
桑山の引用は、桑山敬己『ネイティブの人類学と民族学—知の世界システムと日本』、弘文堂。
- 18) 齊藤道雄『治りませんように—べてるの家のいま』みすず書房、2010；p.153.
- 19) 前掲書12)；p.27
- 20) セルフヘルプ・グループ会報・日本吃音臨床研究会編集『スタタリング・ナウ』2009.1.20、No173
- 21) 日本吃音臨床研究会編集『スタタリング・ナウ』2011.11.20、No207
- 22) 前掲書2)；p.12.

参考文献

- (1) セルフヘルプ・グループ会報・日本吃音臨床研究会編集『スタタリング・ナウ』各号

- (2) セルフヘルプ・グループ会報・全言連（全国言友会連絡協議会）編集『全言連ニュース』各号
- (3) アーヴィング ゴッフマン、石黒毅訳『スティグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房、1980
- (4) 伊藤伸二『知っていますか？ どもりと向き合う 一問一答』解放出版社、2004
- (5) 伊藤伸二・吃音を生きる子どもに同行する教師の会編著『吃音ワークブック どもる子どもの生きぬく力が育つ』解放出版社、2010
- (6) 乙武洋匡『だから、僕は学校へ行く！』講談社、2007
- (7) 中西正司・上野千鶴子『当事者主権』岩波書店、2003
- (8) 水町俊郎・伊藤伸二『治すことにこだわらない、吃音とのつき合い方』ナカニシヤ出版、2005
- (9) 須田研一「言葉のマニュアル化社会と吃音者を巡って、もう一つの吃音者支援を考える」『福祉文化研究』Vol.17、2008；pp.72-82.
- (10) 須田研一「吃音（どもり）知っていますか？—吃音（どもり）の意味をめぐって—」『障害学研究6』明石書店、2010；pp.116-125.
- (すだ けんいち 日本福祉文化学会会員)

老人ホームにおける傾聴活動

堀 清和

要 旨

目 的

傾聴活動は、高齢者の社会的活動の促進、認知機能の維持・改善、レクリエーションの一環として注目されている。筆者の参加している傾聴活動グループでは、傾聴を単にレクリエーションにとどめるだけではなく、高齢者の方々の貴重な体験や記憶を後世に伝えるべく、昭和の思い出の掘り起こしとデータベース化を目指している。本稿では、筆者が参加している取り組み事例を紹介する中で、傾聴活動の可能性について論じることを目的としている。

研究の方法

2012年5月から8月にかけて、大阪府内の有料老人ホームにおいて実施された傾聴活動の事例を紹介し、傾聴活動の可能性と実践方法について紹介する。傾聴活動は、5名～7名の高齢者を対象に、グループメンバー2名～3名で、現在、月2回のペースで実施している。

結 語

傾聴活動は、1) 高齢者のQOLの向上、2) 高齢者同士の相互理解、3) 消えゆく昭和の思い出の収

集と蓄積に有効であることがわかった。今後は、活動をさらに発展させて、高齢者の自分史作りや作品集作りのサポート、傾聴の中で伺った生活上の課題解決へのサポートに結び付けたいと考えている。

キーワード

高齢者、傾聴、QOL

1. はじめに

高齢期は、近親者との死別による喪失体験や、退職による社会参加の機会の減少によって孤立感を覚えやすく、また、体力や認知機能の低下によって自信を喪失しやすい時期であると考えられる¹⁾。傾聴活動は、このような高齢期の孤独感や不安を受け止めると同時に、長年培ってきた知識と経験に耳を傾ける活動でもある。傾聴は、カウンセリングと異なり、心理的な問題への積極的な介入や専門的助言を目的とせず、話者の気持ちに寄り添って心の声と存在を受け止めることに主眼がある²⁾。筆者がメンバーの一員として参加する昭和の思い出つむぎ隊「PORO」では、老人ホームやケアハウスなどに傾聴ボランティアとして訪

れ、高齢者にこれまでの人生を語ってもらうことで生きがいを感じてもらおう活動を行っている。同時に、傾聴活動をレクリエーションの一環に終わらせることなく、高齢者の方々の貴重な体験や記憶を後世に伝え、昭和の思い出の掘り起こしとデータベース化を目指している。本稿では、その活動内容と方法を紹介しながら、傾聴活動の新しい可能性について探ることを目的としている。尚、倫理的配慮のため、参加者のプライバシーに関わる個人情報や具体的な会話内容については、本文中では扱っていない。

2. 傾聴活動の方法

POROでは、2012年5月末から大阪府内の有料老人ホームにおいて、事前に施設と利用者の了解を得た上で傾聴ボランティアを実施している。傾聴は、83歳から91歳の高齢者グループを対象に2名から3名のメンバーが施設内談話スペースのテーブルを囲み、一時間程度傾聴する形をとっている(図1)。朝食と朝の体操を終え、昼食が始

まるまでの間に時間をとっていただき、参加者に所用がある場合には途中退席もできる自由参加型の会となっている。

消えゆく昭和の思い出の掘り起こしという趣旨のため、施設と参加者の許可を得た上でテーブルの上にICレコーダーを置いて音声を記録し、傾聴活動後、録音した音声を文章化する作業も行っている。また、訪れるメンバーを時折変更することで、違う視点から新鮮な会話の展開が可能になるように試みている。本稿で紹介する大阪府内の有料老人ホームの実践では、2012年8月時点で計7回訪れており、筆者はそのうち3回に参加した。

3. 傾聴活動の実践結果と気づき

第一回 5月29日

(参加者) 5名

男性1名 女性4名

(POROメンバー) 3名

・会話の主なテーマ 参加者の自己紹介

第一回目ということで、参加者とPOROメンバーの自己紹介を中心に話が展開し

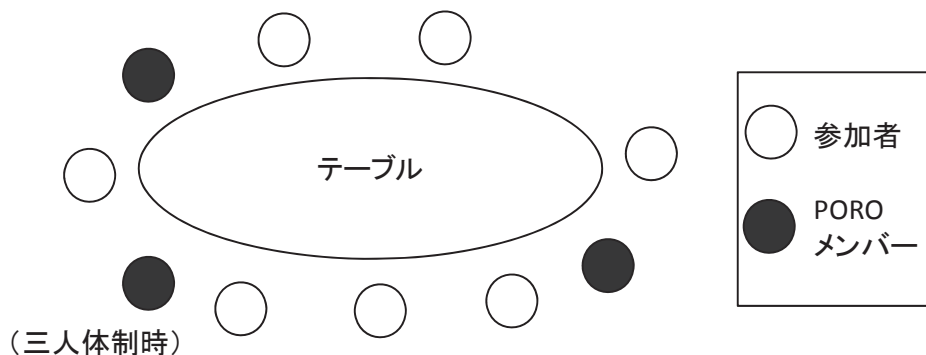


図1 傾聴の際の席の配置

た。出身地や幼少時代の遊びの話、戦中戦後の話を中心であった。

・気づき

隣に座ったメンバーがじっくり傾聴することで話が弾み、参加者の皆様のおしゃべりをしたいという気持ちの強さが伝わってきた。参加者に耳の遠い方もおられたが、終始にこやかに談笑に加わっていた。この回は初回ということもあり、話を切り上げるタイミングが難しく、二時間程度お話を伺ったが、疲れや体調のことも考えて次回からは時間を一時間程度に短縮することとなった。

第二回 5月31日

(参加者) 5名 (女性の方1名が所用のために途中退席)

男性1名 女性4名

(POROメンバー) 3名

・会話の主なテーマ 年中行事や行事での食事

正月の迎え方や正月料理の違いなど、年中行事における地方色や各家庭での様子を中心に話を伺った。女性の方は食生活について細部まで詳しく記憶していた。

・気づき

食生活など、現代とは大きく異なるテーマでもあったため、子どもの頃の思い出をとて懐かしそうに話されていた。参加者の中で一名、相槌を打つ程度であまり話に参加されない方がおられ気がかりであったが、後で周囲に事情を伺ったところ、普段からそのようなスタンスで話に参加なさる方だということを知り安心した。

第三回 6月13日

(参加者) 7名

男性2名 女性5名

(POROメンバー) 3名 (筆者参加)

・会話の主なテーマ 幼稚園、小学校、女学校時代の話を中心に教育について

戦中戦後の教育や教育環境について詳しく話していただいた。同じ時代でも出身地によって共通する部分、異なる部分があり興味深かった。

・気づき

出身地の話題や幼少期の話題になると、思い出されることが多いのか、活き活きと話されていた。耳の遠い方がおられたが、隣に座ったメンバーの声が聞き取りやすいためか、会話が弾んでいた。参加者の中に、相槌を適宜入れて会話を進めやすくしてくださる方がおられたため、会話が弾み口数の少ない方も楽しそうに耳を傾けておられた。

第四回 6月29日

(参加者) 6名 (男性の方1名が所用のために途中退席)

男性1名 女性5名

(POROメンバー) 3名 (筆者参加)

・会話の主なテーマ 参加者の若い頃と今の若い人達の生活や考えの違いについて

今の若い人達の生活が羨ましいという意見はなく、子育てしながら働く女性の大変さを語っておられた。

・気づき

この回では、20代の若いPOROメンバーが参加したことで、若い人達への歯に衣着せない意見が出ていた。前回までは、個々の参加者にPOROメンバーがお話を伺うことが多かったが、同じテーマに対して相互

に意見を聞きながら参加する流れとなった。耳が遠く口数の少ない参加者もおられたが、帰り際にその方から「また来てくださいね」との言葉をいただいた。単に話をしてもらっただけではなく、その場の雰囲気を良くして、聴く楽しみもある場にすることも大切なことだと実感した。

第五回 7月9日

(参加者) 7名

男性1名 女性6名

(POROメンバー) 2名

・会話の主なテーマ 夏の過ごし方について

クーラーも冷蔵庫もない時代、夏は暑く大変だったのではという問いに、30度を超える日は少なく、工夫すれば快適に過ごすことができたと言っておられた。日本家屋のよさや打ち水など、現代に活かせる知恵も伺うことができた。臨海学校やラジオ体操、宿題など、子どもの頃の夏休みについて活き活きと話していただいた。

・気づき

参加者に共通の話題を提供することで、同じ老人ホームに入居する参加者がお互い知らなかった一面を知る機会となり、傾聴活動が参加者同士の相互理解にも有益であることがわかった。

第六回 7月23日

(参加者) 7名

男性1名 女性6名

(POROメンバー) 2名

・会話の主なテーマ オリンピックやスポーツについて

ロンドンオリンピック開催間近の時期と

いうこともあり、オリンピックをテーマに傾聴した。好きな競技や得意な種目など、スポーツに関する話題が広がった。学校での体力測定や体育の授業としてのなぎなたや弓道など、時代性を感じるお話を伺うことができた。

・気づき

参加者の中によく発言をされる方と、口数の少ない方がおられるが、それぞれの方が会話に参加されるようになってきた。当初は口数の少ない方にPOROメンバーから話題を振ることも多かったが、その場の雰囲気を楽しんでおられるようなので、無理にお話をしていただくことより楽しい雰囲気を作ることが大切であると気づかされた。

第七回 8月11日

(参加者) 7名 (筆者参加)

男性1名 女性6名

(POROメンバー) 2名

・会話の主なテーマ 戦争体験について

終戦記念日が近いということもあり、戦争体験についてお聞きした。参加者の中には近親者を戦争で失っている方もおられ、重いテーマであったが、空襲や疎開の状況、当時の時代の空気について、生々しい体験を聞かせていただいた。

・気づき

以前から幼少期の体験を克明に覚えておられる方々であるが、特に、戦時中の話では、どなたも当時のことを詳しく覚えておられ、戦時中の光景を生々しく描写していた。貴重な体験を伺ったことに感謝すると同時に、その記憶の鮮明さに驚かされた。

4. 実践からの考察

4-1 傾聴活動実践の考察

傾聴活動開始当初は、参加者全員から話を聴くことに重きを置いていたため、発言の少ない方には積極的に話を振ることもあった。しかし、回を重ねるごとに、口数が少ない方でも、同じ老人ホームに入居している方から語られる意外な一面や過去の体験を聴くことにも楽しみを感じていることがわかるようになり、無理に発言してもらうことよりも場の雰囲気を楽しむことに重点を置くようになり、結果として気軽に話をしやすくなる空気を作ることができるようになった。また、話の中心となるテーマについては、POROメンバーが事前に考えておき、話題を提供する形をとっているが、これについても、当初は細かい内容まで事前に決めていた。しかし、「スポーツ」や「教育」といった大きなテーマを決め、はじめに大きなテーマで話題提供をし、話の流れにあわせて、適宜、質問や新たな話題提供をする形をとる方が自然な流れの会話になり、参加者も発言しやすくなるとわかった。

本実践における参加者は、認知機能も比較的高く、会話をする上で特に問題は起きなかったが、耳の遠い方が一名おられたため、声のトーンや大きさ、スピードなど工夫することによって対応が可能となった。同様に、他の方に対しても、会話への参加の仕方に注意を払い、それぞれの方の会話のペースを意識して、なるべく話をさえぎらないように心がけることで、より多くの内容を語っていただけるようになった。今

回の実践の参加者にはおられなかったが、集団の中で話すことが苦手な方や、認知機能が低下し、グループでのテーマを決めた会話が難しい方に対しては、個別傾聴の形をとり、落ち着いた場所で話を聴くことも必要であろう。

我々の傾聴活動の目的の一つである昭和の思い出の聞き取りについては、当初は参加者が高齢ということで、あまり多くを語っていただけないことも懸念していた。しかし、参加者の多くが当時のことを克明に記憶しておられ、また、現在の政治や社会情勢についても関心を持つ参加者が多く、しっかりとした意見を持っていたことに感銘を受けた。

傾聴活動を続けることによって、地域の話題や同じような体験など思わぬ共通点の発見があり、入居者同士の相互理解にもつながることが確認できた。

4-2 昭和の思い出の蓄積

本稿で取り扱った傾聴活動では、参加者に楽しんでもらうことに主眼を置くと同時に、昭和の思い出や貴重な体験の聞き取りを試みている。思い出の掘り起こしは、写真や映像記録、公文書の記録だけでは伝わりきらない、昭和初期の人々が生活者として肌で感じた思いや文化を後世に残そうとするのが狙いである。参加者から、戦時中の厳しい時代を、人々が傷つきながらも手を取り合ってたたくましく生き抜いてきた様子を伺うことができたことは収穫の一つであった。参加者の口から語られた、苦難に晒されながらも生活の中に希望や喜びを見出そうとする人々の姿は、東日本大震災後の現在の日本にも重なり、胸を打つものが

あった。過去の記憶の保存を目的として始めた活動ではあるが、苦難の時代を生き抜いてきた人々の体験は未来への手がかりともなり得るのではないだろうか。

また、参加者から語られた昭和初期の記憶は、時代の理解に役立つだけでなく、我々が現在享受している豊かな生活を再確認し、時に反省するためにも有益であった。今の若い世代の人々に対しては、厳しい意見だけではなく、夫婦の共働きや子育てなど、現代社会ならではの苦労を思い遣る意見も出ていた。高齢の方が若い世代を叱責するという形で世代間の対立を煽るのではなく、世代間の考え方の相違や共通点を理解し、共に生きるための知恵を語り合うという形を取ることが望ましいということ、参加者の言葉から気づかされた。以上のことから、昭和の思い出の蓄積は、生活者の視点からの時代の記録に加え、苦難の時代を生きる手がかり、豊かすぎる生活の見直しともなり、高齢者理解にも有益であると考えられる。

4-2 傾聴活動の可能性と今後の展開、今後の課題

現在までの我々の傾聴活動の内容は、高

齢者のレクリエーションと昭和の思い出の掘り起こしが中心であるが、傾聴活動を窓口とした、高齢者の支援活動への展開を目指している。具体的には、傾聴の中で日常生活での悩みや困りごとの相談があった場合、メンバーの所属する高齢者サポートネットワークを通じて、弁護士などの専門家を紹介する、高齢者住宅や遺産相続に関する情報を提供するなど、高齢者特有の問題解決への支援を行うといったものである。現在、成年後見制度や相続問題、遺言書作成、お墓や永代供養の相談、高齢者住宅の紹介が可能な環境を整えており、支援を必要としながら自発的に支援を求めることをためらう高齢者の潜在的ニーズの掘り起こしと傾聴活動を結びつけようと試みている(図2)。一般には、認知症へのアプローチやレクリエーションの一環として捉えられる傾聴活動であるが、専門家と協働することで、インフォーマルなアウトリーチ支援の手段としても有効活用できるのではないだろうか。一方、この傾聴活動はまだ活動開始から間もないため、データの蓄積が十分なされていないと言いがたく、今後、活動を継続することで、多様な高齢者の記憶をつむいでいく必要があるだろう。

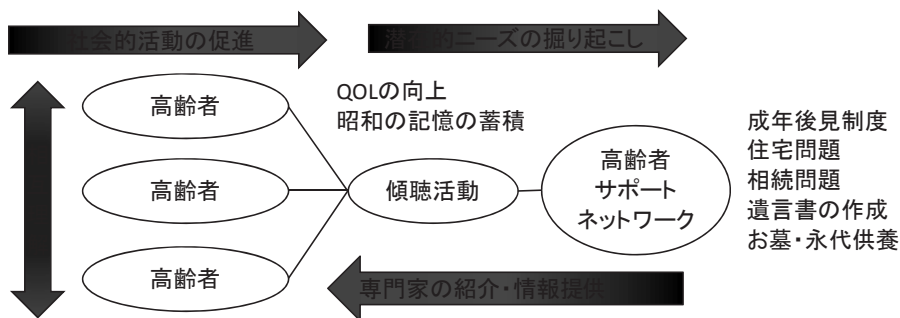


図2 傾聴活動から高齢者支援への広がり

6. 結語として

傾聴活動を実践して、参加者の方々が昭和初期の貴重な体験を、今も尚、鮮明に覚えておられることに驚くと共に、昔の記憶や体験を語ることに喜びを感じていることがわかった。回を重ねるごとに参加者の笑顔が増え、「また来てくださいね」と、次回を楽しみにしてくださるようになり、活動の手応えを感じる事ができた。今後は、身近な話し相手として寄り添うと共に、高齢者特有の問題解決の支援ができるよう、傾聴活動を発展させていきたい。

今回事例として取り上げた実践では、参

加者は比較的認知機能も高く、健康な方ばかりであったが、ADLが低下し、外出や人と接する機会が少ない高齢者に対しても傾聴活動を展開できればと考える。

参考文献

- 1) 奈良勲・鎌倉矩子『標準理学療法学・作業療法学専門基礎分野老年学第2版』医学書院、2005;pp.28-33.
- 2) 中村磐男・池弘子・牛津信忠・他編『標準社会福祉用語辞典』秀和システム、2006;p.109.

(ほり きよかず 大成学院大学)

一番ヶ瀬康子氏 追悼セミナー

「一番ヶ瀬康子の遺したものと福祉文化」

2012年9月5日、日本福祉文化学会の創設者の一人でかつ、初代会長として長く本学会の歩みの先頭に立って導いて下さった一番ヶ瀬康子先生が逝去されました。

一番ヶ瀬先生は私たちに偉大な功績と、そして関わりをいただいた一人ひとりの心にはかり知れない深さと温かさと広がりを残して下さいました。

日本福祉文化学会は、一番ヶ瀬先生への心からの感謝と哀悼の意を込めて、2012年12月23日に「一番ヶ瀬康子氏追悼セミナー」を開催いたしました。ここにその内容の一部を掲載し、心からのご冥福をお祈り申し上げます。 合 掌

河東田博会長の追悼の辞

私たちが心より敬愛する一番ヶ瀬康子名誉会員（元会長）が、去る9月5日午前11時永眠されました。ここで改めて日本福祉文化学会会員各位及び追悼セミナーに参加された皆様と共に、亡くなられた一番ヶ瀬名誉会員に哀悼の意を表したいと思います。

この間、私たちは、9月末に行われた日本福祉文化学会岡山大会で、参加者と共に、仮の追悼の場を持たせていただきました。その後、私は、12月2日、椿山荘の日本女子大学他主催の偲ぶ会に出席してまいりました。

椿山荘での偲ぶ会では、参加された方々が、脳梗塞で倒れられてからの約6年間、多くの方が病氣療養中の一ヶ瀬名誉会員とお会いできずに来たこと、また、亡くなられる直前のご様子もご親族の方々から寄せられるメッセージが頼りであったことなどが語られておりました。私たちも同様の立場にあったわけですが、このような状況をどのように表現すればよいのか言葉が見つかりません。しかし、私たちは、日本福祉文化学会として、お世話になり、薫陶を受けた者として、肅々と、追悼セミナー・偲ぶ会を行ってまいりたいと思います。

なお、立場上、一ヶ瀬元会長のご病氣ご静養の様子や亡くなられる直前のご様子を、ご親族から寄せられたメッセージと亡くなる直前にお見舞い行かれた方からのお便りを通して、皆様にお知らせしなければならぬと思います。以下披露させていただきます。



追悼セミナーであいさつをする
河東田会長

まずは、ご養女からのメッセージです。

「義母 一番ヶ瀬康子儀 かねてより病氣療養のところ、去る9月5日午前11時永眠いたしました。

ここに生前のご厚誼に深謝し、謹んでご通知申し上げます。

この6年余りの間、皆様方のご協力を得て、静かな療養生活を、葉山、豊橋、浜松等で送らせていただくことが出来ましたことを、心よりお礼申し上げます。

とくに、この1年は、浜松にて地域におけるホスピスケアを目指している医療チームの運営している在宅型のホームで、心のケアのできる医師やケアスタッフに囲まれ、楽しく充実した日々を過ごしてまいりました。

最期は脳梗塞の再発という診断でございましたが、直前まで好調で、周囲の者が信じられないほど穏やかな旅立ちでした。まるで、自分のできる限りのことは、精一杯やり尽くしたとでも言っているかの様でした。

このところの社会情勢と猛暑を鑑み、通夜および葬儀は近親者にて、9月7日滞りなく相済ませました。

誠に勝手ながら、ご香典、ご供物の儀は、固くご辞退申し上げます。

皆様の、ますますのご発展をお祈りいたします。

(一番ヶ瀬淑子)」

次に、亡くなる直前、お見舞いに行ってお見舞いに行かれて来た会員からのお便りです。

「亡くられる直前、お見舞いをさせていただく機会がございました。その際いただいた一番ヶ瀬先生からのメッセージをまず披露させていただきます。

『日本福祉文化学会につきましては、皆様からの推挙にもかかわらず名誉会長を辞退させていただき、申し訳ございませんでした。辞退に際して申し上げました通り、一番ヶ瀬個人の名を残すのではなく、むしろ、それぞれの時代の福祉文化のあり方を常に追求する姿勢こそ受け継いでいただき、各自で可能な限り展開して欲しいと思います。こうした私の思いは、皆様がなさっておられる東日本大震災復興に向けての活動にしっかり受け継がれていると感じており、とても嬉しく思っております。皆様とお会いする機会は遠のきましたが、陰ながら皆様の活躍をお守りします。』

次いで、亡くられる前の先生のご様子をお伝えしたいと思います。

私は、先生がお亡くなりになられる10日前に、浜松まで伺い、お見舞いさせて頂くことができました。

今年は猛暑にも関わらず、先生は順調に療養生活を送っておられました。お部屋の窓辺には日本福祉文化学会から送られた花瓶に花が活けられて置かれ、多くの会員の皆様の先生に対する感謝のお気持ちとご快癒への祈りがぎっしり込められているように思いました。先生はその花瓶をじっと見つめられておられました。まるで私たちの思いをしっかり受け止めてくださったかのご

とく。

先生は自力で座位が保てましたし、目力がありました。看護師さんたちも「これから胃瘻をはずせるように頑張りましょう」とはりきっておられましたので、私も「冬休みにまた来させてくださいね」と軽く挨拶をしてお別れしました。

そのわずか10日後の朝、30分前までは変わりなかったようですが、急に顔色が白くなられ、急いで医師を呼びましたが、そのまま旅立たれたということでした。

医師の診断では脳梗塞の再発ということでしたが、ほとんどお苦しみもなく、とても安らかな最期のお顔でした。

ご家族は、この6年間、ひたすら静かな療養生活の維持・確保を最優先に渾身の介護を続けられておりました。一番ヶ瀬先生も、ご家族も、十分やりきったという感じではなかったかと思えます。

なお、最後になりましたが、ご戒名は「慈光院福康德純大姉」です。」

一番ヶ瀬名誉会員がお亡くなりになられた前後のご様子を紹介させていただきました。私たち日本福祉文化学会会員及び追悼セミナー参加者一同は、深い悲しみを共有しつつ、一番ヶ瀬名誉会員のご遺志を継ぎ、「福祉の文化化」「文化の福祉化」を目指し、これからも着実に前に進んで行くことを誓い、一番ヶ瀬名誉会員のご冥福をお祈り申し上げます。

本日は、この後の「偲ぶ会」でたくさんのメッセージをいただくことと思いますので、私からは病氣療養中のこと、亡くなられる直前のご様子をお伝えし、挨拶に代えさせていただきます。

「一番ヶ瀬先生、安らかにお休み下さい。そして、私たちを天国から見守っていて下さい。」

合掌

基調報告

基調報告 1

「一番ヶ瀬康子と福祉文化論」

日本福祉文化学会理事（元事務局長） 馬場 清

1) なぜ「福祉文化」なのか

私が一番ヶ瀬さんと初めて出会ったのは、1989年7月16日である。なぜ正確に記憶しているかと言えば、この日が日本福祉文化学会発会式の時だったからである。当時高校の非常勤講師をしていた私は、縁あって発会式の司会を務めることになった。司会のもう一人は初代副会長となる桜井里二さんである。桜井さんはともかく、福祉を専門に勉強してきたわけでもなく、福祉現場で働いた経験があるわけでもない私が発起人のひとりになり、司会を務めたこと自体、ある意

味、福祉文化学会の在り方を象徴する一例といえる。当時の発起人の一覧をみただけでも、従来の福祉系学会とはまったく異なる「多様性」があり、そこに福祉文化学会の存在意義、一番ヶ瀬さんが求めているものが見え隠れしている。特に「福祉」の世界とは縁もゆかりもない人が、積極的に参画している点は注目すべき点であり、一番ヶ瀬さんが目指したことでもあった。



基調報告の馬場理事

さてこの時期、なぜ一番ヶ瀬さんは福祉文化学会を創設し、福祉文化学会を立ち上げようとしたのか。詳細については、この後の座談会にゆずるが、ここでは以下の4点を指摘しておきたい。

まず1点目は、言うまでもなく「時代の変化」である。高度経済成長そしてオイルショックを経て、幸せの中身が「量から質へ」と変化していった。「モーレツからビューティフルへ」のCMコピーがもてはやされ、国連ではそれまでの「国内総生産（GDP）」や「国民所得（NI）」といった豊かさを計るものさしに加えて、「人間開発指数」という概念を導入するようになる。こうした中で、救貧、慈善、「かわいそうな人を助ける」といった戦後の福祉観も大きな変化を余儀なくされる。その中で、「新しい福祉観」、それは一番ヶ瀬さんから言わせれば「本当の福祉観」、を構築する必要があった。

一方で、そうした時代の変化に従来型の福祉研究が追いついていなかった。この「福祉研究の限界」が2番目の背景である。いわば「たこつぼ化」した福祉研究では、本当の福祉の在り方を研究、推進できない。福祉が「人びとの幸せ」「そこに至る道筋」を考える学問であるとするならば、60億の人間がいれば、60億通りの幸せの在り方があり、それを研究する「福祉学」は当然人間そのものを学究する学問となる。となれば、幅広く様々な分野の方々が結集して、その智慧と技を交流、深化させ合いながら、考えていくことが必要になる。いわゆる「福祉制度」や「福祉技術」などの専門家、研究者だけでなく、広く様々な分野（例えば芸術、建築、文学、メディアなど）の方々が集い、手をつなぐことで、「福祉」を国民の文化として位置づけていくことが重要であると考えたのである。

さらにこの時期は、福祉の資格化が進んでいく時代でもあった。1987年には社会福祉士及び介護福祉士法が成立する。それは福祉現場で働く人の資質を向上させる上で一定の効果があったものの、科目の画一化、受験中心の風潮が前面に押し出され、本来の「福祉」を担う人材を育成するという目的と乖離してしまったことに、一番ヶ瀬さんは非常に強い危機感を持っていた。中でも「歴史」を学ぶことの重要性について、一番ヶ瀬さんは何度も指摘していた。

こうした中、福祉の現場では、従来の収容中心、救貧対策的福祉ではない、創造的な福祉が数としては多くないにせよ、ぼつりぼつりと生み出されてきていた。例えばたんぼの家の播磨靖夫さん、例えばねむの木学園の宮城まり子さん、例えば「わいわい共和国」の桜井里二さん、例えばゆきわりそうの姥山寛代さん……。こうした従来の枠にとらわれない、資格制度に縛られない福祉実践、新しい創造的な文化としての福祉を創造する方々の実践を取り上げ、そこから本

来の福祉の在り方を考えていく必要があるのではないか。一番ヶ瀬さんのそうした思いが、「福祉文化学」「福祉文化学会」創設へと向かったのである。

2) 福祉文化学会がめざす福祉

それでは福祉文化学会が目指した福祉の在り方とはどのようなものであろうか。ここでは4つのセンテンスに基づいて説明したい。

まず「個が大切にされる福祉」である。従来の、制度ありき、法律ありき、組織ありきの福祉ではない、一人ひとりの個の尊厳を大切にし、そこにこそ立脚した福祉の在り方こそを大切にしたい。

次に「生きがいを援助する福祉」。身体的自立、経済的自立を目指す従来の福祉においては、例えば認知症のお年寄り、進行性の病気による障害のある人、終末期の人などは、まったく目標を見失う。そうではなくて、どんなに重い障害があろうと、寝たきりになろうと、認知症が進行しようとして、その人なりの「生きがい」を見つけ、その生きがいを全うすることに寄り添う福祉の在り方こそが、一番ヶ瀬さんが目指した福祉の在り方であった。

3番目は「創造性豊かな福祉」。上記の二つを目指すとなると、当然ながらこれまでの福祉とは異なる実践が生み出される。実は、先に紹介した福祉文化の達人とも言うべき実践家4人は、皆もともと福祉とは縁もゆかりもない世界で活躍していた方々である。こうした方々の力で、従来の常識を越えた創造性豊かな福祉の実践が生み出されていったのである。

そしてそうした実践を実現するためには、「さまざまな分野の智恵と工夫を活かす福祉」が必要となる。個を大切にし、一人ひとりの幸せを実現するとすると、幅広い知識と能力が求められる。しかし福祉の現場にいる人は誰もがスーパーマンではない。すべての分野にわたって能力を持っているわけではない。しかしそこにさまざまな分野、例えば音楽、絵画、演劇、語り、旅行、建築、映画、おしゃれ・・・などなどの専門家が加わることで、いろいろなニーズに応えることができるようになるのである。福祉文化の達人は、専門家を呼び寄せる達人でもある。

こうした福祉の新しいかたちを研究し、それを広めていくために、福祉文化学会を創設したのである。

3) 福祉文化とは何か

それでは、一番ヶ瀬さん自身は、福祉文化についてどう考えていたのであろうか。発会式のメッセージ、『福祉文化論』（有斐閣）の巻頭論文、『福祉文化研究』第1号巻頭論文などなど、一番ヶ瀬さんは様々なところで「福祉文化とは何か」について論じている。是非、それを一読していただきたいのだが、ここでは、学会創設5周年を記念して刊行が始まった福祉文化ライブラリーの一冊『福祉を拓き、文化をつくる』（中央法規出版）の中から、いくつか引用する。

「ところで福祉文化とは何であろうか。簡潔にいうならば、福祉の文化化と文化の福祉化を総合的にとらえた概念である」「社会福祉の究極の目的が、自己実現への援助であり、その在り方を追求していくことであるという視点に立つならば、文化を含み得ない社会福祉はあり得ないと

いっても過言ではない」「すべての人が、草の根からの文化創造を目指して、日々の生活が営まれてこそ、文化の基盤はより広く、深まり、高まると言えよう」「私は、すべての人の当たり前の暮らしのなかから、心ゆくまで自らを楽しみ、互いに高め合い、人間らしい生活を営むための在り方づくりを、福祉文化ということばでイメージしたい」

これらのことばが紡ぎ出される福祉文化のイメージは、どういうものだろうか。解釈はいろいろあるかもしれない。日本福祉文化学会でも、創立以来、様々な場面で「福祉文化の定義」について議論がなされてきたが、結論からいえば、現段階では、「福祉文化とは〇〇である」という公式見解、定義はない。

ただこれまで、様々な立場で福祉文化学会の活動に関わり、一番ヶ瀬さんが語り、書いてきたものに直接触れてきた私なりに、それを端的に伝えるとしたら、以下のように考える。まず「福祉文化」の「福祉」とは「すべての人が、個人として、その人らしいかけがえのない人生を送ることができるようにしていくこと」である。これに「文化」、すなわち「ひとつの考え方が、多くの人の行動様式や考え方として定着していくこと」が付け加わることで、「人が個人としてその人の能力を最大限に活かして生きることができるような社会を創造していくことが当たり前になるようにしていくこと」という意味になる。つまり一番ヶ瀬さんは私たちに「あらゆる分野の知恵と工夫を結集して、一人ひとりの人間の尊厳を高めていけるような究極の福祉の在り方を考え、実践し、それが多くの人の行動様式や考え方として当たり前のものになっていくようにしてほしい」。そんなメッセージを伝えたかったのではないだろうか。

その意味では、私たちはこれから「究極の福祉の在り方」について、意見を戦わせていく必要がある。本当の福祉、真の福祉、究極の人間の幸せの在り方。それを議論し、それを実現するための社会の在り方を考え、実践していく……。これが一番ヶ瀬さんから私たちに与えられた大きな宿題であり、今後の福祉文化学会が進むべき「目的地」であろう。

4) 福祉文化と人権文化

一番ヶ瀬さんはよく、「福祉文化」とは「人権文化」とほぼ同義であると言っていた。

言わずもがなであるが、歴史的に観ると、「人権」は、まずは「対象」が広がり、次に内容が広がっていった。つまり一部の特権階級だけの権利だったものが、幾千幾万の人びとの努力で、次第に、多くの人々が享受できるものになっていった。一方で、内容的にも、生命の保障から始まって、言論の自由、移動の自由、選挙権などなど、最近ではプライバシー権、環境権など、保障されるべき権利の中身も広がってきている。

こうした中、世界人権宣言には、第1条に「すべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と書かれ、その後30条にわたり、人権の具体的な在り方について言及されている。その第27条には「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する」とある。いずれも主語は「すべての人」である。もちろんどんな障害があろうが、認知症であろうが、寝たきりであろうが、年齢、性別、障害の有無、国籍等々に関係なく、「すべての人」である。その「すべての人」

が、単に人間らしく生きるだけでなく、個として尊重され、その人のもつ可能性を最大限に活かしながら、その人らしく生き、自己実現をしていけるような社会の在り方、人間の在り方を考え、それを当たり前の価値観=文化にしていくこと、それこそが福祉文化だと考えている。

その意味では、私たちは絶えず、人権保障から遠ざかっている人（遠ざけられている人）にこそ目を向け、「その人たちが本当に個として大切にされているか」をチェックしていく必要がある。そのことこそが、福祉文化学会に求められている使命だと考える。

ではどんな人が「人権保障から遠ざけられている人」なのか。もちろん一概には言えないが、いわゆる福祉の対象者、周縁の人びと、差別や抑圧を受けている人びと、少数民族や性的マイノリティなどなど、そういう人にこそ目を向け、その人たちが本当の意味で「幸せ」なのかを考え、もしそうでなかったとしたら、どうしたら「幸せ」になれるのかと思いをめぐらせ、実践していく。そういうひとつひとつの積み重ねこそが、福祉文化を実現する道筋であり、福祉文化学会のめざす目的地なのである。

基調報告 2

「一番ヶ瀬康子と創造的福祉文化」

日本福祉文化学会会長 河東田 博

1) はじめに

日本福祉文化学会の新体制が5年前に発足した際、私たちの最初の仕事のひとつが、一番ヶ瀬前会長の「名誉会長辞退」への対応であった。その際一番ヶ瀬前会長は、代理人（ご養女）を通して、「福祉文化学会は、一番ヶ瀬個人のものではない。むしろ... 個人の名前を残すより、これからは皆さん自身が、福祉文化の発展のために尽力して欲しい。私の撒いた種が、一人ひとりの会員のこれからの実践や研究に展開していくことこそ嬉しい」と表明され、「名誉会長」を辞退された。残された会員各位がどう受け止められるかは別にして、一番ヶ瀬前会長のこのような表明（要請）には潔さが見受けられ、理事会では賞賛の声が上がった。そして、一番ヶ瀬前会長の「名誉会長辞退」とその「表明内容」を「重く受け止める」ことで、確認がなされた。一番ヶ瀬前会長の「名誉会長辞退」とその「表明内容」を「重く受け止める」ということは、私たちが一番ヶ瀬前会長に頼ってばかりいるのではなく、一人立ちし、彼女が播いた種をこれからの実践や研究に活かし、深化・発展させていくことを意味していたように思う。

しかし、一番ヶ瀬前会長のカリスマ性にすがりながら維持されてきた学会は、ここ数年間違いなく岐路に立たされてきた。一番ヶ瀬前会長と共に歩んで来られた方々が大量に学会を去られたからである。会員的大幅減はそこそこで食い止めることができているものの、予断を許さない状況にある。また、東京大会、長崎大会で各演者から出された日本福祉文化学会に対する指摘にも十分応えきれていない実態がある。

しかしそれでもなお、私たちは、この5年間、新たなエネルギーの結集やこれまでとは異なる魅力ある取り組みを創出していこうと、「魅力ある取り組みの創出」を次の6項目に凝縮し、各

項目の達成に向け、私たちなりの努力を行ってきた。

- ①「福祉文化」概念の明確化
- ②実践レベル（力）の向上
- ③研究レベル（力）の向上
- ④実践と研究の融合
- ⑤上記のことを具体化するための体制づくりと計画の具体化・具体的な取り組み
- ⑥将来構想の明確化

これらの6項目を具体化するために、各種委員会を含めた横断的な検討の機会を設けたり、特別委員会を設置するなどして対処してきた。現在は①～⑥を3項目に整理し、新たに震災関係の取り組みを加えて4項目とし、継続した努力が続けられている。

本報告では、「福祉文化概念の明確化」に限定して言及し、「福祉文化を各論者はどのように表現してきたのか」という問いかけに自問自答しながら与えられたテーマに迫っていきたい。

2) 「福祉文化」を各論者はどのように表現してきたのか

(1) 東京大会からの学び

『福祉文化研究』第20号で馬場¹⁾は、筆者が提起している（創造的福祉文化社会・多元的共生福祉文化社会を目指す）「創造的福祉文化論」を分析指標とし、東京大会で行われた「播磨・姥山論争」を分析している。その結果、姥山の実践は「異化的福祉文化社会」の実現に多少は貢献したが「同化的福祉文化活動」の域を出ておらず、「異化的福祉文化実践」に位置づけられその先にある「多元的共生福祉文化社会」を目指すための実践を展開している播磨との違いが明らかになったと結論づけている。さらに、播磨の指摘は、福祉文化諸活動を同化・異化の区別をしないままの実践も「素晴らしい福祉文化実践」として扱っている日本福祉文化学会への批判ともなっていたとも結論づけている。

(2) 長崎大会からの学び

新・福祉文化シリーズ第5巻『福祉文化の源流と前進』の中で津曲²⁾は、「一番ヶ瀬福祉学」（「一番ヶ瀬福祉文化学」と銘打ってはいるものの「福祉文化」への言及はほとんどない）を取り上げ、「日本福祉文化学会の存在意義は、これまでの『社会福祉』の質を問い直すこと」であり、「今までどういう福祉があったかということを徹底的に検証することである」と述べている。大変参考になる指摘である。

同書で永山³⁾は、「行政の福祉文化」と「一番ヶ瀬の福祉文化」について論じている。その中で、行政使用の「福祉文化」が新たな価値体系に基づいた社会づくり（負担増への心構え・連帯性地域福祉活動・新たな集団主義化）であるのに対して、一番ヶ瀬の「福祉文化」は「共生」の福祉思想の胎動のなかから生み出された概念であると結論づけている。

同書で日比野⁴⁾は、「福祉の文化化とは福祉系（様々な人間・人のしあわせ）における文化化」であり、かつて2003年度日本福祉文化学会で研究企画委員会が報告した内容を援用しながら「福祉文化の三層構造」を「生命文化・生活文化・人生文化⇒福祉」と表現している。「芸術・環境・

社会文化」を「人生文化」と置き換えたものだが、「人生文化」はむしろ「生きがい文化」とし、「福祉の文化化」「文化の福祉化」とは「生命文化・生活文化・生きがい文化⇔福祉」と表現すべきではなかったのか。また、同委員会報告にある「『施設』における『生存保障』中心の福祉実践が、『地域』における『生きがい保障』に重きをおいた福祉実践に変化していくことが『福祉文化的生活の質』を高める。」との表現に対して「『施設から地域へ』はもちろん重要だが、『施設という拠点から地域』へという提起も必要ではないか」「『当事者研究』も重要だが、『福祉施設経営者という当事者による福祉文化実践研究』も重要」と指摘をしている。しかし、例えば、1986年にスウェーデン社会庁高官が新聞紙上で述べた「入所施設は有害である」という見解や、1990年社会庁報告書に記されていた「入所施設は、目に見えない、隔離されている、変化がなく機械的、集中管理されている、社会との関係がなく保護的、本人の意思が尊重されず不平等」という指摘がスウェーデンの入所施設全廃を導いていったことを考えた時、日比野の指摘をそのまま受け入れることはできない。

(3) 藪田論文からの学び

藪田⁵⁾は、これまでの福祉文化研究・実践への批判的考察を行っている。論文①では、「『優れた福祉文化実践』を追うことばかりに目が向いて、目線が高くなり、現実から浮いてしまったきらいはなかったか」、「『平凡』で『陳腐』な事例を知らず知らずに切り捨ててこなかったか」といった指摘をしている。藪田の指摘は、「福祉文化の実態への批判的視点が不十分」であり、「もっと目線を下げて、平凡さや陳腐さや、非文化的な状況を生みだしている現実をこそ直視すべきである」というものである。

論文②では、一番ヶ瀬「福祉の文化化、文化の福祉化」論を「福祉を文化の目で見直し、文化を福祉の目で見直す」と解釈し、一番ヶ瀬「福祉文化」の定義を受けて次のように整理した。つまり、「自己実現をめざして普遍化された“福祉”の質を問うなかで、文化的な在り方を実現する過程であり、民衆の中から生み出された文化」であり、そこでは、①福祉の質を文化的に問い直すこと、②文化の過程を問うこと、③民衆文化との接点を求めること、が求められているとした。その上で、「『福祉文化とは福祉領域における文化的状況である』という程度の理解で十分」と述べ、「非文化的な状況を生みだしている現実をこそ直視すべき」だと指摘している。そのために、「『福祉を巡る文化』の持つ特徴、特質を明らかにし、その偏りやねじれや歪みにも注目して批判的な考察を行い、それが文化を規定するさまざまな社会関係とどう交わり、どう影響し合っているかを検討すること」、つまり、「社会福祉の現場で日々に生成している文化的な営みを、深層の民衆文化から問い直し、その文化過程がどのように展開され、福祉サービスの文化的な質の向上に貢献しているのかいないのか、また、日本社会における支配的文化がどんな形で福祉の領域に浸透しているのか、文化の持つイデオロギー性や権力（支配）との関係、ジェンダーの視点やサブ・カルチャーとの関わりなどを追求して、福祉を文化的に批判すること。」が必要であり、「福祉文化の世界は下位や周縁に置かれ、雑種的で大衆的な性格を持っており、主体よりは場所、理屈よりは感情や衝動を重視して、柔軟に、融通無碍に展開されているサブカルチャー」であり、「『福祉文化研究』の当面する重要なテーマは、(サブカルチャーの)画一性や貧しさを

社会的諸条件の中から批判的に検討すること」だと断じている。

3) 「福祉文化」を私たちはどのように表現したらよいか—共生的福祉文化と創造的福祉文化

上述した各論者の「福祉文化」概念に対する指摘を受け、私が依拠したいのは、まず第一に、永山が指摘する行政が使用する福祉文化ではなく、一番ヶ瀬発の「共生原理としての福祉文化思想」ではないかということである。そして、第二に、「非文化的な状況を生みだしている現実を直視」し、その「画一性や貧しさ」、さらには、「その偏りやねじれや歪みにも注目して」「社会的諸条件の中から」「批判的な考察を行い、それが文化を規定するさまざまな社会関係とどう交わり、どう影響し合っているかを検討すること」という藺田の指摘の数々である。

藺田の指摘する「非文化的な状況を生みだしている現実」とは、「非人間的非福祉文化社会」（福祉文化とは縁遠い個をないがしろにし、夢や希望を奪い、隔離・管理・支配・分類・収容中心の非人間的な社会）であり、「排他的未成熟福祉文化社会」（平等に個が大切にされ、夢や希望を紡ごうとするものの、お互いに壁を作り、異質なものを排除し、未成熟な福祉文化しか育っていない社会）や「差別的未成熟福祉文化社会」（共に生き、個が大切にされ、夢や希望を紡ごうとするものの、差別が存在し、お互いを生きにくくしている未成熟な福祉文化のままの社会）だと解釈することができる。

私たちは、「非人間的非福祉文化社会」に戻りさせてはならない。また、今尚私たちが「排他的未成熟福祉文化社会」や「差別的未成熟福祉文化社会」の中にいることを自覚する必要がある。藺田の言葉を借りれば、「社会福祉の現場で日々生成している文化的な営みを」「社会的諸条件」との関係の中で、私たち自らが問い直し、なぜ私たちの営みが「画一的で貧しい」のか、なぜ「偏りやねじれや歪み」が生じているのか、さらには、私たちの営みが「どのように展開され」、「福祉文化的な質の向上にどう貢献しているのか」を、「文化の持つイデオロギーや権力との関係、ジェンダーの視点やサブ・カルチャーとの関わりなど」と照らし合わせて追求していくことが必要なのではないだろうか。その先にあり、私たちが目指そうとしているものが「多元的かつ共生原理としての福祉文化思想」であり、この思想を具現化するのが「創造的福祉文化社会」（個が大切にされ、夢や希望を紡ぎ、創造性豊かな、地域でのヒューマンな幸せづくりが保障される創造的な福祉文化の社会）なのではないだろうか。目指すもの（目標）をしっかりと視野に入れながらも、しかし、「多元的かつ共生原理としての福祉文化思想」も「創造的福祉文化概念」も、「優れた福祉文化実践を追うことばかりに目が向いて、目線が高くなり、現実から浮いてしまう」ことがあってはならないことは言うまでもない。

4) おわりに

私たちは、身の丈以上のことはできない。どんなに感動し影響を受けても、感動させてくれた人と同じことはやれないし、影響を受けた人と同じことは言えない。

自らが苦勞して準備をした取り組みは恐らく誰もが忘れ得ない思い出となるだろうし、そこで語られた一言一言が心に沁み入り、大切な宝物となって残っていくに違いない。私にとっての宝

物は、2000年3月25日、日本福祉文化学会第1回中国・四国ブロック大会の記念講演でお話下さった一番ヶ瀬前会長の次のような言葉であり、内容であった。

「福祉文化を考える上で欠かせないのは、『地域』という視点である。(中略)福祉は幸せづくりであり、『福祉の文化化』を図り、『文化の福祉化』を図っていく必要がある。(中略)地域・福祉・文化という視点をもって、仕事・学習・趣味・ボランティア活動など、やりたいと思うことを、やりたい時に、自分にできる(さまざまな)方法で、仲間とともに、福祉文化を創造していく必要がある。福祉の文化化・文化の福祉化は、生き甲斐づくりそのものであり、生き甲斐づくりへのサポートともなっている。」

これまで、一番ヶ瀬前会長を始めとする日本福祉文化学会に集う先達たちが発言または記述されたことを要約して、私は、「福祉文化」を「個が大切にされ、一人ひとりの夢や希望を紡ぐ、創造性豊かな、地域で続けられている実践的でヒューマンな幸せづくり」と定義づけた。この定義を具現化させようとしたのが「創造的福祉文化」概念であり、「創造的福祉文化」に至るための道筋をはっきりさせるための提案(非人間的非福祉文化→排他的未成熟福祉文化/差別的未成熟福祉文化→創造的福祉文化)であった。

「創造的福祉文化」に至るまでにはいくつものハードルを超えていかなければならない。「福祉文化」が「負の遺産」とも言える悲惨な歴史的経緯の中から生まれ、今尚思考錯誤を繰り返しながら、私たちの望む(後世に託すことのできる)新しい概念を伴う「創造的な福祉文化」へと向かおうとしているからである。当然ながら、そこには「過去」から「現在」に至る人間社会が創り出してきた歴史的経緯があり、今創り出されているものもある。そして、今後創り出し、「未来」へと引き継いでいってほしいものもある。

福祉文化の質を向上させ、社会参加の促進を図り、社会的支援を必要とする人たちも他の人々と同等の暮らしを送ることができるようにしていく必要がある。そのためにも、誰もが地域生活の主体者として自分らしく生きていくことが見直され、「創造的福祉文化活動の質」を高め、「創造的福祉文化生活の質」が豊かで、充実したものとしていく必要がある。

最後に、改めて哀悼の意を表すとともに、これまで多くの学びと宝物を下された一番ヶ瀬前会長に感謝を申し上げ、基調報告としたい。

注

- 1) 馬場清「東京大会シンポジウム『福祉文化は何を残してきたのか』総括と今後の展望」『福祉文化研究』Vol.20, 120-127頁 日本福祉文化学会 2011年3月(125-127頁)
- 2) 津曲裕次「一番ヶ瀬福祉文化学—その人物と学問の歴史」日本福祉文化学会編集委員会編(編集代表:永山誠)『福祉文化学の源流と前進』(新・福祉文化シリーズ5)30-65頁 明石書店(58頁)
- 3) 永山誠「福祉文化の二つの潮流とその論点—行政側の福祉文化論を理解する」日本福祉文化

-
- 学会編集委員会編（編集代表：永山誠）『福祉文化学の源流と前進』（新・福祉文化シリーズ5）69-93頁 明石書店（82-89頁）
- 4）日比野正己「豊楽美なHM福祉文化学」日本福祉文化学会編集委員会編（編集代表：永山誠）『福祉文化学の源流と前進』（新・福祉文化シリーズ5）119-131頁 明石書店（125-128頁）
- 5）①藺田碩哉「文化批判の学としての福祉文化研究」『実践女子短期大学紀要』第30号、117-126頁 2009年（118頁）
- ②藺田碩哉「批判の学としての福祉文化学」日本福祉文化学会編集委員会編（編集代表：永山誠）『福祉文化学の源流と前進』（新・福祉文化シリーズ5）243-252頁 明石書店（244-246頁）

公開座談会

「日本福祉文化学会が目指したもの 一番ヶ瀬康子が遺したもの」

日 時：2012年12月23日（日）午後3時から5時

会 場：立教大学池袋校舎 太刀川記念会館3階 多目的ホール

出席者：75名

お話しいただいた方々：河島修（元副会長）、桜井里二（元副会長）

蘭田碩哉（元副会長）、多田千尋（元事務局長）

司 会：島田治子（現副会長）

島田 本日、ここにご登壇いただきました、河島修さん、桜井里二さん、蘭田碩哉さん、多田千尋さんの4人の方は学会創設の頃からずっと学会を知っていらっしゃる。あるいはそれ以前から、一番ヶ瀬康子前会長とつながりがある方々でいらっしゃいます。理論的なことは基調報告のところでいろいろお話が出ましたので、むしろ座談会では、学会前会長と接する中で聞いた言葉、見たものというのを中心にしながら、前会長のいろいろなお考え、どのように生きて来られたのかというようなことが浮き彫りになればと思っております。

取りあえずはまず、一言ずつご自分の紹介も含めてお話をさせていただきたいと思うのですが、河島修さんは1989年7月16日の学会、この時は福祉文化学会とっておきまして、「日本」がなかったのですが、その設立当初はNHKにお勤めでいらっしゃって、当時、ジャーナリスティックな視点で福祉などにかかわっていらっしゃったと伺っております。そのような視点で一番最初のお話をいただきたいと思います。それから桜井里二さんは現在もそうですが、特別養護老人ホームさくら苑を運営していらっしゃいまして、まさに現場の視点をずっとお持ちで学会を見ていらしたと思います。設立当初、もしくはその前の出会いの辺りから、お話をいただければと思います。

蘭田碩哉さんは、当時は日本レクリエーション協会にいらっしゃいまして、その分野から学会のこと、前会長のいろいろなお話を聞いていらっしゃるかと思います。それから多田千尋さんは、お父さんがやっていた芸術教育研究所、そこにおられるわけですがけれども、そのお父さまと前会長との関わりも含めてその辺り、当時のお話をお伺いできればと思います。

河島さんから順番にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。



一番ヶ瀬先生の遺影

「福祉文化」で新しい風を起こしたい

河島 皆さん、河島修です。久しぶりに顔を見る方もいらっしゃるし、新しい会員の若い皆さんもいらっしゃるという席で、こういった場を設けていただいた現在の役員の方々に感謝申し上げたいと思います。

私は1990年代の初めから2000年代にかけて、副会長を3期務めました。会長は一番ヶ瀬康子さんでした。一番ヶ瀬先生がこの9月に亡くなって、いろいろ私もショックを受けてまして、夢に一番ヶ瀬先生が出てきました。相当心の奥深くに何か残されているのだなあと、自分でもそういうふうに思っております。

最初に、一番ヶ瀬先生との思い出の中で浮かんできますのは、皆さん、お読みになってくださった方も多いと思いますが、この「福祉文化論」という本を作った時のことです。1997年3月20日が初版ですね。多分1992年ごろだったと思いますが、御茶ノ水の山の上ホテルで有斐閣の千葉さんという編集者の方と私を入れて3人で話し合いました。当時「福祉文化論」という本がまったく出てなかったもので、どういうふうに出そうかということで、一番ヶ瀬先生と直接いろいろ相談したことを覚えています。タイトル、それから目次のページ、目次の内容は取りあえず私が原案を書いて、執筆者については一番ヶ瀬先生が、中心で割り振りをしようということだったと思います。この会場の中にも執筆者の方がたくさんいらっしゃいますけども、これがその後の「福祉文化論」がいろいろ展開されるもとになった本だろうと思います。一番ヶ瀬先生の最初の原稿については、今でも十分読むに耐え得る内容だし、私も暮らしか宗教とかそういう分野での福祉文化について書いたわけです。全体を読み返してみても、現在でも読み得る、1つのエポックメイキングな本を作ったと考えております。まずは本の思い出ということで、自己紹介を兼ねましてお話し申し上げます。

島田 ありがとうございます。それでは、桜井里二さん、よろしくお願いします。

桜井 はい。特別養護老人ホームさくら苑の、苑長の立場は若い人に譲ったんですけど、今も現場の近くで過ごしている桜井と申します。私の一番ヶ瀬先生との最初の出会いは、日本女子大学の教室で、福祉文化学会というものを作りたいという構想の場に呼ばれました。そこには今日おられます、多田先生のお父さまの多田信作先生がおられまして、その先生からの声掛けだったかと思うのですが、学会を作りたいという話がありました。学会という言葉聞いただけで、私は



河島元副会長



桜井元副会長

現場の経験しかありませんから、非常にアカデミックっていうイメージを強く持ったのです。「私などが参加していいんですか？」そんなことから話が始まったように記憶しております。その時に一番ヶ瀬先生が言われたのが、「いや、現場なんですよ。」と。「現場が変わんなきゃ、世の中変わらないよ。」と。現場からの発信というんですかね、体験から来る何かですかね、そういうものこそ、世の中に何か起こすかもしれないし、それがないと、本当の力は得られないものなんだよっていう、そのようなことを先生が熱く話をしてくださった。私もそれに勇気を得て、そうであるならば、私の現場でやってることや、あるいは施設の中で暮らしておられる人たちの現状を踏まえて、何が問題で、どうしたらいいのか、どこに出口を求めたらいいのかということは、ずっと中で渦巻いているものがありましたから、そういうことで参加させてもらったらいいのかな、と思い、任に耐えるかどうかは誠に疑問だったのですが、副会長に就いた経過がありました。

実は、私は44歳の時に会社を辞めまして、介護の世界、特別養護老人ホームを設立という道に歩み出したんです。今思い出してみますと、その約10年ぐらい前、サラリーマンをしていたころに、総合雑誌の中に、一番ヶ瀬先生が杉並の主婦の方々と一緒になって、地域の中でいろんな問題を、生活の困難を抱えておられる人たちに、手弁当っていうんですかね、一握りの米を持ちよってくるわけですね。そんなことを総合雑誌で読んで、私の中にズシンと来るのがありました。それが自分の中でいまだに福祉の領域っていうことに関心を持つ、もとの火種になったのかなあっていう感じがあります。一番ヶ瀬先生は私にとって、生き方っていうか、選択する何かに導いてくださった方っていうふうに思っております。また後ほど話しますが、私は一番ヶ瀬先生は、はるかかなたに輝く銀嶺のような、非常に遠くのように感ずるところがあったんです。先ほどお話しましたように、この学会が1989年7月16日にスタートすることになって、非常に身近に接していただいて、本当に幸せなことだと思っております。また、20数年前に始まったこの学会は、多くの方々の力によって本日ここまで長くつながって、先生の人間に対する熱い思いが、この学会をこうしてずっと発展させて来ている原点ではないかなと感じております。

島田 ありがとうございます。続きまして、藺田碩哉さんお願いいたします。

藺田 藺田碩哉です。先ほど私がこれまで勝手に書きちらしたものを、河東田会長に引用していただいて、感激の至りではありますが、創造的福祉文化、誠に結構だと思います。

私が最初に一番ヶ瀬先生とお目にかかったのはなんと40年前、1972年の多分秋。私はご紹介のようにレクリエーションあるいは余暇と遊びをずっと仕事にしていました。当時、日本レクリエーション協会が、全国レクリエーション大会という毎年の大会を東京で開きまして、ここにその報告書がありますが、「福祉社会の建設とレクリエーションの役割」というテーマのシンポジウムをやったんですね。その



藺田元副会長

時、一番ヶ瀬先生は社会福祉の領域で大活躍しておられ、マスコミにもよく出ておられました。私は企画担当としてこの人がいいと、一番ヶ瀬先生のもとに飛び込んで講師をしていただいたんです。その時の写真が若い！当時先生45歳。でも私の印象ではそんなに若いという感じじゃなかった。(一同笑い)

先生とは長いお付き合いですけど、女らしさはあんまり感じたことってない、もうちょっとあってもよかったのかもしれないんですけど。ともかく、新進気鋭の社会福祉の研究者で、シャープな雰囲気でした。でもその当時から、いわゆる福祉という狭い世界から飛び出している感じがあったんです。つまり福祉っていうのは、経済が土台になって福祉制度ができて行われるわけですけど、福祉の非経済的側面っていうことをしきりにおっしゃって、施設を作ると同時に心も作らなきゃいけないという福祉文化的な発想をその時もお話しになりました。また、そのシンポジウムで我々が取り上げたレジャー憲章、チャーター・フォー・レジャー (Charter for leisure)、これは世界的なレクリエーション運動の中から出てきたんですが、余暇こそ人権の土台だっていう考え方、これに先生はいたく感銘されたんですよ。それで、10年ぐらいたって放送大学ができた時に、先生は「余暇生活」っていう科目を作ったんですね。これ珍しいでしょ。当時大学にもほとんど余暇なんていう科目はなかったのに、放送大学は始めから「余暇生活」を置いたんです。そして、初めラジオだったんですけど、1989年にテレビになる時に私も手伝いをして、その2、3年前から一緒に余暇生活のビデオ作りをやりました。これがなかなか面白くて、例えば北海道のトマムのリゾートに行ってロケーションをやったりしました。私と先生が対論をして話が進んでいくような部分もあって、よく授業で使いました。当時のビデオを見せると学生たちが大笑いするんですね。私があんまり若いから。それほど昔っていうことなんです。福祉というよりも余暇とかレクリエーションということでお付き合いをしていただき、1987年に「社会福祉士および介護福祉士法」ができた時に「レクリエーション指導法」がカリキュラムに入りましたね。つまりレクリエーションが福祉の世界で認知された。その時も先生と一緒に教科書作りなどをしたわけです。そういう事情で、レクリエーションでお付き合いをしていたある日、「今度、福祉文化学会を作るからあなたも手伝いなさいね。」「はい」っていうわけです。そこで私も福祉文化学会と関わることになったということです。

ここで申し上げたいのは、先生には、余暇とかレクリエーションとか遊びとかいう、人間の生きる喜びみたいなものを福祉の原点として踏まえる姿勢が当初からおありになったし、私はそこに共感して一緒にやらせていただいたということです。取りあえず、それだけ申し上げておきたいと思います。

島田 ありがとうございます。では、最後に多田千尋さん、お願いします。

多田 一番ヶ瀬先生と私の父は、研究交流をしていたというよりも、運動の同士みたいな間柄だったんだと思います。一番ヶ瀬先生は、皆さんご存じのように、女性問題から保育の問題、障害者福祉から高齢者福祉と、かなり守備範囲の広い、総合福祉学者として第一線をひた走っていら

っしかったですので、どのような人たちとも、接点を持って手を組むことができる、幅の広さをお持ちだったと思います。

父が設立した民間の研究所「芸術教育研究所」は、今から約50年前にできたのですが、一番ヶ瀬先生も大きな支援者として応援してくださっていた。設立当初は父もお金がなく、民間としてやっていくことのつらさもあったと思いますが、研究所の出発点は、二葉保育園の一室をお借りするところから始まります。この二葉保育園はそもそも幼稚園から出発しているのですが、当時の野口幽香先生という学習院の附属幼稚園の教員が旗振り役になって開園しました。野口先生はいわゆる明治時代のエリートです。彼女が通勤時に、いつもスラム街を通り抜けていたわけですが、徐々に考え方に大きな変化をきたすようになってきました。「本当に幼児教育を必要としているのは勤め先の学習院の子ではなくて、このスラム街の子ではないか。」という思いが募ってきて、思い切って辞めてしまいます。そして、このスラム街の中に二葉幼稚園を作り、後にそれが二葉保育園になっていくわけです。そこに、芸術教育研究所が無料で主事室をお借りして、研究所を起こしていったわけです。これは、実はパートナー契約でして、子どもの絵画指導とか、造形指導、音楽指導などの研究成果を二葉保育園の子どもに下ろすという約束が二葉保育園の園長と結ばれておりました。その園長が徳永恕先生という方で、後に名誉都民になっていく偉い方です。

一番ヶ瀬先生は、二葉保育園との歴史や係わり合いを持った経緯にも、社会福祉学者として大変興味をもたれたようです。

さて、久方ぶりに一番ヶ瀬先生が研究所に、相談したいことがあるということで来られました。私が若干27歳の時で、初めて一番ヶ瀬先生とお会いし、父と私に向かって力強くお話を始められました。「福祉の世界に新しい風を起こしたいのです。硬直化した福祉の世界を変えたいのです。今まで私は随分といろいろな学会の会長になりましたが、ちっとも変わらない。いつまで経ったって、福祉は清く正しく美しく、そして貧しく、みたいなイメージが付きまとう。これを変えるためにも、新しい風を起こすしかない。」ということをととうと述べられました。そして、その原動力となるものが「福祉文化」という初めて耳にする言葉でした。それから、もう既に24年が経とうとしておりますが、実は一番ヶ瀬先生は学会を作ることは当初反対していました。それは学会に対するちょっとした失望といいますか、学会では新しい風を起こすことは難しいのではないかと考えていたように推察します。一番ヶ瀬先生が最初に言い出したのは、「福祉文化フォーラム」というようなイメージでした。市民活動の空気感を出して、様々な民間人も引き寄せ、エネルギッシュに進めたいといったお気持ちもあったようです。しかしながら、私の父を始め、他の民間の人たちは、学会にほのかな憧れを持っていたようで、先生の思いを大きく180度変えてしまい「学会」としてスタートを切ることになったということが実情です。

その様に学会設立に向けて、一番ヶ瀬先生が、私に宿題を出しました。「これからの福祉は、福祉の専門家だけで専売特許のようにやっていく時代ではなく、福祉以外の専門家をどれだけ引き寄せることができるかということが鍵になってくる。福祉以外の専門家を50人集めなさい。」



多田元事務局長

と言われました。一方、一番ヶ瀬先生は福祉の専門家を50人集め、合わせて100人で日本女子大の成瀬記念講堂で発起人大会をやるということになりました。

私は当初、その意図が分かりませんでした。いろいろと尋ねてみたのですが、先生のご性格でしょうか、あまり細かく言わないのです。「あなたが良いと思った人だったら誰でも良いわよ。」とおっしゃるだけでした。それで、しょうがないので音楽家だとかファッションデザイナー、児童文学作家とか、ありとあらゆる人たちを誘って50人集めました。一番ヶ瀬先生は社会福祉協議会の関係者ですとか、老人ホームの施設長とか、大学の福祉研究者など、幅広い人脈をもとに魅力ある方々を募っていらっしゃいました。

そして、最初に一番ヶ瀬先生が行った仕事は何かということ、実は「人事」なのです。「私は言い出しっぺだから、責任を取って当面は会長をやるわ。」ということになり、さらに、「副会長はもう2人心に決めている人がいるの。」って言うんです。それは研究者ではなく、1人は現場の人、1人は福祉以外の専門家だったのです。白羽の矢が立ったのが、こちらの藺田さん。当時、日本レクリエーション協会の主任研究員だったと思います。さらに、その当時から、新しい風を起こしていた特別養護老人ホームさくら苑の施設長であった桜井さんでした。それで、早速、副会長就任のお願いにお二人のところに伺いました。桜井さんは老人ホーム内に大型犬を飼っていたり、近所の子どもたちが遊びに来るようにおもちゃ美術館を館内につくるといった新しい形の福祉現場を目指されていました。また、当時「余暇生活」の研究と人材養成にも力を入れていらっしゃった藺田さんに、お電話をかけたとき「千駄ヶ谷駅を降りて、右のほうにいちょうの木を23本数えると日本レクリエーション協会の看板があるから」と説明され、なるほど、こういう遊び心がある方に副会長になってもらうことに意味があるんだろうなってことをいまだに鮮明に覚えています。

そのようなユニークな人事に着手したことで、福祉文化学会の幕開けとなったのです。保育や幼児教育、児童文化という領域で生きていこうと思っていた私が、こうして高齢者福祉や障害者福祉にも関わっているのは、一番ヶ瀬先生とお会いすることで、大きな節目になっていることは確かです。

社会福祉界を超越して広がる「福祉文化」への思い

島田 はい。ありがとうございます。今のはまだ自己紹介でございます。(一同笑い)

4人の方のお話の中にも一番ヶ瀬前会長が大事になされたもののキーワードが出てきました。それが現場であったり、暮らしであったり、民間人であったり、あるいは福祉以外の専門家であったり。それはもちろん福祉の専門家も大事にするという前提の下ですけど。随分あとのほうですけども、私が現場セミナーに参加させていただいて感じたのは、参加している人たちと食べたり飲んだり、おしゃべりする時間と



島田副会長

いうこともとてもとても大事にしていた。

それでここからは、前会長がおっしゃったこと、あるいはその行動。どんなものを大切に思い、行動し、というようなことを中心に、その思想性とか、生き方とかをご披露していただけたらと思います。

座談会ですので、あまり順番を決めずとは思っておりますが、一番最初、お酒のエピソードがあるというお話は聞いておりますので、では、河畠さんからお願いいたします。

河畠 一番ヶ瀬先生が日本酒をお好きなのはもう皆さんよくご存じですね。この間の椿山荘での懇話会でも日本酒で献杯しました。日本女子大の田端先生が代表発起人でしたけど、日本酒であえて献杯というほど、一番ヶ瀬先生はアルコールの中で一番好きなのが日本酒だったと思います。

私が一番ヶ瀬先生と親交を深めたのは90年代の初めですが、実は愛知県にある愛知みずほ大学という大学の開学に向けていろいろな方と会っていた時です。社会福祉の世界にはいろいろな山脈がありまして、なんとか山、なんとか山。一番ヶ瀬山脈も1つの山脈でした。一番ヶ瀬先生を日本女子大にお訪ねしたら、大変に喜ばれました。「それじゃあ来週いらっしゃい。来週はひとつお酒を酌み交わしながらお話ししましょう。」とおっしゃいました。私はもう、一番ヶ瀬先生と2人で差しつ差されつと思ったわけです。で、いさんで行きまして、日本女子大の裏にあるござっぱりとした日本料理屋に案内されました。残念なことにもう1人女性がいて（笑）、3人でこれからの高齢化社会に向けての大学作りということをお話したわけです。

高齢化社会に向けては、一番ヶ瀬先生とは非常によく話し合いました。その中でできた本が実はこの「福祉の心」という本です。これは高校生向けに、一番ヶ瀬先生が書いた本なのですが、最後のほうに先生が書いている言葉がありますので、ちょっと読ませていただきます。

「日本はこの21世紀は平和であると共に、福祉をいかに進めていくかということが大きな課題であるように思います。また、福祉を高めていくことが平和への思いを深めていくことにつながるのだと思います。それだけに、若い（これ読者のことですが）あなた方に私たちの時代にやれたこと、まだまだ足りないことをお伝えしたいと思ってこの本を書きました。」ということです。

比較的易しい本です。これは一番ヶ瀬先生の著作集を出している旬報社というところを出しているんですね。一番ヶ瀬先生はそういうふうにお酒飲みながらも、これからの福祉ということについていろいろと話してくれたわけです。私はその後度々一番ヶ瀬先生とテーブルを囲むことがございました。そんな席で実は、自伝を書いてください、と言ったこともあります。残念なことには一番ヶ瀬先生は自分史は書いていらっしゃらないですね。この本では、少女時代のこと、乗馬や馬との付き合いのこと、大学1年生の時は映画が大好きで、学校をさぼってよく映画に行ったとか、そういった一面もかなり書かれています。まあ高校生向けとは言いながら、非常に自伝的な色合いも濃い。私はこれは自伝ですねっていうようなことを言ったら、「いや、これはまだ自伝じゃない。」と（笑）おっしゃいました。本当はもっと自分の生涯で書き残したいことがある

ので、自伝ではないんだとおっしゃったのだらうと思います。いずれ自分史を書きたいと思っているようなことはおっしゃっていました。というのは、自分史というのは90年代から2000年代にかけて非常に流行（はや）って、それを先生は自己実現の一つとして非常にお勧めになっていた。そういうお人でもあったわけですから。今日、自伝ないしは自分史を残さないまま逝った一番ヶ瀬先生、本当に残念だなあ、もっといろいろ聞いておけばよかったなあとは思っております。

島田 蘭田先生。はい、どうぞ。

蘭田 お酒に関連して一番ヶ瀬先生の酒豪ぶりを二三、紹介しておきたいんですが。皆さんも交流会なんかで一緒にお飲みになったことがあると思うんですけど。アジアに二、三度出掛けられていますね。中国、韓国、モンゴルと。どこに行っても必ず宴会があつて、そこで向こうの偉い人と、こちらは一番ヶ瀬先生がトップですから、乾杯するわけですよ。この乾杯ですが、中国なんか、あの強いマオタイみたいな酒をキュッと飲んで見せあわなくちゃいけないんですね。全部飲んで盃を見せなくちゃいけない。そういう時に絶対に負けなかったね。（一同笑い）

会長として、どこでもしっかり、相手の会長さんとわたり合つて一歩も引かず。特にモンゴルに行った時ですが、モンゴルには馬乳酒っていう不思議なお酒があつて、これは下手に飲むと大変なことになります。下痢をするんですよ。それをかなり飲んでいらした。あとどうなったのかわりません。それは聞けなかったんです。ともかくお酒がお好きだった。これをちょっと福祉文化的に解釈すると、お酒の文化っていうのは日本では男性文化なんですよ。昔はですよ。一番ヶ瀬先生の世代の女性で男と対等にお酒が飲めるっていうのはすごいことです。つまり、そういう男性文化をも体現していられたということ。実は女性も飲める人は飲めるんですよ。女性のほうが実は強いと思いますね。しかし、女性は飲まないことになっているわけね。これが文化っていうものですよ。そういう日本の酒文化を破壊しようとした・・・・ということもないかもしれない（笑）、ただ酒がお好きだっただけかもしれないけど。でも、そういうところに一番ヶ瀬先生の姿勢が見えるんじゃないでしょうか。それから今、自伝のことを河畠先生がおっしゃいましたが、その点では、はい、多田さん、以下どうぞ。

多田 中央法規出版の「福祉文化ライブラリー」全16巻は、福祉文化学会が初めて出した刊行物ですが、第1巻『福祉を拓き、文化を創る』のタイトルは一番ヶ瀬先生ご自身がコピーライトしたのですが、この「拓く」という言葉は、開閉の「開」じゃなくて、開拓の「拓」にしてほしいと、強く主張していたことは良く覚えています。35頁を開きますと、一番ヶ瀬先生の5歳の時の写真とか、台湾での女学校の3年の時の愛馬「松山号」にまたがっている写真ですとか、それと、鐘ヶ淵紡績の寮母の時代の写真などがあります。やはり自伝は確かに書かれなかったけども、時々ポロツ、ポロツと情報開示をなさるんですね。それは例えば新幹線の車中だったりとか、飛行機の機内であつたりと、多くの興味深いエピソードを情報開示して下さいました。

例えば、私がとても面白かったのが、三島由紀夫と許婚だったのではないかという話。これは誰もが聞いたかったんですが、怖くて聞けなかったんですね。怖くて聞けないことは事務局長のお前が聞けっというので、思い切って、聞いたことがありました。そうしたら、「それは嘘じゃない。」とおっしゃいました。三島由紀夫の父親と一番ヶ瀬先生の父親が知己の仲で、「お前んとこの娘はもらったぞ。」、のような話が酒の席であつたらしいのです。でも、「私はあんな男は大っ嫌いよ。」と、はっきりとおっしゃっていましたね。また、鐘ヶ淵紡績の寮母になられたときのお話も迫力がありました。これは一番ヶ瀬先生の人生の転機になる、かなり大きな事実のようです。鐘ヶ淵、今のカネボウが、企業の寮母であっても、日本女子大の優秀な女性に寮母になっていただきたいと言って、日本女子大に求人がかかります。日本女子大が白羽の矢を立てたのが一番ヶ瀬先生なんですね。その時はすでに九州の佐世保で学校教員をなさっていたんですが、そこをあっさりと辞職して、鐘ヶ淵の紡績工場に行くんですね。それで、鐘ヶ淵紡績の期待に大きく応えたようです。ここの女工さんたちに、教養講座を開いたり、ピクニックや、レクリエーションに行ったりと、かなりの活躍をなさったようですが、実は期待に応え過ぎて、やり過ぎてしまったようです。「いかにあなたたちは利益を搾取されているか。」ということをややこしくやっつけてしまって、当時の鐘ヶ淵紡績の人事部長からクビを言い渡されてしまいました。その人事部長は後の社長になられた方なのですが、驚くなかれ、このエピソードが城山三郎の経済小説にも残っております。小説の中では、厳しい決定を言い渡した人事部長に一番ヶ瀬先生は恋をしていたと綴られているのですが、「そんなのうそよ。城山三郎が勝手に面白おかしく書いてしまったのよ。」と、かなり真顔でおっしゃっていました。話が変なほうにドンドン進んでいますので、この辺でやめておきましょう。

島田 桜井さんいかがですか。

桜井 ちょっとエピソードに属するかもしれませんが、私の施設では、動物が入っていたんですね。ヒューマン・アニマル・ボンドっていわれていたんですね。1984年に日本に入ってきたんですけど、私のところで、ラブラドルレトリバーがいます。さくら苑に、先生が2度ほど来てくださった機会があったんです。さくら苑で動物たちを見られた故かどうか分かりませんが、先生が真っ黒の20数キロあるラブラドルレトリバーを田園調布のお家で飼っておられたんです。身近に動物をっというお考えだったと思うんです。けど程なく、その犬がちょっと手に負えないんで（笑）、なんとかなりませんかっという話が私のほうにきまして。大変お忙しいし、犬は大きいもんですから、散歩も1日1時間以上しないと、元気一杯のオスでしたから。もう体力凛々りんりんなんですよ。ですからとても手に負えなくなったんじゃないかって思います。それで私が行きまして引き取って来ました。さくら苑でしばらくいたんですけど、本当に元気な、個性豊かな子でした。その後私の友人でぜひ欲しいっという方のところへ行きました。そこでとても可愛がられていました。

それからもう一つ、先生には女性を感じないっということが出てきたりしましたけども。おし

やれであったのも事実ではないかなあと思うんですね。和服の生地で洋服を仕立てられて、それをよく着ていらっしやったのを、私は時々見ていました。非常におしゃれでセンスがとてもおありだと思えます。

東京の美容を教えている学校の校長先生とお友達だったようなんです。その方を紹介してくださいまして。お化粧とか、それがそのうちにお化粧だけじゃなくって、和服のファッションショーをお年の方々にしてやったらどうですかという話になりまして、その時に私も驚いちゃったんですけど。その和服のファッションショーという発想も意外性いっぱいでした。京都のほうから和服の着付けを研究している方々も何人も来て。そしてお化粧と和服の着付けが一緒になったファッションショーが実現しちゃったんですよね。それで、84歳の方が、振り袖を着たりして、なんとも言えない、若やいだってというか、華やかかっていうのか、本当に女としてこの晴れの舞台に立って、若い職員にエスコートされて、舞台に出て行って。そういう一面を見たりしまして。先生の中では先ほどの馬場先生とか河東田会長さんのお話にも出て来ましたが、一人の人が生き生きと、生きてほしいんだってという思いがすごくあって、おしゃれ、お化粧、和服、ずっと行ってファッションショーとか。そういう風につながっていったと思うんです。そういう面では先生ご自身もおしゃれが大好きだった。美しいことがとっても好きだったってことがあったのかなと思ったりしております。

一番ヶ瀬先生の生涯をぜひ本に！！

河畠 鐘ヶ淵紡績のことで思い出したことがあるのです。あれは長野県の丸子にある工場です。その時の私の感じでは係長さんだった男性の話ですね。その方は、その後にカネボウの社長になり、日航の社長になった方ですけども。一番ヶ瀬先生は丸子では夜間学校での先生をしていて、女子工員といろいろと交流もありました。

ところで、この間の椿山荘での追悼の集いの時に、音楽で唯一かかっていたのが、「あざみの歌」なんですね。「あざみの歌」っていうのは昭和23年の流行歌です。そのころ20代の若さだった一番ヶ瀬さんが、そのあざみの歌に非常に強い感銘と感動を受けたということもあります。

いずれは5年とは言わず、10年かもっとあとかもしれないけど、「正伝一番ヶ瀬康子」というような本が出るだろうと思いますね。皆さんの中でも一番ヶ瀬先生の伝記に挑戦してみようという方はいらっしゃらないでしょうか。私はもう77歳の喜寿ですから、とてもそういう仕事はできませんけれども、今30代、40代の方でしたら、5年か6年、材料集めて、ぜひ一番ヶ瀬康子の生涯を一冊の本にまとめてほしいなと期待します。その第三部ぐらいには、60代から70代にかけては、やはり福祉文化ということが大きなテーマとして出てくるだろうと思っております。一番ヶ瀬先生は、社会福祉学をずっと長い間続けておられて、その社会福祉学の研究者の世界に対する1つの失望感というものを漏らしておられました。政策や制度の研究、それは大変大事なことですけれども、福祉関連の領域の人たちはそれ以外の世界の人とはなかなか混じり合おうとしないというところが、一番ヶ瀬先生にとっては非常に不満だったのではないかと思います。

す。その思いが福祉文化学会、あるいは福祉文化ということにも結びついて、そして晩年の大きなテーマとなさったのではないか、と思います。

島田 蘭田さんどうぞ。

蘭田 伝記の話が出てきているので、本当にどなたか「一番ヶ瀬康子の生涯」という、鬼龍院花子みたいな感じですけど、書くと面白いと思うんですね。一番ヶ瀬先生は客観的に見ると上流階級の、つまりお父さんは高級官僚でしょ。台湾の高官でいられた。三島由紀夫のお父さんも高級官僚だからそういう話もあったわけで。つまり、明治、大正、昭和の日本の上層階級の娘さんが、どういう生き方をしたかという話になります。上流階級だから教育はしっかり受けます、女子大に行って。しかも自由奔放に生きて、結構おてんばだったんじゃないかと思うんです。先ほど、馬に乗っている写真が紹介されましたけど、モンゴルに行った時に、馬乳酒もそうなんですけど、「私、馬に乗りたい。」っておっしゃるわけね。それで、一緒に馬に乗ったんです。モンゴルの馬は背が低いから私みたいに足が短くても乗りやすいんですけど。一番ヶ瀬先生はヒラリとまたがって、タッタタって。「私一時乗馬やったのよ。」っていうことで、とても楽しそうでした。そういうおてんば娘がスポーツも含めいろんなことやって、そして今伺って私も初めて知りたけど、鐘紡に入って社会正義というものにしっかり目覚めて、世の中おかしいじゃないかっていうことをおっしゃって、それが福祉に進む原動力になったわけですね。

その戦争期の、先生が30代ぐらいの辺りにはきっともっと面白い話があると思うんですよ。私、本来文学部でノンフィクションにも親しんでいたもので、もう少し若かったら、面白おかしく書くんだけどなあ。もう無理ですから、ぜひ皆さん、それを受け継いでやってほしいと思います。そういう一番ヶ瀬先生の個人的な生き方というか、その生活の中から出てくる思想みたいなものも、これからの福祉文化研究と無縁じゃないでしょう。一つのテーマとして追求して行ってほしいと思います。

多田 関連することで2点ほど付け加えてよろしいでしょうか。現代の学生の就活を考えますと、あまり積極的に選ぶ進路ではないような気がしたので、どうして鐘ヶ淵紡績の寮母に志願したのかと、一度お聞きしたことがあります。先生は、「勉強がしたかった。」と、おっしゃるのです。一番ヶ瀬先生の人生の中で、様々な環境で学ぶことは先生独特の「生涯学習」みたいなところが、一本背骨のように貫かれていたんじゃないかなということは、かなり強く感じます。収入を得るために寮母になったのではなくて、生涯学習として、勉強したかったから鐘ヶ淵に飛び込んだんじゃないかを感じるんですね。2つ目は、桜井さんが、実はおしゃれなんだということを言っていて、ちょっとピンと来たことがありました。初めて一番ヶ瀬先生がNHKの福祉番組に出られた時の話を私にしてくださったことがあります。初めてテレビに出るんだから、女性のたしなみとして、少々おしゃれをして出たいと言って、ネックレスをなさって出演されたようです。そうしましたら、番組が終わってからNHKに、5～6本苦情の電話がかかってきたというんです。

「あの研究者は何事だ。」と、「福祉を志しているのに、おしゃれをしていた。」という苦情だったようですね。あまり気になさらない豪快なタイプかと思いきや、一番ヶ瀬先生、ちょっとトラウマになっていたのではないかというような感じを私は受けました。

なぜ福祉を志すとおしゃれしちゃいけないのか。なぜ福祉の仕事しているとおなか抱えて笑ってはいけないのか。どうして冗談の一つも言えないのか。このようなトラウマが、様々なストレスが、一番ヶ瀬先生のお腹の中に溜まりに溜まって、その発散のエネルギーが、「福祉文化学会」だったのではないかと今振り返ると思えてなりません。

島田 一番ヶ瀬前会長を直接ご存じない方にもその人物像が大分結ばれてきましたでしょうか。いろんな側面、お持ちのようですね。人間はどう生きるべきかというか、そういうところから暮らしたとか、生きるとかいろんなことを大事になさったり、反権力的な思想を持ったりとか、いろいろあったのだと思うんです。少し元に戻りますが、着物のファッションショーみたいなものを思い付くという発想の柔軟性ですね。福祉の枠だけに、狭いところに閉じこもらないっていうのも、なんだかその発想の柔軟性、あるいはそれはお人柄の柔軟性なのかもしれないんですけど、そういうところも背景にあったような気もするんですが、その辺のことって何かお感じになったことはないですか。

桜井 先ほど私が話をさせてもらったんですが、施設に先生が来られて、苑長室でお話をさせていただく機会もあって。私の記憶に間違いなければ、窓辺で外の景色を眺めながらの時で、福祉文化学会が始まって、すぐ後のことだったんですけど。その当時、日本の経済が最高潮で社会の意識も非常に高揚していた時期であったと思うんですね。その後、バブルが崩壊して、失われた20年に入っていくわけです。その前だったと思うんですけど、私も先生と2人で窓辺で話させていただく、私にとってはドキドキする感動の日だったんです。私の記憶に間違いがなければ「イギリスのチャーチルが言ったんだよね。」って話しなされたんですね。「ここにお年寄りの方って大勢いらっしゃいますよね。その一人ひとりが幸せなことにならないと本当の福祉国家じゃないんだよね。」って言うておられたんですね。だから老人ホームの中で暮らす一人ひとりが今どうなのかが非常に気になっておられるところを強く強く感じましたね。そのころは一般にオムツはずしだとか、離床だとか、施設カットとかですね。おばあちゃんの髪が短くカットされちゃうんですね。手入れが楽なようにって。そういう人たちが大勢いると、先生はそういうのを見るとつらかったんじゃないですかね。これは違うよなど。もっと女性は女性らしくなきゃって。そういう思いを非常に強くお持ちだったんじゃないかなってことを、思い出したりするんですね。

それから、その前後ですけど、先生の口から、私が聞いたのは、「福祉のことを勉強してきた人たちだけでは現場は変わらないのよね。」というようなことも言うておられました。そこが現場と研究学術、相互の切磋琢磨、そういうことをすごく先生が意図しているって感じたことがありました。

島田 どうぞ。

多田 お忙しい方なので、どこかの会議室とか応接室で向かい合って会議するってことが、事務局長としてなかなか難しい問題でした。それで、新幹線の車中で話し合いをすとか、飛行機で相談させていただくとか、一番ヶ瀬先生の仕事の隙間隙間で会合を持たせていただきました。今でも忘れないのは、名古屋から東京に戻るのに、時間がないので、一番ヶ瀬先生と私とで、指定席も取れずに、ポンッと飛び乗ってしまったことがあったんですね。お元気といっても70歳を超えるご高齢の一番ヶ瀬先生ですから、座れるところを確保しなくてはいけないと思ったら、「こういう時はビュッフェに行けばいいのよ。」っておっしゃって、2人でビュッフェへ向かって、一番ヶ瀬先生はすぐにビールを頼んでいましたね。ビュッフェでは、一般的には大体15分~20分ぐらいの滞在だと思うのですが、そこで一番ヶ瀬先生の名講義が始まったのです。これは先ほどの元事務局長の馬場さんが、福祉教育の世界には歴史がないと一番ヶ瀬先生がご指摘なさっていたと述懐していましたが、福祉の世界の歴史上の人物に焦点を当てた話に力を入れていらっしゃいました。2時間かけてずっと福祉人物史なんです。「歴史」がないっていう中でも特に「福祉人物史」ここを押さえなきゃいけないと力説なさっていたことを思い出します。明治、大正、昭和の初めの頃には、多くの「福祉文化人」みたいな方がたくさんいたと。こういうところが抜け落ちて、私たちはすぐヨーロッパの福祉とか、どこかの福祉先進国の話題に目を向けてしまいがちであると指摘されていました。

あともう一つのエピソードはやっぱり福祉以外の専門家を学会に、どんどん入会いただかなければいけないということを少々焦り気味におっしゃったことがあったんです。

一度、音楽家の方5人と一番ヶ瀬先生と一緒に、特別養護老人ホームに行きました。そうしたら特養のほうも一番ヶ瀬先生までいらっしゃるってことで、食堂でお年寄りたちが車座になって、両手に鈴を持って、童謡唱歌を歌っていたんですね。そうしましたら、1人だけ全然やる気のないお婆さんがいて全然歌わないんですよ。視線はうつろで、俯いてしまっているんです。私はいろいろなところで、レクリエーションやアクティビティの活動をかなり多くの現場で見ましたので、やる気のないお年寄りがいるっていうのは、あまり気にもしていなかったんですね。ところが、一番ヶ瀬先生は気にしているんですね。「あの方、もしかすると、他に歌いたい歌があるんじゃないかしら。」とか言っているんですね。そうしたら、一番ヶ瀬先生のそのお声を聞いて、音楽家の方が、そのお年寄りのほうに近寄って「何か好きな歌がございますか。」って、本当に聞いたんです。そうしたら、そのお婆ちゃんが、びっくりすることに、「枯れ葉」って言ったんですね。「私、枯れ葉は十八番ですから。」とか言って、ピアノに座って、名演奏が始まりました。食堂が一瞬のうちにリサイタル会場に変わりましたね。そして、お婆ちゃんはスッと立ち上がり、何と歌い出したんです。しかもフランス語で歌い出した。手なんかも高々と上がっているんです。するとたまたま週に1回来ていた作業療法士が「このおばあちゃんと2年付き合ってますが、右手が肩より上に上がったのを初めて見ました。」と言って、自分の作業療法の無力さを感じていました。さらに一番ヶ瀬先生が、「何かお若いころになさっていたんですか。」

と尋ねましたら、「私は戦前、銀座でシャンソン歌手をしていました。」と、凜と答えていらっしやいました。そういう凜としたおばあちゃんが一番ヶ瀬先生は結構好きですね。

「福祉文化」の定義は、柔軟性・多様性を持って考えよう

島田 いいところのお嬢さんで育った方だから、自分がああだったら嫌だなんて思う。つまり、施設で全員刈り上げになっちゃうっていうのがおしゃれじゃなくて嫌だなあという考えもあります。でも、下を向いている方がいれば、何かほかに歌いたいものがあるんじゃないか、って思える。やる気がないとか、協調性がないと思うのではなくって、ほかにあるっていうふうに感じられる、考えられるっていうのはやっぱりすごいんじゃないかと思いますね。そういうふうで発想するから、多分そんなことをものすごくたくさん、いろんなところで巻き起こしていらっしやったのではないかと思うんですけども。ほかにご存じですか。はい。藺田さんどうぞ。

藺田 少し学会風に語りますと、ポイントは柔軟性ですよ。さっきもちょっと言ったように、放送大学でテレビを始めるといって、それまでやっていた「余暇生活論」を全部書き換えたんです。その時に、余暇生活論と言っても残念ながら日本では余暇論が定着してないから、これまでに書かれたものってあまりないわけです。そこで一番ヶ瀬先生に、どういうふうに書いたらいいんでしょうかって相談をしたわけですが、先生、そういうところはすごい気楽なのね、「あなたが好きなように書けばいいのよ。」なんておっしゃる。柔軟性というのか、いい加減というのかよく分かんないけど。(一同笑い)

まあ確かに、これまでにあるものに依拠してじゃなくて、新しいテーマを自由に発想しなくちゃしょうがないんじゃないか、という懐の深さみたいなものはすごい感じました。だから、一番ヶ瀬先生は「福祉文化」についても、こうだと決めちゃうっていうのはどうも好きじゃなかったし、そういうやり方にはしたらなかったっていうように私は思うんです。みんながいろいろと考えていることの総体が「福祉文化」だということでもいいんじゃないか。そういう柔軟性はぜひこれからも引き継いでいってほしいと思います。もちろん、厳密に、河東田先生のようにしっかり考えるというところも一面は必要なんだけど、できるだけフィールドを広く取って、ドンドンいろんなものに越境する、越境っていうのも一番ヶ瀬先生の1つのキーワードなんですね。越えて行っちゃうんですよ、福祉施設を越えて、地域へ出て行く。福祉の領域を越えて、教育、医療、あるいはまちづくり、政治へとつないでいく。専門性っていうのは越えちゃあいけない枠が強くなり過ぎる傾向があります。それを揺るがすために、社会福祉学会の硬直性を問題にして、その枠を越えるために福祉文化学会を作ったんだということが見えてきたと思うんです。そういう越境する精神と柔軟性をぜひ私たちは受け継いでいきたいと思います。

島田 河島さん、どうぞ。

河畠 話が「福祉文化」というところになって参りましたので、一言申し上げたいと思います。先ほど来、馬場元事務局長や河東田会長が「福祉文化」についていろいろと述べられたのですが、それぞれもっともだと思っています。私自身は、最近実は、「ケアと福祉文化」という短い原稿を大橋謙策先生が責任編集される講座「ケア」（ミネルヴァ書房刊の予定）から頼まれて書いたもので、いろいろ考える機会があったのです。東日本大震災以降、「福祉文化」というものがキチッと生かされているとはとても思えない状況が東北には本当に広がっているわけです。一番ヶ瀬先生にも話したこともあるのですが、ほんの短い時間だったのですが、私は言いました。「児童文化」って皆さん、何か定義というのがあるとお思いでしょうか。実は、「児童文化」の定義はないのです。「児童文化」というコトバは鈴木三重吉の「赤い鳥」っていう雑誌が出されて以来、あの頃からだんだん生まれて来て、生活綴方運動っていうのがまた昭和の初めにできた。そのころ「児童文化」というコトバは定着したのですけどもね。今日に至るまで「児童文化」っていうのはなかなか定義付けがない。もちろん児童にまつわる文化っていうことではありますけども、インターネットでちょっと引いてみて下さい。これは日本独自の言葉だということも書いてありますし、その「児童文化」っていうコトバができてから何十年も経つのですけれども、まだその定義もない。定義もないまま児童文化学科という学科が大学にもありますね。

それからもう一つ、「生活文化」というコトバも定義がないのです。「生活文化」っていうコトバは、戦後、ちょっと若い方には分からないかもしれませんが、進駐軍ですね、アメリカ占領軍が来たころ、「生活文化」っていうコトバが日本社会で広がりました。一橋大学の南博教授が生活文化研究所を作って、いろいろな文章を書いておられます。「生活文化事典」という本も出しておられます。これもやっぱり、もう60年にもなるのですが、定義という定義はありません。生活自体が非常に広がっています。昭和20年代に考えられた生活っていうのと、今日考えている生活というのは全然違います。人権に関しても、昭和20年代に考えられた人権と、今日、個人情報を大事にしようとか、いろいろ基本的人権を大事にしようという人権の範囲も相当変わってきているわけです。そういう意味で「生活文化」という内容も、私たちの生活が広がれば広がるほど、そして家族自体がいろいろと独立して、親子が対等の大人として付き合うようになる部分も多くなってきたりすると、やはり生活自体も非常に変わっていく。ということは昭和20年代は一つ屋根の下にみんな家族が暮らしていた。日本人社会がまだ貧しかったという言い方もできますけれど。そういう時代の「生活」と今日の考えられる「生活」は随分違いますね。

以上は一例ですが、「福祉文化」っていうのを何か一言で当てはめようとする、なかなか難しい。とらえたと思ったらすぐ逃げ水のように向こうに行ってしまう。その福祉も変わっていかなくちゃいけない。そして文化もドンドン変わっていく。ということで、私としては、最近つくづく思うのですが、定義というのは、全部覆いかぶさってカバーできるようなものはなかなかない、ということです。これについて一番ヶ瀬先生にちょっと話したこともありましたが。これは死にゆく老人として、そろそろ皆さんに言っておきたいな、とふと思ったものですから言うわけです。「福祉文化」というコトバによって、それぞれの場所で、先ほど来いろいろお話しされて

いるように、自分に対する1つのエネルギーですね。エネルギーとなって、自分が活動している日々の、あるいは日常レベルの文化活動にエネルギーとなってつながっていけば、それはそれでよろしいのではないのでしょうか。あまり統一的に何かを決めることはないのではないかと思いますようになってきました。

「福祉文化」は楕円構造で広がり

島田 桜井さんどうぞ。私もお伺いしたかったです。(笑)

桜井 「福祉文化」の定義は、私はちょっと苦手というのか、とても手に負えないですけど。今のお話とか、それから藺田先生が言っておられた領域を超えていくとか、柔軟性とかって、その中から私自身がイメージするのは、福祉文化学会っていうのは楕円(だえん)構造で非常に柔軟で、領域をどんどん超えてくってというイメージを持つんですね。それは、そもそもの一番最初のところが、一番ヶ瀬先生と多田信作先生の、おもちゃですよ。おもちゃというのは、子どもだけでなく、お年寄りからすべての人がおもちゃを使ってコミュニケーションをして、生活を豊かにしていくそういう発想があったと思うんです。結局福祉というのは、救貧から始まってずっと発展があって、最初私は、おもちゃと福祉って、その融合できることがちょっとイメージがわからなかったんですけど。先生の中では、単に特別な人たちに対する云々じゃないものにもなったと思うんですね。そこで、コミュニケーションとか、レクリエーションとか、余暇の部分は最初から出てたんですね。その時に私が思い出すのは、一番最初の頃に「60歳で定年過ぎると、男は大体何していいか分からなくなっちゃうんじゃないですか。それって問題ですよ。」って、熱く先生が言っておられたんですよ。ですから、何か特別なところに何かがあるんじゃないで、すべての人っていうんですかね、領域が固定されてないっていうか、いくらでも展開していく豊かさ柔軟性と、伸びていくエネルギー、そういうものがどこから出てきたかっていうと、楕円構造のようなものとかね、2つの点がお互いに作用し合って次から次に何か生まれてくるっていう。ただ1つの求心的なものが真ん中にあるということではない、もっと多様性に富んだっていうんですかね。そういうのがもともと多田先生と、多田先生のお父様と、一番ヶ瀬先生の出会いの中で、最初のところであったのかなっていう、そんな感じがしております。

島田 どうぞ。

藺田 今、楕円構造とおっしゃっていただいたので、「福祉」と「文化」をそれぞれ焦点とする楕円であるというふうに、ゆるやかに考えていくのがいいと私も思います。定義の問題がいつも出てくるので、私は多少もうんざりしているんです。定義っていうのは、目的ではなくて手段なんだと思うんです。何のために定義をするかという、ある定義を立てて概念を整理した上で、こういう研究、こういう調査をしてみるとこういうことが分かる。あるいは、そういうふう

に定義した上で、あるアクションを起こしてみると効果がある、あるいはない。つまり定義とは出発点だと思うんです。ところが、あんまり厳密に定義、定義と考えると、馬場さんみたいに何年たっても定義をやっておいでの特異な方もいらっしゃるんですが、定義が目的化してしまう。やっと定義が出来上がったら、はい、おしまいとなりがちです。これではしょうがないわけで、定義で長談義をするぐらいなら、ごくゆるやかな楕円的な定義でいいわけで、それよりも今現実が起こっていることを見つめたい。私の考える「福祉文化」というのは「福祉を文化の眼鏡で見る」ということなんです。つまり、「福祉文化」という一つの言葉にしない。「福祉文化研究」というのは、「福祉文化」なるものが何かあるんじゃないかっていうことを研究するんじゃないで、福祉の「文化研究」なんだと思うんです。だから、福祉の領域にあるものはなんでも対象になる。それを、文化研究だから文化的な視点で批判すること。文化としていいのか悪いのか、あるいはそのいいか悪いかの背後にあるものは何なのか、というようなことを具体的に検討し批判すること。私は何か抽象的なことばかり申し上げるようですが、いつも頭にあるのは、例えば、デイサービスのプログラムなんです。いわゆるレクリエーション、アクティビティとも呼ばれていますが、その内容についてよく批判を受けますよね。例えば、いい大人に塗り絵なんか描かせていいのか、という意見はよく聞きますね。じゃあ、どうしたらいいんだ？って。そこに問題があるわけです。考えてみると、いい大人に塗り絵なんか描かせなきゃいけない「福祉文化」のある状況ってというのは、塗り絵以外のことをする時間、経費、スタッフがいないから、という外側の条件に規定されているじゃないですか。もし、デイサービスのレクリエーションをもっと豊かにしようと思ったら、プログラムだけでなく、介護保険がレクリエーションにちゃんと支払いをしてくれるように、あるいはそういう予算がどこからかちゃんと出てくるような、いわば経済的な、あるいは空間的、用具的な条件が整備されなければならない。そういう方向へ問題を切り開いていくべきだと思うんです。だから、福祉文化学会は、いろいろな福祉現場の問題点を文化的視点で批判し、告発し続けてほしい。福祉文化を見事に定義して安心しちゃうんじゃないで、定義はともかく簡単にして、むしろそこから見える問題をこそ、追求していかなくちゃいけない。問題はたくさんあるはず。日本の福祉は、一番ヶ瀬先生がいつもおっしゃっていたように、とても「まだまだ」なんです。決してもうおしまいじゃなくて、むしろこれから開拓していかなくちゃいけない領域だと思うんです。

そういう方向で考えると、「福祉文化」っていうのは一つの「ものさし」だと思うんです。文化の程度を測る「ものさし」です。文化というものが何か価値ある実体であるように考えるのはかなり古典的な文化論なんです。今最も先端的な文化論は、文化はイデオロギーだっていうわけですよ。文化っていうのは、一見美しく見えるけれども、誰か権力者がみんなを動かすための装置にすぎない、そう主張する「カルチュラル・スタディーズ」と言われる研究方法が文化社会学の主流になっているでしょう。そういう主張に全部付き合う必要はないと思いますけれども、文化っていうのをおめでたく、いいことばかりに考えないで、文化の背後にあるものを少しやらしく見据える。研究者っていうのはそういう少しやらしいところがなくちゃいけない。実践家はもっとのびのびしていいと思います。福祉文化学会も楕円のようなものですね。研究者

と実践家っていう2つの焦点があって、どっちも中心じゃないわけだ。どっちが偉いわけでもない。それも一番ヶ瀬先生がおっしゃっていたことだと思うんですね。実践と研究の融合なんていうのは、ちょっと予定調和的で、いいと思わないんです。実践と研究はやっぱり違うんですよ。相互に批判していくべきもの。実践は研究を批判し、研究は実践を批判する。2つの焦点があって、そしてワイワイとやっているうちにことが動いていくんだと思うんです。

そういう意味で定義論はそこそこにしましょうよ。そしてむしろ、我々が今何を問われているか考えましょう。具体的に申し上げれば、例えば障害者の自立支援法の問題があります。あれは民主党政権は廃止するって約束した。ところが、今年の夏前でしたか、改正が行われて、名前だけ総合支援法になったけど、中身は何も変わっちゃいないですよ。自立支援法について言われていた問題、「障害程度区分」も1割負担の問題も。制度改革推進会議の「骨格提言」というのが出ましたが、そこに書いてあるようなことは何一つ盛り込まれていない。でも、変えた、名前だけ変えたんですよ。これこそ官僚主義の最たるものですね。官僚の知恵。福祉文化学会がやるべきことは、文化的な視点から、障害者がどういうふう生きていくのが望ましいのか考える。障害者の文化というところから見れば、言うべきことは我々にいろいろあるじゃないですか。単純に生活保障ではない、障害のある人たちが地域でいきいきと生きていくための文化的な支援として、一体何が必要なのかっていうことを福祉文化学会だからこそ、明確に、しかもかなりきちんとして提案できるんじゃないか。そしてその解決の方向を考える、それも単なる精神論じゃなくて、解決するために制度を変えていく。福祉制度の中で何かを考えるんじゃないかと、むしろ文化が先にあって、それに制度が付いて来なきゃいけないと思うんですね。そういう意味でも、「福祉文化」の戦闘的な研究を若い人たちにこそ期待したいと思います。

多田 当初、この学会をどのような形にしていくかと検討していた時期に、一番ヶ瀬先生が、学会には三つのタイプがあるとおっしゃってました。一つが「サロン型学会」ですね。みんなで和気あいあい交流を積み重ねるものです、異業種交流とか学際交流とかを中心としたものです。二つ目が、これが世の中の主流ではあるのですが、「業績積み重ね学会」です。このタイプについては説明は不要でしょう。三つ目が「運動型学会」だということです。その時に一番ヶ瀬先生が強く主張なさったのが、「これは三つ目でなければあり得ません。」ということです。この一言が、福祉文化学会という組織体が運動型学会に矛先を向ける大きなきっかけとなりました。これが今の、藪田さんの言う福祉文化学会の有り様がもっと戦闘的にとか、もっと予定調和じゃなくて、むしろ実践と研究は戦うべきだということにもつながってくるのではないかと思います。その時に、今の藪田さんのご発言を受け、一つの指標が必要だということであれば、「文化」という虫眼鏡で福祉を見ていく、そして、どのような虫眼鏡を持つかということが私たちにはとても大切なこととなるのではないかと思います。当然ながら一番ヶ瀬先生は「一番ヶ瀬スケール」という文化指標のようなものをお持ちだったと思うんですね。一番ヶ瀬スケールで福祉文化的なアセスメントをしていこうという強い意志をお持ちだったのではないかと思います。私にはそんなに確立したスケールもなく、足腰がぐらつきっぱなしですが、私はこの福祉文化学会で、この虫眼鏡

というスケール、ぶれることのないスケールを持ちたいと思っている一人です。ただ、その時に、同業者だけで、このスケールを磨き合っていたのでは、それこそ予定調和になってしまうのではないか。だからこそ福祉の専門外の方々の力が必要になってくると強く主張なさっていたのではないかと思います。しかも福祉の外側の、その道を切り拓いている専門家を巻き込んで、福祉文化学会を作っていこうと力説なさったのがポイントとなるように思えてきました。それでは、具体的に福祉の外側の専門家を入れるとどういうことになるかという、学会設立当初から起きましたが、文化摩擦が起きるんです。しかも良い意味での文化摩擦だと思っています。要するに、世間の常識は福祉の非常識、福祉の常識は世間の非常識といった相関関係が生まれ、お互いの常識と常識、非常識と非常識がぶつかり合うんですね。これは、とても大切なことで、この摩擦が起きないと、文化が生まれないとさえ思えます。例えば一つ、このような事例がありました。カルチャーセンターでご活躍のカラーコーディネートの専門家が、どうしても老人ホームに見学に行きたいと言っていて、初めての方、中には老人ホームのことを養老院といっている方も含め、特別養護老人ホームに訪問したことがありました。自分たちのカラーコーディネートの専門が何か役に立つのだろうか、真剣に考えていらっしゃいました。老人ホームに到着後、彼女たちが、真っ先に口に出した言葉がありました。食堂で配膳の用意をしていたケアスタッフの人たちの姿を見て、「なんで、ここのスタッフの方たちはお年寄りが食欲をなくす色のエプロンばかりを身に付けているんですか」と。「これ何か狙いがあるんですか」と。そんな狙いなんかあるわけないですよ。たまたまなことで、しかもそのようなカラーの知識なんかないですよ。(笑) しかし、両者が出会ったことで、確かに一つの文化摩擦が生じたことは事実だと思います。そこで、お年寄りの食欲を増すエプロンの色とはどのようなものなのか、カーテンの色も気を使う必要はあるのだろうか、といったようなアクションが、文化摩擦の次の段階に引き起こされることに尊さを感じていく学会だったように思います。良い意味での文化摩擦が引き金になり、文化を創造しようという態度が生まれ、それが実践につながっていくことが福祉文化学会ならではのムーブメントになっていくのではないかと思います。

島田 桜井さん、どうぞ。

桜井 私は高齢者の施設にいて感ずるところがあります。これからの福祉文化学会の一つの鳥瞰点、見る視点、スケールの視点っていうことでちょっとお伝えさせてもらいたいです。また、ご批判もいただきたいと思います。もし論議していただければ大変ありがたいと思っている点があります。それは、京都大学の大学院のアメリカ人のカール・ベッカー教授の話聞く機会がありまして、その話の中にこういうことがあったんです。「かつての日本人は潔い死というものを知っていました。日本人はそういう人たちでした。今はそれが見えなくなっていますか」という。つまり、生きること、生きるものは必ず死んでくわけですけど、その過程において人間としてのあり方のようなものが、ぼやけてしまっているんですかね。日本人が何千年の中で育んできたものが、ぼやけてしまっている時代になってはいませんかというメッセージだと私は受け止め

たんですね。それで、一番ヶ瀬先生がお考えの、あらゆる人が、子どもも少年もお年寄りも、すべてが、馬場先生が言われたように個なんだと。全体がどうだということも大切な視点だけど、個なんだっていう。一人ひとりがどう生き、どう思い、どう感じるかっていう。そこに視点を当てた時に、ここはちょっと私が、今日お伝えしたかったのですが、人が死ぬ時に、俺の人生ってどうやったんかなあっていう、そのところが一つのスケールのキーポイントっていうんですかね。キーと言うよりはもう絶対ポイントっていうか、そういう時に、高齢期とか、あるいは障害を持った方が、あるいは筋ジスの方が20数歳で世を去っていくとことがあるかもしれません。そういう人たちにとって、生き方とか、文化も福祉も一緒になってしまった、その人の生活、そういうものに対して私たちはどこから向き合っていくのかっていう。その時に最後の絶対的ポイントっていうのが、死にゆく時のその人の思いっていうことがすごくあるんじゃないかなあって感じる場所があります。これは個人的な感じで申し訳ないんですけど、超高齢社会がドンドン世界で最先端で進んでいくっていうのは、目に見えない巨大な津波を私たちは受けているんじゃないかなと。目に見える現実の津波が東日本を襲ったのと同じような、凄まじいエネルギーを持った津波が私たちのとこに今ジワジワ、ジワジワもう足元まで来ているっていう。それをどう受け止めていくかっていうことにたじろいでいるっていうんですかね。どうしていいかわからないっていう。そこに死生観ということが強烈に迫られているんですね。そういう問題提起があるんじゃないかなあと思っています。そういう意味で福祉文化的視点、スケールっていうんですかね、末期がんで自宅で3カ月の余命を生きる。その時の生活って何？ その人が一番欲しいものは何？ その人のことを本当に耳傾けて、心で受け止めている人はいるの？ いないの？ 私たちはそれできるの？ ということが、すごく大きな一つの課題っていうんですかね。何かそこにあるのではないのかなっていうことがありました。それは、多田先生が言われた見る視点、スケールっていうか。そういうところに何かあるのかなっていうのを感じたもんですから。

多田 桜井さんのお話に関連して、一つだけ付け加えたいと思います。配布された福祉文化学会の年表を見ていただくと、1990年、すなわち2年目に、現場セミナーがもういきなりさくら苑から始まっているんですね。この時、桜井さんは49歳か50歳で施設長をなさっていました。桜井さんは、実は大手企業のエリートサラリーマンだったと聞いております。この福祉文化学会にとっての記念すべき現場セミナーはさくら苑だったんですね。その時のテーマが、まさに「老人ホームの入居者の死」という問題でした。この死という重いテーマが、福祉文化学会のスタートになりました。

実は、さくら苑ではお亡くなりになった方は、必ず病院からさくら苑にお戻りになってもらって、お別れの会をやっていたんですね。大体老人ホームで具合が悪くなると救急車が呼ばれて、病院に担ぎ込まれて亡くなられます。しかし、さくら苑では「お別れの会」を大切になさっていました。それを一番ヶ瀬先生はとても大事な問題だとおっしゃっていました。今までそこを福祉は伏せていたんだということです。第一回目のセミナーは、さくら苑という一番ヶ瀬先生の強いご希望で、テーマもすぐに決まったんです。そして、このような問題は、施設長の桜井さんを日

本女子大の階段教室なんか呼んで話なんかさせちゃ駄目だというんです。現場に行きましょうって。現場に行って話を聞こうじゃないかと。それともう一つ、お別れの会って、施設の側だけがいいと思ってやっているかもしれない、入居者の方は本当はどうなんだろう？もしかしたら迷惑がっているのではないか、ということも聞いたほうがいいではないかということで、入居者の方たちにもご参加いただくことをお願いしてみたのです。「入居者全員この現場セミナーに参加させましょう。」と桜井さんにご快諾いただきました。また、「自由に入居者に聞いてみて下さい。」と付け加えられたことを私は今でも感動的に覚えています。

当日、司会役の私がお年寄りにマイクを傾けて聞いてみました。「お別れ会については、いかがですか。」とお聞きしましたら、「私もやってもらいたい。」というご希望を皆さん述べられるんですね。翌朝、一つの空きベッドがあって、忽然と姿を消して、誰もいなくなっているというような寂しい最期を迎えたくない。みんなに送り出してもらいたいと、おっしゃっていたことを今でも強い印象で覚えています。

反福祉・反人権と福祉文化

島田 どうぞ。河畠さん。

河畠 死については、死の文化っていうのも随分変わってきていますし、一番ヶ瀬先生にひきつけて言うと、一番ヶ瀬先生と宗教や死についていろいろ話したことあるのですよ。その時に、私は無信仰ですが、一番ヶ瀬先生から実は信仰を勧められて、信仰を持っていると向こう側に行くのに楽だというお話をされたのです。しかしそれだけでは信仰に踏み切るわけにはいきませんでしたので、私はその時、いやあどうも信仰っていうのは持てないだろうと考えました。つまり合理性から考えて、神はいると思えないし、仏がいるとも思えないので、持てないだろうって言ったら、「まあそうだね。」って。短い会話でしたけど、そういうことを思い出しますね。先ほどお聞きしましたところ、先生には仏教系の戒名が付いているようですが、カトリックだったんじゃないかと、私は思っています。先生は、幼児受洗だったと聞いていましたので今は複雑な思いです。まあ最後には仏教系の名前が付いたのですけれど、それは残された人が付けたということも考えられるので、非常に難しいところですね。その辺りも、もし伝記作者だったらしっかりと確定して描いてほしいなと思います。

それからそろそろ時間が終わりに近づきましたので、一つだけ私がこの席でお話したいなということを申し上げたい。話題が死からちょっと変わるのですけれども、つい1週間前に、衆議院選挙がありましたね。皆さんも投票場に行かれたと思います。私の感じでは、この選挙でにわかに反福祉勢力が、政治の中央に躍り出てきたという思いがしてなりません。私が今使った「反福祉」というこのコトバは実は一番ヶ瀬先生が時々使われていました。一番ヶ瀬先生は穏やかな反面、激しい気性を持った、筋を通す女性でもありました。そういう社会状況に対して痛烈な批判をする場合も講演の中ではあったことは皆さんご承知の通りです。この反福祉っていうコトバは

一体どういうことなのだろうということで、その中身を簡潔に考えると、競争原理を第一として、それを推進すれば、マーケット（市場）が社会をよい方向へ導いてくれるという考え方がコアにはある、と思います。こういったことで、もろもろの政策や政党が出てくる。先ほど支援法の話も出しましたが、これからこの反福祉っていうコトバは、決してあからさまに言わないまでも、そういった政策が世の中に現れるのではないかなと懸念を持っています。メディアもそういうことにひょっとするとことごとく賛成したりして、福祉にとって冬の時代が始まるのではないかとこの危惧を私は持っています。

例えば、高齢者福祉の分野では、今話題になっているのは、企業による特別養護老人ホームの経営です。これは今まで社会福祉法人や医療法人だけに許されていた非常にパブリックなものなのですが、これを企業が、例えば、ソフトバンクとかそういったところもどんどん特別養護老人ホームも経営できるようになるかもしれません。ソフトバンク池袋とか、そういうのも決して架空の話ではなくて、現実企業経営者は非常に強く現在要望しているのです。それで厚生労働省が唯一守っているのですけども、それは政治指導によって、その垣根はひょっとしたら取り払われていく。そうすると、競争とは言いながら、ソフトバンクと社会福祉法人と競争するのはどちらが非常につらいかっていうのは目に見えているだろうと思うのです。いずれにせよ、私は分かりやすい^ひ比喻で言ったのですけれども、生活保護費自体の低減、総額の低減、そういうことも具体的には現れてくるかもしれません。もうメディアはそれを盛んに伝えているわけですからね。こういった反福祉の現状がメディアも含めてすぐに現れることに対して、一番ヶ瀬先生もきっと向こうの世界で心配なさっている、不安に思っているんじゃないかと思えます。福祉文化にとってもしばらくは冬の時代というか、そういうものが続くのではないかと思えます。その反福祉的な動きっていうのは、反人権的、反憲法的な方向へ向いていきます。憲法に関しては、今すでに話題に上がっていますが、そういった形でどんどんと福祉にとって悪い方向にしばらくは進んでいくのかな、というふうに思えます。

しかし、同時に春の来ない冬は決してないので、反福祉の考え方だとか動きは逆に、本当の福祉活動はどういうものかと、それを育てていくこととはどういうことかということをお私たちにきくと知らせてくれると思えます。そういった思いを強く持ちます。そうした思いを大勢の人たちが持つことこそ、本当の福祉文化が生まれる。つまり、東京の春とか、日本の福祉文化の春が来ることを私はいつも強く信じています。そういうことを言いたかったわけです。

島田 ありがとうございます。反福祉の時代が来るということで、この福祉文化学会も、その反福祉の時代に対抗していくところでも、多分重要な役割を担っていかなければいけないんだと思います。それは河畠さんのほうからのご提言でしたけれども、今後日本福祉文化学会が、どのような課題を背負って行ったらいいか、どこに目を向けて行ったらいいか、他のお三人の方。すいません、あと10分ぐらいしかないんですが、ちょっとまとめてお話しいただいて終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。どなたからでもどうぞ。

藺田 さっき死の問題が出ましたが、今年の1月に中学校以来の親友が死にまして、6月に母が96歳で大往生、そして夏に親友の娘さんが自殺する。で、9月ちょっとあとで知ったんですが、一番ヶ瀬先生。そして10月にもう1人の親友が孤独死。それから、私の大好きな丸谷才一さんが亡くなった。勘三郎まで死んじゃってね。で、小沢昭一までバイバイ。というわけで死の津波がこの辺まで、私にも迫ってきていると感じます。その死の文化というものが今大きく変容していますね。葬式の持ち方とか。死そのものをどう考えるか。それからお墓。それからそもそも死とは何か、と宗教との関係とかね。これは格好のテーマで、みんな死ぬわけですから、必ずこれは評判になるいいテーマだと思うんですね。この死の問題を考えることと反福祉と、これは実はそうバラバラなことではなく人間がしっかり生きて、しっかり死ぬる社会こそ福祉の社会で、それを脅かされていると思いますね。競争原理でお葬式さえもお金次第になるとかね。現実になっていますよね。ということで、反福祉を「福祉文化」という切り口でぜひとも切り開いて、押し戻して行ってほしいと思います。それから、定義はそこそこに、何か面白いこと考えましょう。私は本来遊びがテーマですので、やっぱり遊びがあって人生だと思えますよ。だから福祉文化学会ももっともっと遊んでほしいと思います。

桜井 私はさっきお話しさせていただきましたので、それとの関連でちょっとだけですけど、やはり、死っていうことはあまり話題にもしたくないし、うっとうしいし、暗いし、っていうイメージが確かに強い。これについては、私もよく分かっているわけじゃないんですけど、本質的には明るいことだし、強く生きることだし、生きることの意味がどんどん見えてくれば、もっといいことだっていうふうな。こんなにもいいことはないって、そういうことの転換じゃないかと思うんですね。今私たちは、転換を丸々受け取るチャンスに巡りあった時代にいる、そういう意味で死というのをとらえると、今までの死とはまるっきり違った視点で受け止めて、今生きている、生まれて来た自分というものを深く考えていくように変わってくるんじゃないかな。そんな感じを持っています。

多田 死の問題の対局にあるのは、どう生きるかということであると思いますが、そのテーマと福祉というのは、かなり強く直結しているのではないかということ、一番ヶ瀬先生から教えてもらったような気がします。「そもそも福祉って意味知ってますか？」と、聞かれたことがあるのですが「福祉っていう言葉はそんなに古くから使われている言葉じゃないのよ」と。「江戸時代なんてなかったし、明治時代もあまり使われていなかった。社会事業という言葉のほうがメジャーだったのよ。」とおっしゃっていました。

一番ヶ瀬先生によりますと、「福祉」という言葉は中国から来たって言うんです。中国では2000年前から使っていて、「天寿をまっとうし、喜びにあずかる」という意味を持っているというのです。私は、いたく感激したことを覚えています。福祉って何か弱い人たちに手を差し伸べるとか、救済対策、弱者救済とかいったように、助ける人と助けられる人の関係性のような空気感を感じていたものですから、「天寿をまっとうし、喜びにあずかる」というすがすがしさや、

いかによく生きるといった力強さには感激いたしました。死ぬ間際に、「なんだかんだ言っても俺の人生よかったな」と思えることが福祉なんだなということを知られ、福祉という言葉が計り知れないプラスの因子を放つとても魅力的な言葉に聞こえてきたんですね。

そのことを最も端的に表し、私が一番好きな言葉が学会初の刊行物である「福祉文化ライブラリー」の全巻に掲載されている前書き文「スタートの言葉」です。一番ヶ瀬先生が、まえがきをご執筆する担当になったんですが、「前書きという言葉はなんか面白くないわね。スタートの言葉にしましょう」と、一番ヶ瀬先生がご自分で決められました。

少々音読してみましょう。「人は皆幸福を求めて生きている。そのためには健康で文化的な生活が保障されなければならない。それはまさに人権であり、基本的人権の中でもすべての人権が起点となるものであろう。」から始まり、以下に続きます。「福祉はそのための努力を言う」とおっしゃいます。そして、さらに、少々トーンが変わってきて、「それだけに単に与えられるものではなく、まず何よりも自らで、さらに共につくり出すものである。」と書き綴られているのです。あ、なるほど、福祉というのは法律論でもなければ、制度論でもない、努力なんだと気づかされました。

それで、一番ヶ瀬先生が1999年に柏崎の講演会の時にも、この「天寿をまっとうし、喜びにあずかる」ということをお話ししていました。私が最後に聞いたのは2004年だったと思います。山野愛子先生の学校が中心となって作られた美容福祉学会の記念講演でもお話なさっていました。晩年は、この「天寿をまっとうし喜びにあずかる」というテーマ、積極的にお使いになられていたんじゃないかなと感じます。

「生きる」ということと「死」という問題を直結して考え、深く受け止め、そして向き合っていくことが、福祉文化学会のとるべき態度であると感じております。

河畠 あと一言ですが、今、福祉っていうのは中国から来たって、多田さんは言いましたけど、500万年前に人類が猿と別れて、それ以来ずっと人類は自分たちの幸福を求めて歩み続けてきているわけですよ。福祉って名前はたまたま漢字で中国から日本に渡ってきたけど、縄文時代だって福祉活動はあったはずですよ。弥生時代でも日本であったはずですよ。つまり、自分たちの幸福を求めるといふ動きは、相当人類にあった。猿類にあるかどうかはちょっと分かりませんが、ですから、これからどんな妨害があっても、どんな政策が出されようと、少しでも前へ進もうという、そういう福祉活動っていうのは、少なくとも日本人の間ではどんどんどんどん必ず広がっていくということを私は強く信じています。

島田 ありがとうございます。私たちに大変大きな宿題をたくさんたくさんいただいたと思います。一番ヶ瀬前会長が名誉会長を辞退なさる時の弁として、「私のまいた種が一人一人の会員のこれからの実践や研究に展開していくことこそうれしい。」とおっしゃったわけですね。今日はいろいろ示唆に富んだお話を4人の演者の方からいただきました。それは皆さまそれぞれのお立場で、お一人お一人が、実践に結びつけ、研究に結びつけ、それをまた学会に戻していただき

たいと思います。そうしてこそ、この学会をお創りになった前会長が望んでいらっしゃるのではないかと思います。これを追悼セミナーということで終わりではなく、今後の歩みのための第一歩としたいと思います。ぜひそのようなお気持ちで1つでも2つでも3つでも、種をお持ち帰りいただけたらと思います。

本日は本当にありがとうございました。それでは演者の方々に大きな拍手をお願いします。

(拍手)



公開座談会会場の参加者の様子
(立教大学 太刀川記念会館 3階ホール)

資料編

2012年度 日本福祉文化学会事業報告

1 大会・総会の開催

1) 第23回岡山（倉敷）全国大会

期 日：2012年9月29日（土）30日（日）

会 場：倉敷市文芸館（アイシアター） オブションツアー 大原美術館

懇親会：ホテル アイビースクエア

参加者：196名

2) 会員総会

期 日：2012年9月30日（日）9：00～10：15

会 場：倉敷市文芸館（アイシアター）

2 一番ヶ瀬康子氏追悼セミナー並びに偲ぶ会の開催

「日本福祉文化学会のこれからの一番ヶ瀬康子の精神をどう生かすか」

・日時 12月23日（日）午後2時から5時（「偲ぶ会」は5時30分から8時30分）

・会場 立教大学池袋校舎 太刀川記念会館およびセントポールズ会館

・参加者数 追悼セミナー 75名 偲ぶ会 52名

3 ブロック活動

1) 東北ブロック

7月10日大澤理事と元東北ブロック理事と会員交流研修会開催のための打ち合わせ
東北ブロック会員に対するアンケート調査の実施。結果として事業実施には至らなかった。

2) 関東ブロック

期 日：2012年8月4日（土）13：00～16：00

会 場：立教大学池袋校舎7号館7201教室

内 容：研究交流会「認知症高齢者の一人暮らしはいつまで可能か」

講 師：田中綾子氏

参加者数：29名

3) 東海・中部ブロック

静岡福祉文化を考える会の年間計画を基に以下の事業を実施。平成24年度の本事業の活動テーマは、「家族ってなに？そこに私の居場所ありますか。」と市民一人ひとりに問いかけ、地域住民一人ひとりが、孤立することなく生活を維持していくことが出来る「温かな福祉コミュニティ形成」、「今の地域社会にあった共助の世界」を『理論と実践の融合』とともに『協働と共創』の考え方にそって学び合う場とした。

(1) 公開型研修会としての『啓発学習事業』

①第1回公開型研修会 7月14日（土） ②第2回公開型研修会 9月2日（日）
9日（日）

③第3回公開型研修会

テーマ『福祉文化と家族 ―これまでの家族、これからの家族』
(第11回静岡県福祉文化研究セミナー)

日 時：2012年10月7日(日) 9日13:30~16:30

④第4回公開型研修会

テーマ『ご近所福祉2012年度版IN沼津』(通算5回目)

日 時：2013年1月27日(日) 10:00~15:00

⑤第5回公開型研修会

テーマ『共生社会実現への道程研修会一人でも安心して暮らせる地域づくりとは』

日 時：2013年2月24日(日) 13:00~16:00

(2) 生活圏域における県民の意識と実態を考察する『調査研究事業』

テーマ『私にとって、家族ってなに? その意識と実態調査』

対 象：静岡県内の10代以上の方々を対象に、年代・世代・領域等を考慮して、
約300名程度の回収を目標に実施

調査依頼/配布方法

- ・会員(現在41名)には、5枚(205枚)
- ・協力をお願いする関係機関・団体、学校、地域実践者には、本会より直接郵送等で依頼(800枚)
- ・各種研修会、関連学校等(300枚)
- ・本事業実践地域(200枚)

調査項目

- ・基本属性・生活者個々の家族生活状況・生活圏域における生活者と長寿者との関わりと意識・生活圏域における生活者と地域社会との関わり・望ましい、これからの家庭・家族とご近所福祉と長寿者の存在・提言

調査実施期間 8月25日~10月25日

回収数 1500枚

公表・報告

- ①第4回公開型研修会(1月27日)にて、中間報告実施
- ②第5回公開型研修会(2月24日)で概要報告
- ③調査報告書の作成 3月中旬発行
- ④本会機関紙「OUR LIFE」で随時結果の概要紹介
- ⑤本会主催研修会及び関係機関・団体等の各種研修会で結果報告実施

(3) 地域性のもと、実践活動の取り組みを検証する『地区実践活動事業』

今年度の「実践活動地区」は、「熱海市上多賀地区」、「牧之原市」、「掛川市(旧大東町)中方地区」の3地区が、それぞれの地域課題をもとに取り組んできた。

(4) 本事業に関する広報啓発活動

本会機関紙(『OUR LIFE』)の発行

*年5回 A4版 4ページ 500部発行

*第73号(7/27)から第77号(3/19)

4) 北陸ブロック

2012年度北陸ブロック福祉文化現場セミナー

- ・テーマ～全ての人がい物に参加できる地域づくり・文化づくりを考える～
- ・日時：2012年11月23日（祝日）13：00～11月24日（土）12：00
- ・会場：長岡市小国地域総合センター（愛称：だんだん）
- ・懇親会および宿泊場所 法末自然の家「やまびこ」
- ・見学先：「もったいない村」スーパー事業および葬祭施設
- ・主催：小国地域福祉文化現場セミナー実行委員会
- ・後援：新潟県社会福祉協議会、長岡市社会福祉協議会
- ・参加者：27名

5) 関西ブロック

(1) 関西ブロック定例研究会 2ヶ月に1回開催。第2木曜日（通年）

(2) 調査研究事業

- ①調査対象 「東日本大震災支援全国ネットワーク」の各団体 約500団体
- ②調査内容 ・属性 ・被災地での活動について ・福祉文化的活動について
- ③結果発表 ・2012年日本福祉文化学会大会 ・福祉文化研究22号に掲載

(3) 現場セミナー

①ワークキャンプⅠ

- ・日時：2012年8月6～10日（月～金）
- ・対象：阿見町の人々・高校生・日本福祉文化学会員
- ・場所：志摩市
- ・後援：産経新聞厚生文化事業団

②ワークキャンプⅡ

- ・日時：2012年8月23～25日（木～土）
- ・対象：阿見町の人々・児童養護施設の高中生・大学生・日本福祉文化学会員
- ・場所：志摩市阿見町賢島立神ふれあいセンター
- ・後援：人権教育委員会

③現場セミナー

	内容	日時	場所	主旨・活動概要
1	“新春落語会”と “現場セミナー”	1月13日（日） ～14日（月） （14日は降雪 のため中止）	志摩市 阿見町 賢島	<ul style="list-style-type: none"> ・“新春落語会”：落語家桂福車さんをお招きし、新春にちなんだ演題で地元の方々とおおいに初笑いを楽しむ。その後、茶菓子で交流した。 ・“現場セミナー”：スピーカーを数名お招きし、間崎島の歴史・自然・生活・課題についてお話していただき、意見交換。参加者：85名

	内容	日 時	場 所	主旨・活動概要
2	“現場セミナー”	2月19日(火) ～20日(水)	丹波市 神池寺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都会の人が移住し、定住化している要因を明らかにする。 ・ Uターン、Iターンについて考える。 ・ 聞き取り調査の項目を選択する。 ・ 地元の方々との交流
3	“現場セミナー”	3月末	福井県 敦賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限界集落の現状の視察 ・ 地元の方々と交流し、抱える生活課題の独自性を明らかにする。 ・ 今後の研究の方向性を考察する。

(4) 災害支援活動に関する関連活動への取り組み

- ① 桃山学院大学の地域連携プロジェクト（3年間のプロジェクト）：「ボランティア活動の教育的効果」を探究することで大学のボランティアセンターの在り方を明らかにする
- ② JR西日本あんしん社会財団への研究助成申請書提出；テーマ「被災離島（気仙沼大島）の子どもたちの心の健康に関する研究」、日本福祉文化学会の災害支援の一環として取り組む。実動は関西ブロックが中心となる予定で検討
- ③ 釜石パッチワークキルト共同製作展示会他のイベントと共催する。
 広くアナウンスするために案内状を作成する。桃山学院大学、大阪市社会福祉協議会、「私空間」等々が会場提供可能。作品の写真に担当者のメッセージを添えて広く会員に依頼する
 ・ 期日：2013年3月16日（土）～23日（日）・会場：心斎橋SWBCイベントスペース

6) 中国・四国ブロック

2012年度全国大会の開催のための準備と大会当日の運営

7) 九州ブロック

月1回程度 高齢者に関する研修実施

4 各種委員会活動

1) 総務委員会

- (1) 全会員に対し、アンケート調査実施と結果報告。会員アンケート結果をうけて、関係理事による会員インタビュー調査
- (2) 名誉会員推薦様式作成
- (3) 研究成果に関するweb上公開に関する検討案
- (4) 特別会員（外国籍会員）の会費についての検討
- (5) 現場セミナー予算について検討

2) 研究委員会

(1) 福祉文化よもやまゼミナールの開催

日 時：7月7日(日) 14時～17時

テーマ：福祉文化研究の方向性 もう「福祉文化とは何か」を考えるのはやめよう

話題提供者：藺田碩哉(日本福祉文化学会顧問)

(2) 第2回よもやまゼミナールの開催

日 時：9月15日(日) 13時30分～17時

テーマ：福祉文化研究の対象の広がりとの接点

話題提供者：國光登志子(立正大学・日本福祉文化学会理事)

(3) 第3回よもやまゼミナールの関西

日 時：12月16日(日) 13時30分～17時

テーマ：福祉文化とは何かについて、自分の取り組みから考える

話題提供者：前嶋元(能力開発研究所エジソン・日本福祉文化学会監事) 五十嵐真一(柏崎市役所)

(4) 第4回よもやまゼミナールの開催

日 時：2013年3月31日(日) 13時30分～17時

テーマ：福祉文化とは何かについて、自分の取り組みから考える2

話題提供者：李京真 杉崎敬

現在、2～3ヶ月おきにゼミナールを開催。メンバーは16名。研究会の内容については、学会ホームページで公開。今後は、2014年度の大会までに何らかのかたちで研究の成果をまとめ、発表する予定である。

3) 企画委員会

(1) アクティビティ・ケア実践フォーラム開催に向けての企画と実施(高齢者アクティビティ開発センターとの主催事業)

期 日：2013年3月9日10日 於：立教大学

(2) 岡山(倉敷)全国大会・分科会「地域文化の福祉的実践」「研究と実践の融合」の発題者依頼と運営実施

4) 広報委員会

(1) 広報委員会の開催 4月7日(土)「福祉文化通信」年間発行予定検討ほか

(2) 「福祉文化通信」の発行 68号(7月発行) 69号(9月発行) 70号(12月発行)

(3) ホームページ・メルマガを活用した情報発信の充実

新役員連絡メーリングリスト作成、添付ファイルを可能にするなど使い勝手の充実に努めた。

5) 「福祉文化研究」編集委員会

(1) 「福祉文化研究」22号の発行

投稿数 論文7編 研究ノート3編 その他 1編 現場実践論3編

福祉文化評 1編

特集テーマ 震災から学ぶ「生活基盤の再構築」

-
- 依頼論文1 河東田博氏 依頼論文2 永山 誠氏
依頼調査報告 石田易司氏 (全国NPO災害支援団体の活動調査報告)
緊急追悼特集 一番ヶ瀬康子氏追悼セミナー「公開座談会」
- (2) 編集委員会開催 第1回 4月7日(土) 第2回 9月8日(土)
第3回 10月28日(日) 第4回 2013年3月
- 他に、査読の検討、投稿規定改正などに関する検討について、メールでの連絡調整、意見調整を行った。
- (3) 発行 2013年3月25日 650部
(4) 投稿規定の改正
(5) その他の活動
- ・掲載論文のweb化に伴う「投稿規定」の見直し(投稿原稿の査読化・web化する時期等)
 - ・「福祉文化実践報告集」との連絡・調整
 - ・編集委員会の役割と具体的作業の見直し(査読内容に対する関わり・編集委員の投稿内容への関わり、査読システムの見直しほか)
- 6) 福祉文化実践報告集委員会
「福祉文化実践報告集」第7号の原稿募集
- 7) 将来構想委員会
総務委員会と協働して会員に関する事項、役員選出に関する事項の検討
- 8) 国際交流委員会
- (1) 韓国との交流セミナー開催に向けた企画調整と実施
- ・期 日：2013年2月7日～9日
旅 程：2月7日(木) 成田9：00(関西9：30、福岡10：30) 発 仁川空港 11時
20分頃着2月9日(土) 仁川空港
 - ・開催地：韓国ソサン 及び ソウル
内 容：7日—韓国の高齢者福祉の概況の講義と高齢者施設見学、韓国の研究者と
交流会：8日—ソサンでの高齢者施設・障がい者施設の見学・交流、観光、参加者の
交流会
 - ・参加者11名
- 9) 災害と福祉文化委員会
- (1) 会員向け「災害支援活動に関するアンケート」実施と報告
(2) 震災支援・現場セミナー「気仙沼大島に学ぶ」
期 日：2012年9月10日(月) 11日(火)
参加者：15名
(3) 「震災支援活動実践報告集」の編集・発行 9月 実践活動報告執筆に13名の応募
印刷部数 650部
(4) 委員長の交代

渡邊豊委員長の申し出を受け、12月22日の理事会において、石田易司副会長が「災害と福祉文化委員会」委員長に交代することが承認された。

- 10) 福祉文化実践学会賞選考委員会
「特定非営利活動法人マイハート・インターナショナル」(代表 熊木正則氏) が学会賞を受賞

5 会議

- 1) 理事会・評議員会
(1) 第1回 理事会 日時 2012年6月30日(土) 会場 立教大学池袋校舎
(2) 第2回理事会・第1回評議員会 日時 2012年9月29日(土) 会場 倉敷市
芸文館
(3) 第3回 理事会 日時 2012年12月 22日(土) 会場 立教大学池袋校舎
- 2) 三役会議
(1) 日 時：2012年9月28日(金) 会場 倉敷市
(2) 日 時：2012年12月22日(土) 会場 立教大学池袋校舎
- 3) 事務局会議
(1) 合同事務局会議(総務・企画・研究委員会合同) 会場：芸術教育研究所(中野区)
2012年度は原則として、毎月1回第4木曜午後開催
(2) 拡大事務局会議(三役会と事務局会議と合同) 2012年9月13日(木)
(3) 拡大事務局会議
2012年12月6日(木)(理事会運営について)
(4) その他
会員への資料・情報の発送
「事務局便り」の発行
会員入退会データ管理・会費の徴収・予算の管理・役員・委員会等の連絡調整等

日本福祉文化学会

これまで社会福祉はいわゆる救貧対策的なものとしてとらえられ、どちらかというと暗いイメージがつきまわっていました。

急速に少子・高齢化が進展しつつある日本では、家族機能が変化し、福祉に対するニーズも多様化してきました。障害者の自立と社会参加も進み、健康で文化的な生活を求めて、自らが望むサービスを自己選択しようという動きも大きくなりつつあります。福祉は「だれもが、いつでも、どこでも、必要なサービスを受けられる」システムへと、大きく転換しなければならない時代になってきたのです。

本来福祉は「人間としての幸せを求める日常生活での努力」であり、障害の有無にかかわらず、人が人として自分の人生を精一杯生きるプロセスをサポートするものでなければなりません。

このような時代に福祉はどうあるべきか、また福祉への積極的な努力の果しとして、文化をはぐくむことができればという趣旨のもと、1989年に設立されたのが「日本福祉文化学会」です。本学会では会員一人ひとりが「福祉」を全ての人が生き生きと生きることをサポートするものにとらえ、福祉に文化の息吹を吹き込もう、という思いでこれまで多岐にわたる活動をしてきました。

現在日本各地の福祉の現場では、さまざまな文化活動が行われ、人々の生活に彩りを添えています。また、文化における成果を福祉の中に組み入れ、その地域をも豊かにしていく取り組みもあちこちに根付き始めています。

そんなひとつひとつの実践に学びながら、各地で思いを同じくする人々と「文化としての福祉」とともに織り紡ぎ、大きなネットワークを創っていきませんか。

活動の内容

・大会（年1回開催）

1年間の活動の総まとめです。記念講演、研究発表、分科会ごとの討論のほか、さまざまな文化活動の発表の場も設けます。会員相互の活動・研究の交流の場でもあり、その地域ならではの文化を味わいながら熱い議論を交わします。

・現場セミナー

「現場から学ぶ」姿勢を大切にしてきた本学会の重要イベントのひとつです。ユニークな福祉文化活動を行っている施設や地域を訪れ、現場の空気に触れながら福祉文化について議論をします。泊まり込みで夜を徹して交流することもあります。

・国際交流

諸外国の福祉文化実践を学ぶとともに、日本の福祉文化の現状を紹介する国際交流の場です。韓国・中国との定期的な交流を通じ、国際会議・施設見学などを行っています。21世紀に入った2002年にはモンゴルも加わり、東アジアに福祉文化のネットワークを構築することをめざしています。現在、新たな広がりを検討中です。

・各種委員会

各委員会に課せられた課題について会議を開催し、活動の推進を図り、必要に応じて理事会などに提案・提言を行う。

・地方ブロック活動

福祉文化をキーワードとして、各地方ブロックごとにさまざまな活動を行います。地方で大会を開催する場合は、運営事務局機能も果たしています。

・シンポジウムの開催

タイムリーな福祉文化の話題についてシンポジウムを行っています。各種団体がシンポジウムなどのイベントを開催する場合、その活動を後援することもあります。

・研究誌、学会通信、図書の発行

研究誌『福祉文化研究』（年1回発行）

福祉文化についての学術研究を掲載する研究誌です。論文、研究ノート、現場実践論など福祉文化についての最新の研究が掲載されています。

実践報告『福祉文化実践報告集』（年1回発行）

福祉文化の視点を踏まえた全国の実践活動報告集です。各地域で行われている実践活動が紹介されています。

通信『福祉文化通信』（年3回）

「地方発福祉文化」、「事業報告」、「読書案内」、「インフォメーション（イベント情報）」など福祉文化についてのホットな情報を掲載しています。

福祉文化ライブラリー（既刊15冊）

おしゃれ、遊び、旅行、食事、ライフスタイルなど、人々の生活を豊かにする知恵と工夫が満載。福祉文化とは何かについて学ぶのに最適な書籍です。

実践・福祉文化シリーズ（全5冊）

日本福祉文化学会10年のあゆみを「高齢者」「障害者」「子ども」「地域」「遊びと余暇」の5つの視点からまとめたシリーズ。豊富な実践例の紹介とその理論化によって、21世紀の福祉のあり方が学べます。

新・福祉文化シリーズ（全5冊）

第1巻「福祉文化とは何か」 第2巻「アクティビティ実践とQOLの向上」

第3巻「新しい地域づくりと福祉文化」 第4巻「災害と福祉文化」

第5巻「福祉文化の源流と前進」

学会の運営

総会を最高議決機関とし、そこで選出された役員が総会の決定事項を執行します。

〈役員〉

会長	河東田 博（立教大学）
副会長	石田易司（桃山学院大学） 島田治子（目白大学）
理事	越前谷賢一（美唄市社会福祉協議会） 大澤澄男（郡山女子大学） 石井バーグマン麻子（福井大学） 梅津迪子（聖学院大学） 平田 厚（静岡福祉文化実践研究所） 岡村ヒロ子（つどい場「私空間」） 和泉とみ代（吉備国際大学） 川田美由紀（徳島文理大学） 雨宮洋子（総合ケアセンター「泰生の里」） 馬場 清（認定NPO 法人日本グットトイ委員会） 関光登志子（立正大学大学院） 多田千尋（芸術教育研究所） マーレー寛子（小羊会デイサービスセンターむべの里） 稲田泰紀（燕市社会福祉協議会） 遠藤美貴（立教女学院短期大学） 安倍大輔（埼玉純真短期大学） 木村たき子（日本こども家庭総合研究所） 渡邊 豊（新潟県社会福祉協議会）
評議員	沈 潔（日本女子大学） 厚美 薫（日本福祉教育専門学校） 天野 勤（聖徳大学） 池 良弘（日本福祉医療専門学校） 浮田千枝子（帝京平成大学） 加登田恵子（山口県立大学） 小沼 肇（小田原女子短期大学） 佐々木隆夫（徳島文理大学）
監事	齋藤孝夫（浜川市社会福祉協議会）

前嶋 元 (脳力開発研究所エジソン)
顧問 藺田碩哉 (NPO 法人「さんさんくらぶ」)
理事・事務局長 磯部幸子
事務局次長 阿比留久美 (早稲田大学)

〈会 員〉

・個人会員・学生会員

本会の趣旨に賛同し、さらに研究実践活動に積極的に参加する意思を持ち、所定の会費を納入した者。

・団体会員

本会の趣旨に賛同した団体にして、所定の会費を納入し、評議員会において承認した者。

・賛助会員

本会の趣旨に賛同し、本会に経済的、その他の援助を与えるもので、評議員会で推薦した者。

◇特典◇

学会の諸活動に参加し、学会通信・研究誌などの配布を受けられる。

〈年会費〉

個人会費	10,000円
学生会員	5,000円
団体会員	一口20,000円以上
賛助会員	一口50,000円以上

日本福祉文化学会規約

第1章 総 則

第 1 条 (名 称)

この会は日本福祉文化学会、英文では Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture という。

第 2 条 (事務所)

この会の事務所は、東京都中野区新井 2-12-10におき、全国にブロックをおく。ブロックは、北海道ブロック、東北ブロック、北陸ブロック、関東ブロック、中部・東海ブロック、関西ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック、沖縄ブロックとし、ブロックに関する細目は、別にこれを定める。

第2章 目的および事業

第 3 条 (目 的)

この会は福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化学の研究・実践活動を進めることを目的とする。

第 4 条 (事 業)

この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 毎年1回大会を開く。なお、必要に応じ、臨時大会を開くことがある。
2. 福祉ならびに福祉文化学の研究を行う。
3. 研究会・国際会議を開催する。
4. 研究誌、実践報告集、年次報告、通信、図書などを編集および発行する。
5. 福祉文化学の研究・実践活動を目指すグループなどとの連携・共同研究を行う。
6. その他の必要な事項に関する事業を行う。

第3章 会 員

第 5 条 (会員・会員の権利)

会員は、本会の趣旨に賛同し、会費納入など所定の手続きをし、入会にあたり、所属ブロックを申請した者とする。会員には「個人会員・学生会員・団体会員」がある。大学・大学院等に在籍している学生であっても正規職に就いている場合は個人会員とみなす。なお、会員は次の権利をもつ。

1. 会員は、総会における議決権、役員選挙権・被選挙権を行使する。ただし団体会員においてはその代表者および副代表者に限る。
2. 会員は、大会において研究発表を行い、『福祉文化研究』や『福祉文化実践報告集』に投稿する。ただし団体会員においてはその代表者および副代表者に限る。
3. 会員は、『福祉文化通信』、『福祉文化研究』、『福祉文化実践報告集』などの配布を受ける。

4. 会員は、この会が主催する事業に参加する。

第 6 条 (退会および除名)

会員は、本人の申し出により退会することができる。なお、会員が会費を3年以上にわたって滞納した時は、退会したものとみなす。また、会員が著しく本会の名誉を傷つけた時、理事会は審議のうえで、その会員を除名することができる。

第 7 条 (名誉会員・賛助会員)

会員のほかに、名誉会員、賛助会員をおく。

1. 名誉会員 本会に功労のあった者で、理事会において推薦し、総会において承認をえた者とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体で、理事会が承認したものとする。

第4章 機 関

第 8 条 (役 員)

本会の事業を運営するために、次の役員をおく。役員の任期は三ヶ年とし、二期六年を原則とする。

1. 会 長 一名 理事の互選によって選出し、この学会を代表する。
2. 副会長 二名 理事の中から会長が任命し、会長を補佐して事業の推進にあたる。
3. 理 事 十五名程度 評議員の互選によって選出し、総会の決議に基づく会務を運営、執行する。さらに事業の継続性を損なわないようにするため、すべての会員の中から若干名の理事会推薦理事を指名することができる。
4. 評議員 三十名程度 会員の直接選挙によって選出し、会長の諮問に応ずる。
5. 監 事 二名 評議員会が選出し、会計および会務運営、執行状況を監査する。

第 9 条 (顧 問)

本会は、若干の顧問をおくことができる。

第 10 条 (運 営)

本会は、次の運営組織をもつ。

1. 総 会 会員をもって構成し、学会の意志と方針を決定する総会は、少なくとも一年に一回開催する。決議は、出席者の過半数の同意によるものとする。また、会長が必要と認める時、または会員の五分の一以上の請求がある時は、臨時総会を開く。
2. 理 事 会 理事をもって構成し、総会の決議に基づく会務の運営と執行の責任を負う。理事会は、全理事の過半数の出席をもって成立し、決議は

-
- 出席者の過半数の同意によるものとする。
3. 評議員会 会長の召集によって開催する。
4. 委員会 理事会は各種の委員を委嘱し、会務の執行を補助させることができる。なお、その細目は、理事会において別にこれを定める。

第5章 会 計

第 11 条 (経 費)

本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第 12 条 (予算および決算)

本会の予算および決算は、理事会の決議をへ、総会の承認をえて、これを決定する。

なお、各種事業に関する予算および決算は、これを総会に報告することとする。

第 13 条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日から3月末日までとする。

第6章 事 務 局

第 14 条 (事務局)

本会に事務局をおく。事務局には、事務局長および事務局員をおき、会務を執行する。

なお、事務局に関する細目は、別にこれを定める。

第7章 規約変更および解散

第 15 条 (規約変更)

本規約を変更するには、会員の三分の一以上の、または理事の過半数の提案により、

総会出席者の二分の一以上の同意をえなければならない。

第 16 条 (解 散)

本会を解散するには、会員の三分の二以上の、または理事の過半数の提案により、総

会出席者の三分の二以上の同意をえなければならない。

付 則

本規約第8条の規定にかかわらず、第三期評議員選挙（2005年度実施）に限り、第二期までに再選された理事を除く評議員については、被選挙権を持つものとする。

本規約は1998年11月28日より施行する。

本規約は2003年11月29日より、一部改正施行する。

本規約は2004年4月1日より、一部改正施行する。

本規約は2005年1月30日より、一部改正施行する。

本規約は2008年10月19日より、一部改正施行する。

本規約は2010年2月28日より、一部改正施行する。

本規約は2010年11月6日より、一部改正施行する。

日本福祉文化学会評議員選出規則

第 1 条 (総則)

日本福祉文化学会規約第 8 条に基づく評議員の選出は、この規則の定めるところによる。

第 2 条 (選挙事務)

- 1) 評議員の選挙を実施するために、選挙管理委員会をおく。
- 2) 選挙管理委員は、理事会（第 1 回選挙については常任委員会）の指名する若干の委員（役員を除く）によって構成し、委員長を互選する。
- 3) 委員長は、選挙結果を文書で理事会に報告する。

第 3 条 (評議員の定数)

評議員の定数は、三十名程度とする。

第 4 条 (評議員の選出)

- 1) 評議員は、本会規約第 5 条に規定する資格を有する会員の中から 7 名連記の無記名投票により選出する。
- 2) 選出された評議員が特別の理由により辞退を申し出た時は、次点の者を繰り上げて当選とすることができる。

第 5 条 (選挙の方法)

選挙は、選挙管理委員会が発行する投票用紙により、遅くとも総会期日の 1 ヶ月以上前までに、郵送の方法によって行う。

第 6 条 (選挙権・被選挙権資格)

- 1) 評議員の選挙について、選挙権および被選挙権を有する者は、会費を納入し、選挙人名簿に記載されている者とする。ただし、すでに再選されている評議員は被選挙権を有しない。
- 2) 評議員の選挙は、前項に定める選挙権を有する者の名簿を有権者に配布することによって行う。
- 3) 前項の名簿は、選挙期日の 2 ヶ月前現在で作成するものとする。

第 7 条 (同数得票者の扱い)

選挙によって同数得票者が生じた場合、抽選によって当選者を定める。抽選は、選挙管理委員会において行う。

第 8 条 (実施要項)

この規則による選挙の実施要領は、別にこれを定める。

第 9 条 (規則変更)

本規則を変更するには、理事の過半数の提案による。

付 則

この規則は、1999年4月1日から施行する。

本規則第6条の規定にかかわらず、第三期評議員選挙(2005年度実施)に限り、第二期までに再選された理事を除く評議員については、被選挙権を持つものとする。

この規則は2003年11月29日より、一部改正施行する。

この規則は2005年1月30日より、一部改正施行する。

日本福祉文化学会名誉会員規則

第 1 条 (目 的)

日本福祉文化学会規約第 7 条にもとづき、日本福祉文化の発展または本会の発展に多大なる貢献をした会員に敬意を表するため、名誉会員制度を設ける。名誉会員に関する事項は、本規則による。

第 2 条 (名誉会員推薦基準)

名誉会員には、原則として会員歴 20 年以上かつ満 70 歳以上で、次の号に該当する会員を推薦することができる。

- ①日本の福祉文化の発展に多大な貢献をしたと認められる会員。
- ②会長を務めた会員および理事・評議員の職を通算 9 年以上勤めた会員。
- ③その他上記の要件に準ずる活動して、本学会の社会的評価を高める功績および学会運営に特段の功績をあげた会員。

第 3 条 (名誉会員の決定)

名誉会員の決定は、次の手続きをふまえて行われる。

- ①日本福祉文化学会会員は、理事会に対し名誉会員に該当する会員を推挙することができる。これに伴い、理事会は学会刊行物等において候補者の推薦を公募することができる。
- ②理事会は、第 2 条の名誉会員推薦基準に照らして必要な調査を行い、候補者について審議する。
- ③本人の承諾を得たうえで、理事会から総会に名誉会員の推挙を行い、総会において承諾する。

第 4 条 (名誉会員の適用項目)

日本福祉文化学会の名誉会員は次の号が適用される。

- ①名誉会員の称号を使用することができる。
- ②本会会員としての会費が免除される。
- ③大会への参加費が免除される。
- ④役員選挙における選挙権・被選挙権は有しない。
- ⑤上記以外の事項については、学会規約第 5 条会員・会員の権利にある一般会員と同じとする。

付 則

この規則は 2008 年 10 月 19 日より施行する。

この規則は 2011 年 9 月 17 日より一部改正施行する。

『福祉文化研究』投稿規定

(平成12年3月25日制定)

1. 本誌への投稿は共著者も含めて本学会員であることを原則とする。
2. 他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。
3. 本誌は原則として依頼原稿、投稿原稿およびその他によって構成される。
 - (1) 投稿原稿の種類とその内容は以下のとおりとする。
 - ①論文 (Original Article)
福祉文化の視点や生活者の視点に立つ独創的な研究論文および考察
20,000字程度 (40×40で13枚程度) (要約、図、表および写真も含む)
 - ②研究ノート (Short Article)
福祉文化の視点や生活者の視点に立つ独創的な研究の短報または手法の改良・提起に関する論文
16,000字程度 (40×40で10枚程度) (要約、図、表および写真も含む)
 - ③その他 (Others)
・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ活動、政策、動向などについての提案・提言
15,000字程度 (40×40で9枚程度) (要約、図、表および写真も含む)
 - ④現場実践論 (Activity Report)
福祉文化の視点や生活者の視点に立つ現場実践から生まれた問題提起や提案、提言、方法論
・福祉文化活動に関する実践報告 (活動の結果創り出された作品等の紹介、報告も含む)
いずれも16,000字程度 (40×40で10枚程度) (図、表および写真も含む)
 - ⑤資料 (Information)
福祉文化を論じ、または実践する上で有益な資料
16,000字程度 (40×40で10枚程度) (図、表および写真も含む)
 - ⑥福祉文化評・書評
・掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会の福祉文化的視点からの報告など
4,800字程度 (40×40で3枚程度) (図、表および写真も含む)
・福祉文化の視点や生活者の視点から執筆された著作についての書評
3,200字程度 (40×40で2枚程度) (図、表および写真も含む)
 - (2) 投稿原稿のうち①と②の構成は別表に準ずるものとする。
 - (3) ①～⑤は査読者による査読の対象となる。
 - ①～②は査読者は原則2名とする。
 - ③～⑤は査読者は原則1名とする。
 - ⑥は編集委員による審査とする。
4. 投稿原稿の採否は、原則として査読者2名の審査を経て、編集委員会で審議し決定する。2名の査読者の審査が著しく異なる場合は、第三の査読者を立てる場合がある。最終的には編集委員会の判定により、採否および掲載原稿の種類の変更を勧めることがある。

(別表) 論文と研究ノートの基本構成

項目	内容
抄録、要旨、まとめ	目的・方法・結語に分けて見出しを付けて記載すること(1,000文字以内)
キーワード	6語以内
1. はじめに、まえがき	研究の背景・目的
2. 研究方法(方法と対象・材料)	研究・調査・分析に関する手法の記述および資料・材料の集め方
3. 研究結果	研究等の結果
4. 考察	結果の考察・評価
5. 結語(おわりに・あとがき)	結論(省略も可)
文献	6. 投稿原稿の執筆要領(10)に従う

5. 編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿は、できるだけ速やかに再投稿する。なお、返送から1ヵ月以上経過しても連絡がない場合は投稿取り下げとみなすことがある。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、指摘された事項に対する回答を、別に付記するものとする。

6. 投稿原稿の執筆要領

論文または研究ノートとして投稿する場合は、別表「論文と研究ノートの基本構成」に従って構成すること。

(1) 原則としてパソコン、ワープロを使用すること。A4判用紙に、横書きで40字×40行で印字する。数字(2桁以上)および英字は原則として半角とする。

手書きの場合は400字詰横書きの原稿用紙を使用する。数字(2桁以上)および英字は原則として1マスに2字とする。

(2) 番号のふりかたは以下のようにする。

1……………章番号

1-1……………小章番号

1)……………節番号(大きな区切り)

(1)……………次に大きな区切り

①……………細目番号(列挙して説明する時など)

(3) 原則として新かなづかいを用い、できるだけ簡潔に記述する。誤字やあて字が多く、日本文として理解が困難な場合は返却することがある。

(4) 投稿原稿は、原則として日本文とする。外国語の原稿を投稿する場合は事務局に問い合わせること。

(5) 数字は算用数字を用い、単位や符号は慣用のものを用いる。

(6) 特殊な、あるいは特定分野のみで用いられている単位、符号、略号ならびに表現には必ず簡単な説明を加える。

(7) 外来語は、片かなで書く。外国人名や適当な日本語訳のない述語などは、原綴を用いる。手書きの場合、ローマ字は活字体を用い、イタリック体で記述する場合は、アンダーラインで示す。

(8) 図、表および写真には図1、表1および写真1などの番号をつける。本文とは別にまとめておき、原稿の欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。図、表、写真は原則としてそのまま掲載できる明瞭なものとする。図、表にはタイトル、写真にはキャプションをつけること。

(9) 原稿には投稿票を付し、所定欄にもれなく記入する。

異なる機関に属する共著である場合は、各所属機関に番号をつけて氏名欄の下に一括して示し、その番号を対応する著者の氏名の右肩に記す。

(10) 文献の記載様式

①引用文献は、本文尾引用箇所(の肩に1)、2)などの番号で示し、本文の最後一括して引用番号順に記載する。参考文献は(1)、(2)などの番号で示し、本文の最後一括して番号順に記載する。文献の著者が3人までは全員、4人以上の場合は3人目までをあげ、4人目以降は省略して～、他とする。

②雑誌名は、原則として省略しないこととする。その雑誌が使用している略名がある場合は、使用してもよい。

③記載方法は下記の例に準ずる。

<雑誌の場合>

著者名「表題」『雑誌名』巻、発行年(西暦); pp.-.

(例)

1) 太田貞司「高齢者ケアと福祉文化」『福祉文化研究』Vol. 9、2000; p. 5. (複数ページの場合はpp.5-6.)

<単行本の場合>

著者名「表題」編者名『書名』発行所、発行年(西暦); pp.-.

(例)

2) 一番ヶ瀬康子「福祉文化とは何か」一番ヶ瀬康子・河島修・小林博、他編『福祉文化論』有斐閣、1997; p. 19. (複数ページの場合はpp. 19-20.)

原則として、特殊な報告書、投稿中原稿、私信などで一般的に入手不可能な資料は、文献としての引用を差し控える。

-
7. 投稿原稿は、本文、図、表、写真、抄録などもすべて正1部、副2部を送付する。副本は複写でもよい。パソコン、ワープロで作成した投稿原稿は、原文をワード又はテキスト形式に変換し、電子記録媒体（USBメモリー等）にコピーして添付すること。
 8. 原稿の提出期日は8月末日（当日消印有効）とし、刊行は年1回3月とする。
 9. カラー等特殊な印刷を希望する場合には、著者負担とする。
 10. 本誌に掲載された論文の原稿は、原則として返却しない。
 11. 投稿原稿送付の際は、封筒の表に「福祉文化研究原稿」と朱書きし、日本福祉文化学会事務局（または、編集者の指定する送付先）に郵送する。
 12. 掲載原稿の著作権は本学会に帰属する。ただし、本学会が必要と認めたとき、あるいは外部から引用の申請ならびに著作権使用の申請があった時は、「日本福祉文化学会著作権規程」に基づき編集委員会で審議の上、これを認めることがある。
 13. 著者校正は1回とする。基本的に校正の際の加筆は認めない。
 14. 本誌に掲載された著者に本誌を2部送付（贈呈）する。別刷りを希望する場合は有償となる。部数ごとの金額については、該当者へ連絡をする料金表を参照すること。
 15. 「福祉文化研究」に掲載された論文等は、掲載1年後以降、学会のホームページに公表される。
 16. その他、本規定に関する問い合わせは本部事務局へ。

付則 平成12年3月25日より施行する
平成24年12月22日より一部改正し施行する

『福祉文化研究』 投稿票

日本福祉文化学会

提出年月日	年 月 日
原稿の種類 (○で囲む)	論文 研究ノート その他 現場実践論 資料 福祉文化評・書評
分類	(1)暮らしの中の福祉文化 (2)スポーツ・リクリエーションと福祉文化 (3)芸術と福祉文化 (4)宗教と福祉文化 (5)教育と福祉文化 (6)メディアと福祉文化 (7)企業活動と福祉文化 (8)科学技術と福祉文化 (9)建築と福祉文化 (10)法律(法制度)と福祉文化 (11)フィナーレ文化と福祉文化 (12)外国と福祉文化 (13)ジェンダーと福祉文化 (14)地域社会と福祉文化 (15)高齢者と福祉文化 (16)子どもと福祉文化 (17)障害児・者と福祉文化 (18)その他 ()
(ふりがな) 氏名	
自宅住所	〒 TEL FAX E-mail:
所属機関名	〒 TEL FAX E-mail:
題目(日本語)	
題目(英語)	
キーワード	
枚数	投稿文(表・図・注等含む) 文字(40×40で 枚) 表 枚 図 枚 写真 枚
別刷必要部数	()部(有料)(別途金額は連絡する)
二重投稿に 関する署名	本稿は、他誌に発表しておらず投稿中でもありません。また、掲載の採否決定前に他誌へ投稿いたしません。 署名(自署):
備考	
編集委員会 記入欄	

ゲラ校正等、送付先(自宅または勤務先)に○印をつけてください。

投稿の際はコピーまたはホームページからダウンロードしてご使用下さい。

『福祉文化実践報告集』 投稿規定

(2005年1月30日制定)

1. 本報告集への投稿は共著者も含めて本学会員であることを原則とする。ただし学会員の推薦がある場合にはその限りではない。

2. 他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。

3. 原稿を投稿の際、指定の「投稿票」に記入する。学会員の投稿は無料。学会員以外が投稿する場合は、事務手続き料として3,000円を徴収する。

4. 本報告書は、原則として依頼原稿、投稿原稿、およびその他によって構成される。

(1) 投稿原稿の種類とその内容は、以下の通りとする。

①「報告 (Report、福祉文化実践報告)」

現場や地域における福祉文化の視点や生活者の視点にたつ日々の現場実践やボランティア活動の経験の中から生まれた取り組みの報告。

②「小論 (Short Activity Report、福祉文化実践雑感)」

現場や地域における福祉文化の視点や生活者の視点にたつ日々の現場実践やボランティア活動の経験の中から生まれた問題提起や提案、提言等。

③「資料 (Information、福祉文化実践資料)」

現場や地域での福祉文化的活動やボランティア活動の経験を通して得られた有益な資料。

④「会員の声 (Letter)」

掲載された論文や報告等に対する意見、実践報告、ボランティア活動の経験など。

5. 福祉文化実践報告集編集委員会の審議により、投稿者に対し、掲載原稿の種類の変更を勧めることがある。

6. 編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿はできるだけ速やかに再投稿する。なお、返送から1ヶ月以上経過しても連絡がない場合は、投稿取り下げとみなすことがある。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、指摘された事項に対する回答を別に付記するものとする。

7. 投稿原稿の執筆要領は、以下の通りとする。

A4版：1枚当たり40字×40行

余白：上・下 各25mm 左・右 各30mm

ポイント：10.5

字体：MS明朝

①報告4～5枚（タイトル、図、表及び写真も含む）

②小論3～4枚（タイトル、図、表及び写真も含む）

③資料1～2枚（タイトル、図、表及び写真も含む）

④会員の声1枚以内（タイトル、図、表及び写真も含む）

8. 投稿原稿は、本文に図、表及び写真などすべて挿入した完全版下を1部とUSBメモリまたはCDに保存した電子データを送付する。

9. 原稿の提出期日は12月末日とし、刊行は年1回3月とする。

-
10. カラー等特殊な印刷を希望する場合には、著者負担とする。
 11. 本報告集に掲載された報告等の原稿は、原則として返却しない。
 12. 投稿原稿送付の際は、封筒の表に「福祉文化実践報告集原稿」と朱書きし、日本福祉文化学会事務局に郵送する。
 13. 掲載原稿の著作権は、本学会に帰属する。ただし、本会が必要と認めたとき、あるいは外部から引用の申請ならびに著作権使用の申請があった時は、編集委員会で審議の上、これを認めることがある。
 14. 本報告集に掲載された著者に本報告集を2部贈呈する。別刷りは行わない。

附則 本規定は、2005年1月30日より施行される。

改正 2010年2月27日

改正 2010年11月6日

改正 2011年3月13日

改正 2012年3月17日

『福祉文化実践報告集』 投稿票

日本福祉文化学会

提出年月日	年 月 日
原稿の種類 (○で囲む)	報告 小論 資料 会員の声
分類 (該当する分類を○で囲む。複数にわたってもよい)	(1)暮らしの中の福祉文化 (2)スポーツ・レクリエーションと福祉文化 (3)芸術と福祉文化 (4)宗教と福祉文化 (5)教育と福祉文化 (6)メディアと福祉文化 (7)企業活動と福祉文化 (8)科学技術と福祉文化 (9)建築と福祉文化 (10)法律(法制度)と福祉文化 (11)フィナーレ文化と福祉文化 (12)外国の福祉文化 (13)ジェンダーと福祉文化 (14)その他(具体的に:)
(ふりがな) 氏名	
自宅住所	〒 TEL: FAX: E-mail:
所属機関名	〒 TEL: FAX: E-mail:
題目(日本語)	
キーワード	
枚数	本文400字詰原稿用紙 枚 表 枚、 図 枚、 写真 枚
備考	
編集委員会 記入欄	

福祉文化実践学会賞選考規定

2005年1月30日制定

1. 福祉文化実践学会賞は、前年度までに発行された『福祉文化実践報告集』及び学会誌『福祉文化研究』に掲載された「論文」「報告」「小論」「現場実践論」等、および、本学会の会員で当該年度までに行った福祉文化実践活動の中から最も優れた現場実践やボランティア活動等に対して与えられる。
2. 受賞者の人数は、原則として1年度に1名または1団体とする。
3. 受賞者の選考は、選考委員会が以下の要領で行い、理事会の承認を得て決定する。ただし、第1回目の受賞者の選考は別途定める。
 - (1) 受賞候補者の推薦は、選考委員会が行う。
 - (2) 選考委員会は、副会長1名、『福祉文化実践報告集』編集委員長、『福祉文化研究』編集委員長、研究企画委員会委員長、事務局長の5名によって構成される。ただし、役職を兼任している場合の委員補充は行わない。
 - (3) 選考委員会は、当該年度の4月30日までに、受賞候補者名と推薦文を会長宛に提出する。
 - (4) 会長は受賞候補者名と推薦文を理事会に提出し、理事会で受賞予定者を決定する。また、受賞予定者に通知する。
 - (5) 受賞候補者がなかった場合、あるいは、理事会の審議の結果、受賞候補者のいずれもが受賞者として適当ではないと判断された場合は、その年度の受賞者はないものとする。
4. 受賞者には、賞状および副賞として5万円の金品が授与される。
5. 授賞式は、総会の席上で行う。その際、1名分の交通費を支給する。
6. 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

付則 本規定は、2005年1月30日より施行される。

日本福祉文化学会倫理規程

日本福祉文化学会は、人間としての幸せを求め、人々の権利を探求することを最も重要なテーマとする学会として、学会および学会の会員の実践や研究、発表などの活動において遵守すべき倫理について、倫理規程を定める。

(遵守すべき倫理)

- 1 学会および会員は、学会の現場セミナー、会員の実践活動、研究活動、実践報告、研究発表などにおいて、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」(2004年11月・厚生労働省)に抵触しないように配慮しなければならない。
- 2 学会および会員の実践活動や研究活動などの結果の整理や報告、公表にあたっては、対象者の名誉やプライバシーなどの権利を侵害したり、整理した内容や結果を捏造してはならない。
- 3 学会および会員の実践活動や研究活動などにおいては、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントにあたる行為によって他者の権利を侵害してはならない。
- 4 学会および会員の大会での口頭発表や『福祉文化研究』などへの投稿においては、他者の論文を盗用したり、重複投稿をしたり、出所を明示(必要に応じて承諾を得る)しないで他者の論文や文献、他説を引用したりしないようにしなければならない。
- 5 学会および会員は、実践や研究、報告、発表などの活動において差別的表現や不適切とされる用語などを使用してはならない。
- 6 『福祉文化研究』の編集や査読においては、投稿者の人格を傷つけたりすることなどがないように、他者の人格の尊重や権利に配慮をしなければならない。
- 7 学会および会員は、会員の名簿などの個人情報を学会活動に必要な目的以外に用いてはならない。

(倫理委員会の設置と運営)

- 1 学会は、倫理規程の目的を達成し、倫理に関するトラブルに対応するために、倫理委員会を設置する。
- 2 倫理委員会は、理事会において理事および評議員の中から選出された倫理委員5名をもって構成され、互選により委員長を決定する。
なお、委員の任期は次回評議員選挙によって新理事および評議員が決定して引き継がれるまでとする。
- 3 倫理委員会は学会および会員の倫理向上のための提言を行う。
また、学会および会員に関する遵守すべき倫理に抵触する旨の苦情や訴えがあった場合ならびに救済の訴えがあった場合には、裁定に関わる審議を行い、その結果を理事会に提案する。
- 4 倫理委員会の裁定の決定と通告については、委員会の提案に基づいて理事会が決定し、理事会が当事者に通告を行う。
その後の対応については、理事会が行う。
- 5 倫理委員会は、上記の訴えを受け止められるように、相談窓口を学会事務局に置く。

(改正ならびに廃止の手続き)

規程の改正・廃止は、理事会が行う。

(付則)

この規程は、2010年2月28日より施行する。

日本福祉文化学会著作権規程

日本福祉文化学会は、福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化学の研究・実践活動を進めるために、研究論文等の印刷、配布又は Web 送信など、投稿者及び他の会員や社会の期待に応えるサービスを、日本福祉文化学会の名にふさわしい質を維持しながら提供する必要がある。しかも、このサービスは将来予想される新技術や会員／社会のニーズの変化に柔軟に対応しつつ、安全かつ継続して提供できなければならない。

そのためには、日本福祉文化学会が自己の名義の下で公表する著作物の著作権に関する取り扱いを明確にする必要がある。この規程ではかかる著作物の著作権を日本福祉文化学会に譲渡してもらうことを原則とするものの、それによって著者ができるだけ不便を被らないよう配慮する。

(この規程の目的)

第 1 条 この規程は、本学会に投稿される論文等（本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等及び本学会に投稿される研究報告、シンポジウム・全国大会・本学会が主催又は共催するセミナーなどの予稿等を含む。以下あわせて論文等という。）に関する著作者・投稿者（以下あわせて「著作者」という。）の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

(著作権の帰属)

第 2 条 本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利¹⁾を含む。以下同じ。）は本学会に最終原稿が投稿された時点から原則として本学会に帰属する。

2. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作者は投稿時にその旨を投稿窓口あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者と本学会との間で協議の上措置する。
3. 本学会の出版物に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

(不行使特約)

第 3 条 著作者は、以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布に伴う改変
- (3) アブストラクトのみ抽出して利用
- (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

(第三者への利用許諾)

第 4 条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、本学会は本学会理事会において審議し、

適当と認められたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾する権利の運用を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

2. 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れ学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

第5条 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに對し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

2. 著作者が著作物を利用しようとする場合、著作者は本学会に事前に申し出を行った上、本学会の指示に従うとともに利用された複製物あるいは著作物中に本学会の出版物にかかる出典を明記することとする。ただし、元の論文等を25%以上変更した場合にはこの限りではない。また、3項、5項にかかわる利用に関しては事前に申し出ることなく利用できる。
3. 論文等のうち、本学会が査読の上論文誌(ジャーナル及びトランザクション。以下同じ。)への採録を決定して最終原稿を受領したもの及び会誌記事については、著作者は他の学会に投稿することはできない。なお、論文等のうち、研究報告、シンポジウム予稿、全国大会予稿、セミナーの予稿など(以下「研究報告等」という。)については、研究の途中成果とみなし、著作者が当該研究報告等を研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿する(以下「論文化投稿」という。)ことに対して、本学会は本学会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行わない。
4. 著作者が論文を投稿するにあたり、著作権の返還を本学会に申請した場合、本学会は、当該著作者の申請が正当な理由によるものと認めるときは、当該研究報告等の著作権を著作者に返還する。ただし、当該著作者は、当該研究報告等に関し、本学会の運営上必要となる事項(第三者への複製許諾、学会が作成するWebサイト、CD-ROM等への論文掲載等)を本学会が継続して実施できるよう、本学会に対して当該研究報告等にかかる著作権の利用許諾を行うものとする。なお、当該利用許諾については投稿先の学会等に事前に通知するものとし、本学会へ利用許諾を行ったことにより投稿先の学会等との間に紛争が生じた場合は、本学会は当該著作者と協力して、解決を図るものとする。
5. 著作者は、投稿した論文等について本学会の出版物発行前後にかかわらず、いつでも著作者個人のWebサイト(著作者所属組織のサイトを含む。以下同じ。)において自ら創作した著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して「日本福祉文化学会倫理綱領」に則ること、ならびに本学会の出版物にかかる出典(当該出版物が発行された場合)及び利用上の注意事項²⁾を明記しなければならない。

(例外的取り扱い)

第6条 他の学会等との共催行事に投稿される論文等の著作権について別段の取り決めがあると

きは、前各条にかかわらず、当該取り決めがこの規程に優先して適用されるものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

第7条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い)があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2. 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

(発効期日)

第8条 この規程は1989年5月1日に遡って有効とする。なお、1989年5月1日より前に投稿された論文及び小論文等の著作権についても、投稿者から別段の申し出があり本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。

(付則)

本規程は、2010年2月28日より施行する。

注

- 1) 以下の権利を含む：複製権(第21条)、上演権及び演奏権(第22条)、上映権(第22条の2)、公衆送信権等(第23条)、口述権(第24条)、展示権(第25条)、頒布権(第26条)、譲渡権(第26条の2)、貸与権(第26条の3)、翻訳権、翻案権等(第27条)、二次的著作物の利用に関する原作者の権利(第28条)。
- 2) 利用上の注意事項の例：ここに掲載した著作物の利用に関する注意本著作物の著作権は日本福祉文化学会に帰属する。本著作物は著作権者である日本福祉文化学会の許可のもとに掲載するものである。利用に当たっては「著作権法」ならびに「日本福祉文化学会倫理綱領」に従うこと。

編集後記

復興支援で、福島の子ども達に「安全などんぐりの実」を届けました。拾ってはいけない福島の「汚染されたどんぐりの実」。こんな悲しい季節があと何回続くのでしょうか？

さて、会員の皆さんから、編集委員会に様々なご意見や苦情をいただいた一年でした。

委員会として検討し、投稿規定を含め改善できることは、理事会へ上申しました。

次号も会員の皆さんの研究誌としてさらに充実を図ります。 (小多洋実)

政治が混迷する中で、ここ数年の間に社会福祉の領域では規制緩和や改革（悪）が急ピッチで進められています。保育の分野でも、幼保一元化を目指して3月に国会に提出された「子ども・子育て新システム関連3法案」が、政党間の駆け引きの中で幼保多元化に修正され、8月に国会で「子ども子育て関連3法案」として可決されました。ここで問題なのは、子どもの育ちや保育の内容はそっちのけで、行政の枠組みや仕組みばかりが論議され、新しい制度が決まったということです。今、最も必要とされるのは生活者の視点から考える「福祉文化」であり、今こそ、私たちは「福祉文化」を哲学として高めていかなければならないと強く感じ、「福祉文化研究」の役割や責任をあらためて考えています。

(小沼 肇)

去年は、一番ヶ瀬先生が逝去されるという特別な年になってしまった。社会福祉をめぐる状況は、厳しく、財政難を理由に専門職の待遇などもなかなか改善されない。このような時こそ、学会設立の趣旨にたち返り、すべての人々に普遍的な課題として福祉文化への思いを強めようと感じるこのごろである。

(月田みづえ)

一番ヶ瀬先生は、サリドマイド薬害訴訟において、被害児の家庭を訪問して損害を明らかにする調査をされ、結果を裁判で証言されました。この証言は、単なる金銭賠償にとどまらない被害者の生活支援を含む和解の成立に大きな影響を及ぼしました。補償の一環としてサリドマイド被害者の福祉センター「いしずえ」が設立され、その顧問としても尽力されました。一番ヶ瀬先生への感謝は言葉では言い尽くせませんが、この場を借りて深く御礼を申し上げます。今は安らかなることをお祈り申し上げます。

(佐藤嗣道)

職場での文書処理、通勤、日常生活や余暇…、毎日繰り返す活動でありながら、困難さや不便さも避けがたく、消耗する日々が続きます。それらを社会との関わりによって軽減し、より主体的で豊かな生き方へと向けていく営みが、つまりは、「障害当事者の側からの福祉文化の創造」につながるの思いで、本誌編集の一端に関わらせていただきました。時には苦しい判断を要する編集作業の過程から、多くの啓発を得られたことが、最大の財産になっています。

(岡 真澄)

一番ヶ瀬康子氏追悼セミナー、偲ぶ会に出席させていただきました。暖かな、そして学ぶことの多い会でした。一番ヶ瀬先生の専門領域を超えるグローバルな視点の必要性和、一方で一人ひとりの暮らしの幸せにこだわるミクロな視点の融合の大切さを改めて教えられました。一番親しみを感じたのは酒豪であられたところですが。私はビールですが。よりよい誌面にしていくために微力ながら協力させていただきます。

(杉田穂子)

一番ヶ瀬康子先生は私にとっては雲上人ではあったが、思い出せば平場で話をしたことも多々あった。凜とした容姿で、話に耳を傾け、「じゃそれでいいわね。」と、話は端的。決断が早い、というか、解決策を即答。ブレない芯があったのだろう。また、政策に訴えるには「実践者の運動がないと日本は動かないわね。」ともおっしゃっていた。そしてご自分も先頭に立たれた。あの毅然とした姿が心に残る。

(磯部幸子)

編集委員長 本多 洋実 (日本体育大学)
編集委員 小沼 肇 (小田原女子短期大学)
月田みづえ (昭和女子大学)
佐藤 嗣道 (財団法人「いしすえ」)
岡 真澄 (埼玉県立特別支援学校埼玉保己一学園)
杉田 穂子 (青山学院女子短期大学)
磯部 幸子 (日本福祉文化学会事務局)

福祉文化研究 2013 Vol.22

2013年(平成25年)3月25日発行

編集・発行 日本福祉文化学会

〒165-0026 東京都中野区新井2-12-10 芸術教育研究所内

日本福祉文化学会『福祉文化研究』編集委員会

TEL&FAX 03-5942-8510

e-mail fukushibunka@lagoon.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.fukushibunka.gr.jp>

印刷 望月印刷株式会社

〒338-0007 さいたま市中央区円阿弥5-8-36

TEL 048-840-2111 FAX 048-840-2121